

2025 年度 政策・制度実現に向けた取り組みの基本方針

I. はじめに

- (1) 道内の老年人口比率は、和歌山県、秋田県に次いで、全国で3番目（2020年）に高いことから、少子高齢化の進展についての的確に対応し、人口減少に歯止めをかける必要がある。とりわけ人口動態については、団塊の世代（第1次ベビーブーム世代）が2025年に後期高齢者の年齢に達することや、団塊ジュニア（第2次ベビーブーム世代）も2024年で50歳以上となることに伴い一定程度の自然減はやむを得ないものの、結婚・出産を増加させるためには子育てしやすい社会、環境づくりについては道内全体における喫緊の課題として取り組みを進めることが肝要となる。加えて、医療・介護、教育など限られた財源の条件のもと、人手不足解消に向けた産業や雇用の創出、行政運営など道内各地域において、コンパクトでネットワークを再構築したまちづくり（多極ネットワーク型コンパクトシティ）を形成していくことが急務となる。
- (2) 2024年度上期（4月～9月期）の道内経済を振り返ると、国内経済および北海道経済ともに、ウクライナ・中東情勢の動向、中国経済の先行き懸念、米国の政権交代による影響、為替の変動など、先行きへの不確実性が高まってきているなか、宿泊・飲食サービスや運輸・郵政事業などを中心に非製造業の景況感が全体を押し上げた。これは堅調に回復するインバウンドなどが改善の背景にあるとみられる。個人消費については家計の節約志向が広がり、長引く物価高が与える影響は未だ大きい。加えて、昨夏、一時的な需給バランスの崩れから、店頭の水が品薄状態となる「令和の水騒動」が起きた。米の小売価格は直近10月には3,771円／5kg（札幌市）と、夏場に比べ約1.6倍に急騰した。消費者物価の上昇が引き続き重石となり、個人消費は前年横ばいが見込まれる。価格の上昇を背景に、住宅投資においても主な需要層であるファミリー層が持ち家や分譲住宅の購入を見送る動きが現れた。
- (3) 道内の雇用情勢については、直近11月の情勢概況として、有効求人倍率が0.99倍（全国1.18倍）と基調判断の1倍を下回り、20ヶ月連続で前年前月より減少した。とりわけ、正社員の有効求人倍率が0.84倍（全国1.06倍）と、企業は人手不足と逆行して正社員での求人が出せない状況にあるものの、2024年7月～9月期の道内の完全失業率は2.6%と前年比で0.2ポイント低下した。また、日銀札幌支店が公表した短観（2024年12月調査）によれば、雇用人員判断（「過剰」－「不足」）が▲49と過去に例を見ないほどの人手不足感となっている。他方、所得情勢をみると、道内の名目賃金は賃上げの上昇からプラスの伸びが2024年4月以降に加速しているものの、実質賃金は物価高の影響が長期化しているなか、2022年度以降低下傾向が続いている。

このような情勢を踏まえ、連合北海道の2025年度政策・制度実現に向けた取り組みは、第37回年次大会で確認した方針に則り、働く者の生活と労働条件の改善に向けて構成組織・地域協議会とともに進めていく。

II. 直近の情勢と課題

1. 2025 年度政府予算案

- (1) 2024年12月27日、政府は3年連続で110兆円超とする、過去最大規模の予算案を閣議決定した。今般の「一般会計総額」は115.5兆円と前年度当初予定比で2.6%増となり過去最大を更新したほか、「社会保障関係費」、「国債費」も過去最大を記録した。政府は「賃上げと投資が牽引する成長型経済へ移行するための予算」とし、経済・物価動向を反映した予算編成として公務員・教職員・保育士の給与改善や公共工事の設計労務単価の引き上げ、取引適正化の取り組みの推進を明記した。また、重要政策課題への対応としては、GX投資推進、AI・半導体産業基盤強化、薬価改定や高額療養費制度見直し、教職調整額の段

階的引き上げ等が盛り込まれたが、賃上げや中小企業の生産性向上の強化、物価高対策など地方経済の活性化に繋がる成長力の強化を図っていくことが肝要である。

- (2) また、社会保障関係費も過去最大の予算案が示され、人口構造の変化に伴う増加分に、年金スライド分や保育給付の上振れ相当分（2024 年人事院勧告の影響）を上乗せ（＋ 2,500 億円程度）し計上した。医療・介護の人材確保を後押しする施策は示されたものの、地域で在宅ケアを支える訪問介護サービスに必要な財源は十分に確保されていない。医療・介護・障がい者福祉・保育に従事する職員の処遇改善策をより充実させるべきであり、暮らしの安心を支えるベーシックサービスを確立することが急務である。政府は、人口減少時代における医療・介護・年金制度の構築に向けた議論をより深化させるべきである。
- (3) 国債費も過去最大となったが、中長期試算も踏まえ、今後の経済再生と財政健全化の道筋について政府は、納税者である国民に対してしっかりと説明すべきあり、国債に対する信認を得られなければ、財政余力が失われる懸念が強まる一方である。高齢化の更なる進展や人口減少社会に対応する観点から、この先も財政需要の増加は避けられないという前提に立ち、これまで以上に財源論にも向き合っていく必要がある。

2. 2025 年度税制改正大綱

- (1) 自民・公明両党は 2024 年 12 月 20 日、「令和 7 年度税制改正大綱」を決定（同月 27 日に閣議決定）した。大綱のポイントとしては、所得税の課税最低限の引き上げについては、①「103 万円の壁」は基礎控除（48 万円）を 58 万円、給与所得控除（最低 55 万円）を最低 65 万円にそれぞれ 10 万円上乗せし 123 万円に引き上げる、②住民税は基礎控除（43 万円）を据え置き、給与所得控除は所得税と同様に引き上げるなどと明記。子育て支援の関連では、①住宅ローン減税の優遇措置を 1 年間延長や、②生命保険に入っている人の税金を安くする生命保険料控除は 1 年間限定で拡充、③結婚・子育ての資金を一括贈与する際の非課税特例は 2 年間継続、④住宅ローン減税は住宅購入時に組んだローンの年末残高に対して 0.7% を所得税や住宅税の税額から差し引く、⑤高校生年代の親の扶養控除は、所得税が年 38 万円、住民税が年 33 万円をそれぞれ維持され、⑥大学生年代の子の親が受けられる特定扶養控除はアルバイトなどする子どもの年収上限を現行の 103 万円から 150 万円に引き上げるとされる。そのほか、①個人型確定拠出年金（イデコ）の掛金限度額の引き上げや、②中小企業の 800 万円までの所得に適用される軽減税率の特例は適用期限を 2 年延長、③スタートアップ（新興企業）などに投資する個人投資家への優遇措置「エンジェル税制」の拡充、④企業版ふるさと納税の 3 年延長、⑤防衛力強化の税源とする法人税とたばこ税の引き上げ、⑥インバウンドを対象とした消費税の免税制度の見直しなどが図られた。その一方で、自公両党と国民民主党の幹事長間で合意した「103 万の壁」を国民民主党が主張する 178 万円を目指して引き上げることや「ガソリンの暫定税率」を廃止することについては、「各項目の具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進める」と盛り込まれたものの、具体的な時期などの明記までには至らなかった。
- (2) わが国の税収は、過去最高を更新し、円安で外為特会などの税外収入も増えているとされる。また、賃上げによる名目賃金は上昇したが、物価高や税金・社会保険料負担増の影響により実質賃金は伸び悩んでいる。人口減少や少子高齢化が加速していくなかで持続可能で包摂的な社会保障制度の構築や、格差是正に対する所得再分配機能の強化に向けた恒久的な対策、財源確保など税体系全般の抜本的な見直しについては未だ不明瞭と言わざるを得ない。
- (3) 手取り額を増やすことを目的とした「103 万円の壁」については、2025 年から基礎控除と給与所得控除を 10 万円ずつ引き上げ、非課税枠を 123 万円に引き上げることとなる。123 万円に引き上げることによる減税効果は、試算上では年収 500 万円の場合、1 万円とも言われる。他方、納税者の年間所得が 1 億円を超えると所得税負担が低下する、いわゆる「1 億円の壁」については、以前から問題視されてきたものの、大綱には具体的な改善策が見当たらない。このような税負担の不公平感や、今回置き去りとなった「ガソリンの暫定税率」の廃止については、地方財政に配慮したうえで早急に検討すべきである。また、税収減による地方行政サービスに影響が及ばないように注視していかなければならない。地方自治体の税収減は、住民税の減少だけでない。国税である所得税の 33.1% は国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準に従って、地方交付税交付金として地方に再配分される仕組みになっている。これらを踏まえて、地

方自治体の歳入不足分から地方の行政サービスが低下することのないよう早急に対策を講じる必要がある。

3. ディーセント・ワークの実現

(1) 2024年に成立した主な法律等

- ① 2024年6月7日、「建設業法」「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）」の改正法が成立し、同年6月14日に公布された（公布日から1年6ヶ月を超えない範囲で順次施行予定）。改正法には、労働者の処遇改善（労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化）、資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止、働き方改革と生産性向上（長時間労働の抑制・ICTを活用した生産性向上）などが盛り込まれた。
- ② 2024年5月24日、「育児介護休業法等」の改正法が成立し、2025年4月1日と10月1日の2段階で施行予定となっている。改正法には、子の看護休暇の見直し（取得事由に学級閉鎖や入園・入学式等を追加）、所定外労働の制限の対象となる子の範囲の拡大、育児短時間勤務の代替措置としてテレワークの追加、家族を介護する労働者の申出に基づきテレワークをさせる努力義務などが盛り込まれた。
- ③ 2024年4月26日、「流通業務総合効率化法・貨物自動車運送事業法」の改正法が成立し、同年5月15日に公布された。公布から1年以内（2025年5月まで）に施行される予定。物流業界での「2024年問題」による物流停滞への懸念や、軽トラック運送業における事故の増加が大きな課題となっていたことから、これらの課題を対処するため、改正法には、物流事業者は雇用する労働者への負荷の軽減に資するように輸送網の集約・配送の共同化等の措置を講ずることが努力義務化されたほか、荷主も物流事業者への協力に繋がる一定の措置を講ずることも努力義務となる。加えて、元請事業者と下請け事業者の取引の適正化や、軽トラックの事故を抑制するために軽トラック事業者は事業の届出を行った後、速やかに貨物軽自動車安全管理者1人を選任し、国土交通大臣に届け出ることが義務付けられた。
- ④ 2024年5月10日、「雇用保険法等」の改正法が成立し、2025年4月1日から施行される予定（一部の規定については施行日が異なる）。改正法には、雇用保険の適用拡大（週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更）のほか、自己都合離職者の給付制限の見直し（自ら教育訓練を行った場合には給付制限の解除や、7日間の待機期間後の給付制限期間を原則2ヶ月としているが1ヶ月に短縮など）、出生後休業支援給付の創設（子の出生直後の一定期間以内に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子の育児休業を取得する場合、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額を給付し、育児休業給付と合わせて給付率80%とし手取りで10割相当まで引き上げ）、育児時短就業給付の創設（育児時短就業給付の給付率は、時短勤務中の各月に支払われた賃金額の10%）などが盛り込まれた。育児時短就業給付は、時短勤務の賃金と給付額の合計が時短前の賃金を超えないよう給付率が調整される。
- ⑤ 2024年6月5日、「子ども子育て支援法等」の改正法が成立し、児童手当の拡充は2024年10月1日施行となる。改正法により、児童手当は2024年12月支給分から所得制限が撤廃されたほか、「こども誰でも通園制度」の導入などが盛り込まれた。
- ⑥ 2024年3月28日、「所得税法」「地方税法」の改正法が成立し、令和6年度税制改正に伴い、定額減税が2024年6月から実施されることとなった。所得税3万円と個人住民税1万円の合計で納税者本人と配偶者を含む扶養親族1人当たり4万円が減税されるもの。このうち所得税については、令和6年分の所得税から定額による所得税額の減税を行う。所得税の定額減税の適用を受けられるのは、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人となっている。
- ⑦ 2024年5月17日、離婚後に父と母の双方が子どもの親権を持つ「共同親権」導入を柱とする改正民法などが成立した。改正法は2026年までに施行する予定。
- ⑧ 2024年6月19日、地方自治法の改正法が成立した。本改正法で創設された「国の補充的な指示」を含む特例関与は、感染症や災害等、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した際に国が自治体に必要な指示ができる特例を創設したもの。指示の際にはあらかじめ自治体から意見を聞くことなどが盛り込まれた。

(2) 2025年に施行される主な法改正

- ① 2025年4月1日より雇用保険法の改正法が施行され、雇用保険の適用拡大（週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更）のほか、自己都合離職者の給付制限の見直し（自ら教育訓練を行った場合には給付制限の解除や、7日間の待機期間後の給付制限期間を原則2ヶ月としているが1ヶ月に短縮など）、出生後休業支援給付の創設（子の出生直後の一定期間以内に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子育て休業を取得する場合、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額を給付し、育児休業給付と合わせて給付率80%とし手取りで10割相当まで引き上げ）、育児時短就業給付の創設（育児時短就業給付の給付率は、時短勤務中の各月に支払われた賃金額の10%）などが盛り込まれた。育児時短就業給付は、時短勤務の賃金と給付額の合計が時短前の賃金を超えないよう給付率が調整される。
- ② 2025年12月までに建設業法等の改正法が施行され、労働者の処遇改善（労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化）、資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止、働き方改革と生産性向上（長時間労働の抑制・ICTを活用した生産性向上）などが講じられる。
- ③ 2025年5月までに「流通業務総合効率化法・貨物自動車運送事業法」の改正法が施行され、物流事業者は雇用する労働者への負担の軽減に資するように輸送網の集約・配送の共同化等の措置を講ずることが努力義務化されたほか、荷主も物流事業者への協力に繋がる一定の措置を講ずることも努力義務となる。加えて、元請事業者と下請け事業者の取引の適正化や、軽トラックの事故を抑制するために軽トラック事業者は事業の届出を行った後、速やかに貨物軽自動車安全管理者1人を選任し、国土交通大臣に届け出ることが義務付けられた。
- ④ 障がい者雇用の除外率が2025年4月1日より、除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられる。
- ⑤ 2025年4月1日と10月1日の2段階で、育児介護休業法等の改正法が施行され、子の看護休暇の見直し（取得事由に学級閉鎖や入園・入学式等を追加）のほか、所定外労働の制限の対象となる子の範囲の拡大、育児短時間勤務の代替措置としてテレワークの追加、家族を介護する労働者の申出に基づきテレワークをさせる努力義務が課される。
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の給付率は2025年4月1日から縮小する（最終的には廃止予定）。この背景には、2025年度には高年齢者雇用安定法による継続雇用制度の経過措置が終了し、60歳以上65歳未満の労働者は希望すれば全員が継続雇用の対象者になることから、給付額が減少することとなった。2025年4月1日から、賃金の額（65歳以後の各月に支払われる賃金額）がみなし賃金月額（60歳に達した日を離職日とみなして算定した賃金日額に30を乗じて得た額）の64%相当額未満の場合、給付率は従前の15%から10%に引き下げられることとなる。

4. 持続可能な社会保障制度（医療・介護・年金・子育て）の構築

- (1) 北海道は面積が広域のため、可住地面積100km²人当たりの一般診療所数は全国最下位（2021年）であるうえ、札幌市近郊などの都市部以外は診療所数の少なさがより深刻化している。また道内地方部では、重症化しなければ受診しない傾向にあるなどが起因し、医療費が全国平均より高い現状にあると考えられる。2024年度から10年間の新たな「北海道医療計画」がスタートした。診療所が少なく高齢化率の高い道内の過疎地においても受診しやすい環境整備の構築に向け、遠隔診療やDX診療などの普及がより一層求められる。同時に、道内の医師不足を解消し、公立・公的病院の医師派遣などを活性化し、「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局」が身近な存在となることが重要である。
- (2) 協会けんぽ北海道支部の2024年度の保険料率（10.21%）は、全国の平均保険料率（10%）よりも高いことから、中長期の平均保険料率はキープした上で、協会けんぽ北海道支部の平均保険料率を引き下げるといった仕組みが必要である。また、全国47ヵ所にある協会けんぽ支部間の格差解消に向けた料率算定ルールの見直しも検討すべきである。
- (3) 各自治体が、2024年度を初年度とし3カ年計画として策定した「第9期介護保険事業計画」には、道内各自治体による健康増進事業や認知症施策、介護資格取得にかかる費用助成、介護医療院の新たな開設、

高齢者への配食サービスなど、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む事例が挙げられているものの、地方交付税を含む地方一般財源総額の増額を求める道内自治体が全体の半数近くを占めている現状にある。団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎え、高齢者人口がピークとなる2040年を見通すと、85歳以上人口が増加する一方、生産年齢人口は急減することが見込まれるなか、介護サービス基盤の整備や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るなど地域公共サービスの質をより一層高めていく必要がある。

- (4) 2024年春、訪問介護サービスの基本報酬が引き下げられた。道内の訪問介護事業所は札幌市など都市部に集中しており、地方部の町村などでは訪問介護事業所が減少傾向にある。株式会社東京商工リサーチによると、2024年の訪問介護事業所の倒産は81件と過去最多であり、道内市町村実態調査のなかでは「地元で訪問介護事業所がない」などと回答した町村もあった。政府による介護、障がい福祉事業所の全職員の処遇改善の取り組みは不十分であることから支援金を支給していくべきである。とりわけ、訪問介護の社会的意義は大きい。過疎地では、都市部のように1日で何軒も効率よく回れず、採算の取れない事業所も多い。必要な訪問介護サービスが受けられない「介護難民」が地方でこれまで以上に増加していくこととなれば、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう取り組むことを目的とした、地域包括ケアシステムの深化・推進に逆行してしまう恐れがある。地域間格差を解消し、介護業界全体を支えるためにも介護人材不足を含む地域事情の課題把握が必須となる。
- (5) 2024年12月23日、少子化対策をめぐり、立憲・国民など野党3党が、公立の小中学校などの給食費を無償化するため、学校給食法の改正案を共同で衆議院に提出した。一方で私立の小中学校については、給食に関する実態把握が十分でないとして、当分の間、保護者負担とするとしている。道内自治体では、学校給食費のみならず、教材費や修学旅行費、子どもの医療費助成、高校の通学費など、独自で負担する市町村もみられる。とりわけ、学校給食費の無償化が道内自治体では5割超や、子ども医療費の外來助成が道内自治体では高校生までが8割超といった現状を踏まえて、全国一律で教育も無償化に向けた安定財源の確保について実現性のある議論が重要である。
- (6) 政府は2023年3月、社会的養護に従事する者の処遇改善を行うこととした「児童養護施設職員等の処遇改善について」と題した通知を発出したものの、児童福祉法に定められた児童養護施設（全国約600か所）の職員配置や労働条件は、子どもの命を守るという職務の責任の重さからみても、未だ不十分と言わざるを得ない。さらなる処遇改善に向けた見直しを図るべきである。同時に、児童養護施設で暮らす子どもたちが抱える課題や格差、巣立ちの支援が急務である。
- (7) 文科省は、児童生徒の問題行動や不登校などの実態を調査した「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」を2024年10月31日に公開し、病気や経済的理由を除き、心理・社会的な要因などで小中学校に年30日以上登校しない不登校児童生徒数は過去最多の34万6,482人となった（前年度から15.9%増）。不登校児童生徒数の増加は11年連続となる。また、文科省は、来年度予算概算要求のひとつとして「中学校に不登校やいじめに対応する教員を1,380人配置」を加えた。さらに、文科省は2024年8月29日、「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」と題した文書を都道府県等に通知するとともに、自宅など学校外での学習が成績に反映されるよう省令改正した。どのような事情があっても、児童生徒が不登校等により、学力が追いつかず進学等の夢が絶たれるなど将来の選択の芽をつぶさないよう、不登校児童生徒を対象に学校外でも定期テスト等が受けられ成績に反映するようICT教育等を含め不登校対策に向けた環境整備の拡充が急務である。
- (8) 「共同親権」導入に際しては、DVや虐待の被害者が共同親権を求める加害者から逃れなくなる恐れがあることから、そのリスクを家庭裁判所がどこまで判断できるかなどの制度設計が不十分である。また、裁判所に判断を委ねる余裕のない「急迫の事情」がある場合や、身の回りの「日常の行為」にあたる場合などは片方の親だけで意思決定できるとされているものの、どのような状況が「急迫」「日常」にあたるかなど、定義は曖昧である。さらに、両親の言い分が食い違うなどで教育関係者や自治体職員らの混乱も起きかねないことから、導入への課題解決に向けて早急に整備すべきである。

5. 地方財政の対策

- (1) いわゆる「103万円の壁」問題への対応として、今後、住民税や所得税、ガソリン税などの減税による地方財源の減収など、所得課税軽減策が地方に影響しないよう極めて慎重な検討を行う必要がある。加えて、地方固有の財源を棄損することがないよう慎重な検討を行うとともに、補填の際は、国の責任（国債）で行い、臨時財政対策債を発行しないなど、結果として自治体にも負担を負わせることのないよう十分配慮すべきである。
- (2) 「地方創生交付金」については、施策事業が国からの財政支援要件に当てはまらず、結果として市町村独自で地方創生を進めた結果、財政が逼迫している自治体があることから、事業の採択要件や運用の条件緩和等について検討していく必要がある。
- (3) 地方公共サービスの回復・充実を進める上で、日常生活に必要な物流・交通インフラの充実や地域公共交通・買い物支援、医療支援など社会インフラの充実をはじめ、過疎地では雇用を求めた社会減が生じているが、一自治体の施策として雇用の場の創出には限界があることから、政府が積極的に地方の人口減対策や社会インフラの充実に向けた施策を展開すべきである。
- (4) 2025年度の地方交付税の総額は自治体に配る出口ベースで前年度比3,000億円増の19兆円とし、7年連続で交付税の増額となった。一方、臨時財政対策債は、2001年度の制度創設以降、初めて新規発行をゼロとした。市民生活の維持・向上の基盤の確立に向けて財政健全化に努めるべく、今後より一層の安定的な地方財政の確保が必要となる。歳出面では、地方公務員の常勤職員や会計年度任用職員の給与のプラス改定分（8,000億円）の確保、2025年度の地方公務員給与のプラス改定なども見込み「給与改善費」2,000億円を計上となった。
- (5) 地方自治法の改正法で創設された「国の補充的な指示」を含む特例関与は、2000年地方分権一括法により国と地方公共団体が「対等協力」の関係とされたことを大きく変容させるものであり、自治事務に対する国の不当な介入を誘発する恐れが高い。生命等の保護の措置に関する指示を行うにあたっては、事前に十分に地方公共団体と協議することや、他の方法で目的が達成できないときに限るという付帯決議は付されたものの、「対等協力」であるとした趣旨を尊重する観点での根本的な問題点は解決されていないことから、政府は十分な説明責任を果たすべきである。

Ⅲ. 連合北海道における政策・制度実現に向けた2025年度の取り組み

分野別の政策課題と取り組みの考え方として、連合北海道の政策・制度課題は、専門局を横断する幅広い分野に及ぶため、各局と連携した取り組みを通じて「要求と提言」の策定と政策実現に向けた活動に取り組むこととする。主要な政策課題として、以下の課題に取り組むこととする。

1. 「要求と提言」策定に向けた主な政策課題

(1) 産業・雇用政策

- ① 2025年は「団塊の世代」が後期高齢者に到達し、「団塊ジュニア」が50歳以上となるなど、更なる労働力不足が懸念される。2024年10月の帝国データバンク調査によれば、正社員不足を感じている道内企業は56.8%と5割を上回った。業界別では「2024年問題」に直面している「運輸業等」が8割超でトップとなり、次いで「農林水産業」「建設業」は7割超と高水準で続いた。道内中小企業は良質な雇用機会の創出や生産性向上に早期着手していく必要があると同時に、持続的な賃上げを実現するには、その原資となる十分な価格転嫁の実現が重要となることから、労働審議会や北海道創生協議会等の場において意見反映を行う。
- ② 政府は2024年8月、新しい資本主義実現会議「三位一体の労働市場改革分科会」において「ジョブ型人事指針」を公表した。ジョブ型人事の導入にあたっては、労使双方のコミュニケーションが図られることが大前提であると同時に、政府が進めるべきは「ジョブ型人事」の導入や労働移動を推奨することではなく、労働者が能力を発揮し活躍を続けるためにも能力開発による能力向上が適切に評価され、処遇改善

に繋げていくことが重要である。こうした観点から、職務給による「ジョブ型雇用」の導入により、解雇規制の強化や、個別合意の意義の高まりなど、日本の労働法制にもたらす影響が生じる懸念もあることから、導入に際しては、労働条件の明確化や「ジョブ型雇用」でない労働者との均衡処遇、職務や勤務地の消滅による雇用終了のあり方について、労働者に対する不利益な取扱いが生じないよう、国や道に対し意見反映していく。

- ③ 医療・介護職場では、人材不足がすでに深刻化している状況にある。政府は2024年度の介護報酬改定で処遇改善に重点を置き、全体でプラス改定となったものの、他産業との賃金格差は解消されていない。また、高齢者在宅ケアを支える訪問介護の基本報酬が減額され、道内事業所が経営難に陥り、札幌・旭川等の都市部以外では事業所が減少している事態を招いていることから、基本報酬の見直しを求める必要がある。現場を担う労働者の賃金・労働条件を継続的に改善するための施策が講じられるよう、構成組織・地域協議会との意見交換を通じて、現状の課題の把握に努め、政策・制度の検討・策定を行う。
- ④ 道内の基幹産業である農林水産業の振興はもとより、道内農業の取り巻く現状は飼料や肥料が半数近くを輸入に依存していることから、世界情勢に左右されない飼料、肥料の価格高騰対策の拡充について求めていくこととし、国や道に対して意見反映していく。
- ⑤ 農業における人手不足や生産性向上等の課題に対応するためには、スマート農業を推進していく必要があるものの、機械は高額で導入のハードルが高いことから農業支援サービスの重要性が増している。個人経営の農家も含む全ての農業経営の安定化に向けて、スマート農業の普及に伴う設備投資費用の助成率の引き上げをはじめ、補助金申請手続きの簡素化、農業支援サービスの拡充等について「要求と提言」に盛り込むこととする。
- ⑥ 道内の観光関連産業の強靱化を図るため、カーボンニュートラルやカーボンオフセット、サステナブルツーリズムの推進など社会環境の変化に対応した事業者の取り組み支援や、道内自治体および関係機関と連携した観光関連産業の高付加価値化、関連事業とのビジネス創出を求めていくこととし、労働審議会や北海道創生協議会等の場において意見反映を実践していく。
- ⑦ 地域における子ども・子育て世帯への支援に向けた取り組み状況を把握するとともに、現場で働く保育士等の処遇・配置改善、児童養護施設で働く児童指導員の賃金・労働条件の改善に向けた取り組みについては、関連する構成組織や地域協議会との意見交換などを実施し「要求と提言」に反映していく。
- ⑧ 学校教員を取り巻く環境整備を進めるため2024年12月24日、文科大臣は財務大臣と令和7年度予算について大臣折衝を行い、2026年度から中学校35人学級への定数改善は約40年ぶり、教職調整額の引き上げは約50年ぶりの改革として合意した。一方で、2023年度に不登校と判断された小中学生は全国で34万人に達し、道内の小中学生においても1万4,361人に上り過去最多を更新した。道内公立中学校は1学級3.2人が該当することとなる。文科省は2024年8月29日付けで、不登校の小中学生を対象に、自宅など学校外での学習が成績に反映されるよう省令で改正し、欠席中の学習成果で成績を評価することができると明記し全国の教育委員会に通知したものの、道内市町村実態調査では学校外での定期テストの受験を可能としている自治体は2市町のみであった。不登校児童生徒も含めて誰一人取り残されない学びの保障に向け、教育現場の実態の把握に努め「要求と提言」に反映していく。
- ⑨ 持続可能な建設業を目指し担い手を確保する観点から、賃金の引上げや資材高騰分の転嫁、労働時間の適正化に向け、連合本部を通じて中央建設業審議会や国土交通大臣等が違反建設業者への勧告・指導監督を強化するよう意見反映していく。
- ⑩ 季節建設労働者や外国人労働者、職業訓練などの道内における現状・課題については、組織労働局と連携して、関連する構成組織との意見交換などを実施し「要求と提言」に反映していく。

(2) 道内の人口動態および経済政策

- ① 急速な少子化・人口減少に直面する北海道は、すでに道内人口が510万人を割り込み、2030年には生産年齢人口の割合は約5割、高齢化率は約4割、0歳～14歳は1割弱と推計される。道内人口減少に歯止めをかけるべく、進学先の選択肢を増やすことや道内大学の魅力を高めることなど進学時における流出減の対策をはじめ、Uターン就職を増やすなど就職時における流入増の対策、子育てや介護時のテレワー

ク導入など良質な雇用の創出、まちの活気や賑わいの創出などについて、構成組織・地域協議会とともに検証を行うこととする。

- ② 北海道の雄大な自然などの観光資源に加え、第一次産業の文化資源や、地域産業を有する各市町村の地域特性を活かした経済波及の向上を図るため、地域協議会・地区連合会との連携を強めて地域の実情の課題整理を行う。
- ③ 道民が地域に定着するためには、地域経済の活性化を図り、生活の糧となる安定的な所得が得られる雇用の場を確保することが重要である。北海道の地域資源を最大限に活かした産業の人材育成を支援し、各地方における地域産業の競争力強化を図るよう、国や道に求める。
- ④ 道内の特徴的な社会・生活指標としては、47都道府県中、15歳未満人口割合（対総人口）が45位、小中学校数・郵便局数・一般診療所数・消防署数（可住地面積100km²当たり）47位、一般病院常勤医師数（100病床当たり）46位となっている。全国指標値からも、道内の少子化と医師不足が浮き彫りとなっていることから、少子化対策と医師不足の解消は喫緊の課題として、国や道に対して意見反映していく。

(3) 公共交通政策

- ① 道内における地域公共交通を取り巻く社会情勢は、人口減少・高齢化に伴い今後更に厳しくなっていくことが想定される。北海道では2023年6月末までに、通院・通学などで市町村を越えた住民の移動ニーズを踏まえて、道内10地域で広域的な地域公共交通計画を策定し、14地域で広域な地域公共交通活性化協議会を設立している。複数の市町村と交通事業者が連携し、広域的な「地域公共交通計画」の施策を講じる流れを踏まえて、連合北海道は地域公共交通PT会議を開催し、参画する構成組織との連携のもとに視察をはじめとした調査活動を行う。
- ② 道内にある複数の市町村では、地元企業との連携による地域公共デマンドバスの運行や、高齢者のための通院等の移動を確保するライドシェアの運行、近隣の総合病院のワゴン車を活用した公共ライドシェアの実証運行などの取り組みが行われている。実証結果を精査し、利用者の安全・安心の確保に向けた公共交通の取り組み状況を把握するとともに、地域の交通事情を踏まえた新たな公共交通施策について意見反映していく。
- ③ 交通政策基本法に基づき、令和3年度から令和7年度までの交通政策の基本的な方向性を示す「第2次交通政策基本計画」では、誰もがより快適で容易に移動できる、生活に必要な不可欠な交通の維持・確保等の観点から、地域公共交通の維持・確保、MaaSやバリアフリー化の推進、公共交通・物流分野のデジタル化などを掲げている。人流や物流に必要な交通インフラ・サービスの拡充・強化に向けて、道内における公共交通施設の案内設備も含めたバリアフリー化の進捗状況について把握する。

(4) エネルギー・環境政策

- ① 一般財団法人日本エネルギー経済研究所によると、2025年の世界の発電量に占める再エネシェア（水力含む）は35%程度まで拡大する見込みであり、日本の2025年度の再エネ導入量は前年度と同水準の6GW程度の増加となる見込みである。2030年度発電量全体に占める再エネのシェア36～38%の目標達成には一層の導入拡大が求められる。一方で、道内の発電電力量のうち、太陽光や風力、水力など再エネの占める比率は2023年度に4割超（水力15.4%、太陽光10.3%、風力7.9%、バイオマス6.6%、地熱0.3%）に上り、政府の「第7次エネルギー基本計画」原案（2024年12月27日パブコメ開始）にある、2040年度の再エネの比率目標の「4～5割程度」はすでに達成している状況にある。今後は、2025年4月にはラピダス株式会社の試作ラインが稼働、2027年に量産開始が予定されている。また、ソフトバンク株式会社は苫小牧市でのデータセンターの建設計画を2023年11月に公表し、道内の再エネを100%利用し2026年度開業する予定となっている。さらに、道内ではラピダス進出をきっかけとして、北海道と本州と結ぶ海底直流送電の開発など2030年度を目指して大型プロジェクトが動き出すこととなる。これらの動きを踏まえたうえで、電力需要の増加に向け、再エネ事業に対する地域との合意形成や地域との共生のあり方など新たな再エネビジネスモデルを確立すべきである。同時に、泊原子力発電所の再稼働の審議の動向など注視していく必要がある。

- ② 今年度の道主催の原子力防災訓練にあたっては、地域防災体制の強化と住民参加による訓練の充実に向けて、構成組織・地域協議会とともに調査活動を実施し、北海道への政策提言に反映していく。
- ③ 道内における電力・エネルギー事情、再エネ普及の現状と課題などをテーマに学習会や視察を実施し、課題整理を図るとともに「要求と提言」に反映していく。
- ④ 幌延深地層研究センターについては、道による確認会議にて研究の進捗状況等が適切に精査されているか点検するとともに、連合北海道主催「幌延深地層研究監視連絡会」を開催し、幌延近隣の3地域協議会・地区連合会の連絡会委員とともに地下・地上施設を視察し理解を深める。
- ⑤ 高レベル放射性廃棄物の持ち込みを受け入れ難いとする道条例に基づき、道内のいかなる地域においても国が最終処分地の設置に繋がる調査の申入れをしないよう、知事には毅然とした対応を求めていく。

(5) 地域医療・福祉、社会保障政策

- ① 連合北海道主催の「地域福祉・社会保障研究会」のもとで、地域医療や介護、自立相談支援、不登校やひきこもり支援、少子化対策など、社会保障制度や地域福祉に関わる課題に取り組む。研究会の運営にあたっては、医療・介護関係の構成組織や、北海道地方自治研究所、退職者連合などと連携し、セミナー開催、調査研究活動などを通じて「要求と提言」に反映していく。
- ② 医療・介護職場の人材確保や労働環境・職場改善に向けては、連合北海道主催の「医療（看護師）職場の意見交換会」を通じて、情報交換と課題の共有化を図る。加えて、北海道高齢者保健福祉施策検討協議会、北海道医療勤務環境改善支援センター運営協議会、北海道ケアラー支援推進協議会、ケアラー支援推進センター運営委員会、協会けんぽ北海道支部評議会、介護労働懇談会等に参画し、意見反映を行う。

(6) 地方財政等の確保

- ① 2025年度地方財政対策については、一般財源総額が前年度を1.1兆円上回る63.8兆円、地方交付税総額が前年度を0.3兆円上回る19.0兆円を確保し、臨時財政対策債は制度創設以来、初めて新規発行額が計上されない等、地方財政の健全化が図られた。他方、与党税制改正大綱では、2025年度から所得税の控除額を103万円から123万円に引き上げることが明記された。今後、税制大綱に基づき、いわゆる103万円の壁を178万円まで引き上げた場合、個人住民税における減収見込みは4兆円程度にまで跳ね上がる。その上、「ガソリンの暫定税率」の廃止が実施された場合、国と地方を合わせ、さらに1兆5,000億円程度の減収となり、これまでの予算編成のあり方を見直す必要が生じる。こういった地方財源の減収が、地方が担う行政サービスに支障を来すことがないように、国の責任において代替となる財源を適切に確保するよう、国に要請する。
- ② 給与改定における地方財源としては、地方公務員の給与改定分約0.8兆円（うち会計年度任用職員分約0.15兆円）及び教職調整額の引き上げが確保されたものの、道内自治体の人手不足は深刻化している。とりわけ、小規模自治体や都市部から離れた自治体は「新規採用者がいない」「採用通知を出しても断られる」などの事態に至っている。また道内自治体の中途退職者については、若い世代に限らず幅広い年齢層に及んでいる。道内152市町村（85%）の自治体が過疎地域市町村であるうえ、2050年には382万人にまで減少すると見込まれる北海道で、自治体機能の維持が大きな課題となる。住みたいまちづくり、魅力あるまちづくりはもとより自治体職員が働きやすい職場づくりを目指して、国からの地方創生事業に対する財政支援要件を緩和すると同時に、地方公務員の初任給が民間大手企業に見劣りしない水準にまで引き上げるよう、国に要請する。
- ③ 各自治体が税でまかなうべき標準的経費の内容は、道府県分および市町村分の「基準財政需要額」で算定され、道路橋梁費、小中学校費、社会福祉費など28項目（2023年度算定）を積算して総額を導く。具体的な算定式は項目ごとの経費単価である「単位費用」、各自治体の人口や面積などの「測定単位」、自然条件や社会条件などによる経費差を補正する「補正係数」を掛け合わせる。このうち「測定単位」は当該項目の必要額を算定するのに妥当な指標が用いられ、道府県分、市町村分ともに人口（国調人口）による算定が最も高い割合を占めている。これは人口と行政経費に正の相関性が見いだされるからであり、1954年の制度発足以来この考え方に則ってきたと言える。北海道は全国を上回るペースで人口減少が進むなか、

制度発足以来の人口に比例的な算定に留まらず、人口減少社会でも財政需要を広くとらえる算定へと発展するよう、地方交付税法第17条の4（地方公共団体の意見申出制度）に基づき国に要請する。

2. 2026年度「要求と提言」の策定作業の進め方

- (1) 政策委員会における「要求と提言」の検討と策定は、国政と道政を一体的に編成していく。国政課題は、北海道固有の課題をメインに取り上げることが基本とし、全国的な発信が求められるものに限り、連合の「要求と提言」など本部方針を踏まえ、連合北海道の重点政策に位置づけていく。
なお、政府予算に対する「要求と提言」は、3月中旬に「たたき台」を提示し、5月21日の政策委員会で原案を議論した後、さらなる検討を重ね、6月の執行委員会で協議確認する。また、道政に対する「要求と提言」についても、3月中旬に「たたき台」を提示し、7月24日の政策委員会で原案を議論した後、7月の執行委員会で協議確認する。
- (2) 構成組織・地域協議会からの「政策提言」を集約し、「要求と提言」に反映する。「政策提言」を出す際は、具体的根拠等も付記することとする。
- (3) 政府予算および道政に対する「要求と提言」は、政策委員会における学習会や地域視察、ヒアリング等を重ねるとともに、「道内市町村の実態調査」の分析結果を反映する。また、関係する各種専門委員会での議論や取り組みを踏まえて策定する。

Ⅳ. 政策・制度実現に向けた具体的取り組み

1. 「要求と提言」の提出と交渉

- (1) 政府に対しては、7月下旬～8月上旬までに国会議員団会議と連携して、中央要請行動（要請および意見交換）を実施する。
- (2) 道政については、8月上旬に要求書を提出し10月上旬に対道交渉を行う。また、交渉にあたっては、課題に応じて当該構成組織も参加し、現場からの現状報告と要求実現の必要性について訴えていく。

2. 連合北海道議員団会議等との連携

(1) 国会議員団会議との連携

北海道における重点政策課題、勤労・生活者に深く関わる政策・制度の実現に向けて、引き続き連合北海道国会議員団会議との連携を強化していく。

国会議員団会議との連携・協力により、2026年度政府予算に対する「要求と提言」について、中央要請行動等を実施していく。

(2) 道議会議員団との連携

道議会民主・道民連合とは、政策審議会との「政策協議」（年4回）および会派役員と連合北海道常駐執行委員で構成する「連携会議」（年2回）を開催し、道政課題について理解を深めるとともに、道政に対する「要求と提言」など連合北海道の政策実現に向けて協力・連携を求めている。

道議会北海道結志会との情報交換（年4回）を行い、連合北海道の取り組みへの理解と協力要請を行っていく。

(3) 各地協における推薦議員懇談会との連携

各地協においても推薦議員懇談会との連携をより一層深め、各市町村への「要求と提言」や意見書採択運動など、自治体政策に関わる地域の課題解決に取り組む。

(4) 地協・地区連合における取り組み

地方議会意見書採択の取り組みは、地方・地域にとって関わりの深い国政上の重要課題について、地方議会から声を上げ、政策に反映させる意見書採択の取り組みは、連合北海道の政策・制度実現にとって重要な課題である。引き続き関係構成組織や各地区連合と連携し、地協推薦（連携）議員団の協力により取り組みを進めていく。

意見書採択を求める具体的課題は、連合本部や構成組織からの提起・要請等に基づき、最低賃金の引き上げを始めとした労働者の生活と労働条件の向上、地方財政や教育予算の確保・充実などについて設定する。

(5) 地協・地区連合における自治体への政策提言活動

地協・地区連合は、地域・市町村における政策・制度の検証と課題を整理し、その改善に向けて、以下の①から④に掲げた取り組みを行うこととする。その際、連合北海道は、地区連合の「要求と提言」策定に向けた「モデル文」を提示する。

- ①各地域・市町村における政策課題の検証と抽出を行い、自治体への政策要求を策定し、予算編成期に向けて要求の提出と交渉（意見交換）。
- ②推薦地方議員との連携による政策学習会や、「要求と提言」の具体化に向けた議会論議。
- ③春季生活闘争期の「社会的キャンペーン」を通じた自治体や経済団体等への要請行動・意見交換。
- ④昨年実施した「道内市町村の実態調査」の分析を行い、地域の実態を引き続き把握するとともに、事例の共有化を図る。

3. 2025年度の政策・制度の取り組みスケジュール

- ① 2026年度 政府予算及び道予算「要求と提言」の「たたき台」を提示／3月中旬
- ②産別・地協からの政策提言／政府予算は4月30日（水）まで
道予算は6月20日（金）まで
- ③第2回政策委員会／5月21日（水） 10：00～12：00
ニューオータニイン札幌2F「北星の間」
（※2026年度 政府予算「要求と提言」案の討議・確認）
- ④北海道ブロック政策担当者会議／5月21日（水）13：30～16：30
ニューオータニイン札幌3F「青葉の間」
（※対象：地協事務局長）
- ⑤執行委員会／6月17日（火）10：00～
（※2026年度 政府予算「要求と提言」案の確認）
- ⑥中央要請行動／7月下旬～8月上旬 （※国会議員団と中央省庁要請）
- ⑦第3回政策委員会／7月24日（木）13：00～
ホテルポールスター札幌4F「ラベンダー」
（※2026年度 道予算「要求と提言」案の討議・確認）
- ⑧執行委員会／7月25日（金）10：00～
（※2026年度 道予算「要求と提言」案の確認）
- ⑨道への要請書提出／8月上旬
- ⑩対道交渉／10月上旬 2026年度 道政に対する「要求と提言」の意見交換

以 上

【連合北海道・政策情報 No. 1 (2025 年 1 月 30 日)】

2025 年度 第 1 回政策委員会及びエネルギー・環境政策委員会 開催報告

連合北海道は 1 月 28 日、ホテルポールスター札幌にて 2025 年度「第 1 回政策委員会」及び「第 1 回エネルギー・環境政策委員会」を開催した。政策委員会には構成組織・地域協議会など 50 名が参加した。

両委員会の開催に先立ち、大島康雄・星槎道都大学准教授が登壇し「仕事と介護の両立に向けて」とのテーマでご講演をいただいた。大島准教授は、ケアを必要としている人の増加や、ケアを取り巻く環境の変化を踏まえ、介護が必要となる原因や介護職員の人材不足の要因について提起があった。また、介護休業・休暇の現行制度や在宅勤務(テレワーク)を利用できる制度(努力義務)についても触れ、個別周知・意向確認の措置といった新たな規定の概要を説明した。今後、少子高齢化や人口減が加速していくなかで、ビジネスケアラーの負担軽減に向けた雇用環境の整備は必要不可欠となることから、連合北海道は、介護労働者の処遇や労働環境の改善とともに、ケアラーへの支援体制の拡充、仕事と介護の両立支援など、介護に直面する労働者が離職することなく働き続けられるよう、取り組みを進めていく必要がある。



大島先生の講演の様子



和田政策委員長の挨拶

続いて、両委員会の開会挨拶に立った和田英浩・政策委員会委員長（連合北海道・事務局長）は、「春季生活闘争がいよいよ本格的にスタートする。道内は広域のため、様々な地域事情や政策課題もあると認識している。本委員会などの議論を通じて、国政や道政、地方自治体などに対し、要請や提言していくこととなる。本委員会においては、構成組織や地域協議会の意見をもとに、連合北海道の政策に反映できるものを確認し、関係機関等に対しても主張していきたい。また、昨

年 11 月 26 日、北海道議会の場において全会一致で可決したカスハラ防止条例については、成立に向け連合北海道も携わってきた。本防止条例は、東京都に続き全国で 2 例目、議員提案による防止条例の成立としては初めてとなる先進的な取り組みであった。さらに、去年はラピダス関係の要請も行ってきた。引き続き、現場の組合員と意見交換しながら取り組みを進めていきたい。加えて、昨年実施した『道内市町村の実

態調査』では、地協に協力いただき、調査・分析結果を取りまとめてフィードバックすることができた。本調査は地方自治の政策課題を考えるうえで大きな後ろ盾となった」と述べた。

次に、永田重人・政策委員会事務局長（連合北海道・総合政策局長）が、2025年度「第1回政策委員会」及び「第1回環境・エネルギー政策委員会」における政策・制度実現に向けた取り組み方針等の議案を提起し、構成組織・地域協議会の政策委員から質疑を受けた。



永田政策委員会事務局長の提起

構成組織からは、『要求と提言』の策定作業の進め方について、『国政課題は北海道固有の課題をメインに取り上げることが基本とする』とあるが、日常の労働相談からみえる政策課題としては、全国課題となり得る相談内容も多いことから、どのように整理していくのか（道季労）や、「中学校35人学級への定数改善や教職調整額の引き上げの改革についての記載があったが、そもそも教員を取り巻く労働環境の改善には繋がっていない。直近の不登校児童・生徒の過去最多の問題については、2002年～12年のゆとり教育では不登校児童・生徒の増減がなく（横ばいで）一定であったことを鑑みれば、カリキュラムの過密化を解消すべきである」（北教組）との意見があった。



政策委員会 全体の様子

これに対し、永田重人・総合政策局長は「国政課題については、連合北海道が発信すべき政策内容について中央要請・道要請をはじめ、連合本部や関係機関等に対し、これまでも発信している。様々な課題について情報提供いただきたい」と述べた。続けて、「教育環境の整備については、昨年の中央要請や道要請の場においても、①小中高の『30人以下学級』の早期実現に向けた学級編成標準を順次改定することや、②教員の持ち授業時間数の上限を設けること、③カリキュラムオーバ

ーロードや学習指導要領の内容を精査し年間標準授業時数を見直すことなど、教職員の超勤・多忙化の解消に向けた内容を主張してきた。引き続き、教育現場の現状について情報交換させていただき、要請内容を改善していきたい」と答弁した。

閉会にあたり、和田英浩・政策委員会委員長が「今回いただいた意見や指摘を踏まえて、本日確認した協議内容をもとにブラッシュアップし、今後の取り組みを進めていきたい」と締めくくり、委員会を終了した。

【連合北海道・政策情報 No. 5 (2025 年 5 月 27 日)】

2025 年度 第 2 回政策委員会及び北海道ブロック政策担当者会議 開催報告

連合北海道は 5 月 21 日、ホテルニューオータニイン札幌にて 2025 年度「連合北海道第 2 回政策委員会」及び「北海道ブロック政策担当者会議(連合本部主催)」を開催した。政策委員会には構成組織・地域協議会など 40 名が参加した。

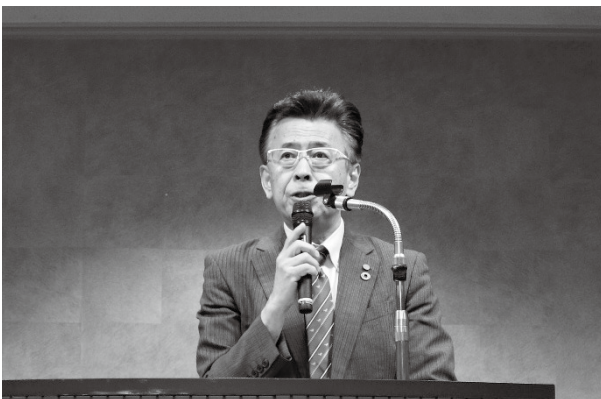
開会に先立ち、連合北海道の和田英浩・政策委員会委員長（連合北海道・事務局長）は、「昨年 11 月の定例道議会においてカスタマーハラスメントの防止条例が可決された。同様の条例は東京都でもすでに可決されているが、議員提案による防止条例の成立は初めてということになる。連合北海道は北海道勤労者安全衛生センターとともに道議に対して説明にまわるなどして本条例制定に向けて携わってきた。地方連合会として



和田政策委員長の挨拶

の役割、政策の推進は政治と一体である。組合員を守っていくための法整備や条例制定に向けた取り組みには政治の力も必要となる。構成組織や地域協議会の意見をもとに、連合北海道の政策にコミットしていきたい」と挨拶した。

続いて、連合北海道の永田重人・政策委員会事務局長（連合北海道・総合政策局長）が、2025 年度「第 2 回政策委員会」の報告事項として、20 項目の取り組み内容について報告後、協議事項として「2026 年度政府予算に対する『要求と提言』（案）」について提起し、構成組織・地域協議会の政策委員から質疑を受けた。



永田政策委員会事務局長の提起

構成組織からは「道内にある多くの公立病院が赤字経営のなかで厳しい状況が続いている。この間、多くの組合員が賃金削減を受けてきた経過もあることから、引き続き公立病院の対策を行っていききたい。今年 4 月には岸まきこ参議にご尽力いただき、道内 12 選挙区すべての衆議と道内の公立病院の状況について意見交換を行ってきたことについてもこの場におい

て報告しておきたい」(自治労)、地域協議会からは「ケアラー支援推進センターが設置する運営委員会の研修事業については、ケアラー支援に関して市町村職員の理解促進が重要だということは理解できるが、自治体職員の研修参加が進んでいない理由について伺いたい」(留萌)との意見があった。これに対し、永田総合政策局長は「市町村職員が日常業務に追われている中で、研修を受ける時間がなかなか取れないことなども想定できるが詳しい分析ができていないことから、来月行われる運営委員会のなかで確認していきたい」などと述べた。



政策委員会 全体の様子

閉会にあたり、和田英浩・政策委員会委員長が「今回いただいた意見や指摘を踏まえて、本日確認した協議内容をもとに、今後の取り組みを進めていきたい」と決意を述べ、委員会を終了した。



北海道ブロック政策担当者会議 全体の様子

政策委員会終了後、同ホテルにて連合本部主催の北海道ブロック政策担当者会議を開催した。連合本部が政策実現に向けた取り組みや 2025 年度連合の重点政策、第 217 通常国会における法案対応について説明した後、連合本部(WEB 含む)15 名と連合北海道地域協議会 14 名、連合北海道常駐役員 8 名との意見交換が行われた。

冒頭、北海道ブロック代表として、和田事務局長は「連合本部が例年、全国の各ブロックの政策担当者会議を全国各地で開催しているが、とりわけ北海道ブロックは広域であることから、今年も連合北海道の地域協議会事務局長にも参加いただいている。本日の意見交換会を通じて各地域の厳しい実情などに着眼していただき、それぞれの地域の声として受け止めていただきたい」と挨拶した。続いて、連合本部の代表挨拶として佐保総合政策推進局長は「本会議においては、現在会期中の通常国会における法案対応などについても説明したいと考えている。7 月の参議院選挙については、連合推薦の全立候補予定者の当選を目指して、連合北海道をはじめ、各地協においても取り組みをお願いしたい。本日の会議、その後の意見交換が実りあるよう願っていると同時に、忌憚のない活発な意見をいただきたい」と述べた。

意見交換の場においては、連合北海道の永田総合政策局長が「労務費の適切な価格転嫁については、指針の認知度が低く、価格転嫁の協議が行われていない割合が高いことが明らかになっていることから、中小企業が価格転嫁できるよう、連合本部と情報共有していきたい」と指摘した。加えて、①マイナンバー制度の課題や、②フリーランス新法に係る労働者概念の見直し、③離職防止の観点からハローワークにおける求人情報の充実など、様々な課題を連合本部の提言に盛り込むよう要請した。また、地域からは「連合としては、消費税に関しては社会保障を支える重要な財源ということで位置づけられているが、参議院選挙に向けて連合の支持政党とはどのような協議がなされてきたのか」「連合本部のなかで現在、どのくらいのAIが稼働しているのか」(釧根地協)、「選択的夫婦別氏制については法案が通ってほしいと思っているが、連合が支持している2つの政党で考え方を摺り合わせて法案を一緒に提出できるよう、連合がリーダーシップをとるべきではないか」(留萌地協)、「檜山地域では、産科の医師が不在のため地域で子どもが産めない状況にある。改善に向けた対応策についてご指導いただきたい」(檜山地協)、「電子投票など投票率を上げるために、連合としてどのような対応をしているのか」(荒木副事務局長)、「1年間を通して医療費がかかっていない国民に対しては、保険料を安くするなど、何らかのインセンティブを検討してはどうか」(留萌地協)、「保育士の配置基準について、国を上回る保育士の配置を実施している市町村に対しては国が助成すべき。加えて、処遇改善手当が保育士に直接行き渡るルールを確立すべき」「大学授業料については中間層向けの支援策についても拡充すべき」(永田総合政策局長)、「浦河町の人口1万人のなかに500人の外国人が在住しており、そのうちインド人300人くらいが本町に暮らしている。地元では教育の問題などが深刻化している。日本在住の外国人の方に対する日本語教育だけでなく、異文化を知るという視点も重要ではないか」「連合としてはマイナンバーカードと運転免許証の一体化についても推奨しているのか」(日高地協)などの声が挙げた。

最後に、連合本部の富田総合政策推進局長が「本日も例年同様、本会議を開催させていただきありがとうございました。今次国会は、働く者の立場に関わる様々な議論がなされている。7月には参議院選挙もあり、政治の模様も変わってくると思うが、連合や連合北海道が掲げる政策の実現に向けて、互いに協力しながら進めていきたい」と締めくくり、閉会した。

【連合北海道・政策情報 No. 7 (2025 年 7 月 25 日)】

2025 年度第 3 回政策委員会 開催報告

連合北海道 7 月 24 日、ホテルポールスター札幌にて 2025 年度「連合北海道第 3 回政策委員会」を開催し、構成組織・地域協議会など約 40 名が参加した。

開会に先立ち、連合北海道の和田英浩・政策委員会委員長（連合北海道・事務局長）は、「先日の第 27 回参議院議員選挙においては、構成組織はもちろんのこと、各地域においても地域協議会の皆さんに真摯に取り組んでいただいたことに心から感謝申し上げたい。連合の政策は、政治を通じてその実現に繋がっていることは言うまでもない。今後の国会の動きによっては、衆議院解散や、2 年後に向けた知事選を中心とした統一地方選挙に大きな影響を与えていく可能性もある。連合北海道としては、この間取り組んできた働く者のための取り組みや、それにまつわる政策を実現させていく、ということに関しては何ら変わるものではない。来月 8 月には中央省庁要請や道要請を予定している。構成組織や地域協議会から寄せられた北海道の政策としての肝をきちんとブラッシュアップして国や道に要請していきたい。その際には、やはり政治力ということが極めて大きな力となる。そのことも含めて、引き続き、構成組織や地域協議会と議論を深めて、連合北海道の政策の取り組みを進めてまいりたい」と挨拶した。



和田政策委員会長の挨拶



永田政策委員会事務局長の提起

続いて、連合北海道の永田重人・政策委員会事務局長（連合北海道・総合政策局長）が、2025 年度「第 3 回政策委員会」の報告事項として、①北海道地方創生協議会や、②ケアラー支援推進センター運営委員会、③道議会第 2 回定例会に向けた対応（民主・道民連合政策審議会との政策協議、北海道結志会への要請・意見交換）、④北海道カスタマーハラスメント対策推進協議会、⑤北海道医療勤務環境改善支援センター運営協議会、⑥道政に対する「要求と提言」（案）策定に向けた構成組織へのヒアリ

ング行動、⑦北海道総合開発委員会、⑧北海道高齢者保健福祉施策検討協議会、⑨北海道自治研究所提起総会及び記念講演会など、9 項目の取り組み内容について報告した。

その後、協議事項として「2026 年度道政に対する『要求と提言』（案）」について、構成組織・地域協議会の政策委員に提起した。

閉会にあたっては、和田英浩・政策委員会委員長が「本日確認した協議内容をもとに、来月開催する道要請などの取り組みを進めていきたい」と決意を述べ、委員会を終了した。



政策委員会 全体の様子

【連合北海道・政策情報 No. 14(2024 年 10 月 29 日)】

2025 年度「道政に対する要求と提言」及び「ラピダス課題の要請」 北海道との意見交換を実施

連合北海道は 10 月 17 日、道庁 9 階経済部会議室にて連合北海道「ラピダスの北海道進出に係る北海道に対する要請」及び「2025 年度道政に対する『要求と提言』」の 2 つの要請書に対する意見交換会を開催した。意見交換会には、構成組織から電機連合 1 名と北教組 2 名が参加した。



藤田雇用労政課長の挨拶

冒頭、道経済部の藤田栄一郎雇用労政課長が「本道は人口減少、少子高齢化に加え、雇用のミスマッチもあり、人材不足が深刻化し、人材確保が重要な課題となっている。道としては働きやすい環境整備を進めるとともに、サプライチェーン全体の付加価値向上を目指し、道内全体での賃上げしやすい環境に取り組んでまいりたい。今般、雇用対策のほか、道政全般にわたっての提言があり、今後の道政策の検討のうえで参考にしていきたい」と挨拶した。

次に、連合北海道の和田英浩事務局長が「北海道が 1 次産業、3 次産業に頼ってきた経済状況がラピダスの進出によって北海道経済が自立していくかも知れない。連合北海道としても経済が好転していくことを望んでいる。そのうえで懸念する部分について指摘させていただきたい。ラピダスの進出は今後の経済政策、労働者政策にも繋がっていくことから、道としてもリーダーシップを発揮してほしい。事前に送付いただいた道からの 2 次回答には、1 次回答を超える回答ができない旨のコメントが散見されており、非常に残念に思う。本日は、北海道の将来のためには是非とも建設的な意見交換となるようお願いしたい」と挨拶した。



和田事務局長の挨拶

意見交換にあたって、「ラピダスの北海道進出に係る北海道に対する要請書」に関する指摘事項については、①労働環境をはじめ、②人材確保、③交通、④学校教育、保育、⑤住まい等確保への対応、⑥インフラ・環境問題など 6 項目を議論した。続いて、「道政に対する要求と提言」については、①半導体工場の有機フッ素化合物や処理水の排水、人材不足・資源不足と得に対する道民への不安払拭、②ものづくり教育、③コンソーシアム設立による半導体関連産業の振興、④道外大学との UJI ターン連携協定や「奨学金返還制度」創設、⑤高レベル放射性廃棄物の最終処分地の社会的合意プロセス、⑥バイオガスエネルギーの促進、⑦正規雇用の創出拡充、⑧「賃金スライド制度」の早期導入、⑨フェリー・旅客船の維持・存続、⑩私学に対する授業料など軽減補助の拡充、⑪ライドシェアにおける曖昧な雇用契約の禁止、⑫「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の算出の見直し、⑬黄色線区路線の利用促進、⑭トラック産業の事業適正化、⑮児童養護施設の労働条件の見直し、⑯在宅勤務導入の法整備、⑰アピアランスケア購入助成事業の推進、⑱オンライン診療のシステム導入、⑲訪問介護の基本報酬の改善、⑳介護職員の処遇改善・研修費用の負担軽減、㉑福祉灯油支給額、㉒子ども医療費助成、㉓教員の長時間労働の是正、㉔不登校児童生徒に対する環境整備、㉕学校給食費の助成、㉖カリキュラムオーバーロード、年間標準授業時間数の見直し、㉗全国学力調査の結果公表について、㉘ICT

支援員の効果的配置、㊟部活動の社会移行など 30 項目について意見交換を行った。



意見交換の様子(永田政策局長)

企業では少なく、道内全体の企業（半導体にサブ的に関わる企業も含め）が一緒になった取り組みが必要。また、既存企業の維持発展のための補助金や税制優遇などは道独自で制度創設をしてほしい」と要請した。それに対して、道次世代半導体戦略室は「推進協議会は経産局なので道として参画しているところ。そこに参画している企業とも連携し、人材育成や企業の協議会への参画促進に取り組んでいる。既存企業の維持発展のための補助金や税制優遇の道独自での制度創設については、参考意見とさせていただく」とした。

2025 年道政に対する「要求と提言」の意見交換では、高レベル放射性廃棄物最終処分場の選定に向けた概要調査について、永田総合政策局長が「反対する姿勢を改めて申し入れる」と指摘し、道経済部資源エネルギー課は「今後において国から正式に意見を聞かれる時があるので、それまでは現時点では反対と述べている」とした。また、私学に対する財政措置の強化・充実では林総合政策局次長が「子どもたちが行きたい私立高校へ行けるような政策制度の確立」を要請し、総務部学事課は「現



意見交換の様子(西部部長・大野部長)

在も国へ要望しているが、引き続き国に働きかけていく」とした。さらに、教職員の多忙化解消、年間標準授業時数の見直しについて、北教組の西部教育文化部長は「道教委でできることを見出してほしい」と要請した。それに対し、道教育庁義務教育課は「国の有識者検討会議においても教員に対する過度な負担の解消、年間標準授業時数をこれ以上増やさないなどの議論がされており、その動向を注視していく。授業時数が増えないよう指導の徹底、さらには他県での授業時数を減らしている好事例を紹介していきたい」とした。部活動の社会教育への移行について、北教組の大野教育財政部長は「地域への部活動の移行は道教委がリーダーシップをもって進めてほしい、部活動に係る財政支援を拡充してほしい」と要請し、道教育庁部活動改革推進課は「指導者の配置、運営団体整備、バス移動などの財政措置を引き続き国に強く要望するほか、課題を整理しながら部活動の地域移行を進めていきたい」と述べるなど、多岐にわたる道政課題について指摘し、意見交換を終了した。

とりわけ、現在建設中のラピダスの工事に伴う労働環境について、永田総合政策局長は「ラピダスの一部工事で長時間労働など労働者の負担が大きくなっており、疲労が蓄積する中、納期が迫り重大事故の発生リスクが高い。工事は順調に進んでいない。」などと現状を指摘し、道次世代半導体戦略室は「ラピダスに改めて現状を伝えたい」とした。

人材確保における産学官連携強化では、電機連合片桐事務局長が「北海道半導体人材育成等推進協議会の参加



意見交換の様子(片桐事務局長)

在も国へ要望しているが、引き続き国に働きかけていく」とした。さらに、教職員の多忙化解消、年間標準授業時数の見直しについて、北教組の西部教育文化部長は「道教委でできることを見出してほしい」と要請した。それに対し、道教育庁義務教育課は「国の有識者検討会議においても教員に対する過度な負担の解消、年間標準授業時数をこれ以上増やさないなどの議論がされており、その動向を注視していく。授業時数が増えないよう指導の徹底、さらには他県での授業時数を減らしている好事例

連合北海道 2026 年度政府予算に対する「要求と提言」

<目次／構成>

★は重点要望事項

※は意見交換事項

1. 道内の地域産業を支える良質な雇用創出と定着に向けて	P 1
(1) 道内産業の人手不足解消への対策	
(2) 外国人労働者の適正な雇用管理と道内における多文化共生に向けて	
(3) 人材育成・就職支援の充実	
(4) 公正で持続可能な労働条件の確保	
(5) 季節・建設労働者の雇用確保	
(6) 労働者の健康、安全の確保	
2. 持続可能な地域産業の振興及び観光の推進	P15
(1) 道内の地域産業の振興	
(2) 次世代半導体等関連産業の振興	
(3) 森林資源の育成と地域林業の活性化	
(4) 地域における観光の推進	
3. 道民の生活を支える地域公共交通の確保	P20
(1) 地域公共交通の維持・活性化	
(2) 交通インフラの整備	
(3) 物流を支える運輸政策の推進	
4. 北海道の資源を活かしたエネルギー・環境政策の推進	P26
(1) 脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー等の普及・促進	
(2) 幌延深地層研究所に係わる協定・条例の遵守	
(3) 既存原子力発電所の安全確保と住民合意	
5. 持続可能な社会保障制度の構築	P29
(1) 充実した社会保障制度の確立	
(2) 地域に根ざした地域福祉の連携と充実	
(3) 地域医療構想の実現と医療職場の環境改善	
6. 災害に強いまちづくり	P38
(1) 総合的な防災・減災対策の推進	
7. 自治体財政・地方自治の確立を目指して	P40
8. 健全な消費社会の育成	P42
(1) カスタマーハラスメント（悪質クレーム）対策の推進	
(2) 窃盗（万引き）犯罪防止対策の推進	
9. ジェンダー平等の推進	P43
(1) ジェンダー平等の推進	

10. 教育環境の整備と将来を担う次世代教育の充実 (1) 教育機会の確保と教育予算の充実 (2) 教育の保障 (3) 小規模校の教育の充実 (4) 私学に対する財政措置の強化・充実 (5) 部活動の社会教育への移行	P44
11. 軍縮と国際平和を目指す対外政策の推進 (1) 「北方領土隣接地域振興計画」の推進と返還交渉の強化 (2) 軍縮と平和を守る取り組みの推進 (3) 地域住民の安心・安全の確保	P47
12. 人権を守る運動の推進と国民の権利保障 (1) アイヌの歴史・文化の継承、偏見・差別の解消 (2) 北朝鮮拉致被害者の救済 (3) 改正組織犯罪処罰法の廃止 (4) 人権の尊重と表現の自由	P48

★は重点要望事項

※は意見交換事項

連合北海道 2026 年度政府予算に対する「要求と提言」

1. 道内の地域産業を支える良質な雇用創出と定着に向けて

(1) 道内産業の人手不足解消への対策

- ① 厚生労働省が2016年度から実施している「地域活性化雇用創造プロジェクト」（北海道採択地域の事業期間は2022～2025年度）及び、道の「地域活性化雇用創造プロジェクト」について、目標に掲げた「地域産業を支える労働力の確保」や「先端的産業分野のデジタル化推進による生産性向上」などの実績や結果を総括し、喫緊の課題と中小期的課題を抽出した上で、道内産業の人材不足解消に向けて具体的な取り組みを強化する。【厚労省・道】

厚労省では、平成28年度（2016年度）より「地域活性化雇用創造プロジェクト」を実施した。このプロジェクトは、都道府県が提案した事業について、第三者委員会の審査を経て事業を採択し、都道府県による当該事業の実施に要する経費について最大3年間補助するものである。北海道においては、令和4年度採択地域として選定され、令和4年（2022年）～令和7年（2025年）3月までを事業期間とした。北海道の事業効果を総括し、喫緊の課題と中小期的課題を抽出した上で、道内産業の人材不足解消に向けて具体的な取り組みを強化する必要がある。

- ② 65歳以上の就労人口の割合が全国44位という道内の実態を踏まえ、高齢者の能力や体力に見合った働きがいのある雇用創出に向け就労支援体制を整備する。また、65歳以降の再雇用労働者の労働条件決定にあっては、高齢者雇用安定法の労働条件は生活の安定等を考慮する趣旨を十分に尊重し、不利益変更が生じない措置とするよう、「高齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針」を周知する。【厚労省・道】

総務省「令和4年就業構造基本調査」及び「労働力調査」（2024年）によれば、少子高齢化が進む道内において、高齢者（65歳以上）の就業率（道内65歳以上就業者39万人／道内65歳以上人口168万人）が23.4%となり、全国44位となった。道は2027年までに目標値25%以上としていることから、今後、道内においても高齢者の就業率は増える見込みであるが、65歳以降の高齢者の労働条件については、生活の安定や働けない等を考慮する趣旨を十分に尊重すべきである。

- ③ 「2024 年問題」に直面している産業（建設業、医師、自動車運転）の業務は道内の深刻な人材不足に伴い、労働環境の悪化が懸念されることから、労働者保護の強化とともに人材確保の施策を講じる。また、職場定着や新たな雇用の確保に向け、賃金・労働条件の向上に繋がる国による施策を講じる。【厚労省・国交省・道】

昨年度においても、①医師については、他の職種との業務分担（タスクシフト／タスクシェア）など医療機関の勤務環境改善に向けた取り組み、②建設業、自動車運転者については、長時間労働の背景として短い工期の設定や荷物の積み下ろしの際の長時間の待機など取引慣行上の課題が挙げられることから、発注者や荷主といった取引関係者などの理解はもとより適正な工期設定に向けた取り組み、③建設業は、国民生活や経済活動を支える重要な産業であり、将来にわたって担い手を確保できるよう処遇改善や働き方改革への取り組み、④自動車運送業分野では、運転者不足への対応に向けた取り組みなどを推進することが国の施策として謳われてきたものの、解決の方向には至っておらず、むしろ課題が深刻化していることから、引き続き取り組みの強化が肝要である。

- ※④ 生産年齢人口が減少し多くの分野（医療・介護・障害福祉以外）で人手不足が顕在化しており、人手の確保に向けて初任給をはじめとする賃金の引き上げが行われる中で、2023 年度の介護職員数は介護保険制度が始まって以来初の減少に転じている。加えて、介護に従事する労働者の賃金と全産業平均賃金との格差は依然として解消していない。公定価格である各種報酬の改定は 2027 年度となることから、具体的な処遇改善を行わなければ、他産業との格差が一段と広がり、介護現場の人手不足が加速することは明らかである。これを踏まえて、2027 年度の報酬改定を待たずに更なる処遇改善を行い、人材の確保や定着に繋げる。【★厚労省・道】

厚生労働省が 2024 年 12 月 25 日に発表した介護職員数の推移（令和 5 年分）では、2023 年 10 月 1 日時点での各サービスの介護職員数は 212.6 万人と前年度に比べ 2.8 万人の減少となった。厚生労働省の推計によると、2024 年度には約 272 万人の介護職員が必要であるという結果が出ているが、介護従事者の不足が顕著である。また、2025 年 3 月 24 日に厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会で示された調査結果によると、2024 年 9 月の介護報酬の処遇改善加算を取っている事業所で働く常勤の介護職員の給与は、平均 338,200 円で前年比 13,960 円上昇しているが、厚生労働省の賃金構造基本統計調査によれば、2024 年の全産業の平均給与と介護職員給与との差額が月額 83,000 円となっており、他産業の賃上げの影響により給与格差が前年の月額 69,000 円から 14,000 円拡大した。公定価格である介護報酬の改定は、2027 年度となることから、次年度も継続的な賃上げが実現することを想定すれば、他産業との格差が一段と広がり介護現場の人手不足が加速することは明らかである。事業所単独の対応には限界があり、この現状を踏まえた取り組みを強化すべきである。

- ⑤ 中小企業支援として、「中小企業等事業再構築促進事業」（北海道経産局）や、「中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業費補助金」（北海道）について次年度も公募する場合は採択要件をはじめ、「キャリアアップ助成金」や「賃金規定等改定コース」の賃金増額の改定幅（厚労省）など各種助成金の要件については、多くの中小企業が有効活用できる制度として確立するよう要件緩和の見直しを行うとともに、中小企業の人材確保・定着に繋げる。【経産省・厚労省・道】

経産省では、事業転換や事業再編、新市場進出などの取り組みを通じた規模の拡大を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援する「中小企業等事業再構築促進事業」（事業再構築補助金）を公募し、2024 年 11 月 12 日に経産省北海道経産局 HP 掲載情報によれば、応募のあった 7,664 者について審査した結果、2,031 者を採択し、このうち北海道からは 30 者採択された。次年度も公募地域サプライチェーン維持・強靱化、事業再編・転換など取り組みを通じた規模の拡大、事業再構築に意欲を有する中小企業の多くが採択に繋がるよう採択要件を見直すなど有効な制度として確立すべきである。

厚労省の「キャリアアップ助成金」は 2021 年 4 月 1 日より「正社員化コース」を改正し、正社員化前 6 ヶ月と比較して賃金増額が 5%から 3%に引き下げられたものの、さらなる増額率の引き下げを検討すべき。また、「賃金規定等改定コース」についても、有期雇用労働者の基本給の賃金規定を 3%以上増額改定が助成の要件になることから増額率の引き下げを求める。

- ⑥ 民法改正に伴い、労働者の賃金請求権の消滅時効期間は 2 年から 5 年に延長しつつ「当分の間」を 3 年とした改正労働基準法（2020 年 4 月 1 日施行）については、道内の労働者において一定数未払問題が発生していることから、早期に「当分の間」の猶予措置を廃止する。【厚労省・道（経済部雇用労政課）】

2020 年 4 月 1 日施行した改正労働基準法の附則第 3 条において「施行後 5 年を経過した場合、その施行状況を勘案し

つつ検討を加え、必要があると認める時」はその施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認められたときはその結果に基づいて必要な措置を講ずることとされているが、そもそも「当分の間」が、改正民法の消滅時効期間よりも賃金請求権の消滅時効期間が短くなることとなり、民法よりも労働者に不利益な条件を労基法において認めることは、労働者保護を目的とする労基法と根本的に矛盾することになる。賃金未払という重大な労基法違反を犯している使用者を3年で免責させることを正当化することは、労基法に基づき賃金を全額支払っている企業を守るという公正競争の観点からも受け入れがたい。したがって、早期に「当分の間」の猶予措置を廃止すべきである。

(2) 外国人労働者の適正な雇用管理と道内における多文化共生に向けて

- ① 道内地域における外国人労働者の「やむを得ない事情がある場合」の転籍を実現するためには、地方自治体（道、市町村）が行う無料職業紹介機能（地方版ハローワーク）が重要となる。「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告書を踏まえて国の関係諸機関と連携を図りつつ、外国人労働者の転籍を支援していくための予算や人員を確保し、地方版ハローワーク体制を拡充する。【厚労省・道】

「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告書を踏まえて「自治体は、地域協議会への積極的な参画等により、共生社会の実現、地域産業政策の観点から、外国人材受入れ環境整備等の取組を推進」などを実現するために、地方版ハローワーク体制を拡充すべきである。

- ② 北海道労働局が事務局を担当する「技能実習法に係る北海道地区地域協議会」（育成就労制度の創設に伴う、新たな会議体が設置された場合を含む）の構成メンバーに地域の労使団体を加え、技能実習制度の適正化に向けた、北海道地域での課題の共有化を図る。【厚労省・法務省】

厚労省及び法務省によれば「本地域協議会は、地域レベルでの行政機関相互間の情報共有等を図る仕組みであり、不正事案や問題事案等についての協議も行うことが想定されていることから、労使団体が地域協議会に参画することは現時点では想定していない」とあるが、不正事案や問題事案こそ労使団体からの意見の受理に留まることなく、不正や問題の内容（労使に係わるもの）については、会議に参加し、技能実習生を含む外国人材の課題を共有し、外国人材の受け入れ環境等取り組みを整備していくべきである。

- ③ 外国人労働者の受け入れ企業に労働法令を遵守させるとともに、外国人労働者が集団的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等に交渉ができるよう、都道府県の労政事務所等に対して国として働きかけを行う。【厚労省・道】

外国人が日本で働き生活するには、第二言語としての日本語の習得が不可欠である。特に、職場では、従業員や顧客等との円滑な意思疎通が労災防止や職場への定着につながる。そのため、業種の特長やニーズを把握した上で、日本語教室の提供や教材の作成等が求められると同時に、外国人労働者の適正な労働環境の確保や労働問題に的確に対応するためには、地域の労政事務所等の役割が期待される。

(3) 人材育成・就職支援の充実

- ① 道内の各地域におけるものづくり中小企業が、若年人材の確保・育成について困難を抱えている中、公共職業訓練としてポリテクカレッジ（道内1ヵ所）やポリテクセンター（道内4ヵ所）、MONOテク（道内8ヵ所）の訓練カリキュラムを充実させるとともに、訓練の質の保証システムを構築する。【厚労省・道】

研修で習得した指導技術を職業訓練の現場で実践を積み上げるとともに、即戦力となり得る技術力が伴うよう、職業訓練の質の向上に向けた保証システムを構築すべきである。

- ② ポリテクカレッジやMONOテクなど公共職業訓練は、ものづくり中小企業の人材供給の観点のみならず、良質な雇用・就労機会の実現に向けて、入学（校）料や授業料、教科書等諸経費の無償化を検討し、世帯所得を問わず誰もがが必要な職業訓練を受けられるよう所得制度の撤廃を視野に入れた支援金制度の体制を拡充する。【厚労省・道】

道内のポリテクカレッジの学費は、入校料約17万円、年間授業料約40万円、教科書等諸経費約12万円で年間約70万円の諸経費がかかる。道内のモノテクの入校経費等は年間約20万円。ポリテクセンター北海道では、コースによって

異なるが一例を挙げれば半年間の職業訓練でテキスト代 10,000 ～ 15,000 円程度で作業服を各自購入、職業訓練生総合保険は任意加入で 5,000 円前後が訓練に必要な経費となる。ものづくり中小企業の若者人材の確保・育成への困難を解消すべく、所得制限の撤廃を視野に入れた支援金制度を拡充すべきである。

- ③ 産業ごとにその分野で必要となるスキルを選定するための産学官や政労使での協議を促進するとともに、産業ごとに定めた労働者が身につけるべきスキルリストに基づく学習機会の設置・拡充を支援する。また、従業員のリスクリングに取り組む企業に対する国からの支援を拡充し、企業や労働者個人の置かれた状況に合わせ、希望する誰もが主体的に能力向上を図ることのできる制度改善や環境整備、新たな施策を推進する。【厚労省】

経産省が設置する「次世代半導体等小委員会」(2024 年 12 月) 資料によれば、世界のなかでも日本は「社外学習・自己啓発していない人」の割合が 52.6% と突出して高く、「将来のキャリアに必要なスキルがわからない」などが学びのきっかけづくりにおける障壁となっている。そのため、個々人にあわせた最適な学びを提示することが有効となる。これらを踏まえて、リスクリングに取り組む企業や個人が、分かりやすく使いやすいリスクリングを通じた人材育成の促進・環境整備を強化することが喫緊の課題である。

- ④ 道内の中小企業の DX を推進する「北海道 DX コンソーシアム」の設立 (2023 年 3 月 15 日) に伴い、地域の中小企業が抱える課題と向き合い、DX 推進に向けた地域産業の発展と地域全体の活性化に取り組む。特に、中堅規模の企業を対象とした DX 促進施策を強化する。デジタル化推進策においては、さほど多くの初期投資を要しないクラウドや SaaS (Software as a Service) の導入を促すべく、それらの導入インセンティブを強める仕組みを講じる。また、DX (デジタルトランスフォーメーション) の正しい理解促進を図るとともに、好事例の展開など DX に取り組みやすい環境を整備する。【経産省・道】

デジタル化推進策においては、さほど多くの初期投資を要しないクラウドや SaaS (Software as a Service) の導入について国からの回答が得られなかったことから、昨年度同様の要求事項とする。

DX はあらゆる産業で欠かせない取り組みである。重要なことは、デジタル化 (D) することではなく、ビジネスを変革 (X) することであるが、その正しい概念理解はいまだ進んでいるとはいえない。すべての働く人がデジタルリテラシーを身につけられるよう、底上げに取り組むことが求められる。デジタルを使いこなしてビジネスを変革する人材を幅広く育成することをめざした「デジタルスキル標準」を普及すべきである。

- ⑤ DX 推進に向けた教育の導入を図るとともに、道内においても専門職大学、専門職大学院の設置の推進、および GIGA スクール運営支援センター整備事業を継続する。【文科省・道】

文科省からは昨年の「要求と提言」にて、専門職大学、専門職大学院の設置については、あくまで各設置者の自主性に基づいて取り組まれるものであるため、文科省から主導して特定の専門職大学、専門職大学院を設置することはできないとの回答を得たが、2025 年 1 月 28 日、ラビダスの工場建設 (千歳) に合わせて北大を半導体の教育拠点にする計画が内閣府の支援事業に選ばれるなど、北大に新設する研究施設を道内の他大学や高専、企業に開放するなどの産学官の連携が強化される見込みである。

文科省としても積極的に、専門職大学等の設置の推進に向けた法人等へアドバイスをを行うべきである。

- ⑥ 道内の完全失業率 (2024 年 10 ～ 12 月) は、全国平均と比べ高い割合にあることを踏まえ、失業者が安心して就職活動が行える環境を整備するとともに、求職者が無収入の状態を脱するために就職を急いでしまいミスマッチが起らないよう、キャリア形成・リスクリング相談コーナーで実施するコンサルティングの質の向上に向けた体制を強化する。【厚労省・道】

2024 年 10 ～ 12 月現在、道内における完全失業率は 2.6% (全国 2.3%) と全国平均に比較しても高い割合にある。前年同期 2.7% に比べ 0.1 ポイント低下したものの、男女別にみると、男性は 2.8% (前年同期 2.4%)、女性は 2.4% (前年同期 3.0%) で、前年同期と比べ男性は 0.4% ポイント上昇し、女性は 0.6 ポイント低下した。

全国のアローワーク等に設置のキャリア形成・リスクリング相談コーナーにおいては、無料のコンサルティングや教育訓練に関する情報提供等を実施しているが、求職者と事業所のミスマッチの事前防止に向け、キャリアコンサルティ

ングの質の向上を求める。

- ⑦ ハローワークは求人掲載の事業所が的確な労働条件を表示するよう徹底するほか、離職防止の観点から直近5年間の年齢別の離職率や正規雇用の登用率、平均給与、勤続年数など具体的な情報提供を拡充する。【厚労省】

昨年の厚労省との意見交換において、厚労省は「ハローワークが企業に対して、求人に関する詳細情報を求めるとなると、企業がハローワークを使わなくてもいい（求人掲載を利用しなくなる）ほか、企業側の手間であるというようなバランスもみる必要がある」などと述べ、詳細な求人掲載に対して消極的な回答があった。

ハローワークにおいては、ミスマッチ防止の是正指導はもとより1) 直近5年間の離職率や2) 正規雇用の登用率、3) 平均勤続年数・給与については、求職者への離職防止に向けた有益な情報提供となることから、求人票への掲載については義務化すべきである。

(4) 公正で持続可能な労働条件の確保

- ※① 「賃上げ促進税制」（経産省）や、「業務改善助成金」（厚労省）等の活用を推進し、道内の中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に向けた支援を行うとともに、深刻な人手不足など厳しい環境にある業種の支援により一層取り組む。また、「賃上げ促進税制」（経産省）や、「業務改善助成金」（厚労省）等の申請に関しては、必要な書類の作成支援や申請手続きの利便性を向上させ更なる簡素化を図る。【※★経産省・★厚労省・道（経済部雇用労政課）】

経産省は「中小企業向けの賃上げ促進税制については、前例のない長期となる5年間の繰越措置の創設による抜本的強化を行い、赤字でも賃上げに挑戦する中小企業を後押ししている」と昨年回答しているものの、給与等支給額が前事業年度より「3%～4%以上増えていること」が必須要件では、「赤字でも賃上げに挑戦する中小企業を後押ししている」とは言い難い制度であると言わざるを得ない。「赤字でも賃上げに挑戦すること」が前提ではなく、地方の中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備、加えて価格交渉しやすい環境整備に向けた支援が最も重要である。特に中小企業や地方の企業に対する助成金や税制支援等の申請については、手続きの複雑さや人手不足等により対応ができないなどの理由から、依然として申請が進んでいない現状を踏まえ、更なる簡素化を図るよう国として実効性ある支援を行うべきである。

- ※② 「労務費を含めた適正な転嫁のための価格交渉に関する指針」の取組状況のフォローアップなどを目的として「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果を踏まえ、本指針の周知徹底を強化するとともに、発注者が主体的に労務費に係る価格協議の場を設けるよう、取引適正化に向けた取組をより一層強化する。【※★厚労省・★経産省・★内閣府公正取引委員会・道】

「労務費を含めた適正な転嫁のための価格交渉に関する指針」の取組状況のフォローアップなどを目的として「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果（2024年12月公表）によれば、2024年5月末時点において本指針の認知度は、回答者全体の半数以上（51.2%）が「知らなかった」と回答するなど、認知されていないことが明らかとなった。また、労務費に係る価格協議を行わなかった割合は32.0%と高い。さらに、全ての受注者と定期的な協議の場を設けた発注者の割合は23.7%と少なく、受注者から協議を要請されれば応じるが、発注者自ら協議を呼び掛けることには消極的であることが判明した。よって本指針の周知徹底を強化するとともに、発注者が主体的に労務費に係る価格協議の場を設けるよう、取引適正化に向けた取組をより一層強化すべきである。

- ③ 「令和6年6月分賃金に係る最低賃金基礎調査」によれば、全労働者の約1.03%（未満率）が現行（960円）の最低賃金を下回っていることから、市町村広報誌などを活用して事業所に対し最低賃金額の周知徹底に努め、最低賃金法を遵守させる。【厚労省・道】

現行の最賃を下回っている労働者の割合を指す未満率が1.03%、改定後の最賃を下回ることになる労働者の割合を指す影響率が27.609%という結果になっている。最低賃金法の遵守させるための周知徹底は喫緊の課題である。

- ④ 労働条件明示ルールの変更に伴い、事業所に対し明確な労働条件の周知に向け必要な指導を行うとともに、実態把握に努め、当該改定事項に係る法違反等が起らないよう取り組みを強化する。【厚労省】

就業場所・業務変更の範囲や有期労働契約の更新上限と内容、無期転換の申し込み機会や転換後の労働条件など、労働条件の明示事項等が変更され、2024年4月から施行されたところであるが、明示のタイミングも含めた法違反等の実態把握に努めるべきである。

- ⑤ ワークルールの適切な運用のもと働くことができるよう、企業規模にかかわらず法定労働条件の確保に努めるとともに、労働法制に関する適切な知識が健全な事業活動の促進に資することから、ワークルール教育の推進に係る法制定を目指す。【厚労省・道】

ワークルールに関する知識・理解の不足が顕著化していることから、ワークルール教育推進法を制定し、法のなかで、国・地方自治体等が行うべき基本的施策や国・地方自治体の責務、ワークルール教育推進を担う組織の構築等を定め、国が十分な財政措置を図るべきである。

- ⑥ フリーランス新法に基づく契約ルールの適正化やハラスメント防止などの実行性をより一層強化し、最低報酬の設定など法的保護の実現を図る。また、取引先の従業員と同じく、具体的な指揮命令を受ける個人事業者等に対しては労働者と同様の法的保護を受けられるよう「労働者概念」の拡大に着手する。【厚労省・道】

連合北海道は、個人請負や業務委託といった「曖昧な雇用」ではなく、労働関係諸法が適用される「直接労働契約」が雇用の原則であると考えている。また、連合本部は2020年5月の連合中央執行委員会にて「曖昧な雇用」で働く就業者の保護に関して「労働者」概念を社会の実態に合わせて見直し・拡充するとともに、「契約条件の明示」や「報酬額の適正化」など契約に関するルールの明確化の法整備を図る必要があることを「連合の考え方」として確認してきたところである。

2023年4月成立の「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」では、発注者に対し書面等による取引条件の明示や、期日までの報酬の支払い、ハラスメント対策などを義務付けられたものの、最低報酬の設定など法的保護の実現についても図る必要がある。

また、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」のより一層の周知に努め、ガイドラインの運用状況や裁判例等の動向を踏まえ、現行の判断基準の枠組みが適切なものとなっているか否かの判断を早急に行うべきである。

- ⑦ すべての学校が客観的な勤務時間管理をはじめ、地域や保護者などの協力に基づく教員の業務削減、「教員勤務実態調査」の結果に基づく給特法の抜本的な見直しを行うなど、教員の長時間労働は正に向けた取り組みを強化する。【文科省・道】

文科省は2024年4月、「令和4年度教員勤務実態調査」の確定値を公表し、依然として時間外在校等時間が長い教員も多いことがわかった。引き続き学校現場の実態把握に努めるとともに、学校の指導・運営体制の充実や教員の処遇改善等労働条件の改善が必須となることから、教員の長時間正に向けた取り組みを強化すべきである。

また、文科省は自ら勤務実態調査を行わず、教育委員会の報告をもって在校等時間の把握を行うとしている。しかし、北教組が実施した9月勤務実態記録においても明らかになったとおり、休憩時間や休日等における勤務実態が適切に把握されていない状況は全国的にも指摘されている。文科省は、教職員の正確な勤務実態を把握するために、持ち帰り業務を含めた実態調査を自らの責任において実施し、超勤・多忙化の実態に対して抜本的な施策を講ずるべきである。

- ※⑧ 道内に23カ所ある児童養護施設（地域小規模児童養護施設35カ所）で働く児童指導員等の労働条件については、社会的養護を担う立場としてその責任に見合った処遇改善を図る。また、入所者である子どもの最善の利益のため、社会全体で子どもを育む体制づくりを強化するとともに、ケアリーバー支援体制を確立する。【※★厚労省・※★内閣府こども家庭庁・道】

道内にある複数の児童養護施設の求人票によれば、国による処遇改善分を含めて月給が大卒正社員で約20万円、契約社員で約17万円の低賃金である。契約社員の月給を時給換算すると1,054円であり、北海道最賃1,010円と44円しか変わらない低水準の賃金となる。民間給与動向を踏まえた処遇改善に取り組むのではなく、社会的養護を担う立場としてその責任に見合った処遇改善を図るべき。また、ケアリーバー（児童養護施設や里親などの社会的養護の保護を離れた方）の社会的孤立を防ぎ、支援者と繋がり続けられる仕組みを構築すべきである。

- ⑨ 道内市町村実態調査（回答は135市町村）によれば、会計年度任用職員の「病気休暇制度」は、52.6%が無給であることや、「子の看護休暇」も57.8%が「無給」の実態にあることから、「有給」となるよう制度改正する。【総務省・道】

会計年度任用職員の「病気休暇制度」の有給については、半々の割合で「有給」「無給」の回答があった。「子の看護休暇制度」の有給については、無給が約6割、有給が約4割と若干「有給」が少ない傾向にあったものの、両制度とも法律を上回って「有給」としている市町村が増加傾向にある。なお、国の期間業務職員は、2025年4月から病気休暇が10日間の有給となることから、国を下回らないよう、総務省として必要な助言を行うべきである。

- ⑩ 雇用のセーフティネット強化の観点から、雇用保険における特定受給資格者及び特定理由離職者の範囲（疾病名など）の一例を明記する。また「労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者」に関する日数の上限を一部改正する。更に「上司、同僚等からの故意の排斥又は著しい冷遇若しくは嫌がらせを受けたことによって離職した者」については、会社側が認めなければ調査を終了するのではなく、労働局のハラスメント相談窓口に繋げるなど横断的な体制を構築する。【厚労省】

昨年の厚労省の1次回答では、「具体的事情によって個々に判断を行うことから、疾病名を列記することはできない」旨の回答であるが、雇用のセーフティネット強化の観点から、一事例を明記することは可能ではないか。また、労働条件が異なる場合は当該事由が発生して1年を経過するまでといった期限付きであるが、労働条件が事実と著しく相違した場合においても1年間は様子をみるといった労働者もいることが考えられることから、期限を1年間から延長すべき。ハラスメントといった会社都合で離職せざるを得ない場合、事業所がそれを認めないケースもあることから、労働局のハラスメント相談窓口に繋ぐなど横断的な体制を構築し、事実について時間をかけて精査したうえで特定理由等離職者となるか否か判断すべきである。

- ⑪ ILO第94号条約型が定義する「公契約における労働条件に関する条約）」に基づき「労働条項（賃金条項型）」盛り込むなど、国や地方自治体が民間企業・団体と契約締結する際、重層下請構造を解消し適正な価格転嫁を進める。【厚労省・道】

行政が、公契約条例による適正な委託費を民間企業・団体に支払うことを義務付けることにより、適正な賃金・労働条件が得られ、質の高い公共サービスに繋がるといった好循環となる。公契約条例による賃金等の労働条件改善の効果により、官製ワーキングプアをなくし、適正な競争で地域経済の活性化に繋げていくべきである。

- ⑫ 仕事と治療（不妊治療含む）、育児・介護（子の看病や親の介護等）を両立できる就業環境の整備（育児看病のための在宅勤務等）に向けて、先進的に取り組んでいる事業所には税負担を軽減するとともに、在宅勤務導入の法整備を行うなど必要な支援策を講じる。【厚労省・道】

2025年4月から段階的な施行となる育児・介護休業法等の改正法では、3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者のために事業主が選択して講じる柔軟な働き方を実現するための措置の1つとして、テレワークを位置付けるとともに、3歳までの子を養育又は家族介護をする労働者に対して事業主が講じる措置（努力義務）としてテレワークが追加された。しかしながら、そもそも介護休業の取得率が1.3%しかなく、介護休業の取得可能期間の最大通算93日がほぼ取得されていない現状にある。仕事と治療・育児看病・養育・家族介護の性質上、在宅であれば業務が遂行可能なケースにおいては、在宅勤務の導入が拡充されるよう、先進的に取り組む事業所に対しては一時的な助成金のみならず、一定期間における税負担の軽減措置等の政策減税についても国が率先して検討すべきである。

- ※⑬ 育児・介護休業法の介護休業期間は、現行の通算93日から少なくとも1年とする。また、介護休業期間中の社会保険料を免除するとともに使用者による介護休業制度の周知を義務づける。更に育児・介護休業法改正にあわせ見直された「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」（令和7年4月1日適用）の内容について、企業に対し周知・徹底する。【★厚労省・道】

介護休業の取得率が低い要因として、休業期間が現行の通算93日で介護が終了することは極めて厳しく、介護休業を取得する前に離職を余儀なくされている労働者も少なからず存在していると考えられる。介護による離職防止の観点からも、現行の通算93日から、少なくとも1年間とすべき。また、育児・介護休業法改正（2025年4月より順次施行）に

あわせ、「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」が見直された。新基準では、子に障がいがある場合や医療的ケアを必要とする場合も、要件を満たせば、介護休業等を利用できる旨が明示されている。なお、介護にとどまらず、不登校等の子どものケアをしながら働く人も増えている。ケアしていることを言い出せない労働者もいることから、家族に障がいがある、医療的ケアが必要である場合に合わせ、ひきこもり・不登校等の状態にある家族のケアをする場合も要件を満たせば介護休業等制度の対象であることについて、労働者に周知することが重要である。

⑭ 従業員が300人以下の職場においても公益通報者が職務上の不利益等を被らない相談受付体制の充実を図る。【内閣府消費者庁・道】

常時使用する労働者の数が300人を超える事業者に対しては内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置が義務付けられているものの、300人以下の事業者に対しては努力義務となっていることから、300人以下の職場においても公益通報者が職務上の不利益等を被らない相談受付体制の充実を図るべきである。

※⑮ 「ジョブ型雇用」の導入に際しては、労働条件の明確化や「ジョブ型雇用」でない労働者との均衡処遇、職務や勤務地の消滅による雇用終了のあり方について労働者に対する不利益取扱いが生じないよう義務づける。【★厚労省・道】

職務給による「ジョブ型雇用」の導入により、解雇規制の強化や、個別合意の意義の高まりなど、日本の労働法制にもたらす影響が生じる懸念もあることから、ジョブ型雇用の労働条件の明確化や、「ジョブ型雇用」でない労働者との均衡処遇、職務や勤務地の消滅による雇用終了のあり方について、不利益な労働条件が生じないよう、労働法令で義務づけるべきである。

※⑯ 保育士の処遇改善に向けて、内閣府が実施している保育士の処遇改善加算の増額、ならびに対象事業範囲の見直し（許可外保育園やその他保育施設への拡充）や保育士配置基準の見直しを行う。

また、処遇改善手当は、保育士ではなく事業者（保育園）に振り込まれる仕組みになっており、分配方法は事業者によっても異なることから当該手当を保育士に分配していない事象があることが問題となっており、確実に保育士の処遇改善につながる仕組みやルール等の構築を行う。【★内閣府こども家庭庁・道】

休日保育を含めた保育環境の整備や保育の質の一層の向上を図るためには、何よりも保育人材の確保・定着が重要である。そのためには、保育士の処遇改善等加算の対象事業範囲の見直しと保育士配置基準の見直しが必要である。保育士の配置基準（※1）については、一部の年齢で見直しが図られることとなった（2024年4月～）。3歳児は、「20人に1人」から「15人に1人」へと、4歳児・5歳児は、「30人に1人」から「25人に1人」へと配置基準の見直しが図られたが、0歳児から2歳児の配置基準については保育士不足の観点から見直しの対象に含まれなかった。一方、一部の自治体ではよりきめ細かな保育を実施するために国の基準を超える独自の配置基準を定めているが（※2）、保育サービスの地域間格差の解消及び保育の質の一層の向上に向けて、残る0歳児から2歳児に対する国の保育士の配置基準の見直しは急務である。また、近年、何かしらのアレルギーや発達障害を抱える園児、外国籍の園児が増加傾向にあることから、保育の現場に求められる対応はより多岐にわたる。質の高い保育を維持し、継続していくためには、国の配置基準を上回る保育士の配置や手当の増額などの処遇改善が何よりも必要であり、そのための助成等を国として検討すべきである。

※1 保育士の配置基準：0歳児3人に対し保育士1人、1～2歳児6人に対し保育士1人、3歳児15人に対し保育士1人、4・5歳児25人に対し保育士1人

※2 自治体独自の保育士配置基準例

年齢	国基準	八王子市基準	横浜市基準	京都市基準	草加市
0歳児	3：1	3：1	3：1	3：1	3：1
1歳児	6：1	5：1	4：1	5：1*	5：1
2歳児	6：1	5：1	5：1	6：1	6：1
3歳児	15：1	15：1	15：1	15：1	15：1
4歳児	25：1	20：1	24：1	20：1	20：1
5歳児	25：1	20：1	24：1	25：1	25：1

*京都市：1歳8か月未満は4：1まで保育士を加配できるよう助成

(5) 季節・建設労働者の雇用確保

- ① 北海道の積雪寒冷という気象条件から冬期の産業活動に著しい制約を受けて季節的に循環雇用を繰り返す季節労働者は、建設業を中心に約3万2千人を数えている。季節労働者に対して冬期間の生活保障を確立するとともに、季節労働者の希望に沿ったうえで、季節労働者の技能・技術力を活かした通年雇用化に向けた支援体制を構築する。【厚労省・道】

昨年の厚労省の1次回答では「特例一時金については、季節労働者に対する循環的な給付のため、一般被保険者との給付と負担のバランス等を考慮し、平成19年に給付水準の見直しを行ったところであるが、引き続き給付額が保険料額を大幅に超過している中、拡充については慎重な検討が必要と考える」との回答があった。季節労働者の通年雇用化を支援するため、通年雇用促進支援協議会が介護研修や障がい者移動介護従業者養成などの資格取得講習会を実施しているが、季節労働者の技能・技術力を活かした通年雇用化に向けた支援体制を拡充すべきである。

- ② 季節・建設労働者の処遇改善と雇用の安定、建設業者の経営安定化を図るため、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（国交省2017年発表）や「労務費の適正な価格のための価格交渉に関する指針」（公正取引委員会2023年発表）を踏まえ、各自治体における公共工事の工期設定・施工時期の平準化、労務費の適正な価格転嫁に向けた取り組みを支援する。【国交省・道】

「労務費を含めた適正な転嫁のための価格交渉に関する指針」の取組状況のフォローアップなどを目的として「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果（2024年12月公表）によれば、2024年5月末時点において本指針の認知度は、回答者全体の半数以上（51.2%）が「知らなかった」と回答するなど、認知されていないことが明らかとなった。また、労務費に係る価格協議を行わなかった割合は32.0%と高い。さらに、全ての受注者と定期的な協議の場を設けた発注者の割合は23.7%と少なく、受注者から協議を要請されれば応じるが、発注者自ら協議を呼び掛けることには消極的であることが判明した。各自治体における公共工事の工期設定・施工時期の平準化、労務費の適正な価格転嫁に向けた取り組みを支援すべきである。

- ③ 道の「季節労働者対策に関する取組方針（第7次）」（2024～2027年度）に基づく通年雇用化の目標設定にあたっては、各地域の通年雇用促進協議会の意見交流の場を設定し課題整理を図るよう国として働きかける。【厚労省・道】

地域の通年雇用促進協議会と連携し、季節労働者の希望に沿った業種・職種等を踏まえて、通年雇用化による雇用の安定に向けた取り組みが必要である。

- ④ 「建設業退職金共済制度」の運用利回りと掛金については、物価高の影響等を踏まえ2021年改定の見直しを検討し、退職金水準の更なる引き上げを求める。【厚労省・道】

労政審中小企業退職金共済部会において、掛金日額や退職金額を検討する「財政検証」をおおむね5年毎に行っており、2024年度実施の建退共を含む特定業種退職金共済制度の財政検証結果を踏まえた上で、建退共制度の魅力を維持しつつ、物価高の影響等を踏まえた退職金額を検討すべきである。

- ⑤ 建設現場に携わる全ての派遣労働者（警備会社から派遣されるガードマン等）が加入できるよう「建設業退職金共済制度」の見直しを図る。【厚労省・道】

昨年の国交省の1次回答では「建設現場において工事の適正な施工のための役割を担っている方々の担い手確保や処遇改善が、ガードマン等を含め、雇用主の業種に関わらず、重要と考えている。建設現場に携わる派遣労働者について建退共制度へ加入できるようご要望があったことについては厚労省へしっかりと伝えたい」旨回答があった。一方、厚労省は「建設業を営まない事業主に雇用されている労働者については、建退共制度に加入することができないものの、一般の中小企業退職金制度（以下「中退共制度」という。）については、業種に関係なく中小企業に該当する企業は加入することができる」との回答にとどまっている。引き続き、雇用主の業種に関わらず、建設現場に携わる全ての労働者が加入できるような制度設計に変更すべきである。

※⑥ 「中小企業退職金共済制度」は加入要件や掛金範囲を拡大するとともに、任意 加入や再加入など加

入要件の見直しを検討する。また「総合型確定給付企業年金」の実態を把握し、事業主が積立不足となった場合に予め規約に定めた給付額の引き下げが生じないよう運営指導を強化する。【★厚労省・道】

中退共は、国（独立行政法人勤労者退職金共済機構）が運営する退職金の共済制度で、2023年5月現在、37万社を超える中小企業と360万人を超える従業員が加入している。一方で、パート社員等を除いて全員加入が原則であることや、掛金の設定範囲が限られていること、他の制度との行き来が制限されていること（一度加入するとやめるのが難しい）、中小企業でなくなると逆に加入継続ができないなど、何かと制限が多い制度でもあることから、加入要件や掛金範囲の見直しを検討すべき。

総合型確定給付企業年金の給付額は予め規約に定められているものの、年金資産の運用実績が予定利回りを得られず、積立不足となった場合に給付額を引き下げる可能性がある。給付減額となる加入者の個別同意等を得る必要があるとのことであるが、給付減額が生じないよう運営指導を強化すべきである。

(6) 労働者の健康、安全の確保

- ① 長期治療を必要とする労働者が離職をやむなく選択することなく、働き続けられるよう、治療・療養のための「病気休暇制度」等の普及・促進を強化するとともに、中小企業等への支援体制を構築する。【厚労省・道】

日本商工会議所が公開している「病気休暇制度についてのリーフレット」によると、民間企業における病気休暇制度の導入率は2割程度であり、病気休暇制度の周知や支援が不十分と言わざるを得ない。どの産業も人手不足が深刻化している昨今、長期治療が必要になってもやむなく離職せざるを得ない労働者を減らす取り組みを早急に進めていくべきである。

- ② 病気になっても働き続けられる職場づくりの一環として、治療と仕事の両立の障壁となるがん治療後のアピアランスをケアする購入費助成事業（がん患者ウィッグ等購入費）を推進する。また、本事業を通じて助成金の支給のみならず、がん患者が各市町村の保健師との繋がりを持つ機会を創出するよう国が積極的に関与し、アピアランス以外の不安解消にも努めると同時に、当事者の精神的ケア（患者同士の交流会等）に資する施策として予算措置を講じる。【厚労省・道】

昨年の厚労省の1次回答では、「がん患者に対する精神・心理的サポートは、がん診療連携拠点病院等に設置している、がん相談支援センターがサポートしている」と回答しているものの、広域な道内においては本支援センターが自宅から通える距離に存在しないことのほうが多いのが現状である。誰もがサポートを受けることのできる広域連携による支援センターの体制づくりを早期に進めるべきである。

- ③ 性特有の疾病・症状、妊娠・出産における女性特有の心身の変化、育児に係るメンタルヘルスや 年期限害などに関する従業員のヘルスリテラシーを向上させる取り組みと、相談できる体制整備を行う企業を支援する。【厚労省・経産省】

女性の社会進出が進み、妊娠・出産後も働き続ける女性が増加している。職場において女性の母性が尊重され、心身ともに健康で、安心して働きながら子どもを産み育てることができる環境を整備することが重要である。

また、社会の高齢化に伴い、職業人生が長期化している。男女ともに更年期障害を発症する可能性があるが、職場や本人の理解不足などにより、症状が辛いときでも適切な対応がとれる労働者は少ない状況にある。

管理職を含むすべての働く人のヘルスリテラシーの向上や、気軽に相談できる窓口の整備に取り組むべきである。

- ④ カスタマーハラスメント対策に関する法の施行はもとより、改正法成立後に策定される関連指針については、より実効性のあるものとするや現在公表されている「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル（業種別カスタマーハラスメント対策企業マニュアル ～スーパーマーケット業編～を含む）の活用促進について、国として積極的に働きかける。

また、法施行を踏まえ、国（行政）・事業者団体・マスメディアと連携する等官民一体となったカスタマーハラスメント防止に関する取り組みを行うよう国として働きかけを行う。【厚労省・道】

【参考】

・業種別カスタマーハラスメント対策企業マニュアル ～スーパーマーケット業編(令和7年3月26日公表)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_55395.html

北海道カスハラ防止条例が昨年11月、道議会議員提案による防止条例は全国初で、全会一致で可決した。一方で、国は3月11日、顧客や取引先が理不尽な要求をするカスタマーハラスメント対策を全企業に義務付ける労働施策総合推進法などの改正案を閣議決定し、国会に提出した。改正案は、1) カスタマーハラスメント対策を全企業に義務付け、2) 就職活動中の学生へのセクハラ防止策を義務化、3) 企業は国が示す指針に基づき、カスハラや就活セクハラに対する具体策を講じる、4) 女性の就労環境改善に向け、従業員101人以上の企業は男女の賃金格差や女性管理職比率の公表を改正案のポイントしており、カスハラ対策の法制化を早期に図るべきである。

- ⑤ 精神障害の労災認定の判断基準に、カスタマーハラスメントの追加や期間を限定せずに具体例（ハラスメント6類型）を明記する方向で見直されたことを踏まえ、業務起因性の判断については発症前の期間に縛られることなく事実関係を追求する。【厚労省】

現行認定基準では、心的外傷後ストレス障害については、トラウマ後、数週から数ヶ月にわたる潜伏期間を経て発症するが6ヶ月を超えることは稀であるとしていたものの、稀であるということは6ヶ月を超えて発症する場合がないとは言えない。ハラスメントやいじめのように出来事が繰り返されるものについては、発病の6ヶ月よりも前に繰り返し行われていたものの、発病前おおむね6ヶ月以内の期間は行われていない場合においても、心理的負荷が強く出る可能性も拭えない。業務起因性の判断については、発症前の期間のみに縛られることなく、事実関係を追求したうえで公正な労災認定が行われるべきである。

- ⑥ 中小企業において労働者の健康増進を図り、生産性向上や人材確保に資する「健康経営」の取り組みを支援する。【厚労省・経産省・道】

独立行政法人労働者健康安全機構が各都道府県に設置している産業保健支援センターが、小規模事業場における産業保健活動の支援の取り組みを行っているものの、実施率や周知の状況を公表し、中小企業における労働者の健康保持増進の支援体制を拡充すべきである。

- ⑦ 派遣労働者、高齢者、外国人労働者を雇い入れる事業所に対し、安全教育や労働安全対策に取り組むよう支援する。【厚労省・道】

一般的に未熟練労働者は被災しやすい傾向にあることから、引き続き、派遣労働者や高齢者、外国人労働者を雇い入れる事業所に対し安全確保のための必要な施策を拡充すべきである。

- ⑧ 中小企業において、労働安全衛生委員会を労使で設置し、職場の安全について協議する。また、労災防止指導員制度は労働者・経営者が労働基準監督官とともに職場を視察し指導するもので、メンタル被災及び長時間労働被災防止も含めた労災防止指導員制度を復活する。【厚労省・道】

道内は99%が中小企業であることから、労働安全衛生法令による労働安全衛生委員会の設置義務がない事業所がほとんどである。設置義務のない事業者にも関係労働者の意見をきくための機会を設けるようにしなければならないこととなっているものの、職場の安全について労使で協議する会議体の設置（労使懇談の場など）が重要と考える。加えて、労災防止指導員制度を復活させ、メンタル被災や長時間労働被災の未然防止に努めるべきである。

2. 持続可能な地域産業の振興及び観光の推進

(1) 道内の地域産業の振興

- ※① 北海道の農業産出額は、全国の14.1%となり、全国1位のシェア率をしめたものの、道内農業を取り巻く現状は、飼料や肥料が半数近くを輸入に依存し、燃油や飼料、肥料の価格高騰の影響緩和への対応が急務となる。農業経営の安定化に向けた電化によるスマート農業や農業支援サービスなど講ずべき対応を検

討するとともに、持続可能な農業・農村づくりの推進に向けて地域資源を活用した雇用機会の確保を図る。

【★農水省・道】

農業経営の安定化に向け、電化によるスマート農業技術の活用が不可欠である。農業における人手不足や生産性向上等の課題に対応するためには、スマート農業を推進していく必要があるものの、機械は高額で導入のハードルが高いことから農業支援サービスの重要性が増している。個人経営の農家も含む全ての農業経営の安定化に向けて、スマート農業の普及に伴う設備投資費用の助成率の引き上げをはじめ、補助金申請手続きの簡素化、農業支援サービスなど拡充すべきである。

- ② 道内からの水産物の中国向け輸出額が前年（2022年）より約7割減少したことを受け、影響のある道内の漁業者・水産加工業者への支援対策（抜本的な収入安定施策を含む）を図るとともに、道の「第5期北海道水産業・漁村振興推進計画」に基づき、水産業・漁村の振興、発展に向けた取り組みを進めるよう、国として働きかける。【農水省・道】

ALPS処理水の海洋放出に伴う中国等による水産物の輸入規制強化に対しては、2025年6月29日付で中国税関総署が「日本産水産物の輸入を再開する」と発表したものの、日本政府としては総額1,007億円からなる「水産業を守る」政策パッケージ等に基づき、漁業関係者の事業継続のための支援や、加工業者等による国内外の販路拡大等の取組支援、水産資源管理の推進、ホタテなど重点項目を中心とした輸出の拡大など、各般の施策を、引き続き総合的に展開すべきである。

- ※③ 「改正食料・農業・農村基本法第2条」及び「食料供給困難事態対策法」に基づき、道内において効率的な備蓄や確保、食料の安定供給体制を拡充するとともに、農業への新規参入や新規就農を促進するための支援・環境整備を充実し、持続可能な産業基盤の確立と成長産業化に資する担い手の育成・確保を重点的に図る。【★農水省・道】

2024年5月に成立した改正食料・農業・農村基本法第2条において、国民に対する食料の安定的な供給については、「国内の農業生産の増大を基本」とすると規定しているところであり、麦・大豆など輸入依存度の高い品目の国産転換の推進や、米粉の利用拡大や米の輸出促進等による米の消費拡大や販売促進等により、食料の安定供給体制の充実を図っていくとともに、改正基本法の関連法として2024年6月に成立した「食料供給困難事態対策法」に基づく基本方針の中で、食料の安定供給に資するよう総合的な備蓄に関する方針を実行・遵守すべき。また、新規就農を促進し、農業の担い手を育成・確保するため、北海道農業担い手育成センターにおいて新規就農希望者の相談に対応しているほか、就農に向けた様々な資金支援や新規就農者の経営発展のための機械・施設等の導入支援、研修農場の整備などサポート体制の充実への支援を拡充すべきである。

- ※④ 温室効果ガス（メタンガス）は、削減量を排出権としてクレジット化する、カーボンクレジットを導入する。【★経産省】

温室効果ガスの排出削減・吸収量をカーボンクレジット化する制度として、経済産業省・環境省・農林水産省の3省でJ-クレジット制度を運用している。J-クレジット制度は、中小企業や地方自治体などを含む多様な主体による炭素削減や吸収の活動を、金銭価値化して取引を行うことで、排出削減と投資促進の好循環を促し、社会全体で費用対効果の高い取組を進めることが出来る手法。

経産省は、「嫌気性発酵によるメタンガスを利用した化石燃料又は系統電力の代替や、メタンガスの抑制分をクレジット化するために、水稻栽培における中干し期間の延長の方法論を整備している」と回答している。メタンガスの抑制分のクレジット化を早期に進めるべき。なお、現行のJ-クレジット制度は「どのような温室効果ガス排出削減・吸収事業（省エネ設備の導入や森林管理等）」を実施するかを記載した「プロジェクト計画書」を作成し登録・申請を行った上で、モニタリング（燃料使用料等の計測）を実施し、モニタリング報告書を作成しなければクレジットの認証すら受けることができない制度となっている。現段階では、牛のゲップ等から排出される温室効果ガスによるクレジットの認証例はないとのことである。今後においては、この制度の認知度を高めるとともに、個人経営等の酪農家においても手続きしやすい制度として申請手続きの簡素化や、申請手続き及びモニタリングに関する支援を強化すべきである。

(2) 次世代半導体等関連産業の振興

- ① 次世代半導体の国産化を目指す民間企業が、道内で工場建設や半導体開発を進めるにあたり、試作ラインや製造過程で懸念される有機フッ素化合物や処理水の排水等の課題をはじめインフラ整備や人材・資材不足解消に向け、近隣市町村の住民・道民の不安払拭を図る。【経産省・国交省・環境省・道】

昨年の1次回答によれば、経産省は「ラピダス社に対して、法令遵守の徹底を求めていくとともに、自治体と連携して地元に対して丁寧な説明を行うよう、指導していく」と回答している。また、令和5年度補正予算において、内閣府で半導体等の戦略分野に関する国家プロジェクトの生産拠点の整備において必要となる関連インフラの整備を支援するための交付金が創設したことや、千歳市に対して、ラピダス・プロジェクトの拠点整備に必要な下水道と道路に関して最大約14億円の予算配分が決定されていることを踏まえて「引き続き、周辺自治体や関係省庁と連携しつつ、インフラ整備にも取り組んでまいりたい」と回答した。道とラピダス社は2025年1月30日付、工場稼働後、工場排水を月1回測定し、発がん性が指摘される有機フッ素化合物の含有量を調査する協定を締結したものの、具体的な調査場所・方法等について道民に対して早期に公表すべき。

加えて、半導体人材の育成・確保に向けて、北海道経済産業局を中心に、産官学で構成された「北海道半導体人材育成等推進協議会」を2023年6月に立ち上げたとのことであるが、資材不足に向けた取り組みについては触れられていない。なお、本協議会メンバーに参画している企業は24社に留まっているが、ラピダス社の道内進出による道内企業の経済波及効果を高めるためにも、より多くの企業に参画してもらうべきである。

- ② 次世代半導体をはじめ、ものづくりに関わる道内企業の人材育成・確保に向けて、小中学生の段階からものづくり教育の時間を確保するとともに、高校・高専・大学等においても職業体験学習を履修科目として設置するなど、ものづくりの就業意識を高める。【文科省・道】

昨年の文科省の一次回答によれば「高校・高専・大学等における職業体験学習」については、高等学校段階では教育の充実のため、特に専門高校において半導体分野も含めた地域の産業現場における就業体験活動を積極的に取り入れることを学習指導要領に明示している」とあるが、職業体験学習の推進を強化すべく履修科目として設置すべきである。加えて、既存の大学や高専での取り組みは重要であるが、より専門性を学ぶ場所として、そして人材の確保の観点からも「専門職大学」「専門職短期大学」「専門職学科」の創設が望ましく、その専門の場における企業との共同研究なども含めた具体的な構想が必要である。

技術者・熟練技能 人材の不足や人材育成について、第4次産業改革、DXの展開に対応するためには、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関として、「専門職大学」「専門職短期大学」「専門職学科」の創設が国からも出されており、ものづくりを中心とした地域経済活性化の基盤強化として、地域での優秀な人材育成の場と、地域企業との連携、そして就業となるよう道内においても専門性を持った実践的な職業教育の取り組みを早急に進めるべきである。

- ③ 既存の工場の設備更新、日本が強みをもつ分野への更なる投資、先端技術への研究開発投資など、産業全体への支援を強化する。これまでの初期投資への支援に加え、国内製造に起因して継続的に発生する追加のエネルギーコストなどに対し、生産に比例した税額控除制度などの導入を検討する。【経産省】

半導体はデジタル社会を支えるキーデバイスであり、世界各国に負けない規模での継続した支援策が必要である。先端プロセス工場の誘致のみならず、日本に多く残るレガシープロセスの工場の設備更新、パワー半導体やCMOS（シーモス）センサー、半導体製造・検査装置や素材産業など日本が強みをもつ分野へのさらなる投資、光電融合など先端技術への研究開発投資などへの支援強化が求められている。また、巨額な初期投資に加え、近年のめまぐるしく変わる世界情勢やカーボンニュートラルに向けた動きなどの影響を受け、エネルギーコストなど製造に必要なランニングコストを予測することが難しくなっており、半導体製品の事業化を厳しいものとしている。

国は、補助金・支援金予算の積み増しのみならず、税制優遇やインフラコスト低減などの施策を総合的に検討し、製造業の国内回帰を促進すべきである。

- ④ 半導体関連産業のサプライチェーン強靱化に向けた体制強化と具体的な施策の立案について、国が主導する2nm世代の先端ロジック半導体の製造技術・拠点の確立については、ユーザーを含むサプライチェーンの醸成が重要であり、ステークホルダーへの情報発信を強化する。また、半導体のユーザーとなるデジ

タル産業の発展のための政策を強化し、半導体産業とともに相乗効果で雇用の創出に取り組む。更に、国によるサプライチェーン強靱化への支援を一過性のものとすることなく、補助金のみならず、税制優遇やインフラコスト低減などの施策を総合的に検討し、製造業の国内回帰を促進するとともに、産学官連携を強化し、ビジョンに向けた具体的な施策の立案を求める。これからの社会を支える役割を担う産業が国内で引き続き優れた人材・技術・技能を維持・発展させることができるよう、国としての産業政策を強化し、産学官連携による産業クラスター強化の取り組みを推進する。【経産省】

昨年の経産省の1次回答によれば「ユーザー産業による次世代半導体の需要創出に向けて、自動車の知能化・電動化の実現に向けた自動車用先端半導体の研究開発や、産業用ロボットなどでの活用を想定した2ナノ世代AI半導体の研究開発といった取組に対する支援、補助金等による支援に加え、生産段階でのコストが高いマイコン等に対しては、生産・販売量に応じて税額控除を行う『戦略分野国内生産促進税制』が創設されており、税制による後押しも組み合わせながら、引き続きサプライチェーン強靱化に向けて必要な支援を行っている。また、ラピダス・プロジェクトのような大規模プロジェクトの推進に当たっては、下水や道路等、周辺インフラの整備にも取り組む必要がある。内閣府において令和5年度補正予算にて、半導体等の戦略分野に関する国家プロジェクトの生産拠点の整備に当たり必要となる関連インフラの整備を支援するための交付金が創設されている。半導体人材の育成・確保に向けては、地域単位での産学官連携による取組を進めており、北海道においては、北海道経済産業局を中心に、ラピダス社や北海道経済連合会などの産業界、北海道大学、旭川高専など教育機関、北海道庁や千歳市などの行政機関が参加する『北海道半導体人材育成等推進協議会』を中心に、企業による学校への出前授業などの取組を進めている。また、次世代半導体を活用した新規事業創出等を行うことができる半導体設計高度人材を育成するための全国的な取組も開始を予定している」などと回答したが、半導体のユーザーを含むサプライチェーンの構築・強靱化に向けた取り組みをより一層拡充すべきである。

(3) 森林資源の育成と地域林業の活性化

- ① 森林環境譲与税は、「森林経営管理制度」など森林整備に必要な地方財源を確保することを目的とした制度創設の趣旨が活かされるよう付帯決議に基づき、引き続き譲与基準策定の見直しを行う。【農水省・総務省・道】

「森林環境譲与税」は都市部に多く配分される現行基準から山間地への配分を手厚くする措置として、2024年度税制改正大綱にて森林面積配分が0.5%引き上げられたものの、東京都のように森林が少ない自治体（北海道の森林面積は東京都の70倍）でも人口が多ければ一定の金額が配分される（東京都の譲与金額は北海道の0.5倍）。森林環境譲与税の使途が目的に沿った効果的な活用となっているかを適時適切に判断し、地方自治体が実施する森林整備等に活かされた配分へと譲与基準策定の見直しを行うべきである。

(4) 地域における観光の推進

- ① 持続可能な観光地づくりとなり得るサステナブルツーリズムの推進に向け、地域の消費単価や域内調達率の向上といった経済的観点に加え、観光資源の維持や地域住民への配慮、SDGs、カーボンニュートラル・カーボンオフセットの推進を図る。【国交省・道】

道内の主要産業でもある観光業の地域経済への波及効果は、主に「観光客数」、「消費単価」、「域内調達率」の3要素により決定される。そのなかで「観光客数」は回復傾向にあるものの、「消費単価」と「域内調達率」の拡大は限定的である。より強固な観光業の経済基盤を構築すべく、「観光客数」の更なる増加のみならず、「消費単価」、「域内調達率」の拡大にも戦略的に取り組む必要がある。加えて、観光地・資源を維持し、国際的な社会責任を果たしていくために求められるSDGs、カーボンニュートラル、カーボンオフセットの実現に向けた取り組みについても重要である。

- ② JNTO（日本政府観光局）を通じた観光プロモーションのほか、体験型観光「アドベンチャートラベル」の高付加価値化について具体的な検証を進めるとともに、JRをはじめとする道内公共交通機関のインバウンド等の利便性向上に向け環境整備を拡充する。また、日本を含む世界77か国にあるJETRO（日本貿易振興機構）との連携を強化する。【国交省・道】

現在、観光産業では欧米を中心に、自然やアクティビティに対する需要が高まっており、「観光立国北海道」の実現を目指す道内においても、経済的な成長を目指すだけでなく、自然や文化、環境はもとより地域住民の生活に配慮した「持

「持続可能な観光」の取り組みが重要となる。観光振興を目的とした新たな税を導入し、安定的な財源の下で、観光振興と地域機材活性化の好循環を生み出す「観光立国北海道」の実現に向け、JNTO（日本政府観光局）を通じた観光プロモーションのほかやアドベンチャートラベルの具体的な検証を進めるほか公共交通機関の環境整備の拡充、JETRO（日本貿易振興機構）との連携強化を図るべきである。

- ③ 「中心市街地活性化基本計画」事業を継続し、道内市町村の人口減対策や経済活力の向上、公共交通の利便性向上、新規出店などまちづくりの推進に向けた取り組みを強化する。【内閣府地方創生推進事務局・道】

昨年度の内閣府からの一次回答によれば「中心市街地基本計画については、市町村が商工会議所等で構成される協議会と連携して作成し、国の認定を受けたものに対して関係府省庁が重点的に支援し経済活力の向上や公共機関の利便性増進を推進しているところ」とした上で、「今後とも地域の抱える課題や問題意識に応じて効果的な取り組みが推進されるよう、制度・支援策の運用の改善を図っていく所存」と回答しものの、第48次の本計画は13計画（2024年度認定団体）や、この間認定された156団体（累計296計画）は、人口比率の高い都市部に集中しており、過疎地となる町村は認定されていない現状にある。公共機関の利便性増進や地域の経済活力の向上は、今後更なる社会減が見込まれる過疎地ほど地域の抱える課題が多いことから、町村に対しても支援が行き届くよう運用の改善を検討すべきである。

- ④ 新千歳空港においては、鉄道やバス等の2次交通の整備・拡充、冬期の就航率改善に向けた雪害対策を強化する。また、観光事業者と連携し、着地型観光など地方空港を活用した観光メニューの開発に取り組む。【国交省・道】

旅行会社などと連携し、新千歳空港へ到着後に道内旅行のコーディネートを行い、魅力ある北海道を発信すべき。現在の新千歳空港の到着ロビーは閑散としているが、その理由としては、空港カウンター使用料が高額であることも一要因として挙げられる。カウンター使用料を見直し、着地においても道内魅力がPRできる環境を整備すべきである。

- ※⑤ 道内13空港は道民の利用をはじめ、ビジネスや北海道観光への拠点として地域観光の活性化に繋がることから、安全運航の堅持と安全・安心なサービスの提供を前提として道内空港への就航を増便する。【★国交省・道】

グランドハンドリングスタッフや航空整備士など航空関連業務の人手不足が深刻化しているなか、インバウンドをはじめとした旅客の受け入れ体制の強化や、空港までの二次交通などに対応したシームレスな環境整備を図ったうえで、道内空港の増便に着手し、観光産業など地域経済の活性化に繋げていく施策を講じるべきである。

3. 道民の生活を支える地域公共交通の確保

（1）地域公共交通の維持・活性化

- ① 道内の複数の市町村と交通事業者が連携し、廃止や減便などがないようバス乗務員の確保をはじめとした持続可能な地域公共交通の維持・活性化に向けた広域的な「地域公共交通計画」の施策を講じる。【国交省・道】

2025年2月時点で、道内14地域で広域的な地域公共交通計画を策定し、14地域で広域な地域公共交通活性化協議会を設立している。道内における地域公共交通を取り巻く社会情勢は、通院・通学などで市町村を越えた住民の移動ニーズを踏まえて、複数の市町村と交通事業者が連携し、広域的な「地域公共交通計画」の施策を講じつつ、持続可能な地域公共交通の維持・活性化に努めるべきである。

- ② 道内の複数の市町村では、地元企業との連携による地域公共デマンドバスの運行や、高齢者のための通院等の移動を確保するライドシェアの運行、近隣の総合病院のワゴン車を活用した公共ライドシェアの実証運行などの取り組みが行われている。「リ・デザイン」や「共創・MaaS実証プロジェクト」の取り組みのほか、実証結果を精査し、地域交通の維持・活性に向けた取り組みを強化する。【国交省・道】

国土交通省では、利便性・生産性・持続可能性の高い地域交通への「リ・デザイン」を推進し、その取り組みの1つ

として、地域の多様な関係者の連携・協働による地域交通の維持・活性化を図る事業を支援する「共創・MaaS実証プロジェクト」を実施している。また、北海道内における AI オンデマンド交通を導入する実証事業については、「共創・MaaS実証プロジェクト」において令和5年度4件・令和6年度14件の事業を採択し、支援を行っている。これらの実証事業が、地域交通として通院・買い物・通学などで市町村を越えた住民の移動ニーズに応え、維持していくことが重要である。

- ※③ 国が進めるライドシェアの検討については、業務委託など曖昧な雇用での契約を禁止し、タクシー会社等とドライバーは直接雇用とするとともに、乗客の安全・安心の確保を大前提とする。【★内閣官房・※★国交省・道】

政府は2023年12月20日、第3回デジタル行財政改革会議において「デジタル行財政改革中間とりまとめ」を決定し、「タクシー事業で不足している移動の足を、地域の自家用車や一般ドライバーを活かしたライドシェアにより補う」とした。具体的には、タクシー事業者の運行管理のもとで新たな仕組みを創設し、タクシー車両が不足する地域・時間帯に限り、アプリ配車とタクシー運賃収受が可能な運送サービスを2024年4月から開始した。なお、この仕組みは、国土交通大臣の許可（道路運送法第78条第3号）にもとづいて創設しているが、タクシー事業と同様に公共交通で保障されている利用者の安心・安全、ドライバーの安全確保、車両の管理責任などが十分に担保されるのか、重大な関心を持って見極める必要がある。特に、ドライバーの働き方については、「安全の確保を前提に、雇用契約に限らずに検討を進める」としているが、労働者でなければ労働関係法令が適用されず、結果的にドライバーが劣悪な環境での就労を強いられる懸念が拭えない。加えて、運行管理者に対して道路運送法等による健康診断などの健康管理や、副業・兼業を含めた過重労働の防止などの取り組みが課されないとすれば、事故などによって利用者や歩行者などの安全を脅かすことにもなりかねない。そうした懸念が多い働き方を広げることは容認できないことから、今後においても業務委託などの曖昧な雇用での契約を禁止し、タクシー会社とドライバーの直接雇用でもって乗客の安全・安心の確保に努めるべきである。

- ※④ 国交省「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」では、生活交通の存続が危機に瀕している地域において路線維持のため国から1/2（道からも1/2）の補助金が交付されているものの、生産性の向上（利用者数と運行便数による収支率）が補助金の算出に影響することから、人口減少とともに利用者数の減少を踏まえた補助金の見直しを行う。加えて、全国21ブロック単価という考え方ではなくバス事業所が自社でかかる経費に対して助成する。【★国交省・道】

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な手段が提供され、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とした、国交省「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づく補助金は、路線維持のため国から1/2（道からも1/2）の補助金が交付されているものの、生産性の向上（利用者数（輸送量1回5日以上・15人以上/日）と運行便数（1日3回以上の運行）による収支率）が補助要件に影響することから、人口減少とともに利用者数の減少を踏まえた補助金の見直しを行うべき。加えて、本制度は全国21ブロックに分けてその単位で平均的な単価を捉えているとのことから、他の都府県に比べ社会減が深刻化している道内においてはバス事業者が車両にかかる経費も高額であるといった地域事情も踏まえ、全国21ブロック単価の算出ではなく、事業所でかかる経費に対する補助金制度に改正すべきである。

（2）交通インフラの整備

- ① 交通政策基本法に基づき、令和3年から令和7年度までの交通政策の基本的な方向性を示す「第2次交通政策基本計画」では、誰もがより快適で容易に移動できる、生活に必要な不可欠な交通の維持・確保等の観点から、地域公共交通の維持・確保、MaaSやバリアフリー化の推進、公共交通・物流分野のデジタル化などを掲げている。人流や物流に必要な交通インフラ・サービスの拡充・強化に向け、道内における公共交通施設の案内設備も含めたバリアフリー化を拡充するとともに、多極ネットワーク型コンパクトシティを形成する。【国交省・道】

国は都市構想やまちづくりを検討するにあたり、コンパクトでネットワークを再構築したまちづくりとなる多極ネットワーク型コンパクトシティを形成すると同時に、国主導で小中学生をはじめ、高校生や大学生に対し航空産業の魅力を発信する機会の創出や、空港業務の地域雇用における人材確保のマッチング支援の実施等を道に対し働きかけるべきである。

- ※② 住み慣れた地域で誰もが安心して生活できるよう、買い物や通院には地域公共交通の維持が欠かせないことから、店舗（スーパーマーケット・ドラッグストア・ホームセンター・コンビニ等）や移動販売サービスの開設・運営への支援や公共交通事業者に対する支援の拡充、自治体が運営し委託するデマンド型交通の助成を行うなど必要な対策を講じる。【★国交省・★農水省・※★経産省・道】

農水省は、スーパーやコンビニなどの店舗まで500m以上かつ自動車利用困難な65歳以上高齢者を指す「アクセス困難人口」が、全国に904万人以上（全国の65歳以上の人口の25.6%）と推計した（2020年時点）。とりわけ都道府県別では、離島の多い長崎県（41.0%）に次いで北海道（37.1%）は、全国で2番目に困難人口が高い割合にある。暮らしを支える生活サービス提供機能のうち、特に買い物や公共交通の利便性が重視されるものの、近年、バスやタクシー運転手の人手不足が深刻化し、今後、人口減少が進むなかで地域公共交通の維持がさらに困難となることが想定される。このような現状を背景として、国が店舗（スーパーやコンビニ）や移動販売サービスの開設・運営への支援や公共交通事業者に対する支援の拡充、自治体が運営し委託するデマンド型交通（予約型小型バス）・コミュニティバスの助成などを行うことが肝要である。店舗開業やデマンド交通の支援としては、市内にスーパーが存在しない自治体において、自治体がスーパーを誘致し、自治体が補助して店舗賃料を低廉な価格とした事例や、道内自治体がデマンド交通の発着時間や乗降場所や運賃を決定し、タクシー会社等へ委託するなどの事例も多数ある。道内の社会減の深刻化を踏まえうえて、国としても支援の対策を講じるべきである。

- ③ 道の「北海道交通政策総合指針重点戦略」（2021～25年）に基づき、公共交通機関相互が連携する「運輸連合」に向けた検討を進めるにあたっては、交通事業者、行政、経済、労働団体、住民等による幅広い参加と協同により推進するよう、国として働きかける。【国交省・道】

2025年が最終年度となる「北海道交通政策総合指針重点戦略」の主な取り組みとして、NaaS等シームレス交通の全道展開や、公共交通機関相互が連携する「運輸連合」の検討など連携・強化を図るべきである。

- ※④ 燃料高騰が追い打ちをかけ、赤字8区間（通称・黄色線区）は一層厳しい運行環境にあることから、JR北海道が国や地元自治体などの負担を前提とする維持費分担を含む提示を3年先送りする方針とした「抜本的な改善方策」については、路線の利用促進や実態調査を継続して策定を進めていく。また、北海道新幹線の札幌延伸に伴い、JRから経営分離される並行在来線の函館・長万部間を巡っては人件費削減で赤字額を圧縮するのではなく、譲渡固定資産に係る非課税措置（不動産取得税、固定資産税、都市計画税の減免措置）等を講じ、地域の生活路線・鉄道貨物輸送の維持に繋げる。【★国交省・道】

JR北海道が地元負担を前提に存続を目指す「黄色線区」8区間については、2024年3月15日に国交省からJR北海道に対し発出した監督命令において、2026年度末までに線区ごとに「抜本的な改善方策」を確実に取りまとめるよう求めている。この検討にあたっては、路線の促進使用や実態調査を継続したうえで策定を進めていくよう求める。また、函館・長万部間の並行在来線については、沿線自治体と道の協議会において、駅業務にあたる人員の見直しを進め人件費の削減などを図ることで赤字をさらに圧縮できるとしているが、2025年度中に存廃の方針を示す見込みとなる中、第3セクター方式で存続された場合、とバス転換した場合との協議にあたっては、第3セクター方式のケースでは経営分離に伴いJRから譲渡を受ける資産について、不動産取得税の非課税措置や固定資産税、都市計画税の減免措置を講じることに、第3セクター鉄道会社のランニングコストが軽減されるよう国として政策を実現すべきである。

- ⑤ グランドハンドリングや保安検査等の空港業務に携わる人材は、コロナ禍前にはほぼ回復したものの、経験豊富な人材が不足していることから、国交省が設置した有識者会議において取りまとめた「空港業務の持続的発展に向けたビジョン」の中間まとめに基づき、空港業務は地域雇用を支える地場産業であるという観点から道内市町村と業界団体との連携による人材確保のマッチング支援等を実施するよう、国として働きかける。【国交省・道】

航空連合は毎年7月に北海道エアポート株式会社に対して政策提言を行っており、道内空港内の従業員の安全の重要性について提言しているところである。とりわけ、道内空港では、スキーやスノーボードをベルトコンベアに載せる作業が手作業のため、グランドハンドリングスタッフに腰痛が発症しているという。空港施設リニューアルに際しては、ユーザーはもとより空港内従業員の安全面も確保し、人手不足解消に向けては、就労環境だけでなく生活面の環境整備がな

ければ労働者が離れてしまうと考えられることから国としても対策を講じるべき。

グランドハンドリングや保安検査等の空港業務は経験豊富な人材が不足しているなど、人材確保は重要な課題となっていることに加え、空港業務は地域雇用を支える地場産業であるという観点から道内市町村と業界団体との連携による人材確保のマッチング支援等を強化すべきである。

- ⑥ 新千歳空港にて、降雪時も安全運行及び航空従事者の安全・安心を確保できるよう、北海道エアポート株式会社が行う除雪体制等を強化するとともに、降雪により運航便の遅延や欠航に関する情報については、JR 快速エアポート内やバス車内の電光掲示板、アナウンス等により、早めに情報が把握できるよう、国は道に対して支援する。【国交省・道】

国は、北海道エアポート株式会社が行う除雪業務の人材確保をはじめ、IT を活用した省力化・効率化に向けた支援を行うとともに、降雪時の安全運航および航空従事者の安全・安心を確保すべき。また、降雪時の遅延情報については、各航空会社が利用者に対しメールで周知しているが、携帯の故障や充電切れ等メールでの情報が受け取れない場合もあることから、タイムリーな情報を JR や空港行きリムジンバス内の電光掲示板に流すようなシステム導入に向け、国が対策を講じるべきである。

- ※⑦ 地域住民の生活を守るためにも観光地における駐車場の整備や、主要駅における貸し切りバスの駐車スペースの整備に対する財源については、国際観光旅客税による補助の仕組みを導入する。また、国際観光旅客税は、空港における円滑な出入国や手続きの効率化に重点的に措置する。【★国交省・道】

国は、観光バスや車など、特に主要駅前周辺や空港周辺において安全で利用しやすい乗降に向けた整備を行うとともに、整備にかかる財源については、宿泊税のほか国際観光旅客税を活用し、ハード面においてもスムーズな地域観光を実現すべきである。また、国際観光旅客税は、負担者である国民と訪日外国人旅行者の双方が直接的に受益を実感でき、納得感が得られる用途に限定して充当すべきである。具体的には、訪日客の 98% が空港をゲートウェイとしている現状に鑑み、空港における円滑な出入国や手続きの効率化に重点的に措置されるべきである。一方、令和 6 年度予算では、これに関連する「入管・税関手続に必要な情報を同時に取得することを可能とする共同キオスクの設置」、「最先端技術を用いた個人識別情報システムの機能強化」、「税関検査場電子申告ゲート（E ゲート）の機能強化」、「空港における FAST TRAVEL の推進」の各事業を合わせて 113 億円程度と、同税歳出額 403 億円の 1/4 強にとどまっており不足がある。また、FAST TRAVEL 推進支援事業の補助対象事業者は現在、実質的に空港ビルやグラハン事業者に限られているが、空港施設への設備投資は航空会社が担う場合が多いことを踏まえ、航空会社を加えるべきである。なお、2018 年の同法成立時の附帯決議では、施行後 3 年を目途にそのあり方について検討を加え、結果を公表することとされている。COVID-19 の発生によって、いまだ検討結果は示されていないが、直近では訪日旅客数がコロナ禍以前の水準を超過しており、検討に着手する環境は整いつつあると考える。空港施設への設備投資見直しなども踏まえ、必要な場合は税額水準も含めて検討の俎上に載せるべき。

(3) 物流を支える運輸政策の推進

- ① トラック運転手の労働時間短縮で輸送力の対策指針となる「2030 年度に向けた政府の中長期計画」の諸施策を着実に推進し、年度毎に施策の効果を検証し公表するほか、「流通業務総合効率化法・貨物自動車運送事業法」改正法の遵守に向けた体制を構築すべき。【国交省】

2025 年 5 月施行の「流通業務総合効率化法・貨物自動車運送事業法」の改正法により、物流事業者は雇用する労働者への負担の軽減に資するように輸送網の集約・配送の共同化等の措置を講ずることが努力義務化されたほか、荷主も物流事業者への協力に繋がる一定の措置を講ずることも努力義務となる。加えて、元請事業者と下請け事業者の取引の適正化や、軽トラックの事故を抑制するために軽トラック事業者は事業の届出を行った後、速やかに貨物軽自動車安全管理者 1 人を選任し、国土交通大臣に届け出ることが義務付けられたことから、改正法の遵守に向けて取り組むべきである。

- ② 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である公益社団法人全日本トラック協会が実施する「貨物自動車運送事業安全性評価制度」（G マーク制度）の更なる普及拡大を図るため、国土交通省や全日本トラック協会、損保会社等によるインセンティブのほか、「自治体での入札時の優遇措置」について導入を検討

する。【国交省・道】

Gマークの取得促進に向け、国土交通省における認定事業所に対するIT点呼の導入や基準緩和自動車の有効期限の延長等の優遇措置を設けるほか、(自治体等での)「入札時の優遇措置」について導入を検討すべきである。

- ③ トラック産業の健全な発展と事業の適正化に向けて、適正化事業実施機関と各運輸支局のみならず、労働基準監督署や警察機関との連携を図るとともに、運輸支局による監査要員を必要に応じて拡充する。【国交省・道】

昨年度の中央要請で国交省から「適正化事業実施機関と各運輸支局においては、令和5年4月より、地方適正化事業実施機関が行う巡回指導の総合評価が低く、その後も改善が図られない悪質事業者への対応を強化するなど、輸送の安全を確保し、適正な事業運営を推進する取組を連携して進めている。労働基準監督署との合同監査の実施、また警察機関とも連携を図っているところ。引き続き、監査・処分制度を着実に運用し、輸送の安全確保を図る。自動車運送事業者に対する監査体制については、監査担当要員が設けられた平成14年当時、全国の地方運輸局・運輸支局で合計108名でしたが、その後順次増員を図り、今年度は448名となるなど、体制の強化を進めている」との一次回答を受けたが、平成14年時と増員数を比較することよりも、現状の監査担当要員数に不足がないかの回答がほしい。トラック産業の健全な発展と事業の適正化に向けては、悪質事業者への対応強化に向け、必要な人員確保を図るべきである。

- ※④ 物流業界における人手不足や荷主や消費者ニーズの高度化・多様化による多頻度小口輸送の進展等に対応するため、「2以上の者の連携」による省力化や、物流分野における環境負荷低減、物流効率化の取り組みに拡充するとともに、「モーダルシフト」等の輸送の合理化の支援について周知徹底を図る。【★国交省・道】

貨物1件あたりの貨物量が直近の20年で半減する一方、物流件数はほぼ倍増しており、物流の小口・多頻度化が進行するなど「多頻度小口輸送」が進展している。こうした中、トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さな鉄道や船舶の利用へと転換する「モーダルシフト」は、物流における環境負荷の低減にはモーダルシフトや輪配送の共同化、輸送網の集約が物流効率化に有効となる。モーダルシフトを進めるための計画策定や大型コンテナ導入、内航海運や鉄道貨物の拠点機能強化などの支援や、物流拠点整備や物流DX・GX投資に対する資金の出資などの支援について周知徹底を図るべきである。

4. 北海道の資源を活かしたエネルギー・環境政策の推進

(1) 脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー等の普及・促進

- ① 原子力発電は過渡的エネルギーとし、道内に豊富に賦存する再生可能エネルギーや新エネルギーの積極的な導入による代替電源の普及、水素・アンモニア・CCUS等の化石燃料の高度利用、省エネの推進などを前提として、中長期的に低減させながら電力の安定供給を基本に、最終的には原子力エネルギーに依存しない社会を実現する。【経産省・環境省・道】

化石燃料(石炭、石油、天然ガスなど)の高度利用とは、化石燃料を効果的かつ環境に配慮して利用することであり、①CCUS(CO₂の回収(Capture)、回収したCO₂を地中深くに貯留(Storage)、回収したCO₂を有効利用(Utilization))をはじめ、②石炭火力発電所でのアンモニアを混焼したり、専焼することでCO₂削減、水素は燃焼時に水しか生成しないことからクリーンなエネルギー源となる。

国は、福島事故以降、原発依存度低減の方針を取っていたものの、2025年2月に策定した次期エネルギー基本計画で最大限活用に転換した。同じ会社の原発敷地内であれば新型の「次世代革新炉」に限り廃炉原発の建て替えも認め、事実上の新增設も容認したことになる。一方で、高レベル放射性廃棄物(核のゴミ)などの処分や、避難計画の実効性確保など課題が山積している。

連合北海道は、2005年12月に開催した定期大会において「原子力発電は過渡的エネルギーであり、安全確保を大前提に情報公開、環境重視、防災対策を強化するとともに、代替エネルギーの研究、開発に積極的な役割を果たす」との考えを確認してきた経過がある。

- ※② 高レベル放射性廃棄物最終処分場の選定に向けた「概要調査」については、「特定放射性廃棄物の持込みは受け入れ難い」とする道条例の趣旨を踏まえ、道内のいかなる地域においても国が最終処分地の設置に繋がる調査は行わない。また、最終処分場設置はわが国にとっての重要課題であることから、国民的な議論が必要であり、最終処分地の社会的合意プロセスを整備する。【★経産省・道】

今後においても、「特定放射性廃棄物の持込みは受け入れ難い」とする道条例の趣旨に反することから「概要調査」へ移行しないよう、連合北海道としても注視していかなければならない。最終処分地については、対話型説明会や全国の自治体を個別訪問する「全国行脚」のみならず、この間どのような取り決めがあり、何が問題となっているのかを国民が正しく理解した上で国民的な議論が必要であり、最終処分地の社会的合意プロセスを整備すべきである。

- ※③ 道内の再エネ発電量は、風力や太陽光が拡大し、政府が掲げる 2030 年度の導入割合は達したものの、風力をはじめとした再エネ拡大に伴い、安全面、防災面、計画や環境への影響に関する懸念など、地域との共生上の課題が顕著化してきている。再エネ立地については、一定規模の発電事業を行う事業者が地域住民への説明会を開催することを義務付けているが、一事業者が開催する説明会をもって、一事業所が、事業実施場所のある自治体や地域住民との合意が図られるとは限らない。国が責任をもって、地域住民への丁寧な説明・同意に向けた体制づくりに関与する。なお、風力発電事業については、環境破壊や騒音・低周波音、野鳥衝突などの対策を講じる必要がある。【★経産省・道】

2024 年 4 月に施行された改正再エネ特措法では、一定規模以上の発電事業を行う事業者に対し、FIT（電力会社による固定価格での買取制度）や FIP（FIT のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場に売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム〈補助額〉を上乗せし再エネ導入を促進する制度）認定の申請に先立ち、地域住民への説明会を開催することを義務づけている。また、説明会の対象となる住民については、事業所実施場所からの距離が一定圏内に居住する者に加え、事業実施場所のある自治体に対し、追加すべき住民がいまい事前相談を行うことを求めている。しかしながら、一事業者が地域住民への説明会を開催したらといって、合意が得られるとは限らないことを踏まえて、国が責任をもって、地域住民への丁寧な説明・合意に向けた体制づくりに関与していく必要がある。なお、風力発電事業については、環境破壊や騒音・低周波音、野鳥衝突などの対策を講じるべきである。

- ④ 道民の生活に欠くことが出来ない「電力の安定供給」の確保に向け、電力の安定化に寄与する対策について、財政的な支援を講じる。また、太陽光パネル、風力ブレード等、再生可能エネルギー設備全般の国産化に向けた支援を講じる。更に、ヒートポンプで利用する空気熱の利用については、一般家庭などへ高効率機器の導入拡大に向け補助金等を拡充する。【経産省・環境省・道】

再生可能エネルギーの拡大に向け、道民の生活に欠くことが出来ない「電力の安定供給」の確保に向け、電力の安定化に寄与する対策について、財政的な支援も含めて求める。また、再エネ賦課金の多くが海外へ流出している現状を踏まえ、今後の日本の経済安全保障の観点から太陽光パネル、風力ブレード等、再生可能エネルギー設備全般の国産化に向けた支援を求める。更に、ヒートポンプ（再生可能エネルギー・太陽を起源とする熱利用技術）で利用する空気熱の利用については、再生可能エネルギーであることに加え、省エネルギーに大きく寄与することから、2050 カーボンニュートラルに向け、一般家庭などへ高効率機器の導入拡大に向け補助金等の更なる充実を図るべきである。

- ⑤ 製造業をはじめとするカーボンニュートラル達成に向けた取り組み分野ごとの支援策をさらに拡充する。また、情報を分野ごとに整理し一覧性を高めることで、企業における規制の遵守や支援策の活用を促進させる。中小企業のカーボンニュートラル達成に向けた取り組みへの参画、協力を促進させるため、行政からのプッシュ型支援や、地域社会を巻き込んだ社会的な取り組みを充実させる。【経産省・道】

2023 年の通常国会に、いわゆる「GX 推進法案」が提出され、日本がカーボンニュートラルなどの国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくための動きが本格化してきた。この動きを加速させていくためには、日本企業が国際競争の中で成長していく際に不利とならないようにすることや、企業が目標を達成していくために、1) 自らの排出を削減する、2) サプライチェーンで排出を削減する、3) グリーン市場を創造していく、などの分野ごとに CO2 の排出量削減に取り組む必要がある。また、関連する規制についても遵守していくように周知することも必要。そして、大手企業だけでなく、多くの中小企業がカーボンニュートラルの取り組みに対して参画、協力することが必要不可欠で

あり、政府は主導的な取り組みを進めるべきである。

(2) 幌延深地層研究所に係わる協定・条例の遵守

幌延町、北海道、日本原子力研究開発機構による「研究実施区域に放射性廃棄物を持ち込まない」「研究終了後は研究施設を閉鎖し、地下施設を埋め戻す」「研究実施区域を将来とも放射性廃棄物の最終処分場としない」と確認した「幌延町における深地層の研究に関する協定書」を遵守するとともに、北海道の「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を尊重する。また、道民に対し丁寧な説明・協議を行いながら、住民の疑念や疑問の解消に努める。【経産省・文科省・道】

深度 500 メートルでの研究計画については、研究の長期化につながる恐れがあり、2028 年度までとしている研究期間が再延長される可能性も否定できない。日本原子力研究開発機構（JAEA）、北海道、幌延町の三者協定に基づく「幌延深地層研究の確認会議」において、その必要性など議論された上で確認されている。経済産業省は、引き続き地元に対して丁寧な説明を尽くすことは重要であり、こうした観点から、文部科学省と連携しつつ、JAEA に対する監督を求める。

(3) 既存原子力発電所の安全確保と住民合意

- ① 停止中原子力発電所の再稼働の議論にあたっては、福島第一原子力発電所の事故原因の検証結果を踏まえた、より高度な安全基準に基づく安全対策が実施されることを基本とし、周辺自治体を含む地元住民の合意と国民の理解を得る。【経産省資源エネルギー庁・環境省原子力規制庁・道】

連合北海道は、2005 年 12 月に開催した定期大会において「原子力発電は過渡的エネルギーであり、安全確保を大前提に情報公開、環境重視、防災対策を強化するとともに、代替エネルギーの研究、開発に積極的な役割を果たす」との考えを確認してきた経過があることを踏まえ、連合北海道の「要求と提言」では、停止中の原子力発電所の運転再開を検討する条件は、福島第一原子力発電所の事故原因の検証結果を踏まえた、より高度な安全基準に基づく安全対策が実施されることを基本とし、周辺自治体を含む地元住民の合意と国民の理解を得ること、としている。

- ② 2030 年度に運転開始となる見通しの大間原子力発電所の建設については、国や建設事業を進める当該事業者は、青森県と地元自治体のみならず、道や大間町から約 40km 先の函館市などに対しても新規制基準に基づく安全強化対策工事や運転開始時期について説明責任を果たす。【経産省資源エネルギー庁・環境省原子力規制庁・道】

大間原子力発電所については、国が原子力規制委員会とともに、敷地の地質・地質構造、地震及び津波の評価結果など新規制基準への適合性審査の結果について、道内で影響する可能性のある周辺自治体や住民に対し、説明責任を果たすべきである。

5. 持続可能な社会保障制度の構築

(1) 充実した社会保障制度の確立

- ① 道内の人口 1 人当たりの国民医療費は 43 万 2,600 円と全国より約 6 万円高く、道内の高齢化率（33.1%）も全国平均（29.4%）より上回っている。道内人口の高齢化をはじめ、医療の高度化や新型コロナウイルス感染拡大に伴う前年度の受診控えの影響が、医療費増の要因と考えられる。2030 年以降、北海道の将来推計人口は 500 万人を切ることが見込まれる。人口減少社会において、医療施設の数の減少も不可避となる。特に高齢者の多い地方の過疎地では深刻な問題となることから、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づくオンライン診療のシステム導入など、人口減少を見据えた医療体制を整備する。【厚労省・道】

厚労省が 2024 年 10 月に公表した「国民医療費の概況」によれば、道内の人口 1 人当たりの国民医療費は 43 万 2,600 円と全国より約 6 万円高く、道内の高齢化率（33.1%）も全国平均（29.4%）より上回っている。加えて、道内の一般診療所数（可周知面積 100km²あたり）は全国で最も低く、一般病院常勤医師数（100 病床あたり）は全国 46 位と下から 2 番目である。その上、特に北海道のような広大な地域では、厚労省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基

づくオンライン診療を普及させ、へき地や高齢者にとって通勤負担の軽減を図るべきである。

- ※② 高齢者医療費は全体の約6割を占め、その財源の多くが現役世代の保険料や税金で賄われ、2025年は「1.3人で1人の高齢者を支える」構造に近づくことから、国は、オンライン診療の推進やジェネリック医薬品の利用拡大でのコスト削減など負担軽減策を検討する。【★厚労省・道】

国民医療費を財源別にみると、公費4割（国庫が25%、地方自治体が13%）保険料が5割（事業主が22%、被保険者が30%）、その他1割が患者負担分であることから、高齢者医療費は現役世代の保険料負担によって支えられている。その上、日本の高齢化率は、2023年時点で29.1%、北海道では32.5%と全国平均を上回る。高齢者（65歳以上）の医療費は1人当たり約74万円（2021年度）で、現役世代（約22万円）の約3.4倍。この差は、高齢者人口の増加で更に拡大し、現役世代への負担が重くなっていることから、オンライン診療の推進やジェネリック医薬品の利用拡大でのコスト削減など負担軽減策を検討すべきである。

- ※③ 「こども誰でも通園制度」の本格実施に向け、利用時間の上限や人材確保など制度の検討を進める上で、受け皿の確保や保育現場の負担軽減を含めた改善を図る。【★内閣府こども家庭庁・道】

「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的とした「こども誰でも通園制度」は、2025年度の制度化、および2026年度からの本格実施に向け、試行的事業の状況等も踏まえて制度の検討を進められているものの、近隣の保育所等での受け皿が少なければ、予約待ち、キャンセル待ちが増え、利用しにくい制度となり得ることが懸念される。制度の検討を進める上で、受け皿の確保や保育現場の負担軽減を含めた改善を図るべきである。

- ※④ 2024年8月29日、「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」と題した文書を都道府県等に通知を発出した。どのような事情があっても、児童生徒が不登校等により、学力が追いつかず進学等の夢が絶たれるなど将来の選択の芽をつぶさないよう、1998年学習指導要領（1週間あたり26～27コマ）に戻すとともに、ICT教育等を含め不登校対策に向けた環境整備を拡充し、希望する不登校児童生徒を対象に学校外でも定期テスト等が受けられ成績に反映できるような体制を図る。【★文科省・道】

文科省は、児童生徒の問題行動や不登校などの実態を調査した「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」を2024年10月31日に公開し、病気や経済的理由を除き、心理・社会的な要因などで小中学校に年30日以上登校しない不登校児童生徒数は過去最多の34万6,482人となった（前年度から15.9%増）。不登校児童生徒数の増加は11年連続となる。

北教組は、「学習指導要領」改訂ごとに学習内容や標準授業時数が増加し、1時間あたりにすすめなければならない教科書ページ数が増え、学習スピードが速くなっていることや、「全国学力・学習状況調査」を中心とした競争的な環境などが子どもたちに負担をかけており、不登校と相関関係にあると考えている。したがって、現在使われている「2017学習指導要領」（1週間あたり29～30コマ）ではなく、「1998学習指導要領」（1週間あたり26～27コマ）に戻すことが肝要である。加えて、文科省が2024年8月29日に通知した「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」には、「児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進することが重要」「既存の学校教育になじめない児童の生徒については（中略）なじめない要因の解消に努める必要がある」と明記されているものの、その実現のためには「楽しい学校」「わかる授業」とすることが重要である。また、当該通知では、取組例として自宅など学校外での学習や受けた定期テスト等を成績に反映したことが紹介されているが、道内市町村の実態調査では、学校外で定期テストを受けることができる市町村は179市町村のうち2市町のみであった。教育支援センターやフリースクールと繋がることができている児童生徒も多いため、児童生徒および保護者を孤立させない取組やICTを含めた環境整備を拡充し、不登校児童生徒が安心して学べる体制づくりを早急に進めるべきである。

- ⑤ 介護保険制度の安定性・持続可能性を確保し、すべての世代にとって安心できる制度の構築に向け、認知症や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、誰もが住み慣れた地域で質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく受けられるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。ま

た、各自治体が策定した「第9期介護保険事業（支援）計画」を実行するにあたり、各自治体は次期の介護保険料に伴う地方財政への負担軽減に向けて、高齢者の健康増進の取り組みを強化するよう、国として働きかける。【厚労省・道】

「第9期介護保険事業（支援）計画」は2024年度から2026年度までの3年間を対象とした介護保険制度の運営方針を示すものであり、自治体が策定する地域密着型の計画である。計画実行にあたり、自治体は次期の介護保険料に伴う地方財政への負担軽減に向けて、高齢者の健康増進の取り組みを強化するよう、国として介護予防の支援を拡充すべきである。

- ※⑥ 道内の訪問介護事業所数は道内全体で減少傾向にあり、特に小規模事業者が支える地方部の市町村で著しく減少している。必要な訪問介護サービスが受けられない「介護難民」が地方で増加することとなれば、地域包括ケアシステムの深化・推進に逆行する恐れがある。高齢者在宅ケアを支える訪問介護の基本報酬が減額され、道内事業所が経営難に陥り、札幌・旭川等の都市部以外では事業所が減少している事態を招いていることから、基本報酬の見直しを求める。また、介護報酬上の2人訪問加算が算定できない場合においても、安全確保・離職防止のため、国の地域医療介護総合確保基金を財源として加算相当額の補助や、セキュリティシステム導入に必要な機器購入費を補助対象とするよう、国として働きかける。【★厚労省・道】

道内の訪問介護事業所数は、2023年9月までの過去5年間に於いて道内全体で24カ所減となり、特に小規模事業者が支える地方部の市町村で著しく減少している（43市町村で計77カ所減）。そのような中、2024年春、訪問介護サービスの基本報酬が引き下げられた。道内の訪問介護事業所は札幌市など都市部に集中しており、地方部の町村などでは訪問介護事業所が減少傾向にある。株式会社東京商工リサーチによると、2024年の訪問介護事業所の倒産は81件と過去最多であり、道内市町村実態調査のなかでは「地元で訪問介護事業所がない」などと回答した町村もあった。政府による介護、障がい福祉事業所の全職員の処遇改善の取り組みは不十分であることから支援金を支給していくべきである。とりわけ、訪問介護の社会的意義は大きい。過疎地では、都市部のように1日で何軒も効率よく回れず、採算の取れない事業所も多い。必要な訪問介護サービスが受けられない「介護難民」が地方でこれまで以上に増加していくこととなれば、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう取り組むことを目的とした、地域包括ケアシステムの深化・推進に逆行してしまう恐れがある。地域間格差を解消し、介護業界全体を支えるためにも介護人材不足を含む地域事情の課題把握が必須となる。

利用者またはその家族から、暴言等のハラスメント行為及びハラスメントの危険性が予測される状況で2人訪問について利用者またはその家族から同意が得られない場合（2人訪問加算されない場合）、安全確保・離職防止のために、国の地域医療介護総合確保基金を財源として、加算相当額を助成することや、カメラ付きICレコーダーなどセキュリティシステム導入に必要な経費について補助すべきである。

- ※⑦ 医療保険制度改革にあたっては保険者機能の発揮に着目した改革をめざす。特に、予防・健康づくりを積極的に推進する保険者に対し、保険者横断的な財政的インセンティブを強化する。

また、質の高い医療の提供と、過剰投与や重複診療の防止による患者負担の軽減を両立し、医療費の適正化、医療現場の負担軽減を図る観点から、医療DXを積極的に推進する。【★厚労省・道】

高齢化の進行や医療の高度化を背景に、国民医療費は増加の一途をたどっています。一方で、支え手である現役世代が減少しており、医療保険制度の持続可能性を確保するためには、健康増進の推進、ICTの活用に加え、年齢に関わらず能力に応じた負担の在り方についても検討が必要である。

医療保険制度改革にあたっては、加入者の健康増進や重症化予防、医療費の適正化に向けたチェック機能の強化など、保険者機能の発揮に着目した見直し求められる。

2024年12月から、マイナ保険証が本格スタートした。マイナ保険証は、医療DXの基盤となるものであり、医療DXの加速が期待される。推進にあたっては、①電子処方箋の普及、カルテの標準化を確実に推進していくこと、②医療機関に対し、セキュリティ対策の導入や、IT人材の育成の支援、セキュリティ管理体制の整備に対しインセンティブ策を導入すること、③医療情報の閲覧は情報の機微性をふまえ被保険者の同意に基づく運用を徹底すべきである。

- ⑧ マイナンバー制度の活用については、個人情報管理体制を強化や自治体負担の軽減策など具体化を図る。

加えて、マイナ保険証の利用にあたり、認知症などで暗証番号設定に不安がある人には、家族や福祉施設等の意見を踏まえ、本人の申出があれば各市町村の窓口にて顔認証マイナンバーカード交付が可能となる一方で、市区町村が発行する証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書等）がコンビニ等から取得できるサービスについては、暗証番号が必須となることから、現状では顔認証マイナンバーカードが使用できないなどの課題もあることから、不正防止を第一に、顔認証や目視確認など「暗証番号を設定しない」といった選択肢を拡充する。【厚労省・総務省・デジタル庁・道】

マイナンバーカードはコンビニで住民票や印鑑登録証明書などの公的書類が発行できるなど行政サービスの利便性が高まるものの、本人確認書類としても使用できるカードであるため個人情報が悪用される可能性もあることから、個人情報管理体制の拡充が必要となる。また、マイナンバーカード作成時に市町村が管理を行う、①申請書の預かりをはじめ、②J-LIS（地方公共団体情報システム機構）への申請書送付や同機構からのカード受取、③カード受取後の申請者への郵送（書留）、④カードの電子証明の更新（5年毎）、⑤カードの更新（10年毎）など、申請受付管理から申請者本人に渡るまでの自治体負担（更新時に多くの住民が殺到することなど）が想定されることから、軽減策についても具体化すべきである。

さらに、政府は顔認証付きカードリーダー1台の増設に要した費用の一部を補助することをすでに実施しているものの、顔認証付きカードリーダーの普及をさらに拡充し、認知症の高齢者や救急搬送され意識のない患者でも医療情報が共有され、電子処方箋の普及が進むことによってオンライン診療の拡大に繋げるべきである。

- ※⑨ 2023年の人口動態統計の速報値によれば、道内の出生率は17年連続減少し、過去最低を更新した（うち札幌市は9年連続減少）。政府は「次元の異なる少子化対策」と掲げ、児童手当の拡充や「こども誰でも通園制度」などの法案が成立したものの、少子化は婚姻減の影響も大きいことを踏まえれば出生減の歯止めになるものとは到底言えない。若い世代の所得向上と非正規から正規雇用への転換の更なる推進のほか、卒入学式以外の学校行事も含む「子の看護等休暇」の拡充、短時間勤務制度の代替措置としたテレワークの義務化及び対象年齢を引き上げるなど、正規雇用でも子育てしながら働きやすい雇用環境の創出を拡充する。【★厚労省・道】

若い世代の所得向上を通じた少子化対策の観点からも、若者の経済的基盤の強化を図る必要がある。そのため若い世代の賃上げや正規雇用化に向けた支援の拡充が重要となる。そのほか、2025年4月から段階的に施行の「育児介護休業法」の改正法による「子の看護等休暇」の見直し（取得事由に学級閉鎖や入園・入学式等を追加）については、卒入学式以外の学校行事も含む「子の看護等休暇」への法改正をはじめ、短時間勤務制度の代替措置としてテレワークの義務化（改正法では努力義務）とした上で、対象年齢についても「3歳未満」から年齢を引き上げるなど、若者世代が子育てしながら働きやすい雇用環境の創設を拡充すべきである。

- ⑩ 離婚後の「共同親権」導入を含む民法等改正に伴い、とりわけ「非合意強制型」の場合においては、自治体や学校等の行政機関におけるトラブルが生じる懸念が拭えない。共同親権の導入に際しては、裁判官の判断だけでなく、DV認定機関の設置やDVの処罰の厳罰化を実行した上で、あくまで当事者の合意に基づき決定する。監護権の親の所得による社会保障制度の維持や、「こども基本法」に則り子どもの権利を最大限尊重し子どもの意見を反映すること、「重要決定事項」は監護権の保護者が決定すること、家裁の裁判官及び調停室の拡充など、課題解決を図る。加えて、離婚後の「共同親権」導入を含む民法等改正が2026年度までに施行される。DVや虐待の被害者が共同親権を求める加害者から逃れられなく恐れがあるため、「急迫の事情」「日常の行為」にあたる定義が曖昧であることから、ガイドラインを早急に策定し、周知・研修に努める。【★法務省】

「共同親権」導入に際しては、DVや虐待の被害者が共同親権を求める加害者から逃れなくなる恐れがあることから、そのリスクを家庭裁判所がどこまで判断できるかなどの制度設計が不十分である。また、裁判所に判断を委ねる余裕のない「急迫の事情」がある場合や、身の回りの「日常の行為」にあたる場合などは片方の親だけで意思決定できるとされているものの、どのような状況が「急迫」「日常」にあたるかなど、定義は曖昧である。さらに、両親の言い分が食い違うなどで教育関係者や自治体職員らの混乱も起きかねないことから、導入への課題解決に向けて早急に整備すべきである。

(2) 地域に根ざした地域福祉の連携と充実

- ① 地域住民の利用者が質の高い医療・介護サービスを受けられるよう、地域の実情に応じて医療・介護の複合的なニーズにも切れ目のないサービス提供に向けて介護医療院やレスパイト入院（介護家族支援短期入院）、在宅医療を担う医療機関など「地域包括ケアシステム」の深化・推進、体制を構築する。【厚労省・道】

昨年の厚労省の一次回答によれば「地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組として、在宅医療を担う地域の医療機関と介護保険施設等において、実効性のある連携の構築を促進する観点から、介護保険施設等と医療機関の連携に関する要件及び評価等を見直す等、医療と介護の連携の推進を行うための必要な対応を行った」と回答した。しかしながら、2025年は「団塊の世代」が全員75歳以上の後期高齢者となり、北海道を含む日本全体で介護・医療ニーズが急増することを踏まえれば、地域包括ケアシステムでは在宅医療を担う医療機関と介護保険施設が協力して、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう支援する取り組みを進めていく体制を早急に整備すべきである。

- ※② 「第9期介護保険事業支援計画に基づく介護職員の必要数」（厚労省）における2040年度を起点とした介護職員数について、北海道は全国6番目（129,005人）の必要数となっている。介護人材の道外流出などを鑑み、介護職員・介護支援専門員に対する居住支援特別手当など独自の処遇改善策を講じる。また、キャリアパスに必要な資格の取得・更新等の研修は、公費による費用の減額、或いは厚労省が実施する「教育訓練給付制度」を適用することで費用負担の軽減を図る施策を講じる。【★厚労省・道】

年々確保が困難となっている介護支援専門員ならびに主任介護支援専門員の人材確保策として、厚生労働省が行う「教育訓練給付制度」において、すべての研修に適用することや、研修費用の減額などの費用負担の軽減を図る施策を実行すべきである。

- ※③ 道や市町村が策定した第9期介護保険事業（支援）計画については、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、道内各自治体による健康増進事業や認知症施策、介護資格取得にかかる費用助成、介護医療院の新たな開設、高齢者への配食サービスなど、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む事例が挙がっている。介護サービス基盤や介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策を実行するよう、国として働きかける。【★厚労省・道】

各自治体が、2024年度を初年度とし3カ年計画として策定した「第9期介護保険事業計画」には、道内各自治体による健康増進事業や認知症施策、介護資格取得にかかる費用助成、介護医療院の新たな開設、高齢者への配食サービスなど、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む事例が挙がっているものの、地方交付税を含む地方一般財源総額の増額を求める道内自治体が全体の半数近くを占めている現状にある。団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎え、高齢者人口がピークとなる2040年を見通すと、85歳以上人口が増加する一方、生産年齢人口は急減することが見込まれるなか、介護サービス基盤の整備や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るなど地域公共サービスの質をより一層高めていくべきである。

- ④ 生活困窮者に対応した自立相談支援機関がアウトリーチ（訪問による支援や情報提供・相談など）を行い、生活保護に至る前段階から生活困窮状態の早期自立を促すことにより、自治体が直営または、委託する福祉事務所の生活保護業務の負担軽減を図りつつ、支援が必要な本人の状態像に応じたきめ細やかな支援を実施する。同時に支援者のサポート強化に向けた支援者に対するメンタルヘルス対策や、困窮者とのコミュニケーション改善、支援の継続性などといった課題解決に努める。【厚労省・道】

生活困窮者へのアウトリーチ支援には、支援に至るまで困窮者と支援者の信頼関係の構築や支援者のメンタルヘルス対策、支援の継続性といった課題があることから、困窮者へのサポート強化に向けた支援者と困窮者とのコミュニケーション改善や、支援の継続性を踏まえた中長期的な支援プログラムおよびフォローアップ体制の整備など、地域全体での協力体制の構築に向けた支援制度を拡充すべきである。

- ※⑤ 不登校やひきこもり、ひとり親家庭、ヤングケアラーなど生活困窮世帯の複合的な課題に対応するほか、学校や家庭以外の居場所や学びの場を充実させるとともに、地域や家庭の実情に見合った支援体制を強化

する。また、就業しているひとり親に確実な支援が届くよう、全国共通のオンライン相談窓口を設置し、自治体ごとの相談体制のバラつきを解消するとともに、土日祝日・夜間も対応可能な体制を整備する。※（こども家庭庁の「ひとり親支援総合窓口」との連携も含む）。加えて、企業がひとり親支援窓口などを設置した場合に活用できる企業向けひとり親支援プログラムを策定し、ガイドラインや相談窓口の設置に対する企業へのインセンティブ（税制優遇など）を付与する。【★厚労省・※★文科省・※★内閣府こども家庭庁・道】

- 1) 地域に根差した地域福祉の連携と充実については、ひきこもりやひとり親家庭、生活困窮世帯など複合的な課題として対応するほか、不登校児童生徒等の支援については、文科省が令和5年3月にとりまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」の推進策として早期支援を強化すべく、公的な教育支援センターのICT環境の整備をはじめ、フリースクールなど学校や家庭以外の居場所や学びの場、とりわけ「教室以外の学習等の成果の適切な評価の実施」を充実させるべきである。どんな事情があっても、道内の児童生徒等が不登校等により学力が追いつかず進学等の夢が絶たれるなど子の将来の選択肢の芽をつぶさないよう、国・道が主導となって学びの場の支援を行うべきである。
- 2) ひとり親は、仕事と家庭生活を一手に担うために時間的余裕がなく、行政の支援にたどり着けない場合も多い。育児だけでなく介護も行う（ダブルケア）ひとり親もいることも考慮し、ひとり親の行政支援窓口と子育て世代包括支援センターや地域包括支援センターとの連携も必要である。
- 3) 就業しているひとり親への対応としては、努力義務となっている土日祝日・夜間の相談対応や企業で相談を受ける体制をつくることが有効である。また、自治体によって支援のレベルが異なるため、全国共通の窓口を設けることで、どの地域に住んでいても公平に相談を受けられるようにすることが必要であり、既存のこども家庭庁の「ひとり親支援総合窓口」とも連携させることも必要である。
- 4) ひとり親家庭に対する支援として、こども家庭庁では、子どもの居場所づくりや相談窓口整備に関する国から自治体への補助事業が強化された。地域の実情に応じたきめ細かな支援を推進していくためには、国との連携が必要不可欠である。単なる情報提供ではなく、企業が主体的に支援を行うための仕組みを作るべきであり、ガイドライン等を策定し、福利厚生の一環としてひとり親支援を取り組む企業への税制優遇などを検討することで、実効性を高めるべきである。

※⑥ 高齢化の進展や核家族化に伴い、高齢者の単独世帯が増加している。身寄りのない高齢者が住居への入居や病院に入院する際、介護施設等に入所する際の身元保証人等の支援体制を拡充する。また、「高齢者等終身サポートガイドライン」の見直しはもとより、中心となる省庁を明確にし、責任をもって修正・改正を行い、事業者への指導や育成を行う。【★内閣官房（身元保証等高齢者サポート調整チーム）・★内閣府 孤独・孤立対策推進室・★内閣府金融庁・★内閣府消費者庁・★総務省・★法務省・※★厚労省・★経産省・★国交省・道】

高齢化の進展や核家族化に伴い、高齢者の単独世帯が増加しており、身寄りのない高齢者が住居への入居や病院に入院する際、介護施設等に入所する際の身元保証人等の支援を、民間事業者が家族・親族に代わって行うことで多くの課題がある。今後、身元保証制度の議論が国会でも進むが、関係する省庁も多いことから、早急な取り組みを求める。また、北海道においても相談事業などしっかり取り組むよう求める。厚労省の通知には「保証人がいないことをのみを理由に入院・入所を拒むこと」がないよう求めている。2024年6月に出された「高齢者等終身サポートガイドライン」は内閣府など9つの省庁に跨っていること、また、「入院・入所を拒むことがないこと」、本来であればこのことが前提としてたガイドラインでなければならない。

このガイドラインは罰則もなく、不良な事業所を排除することもできず、未だに多くのトラブルや課題が山積している。このため、ガイドラインの見直しはもとより、中心となる省庁を明確にし、責任をもって修正・改正を行い、事業者への指導や育成を行うべきである。

※⑦ 各市町村における子ども医療費助成にはバラつきがみられ、助成を受けられる子の年齢が最大で「12歳に達するまで」とする地域から「18歳に達するまで」とする地域もある。道内自治体では、学校給食費のみならず、教材費や修学旅行費、子どもの医療費助成、高校の通学費など、独自で負担する市町村も

みられる。とりわけ、学校給食費の無償化が道内自治体では5割超や、子ども医療費の外来助成が道内自治体では高校生までが8割超といった現状も踏まえて、子ども医療費や学校給食費をはじめとする、子育て・教育・医療・介護などのサービスについてすべての所得階層が無償で提供を受けることができるよう、全国一律の支援制度創設を講じる。【★内閣府こども家庭庁・※★文科省・道】

2024年12月23日、少子化対策めぐり、立憲・国民など野党3党が、公立の小中学校などの給食費を無償化するため、学校給食法の改正案を共同で衆議院に提出した。一方で私立の小中学校については、給食に関する実態把握が十分でないとして、当分の間、保護者負担とするとしている。道内自治体では、学校給食費のみならず、教材費や修学旅行費、子どもの医療費助成、高校の通学費など、独自で負担する市町村もみられる。とりわけ、学校給食費の無償化が道内自治体では5割超や、子ども医療費の外来助成が道内自治体では高校生までが8割超といった現状も踏まえて、子ども医療費や学校給食費をはじめとする、子育て・教育・医療・介護などのサービス（ベーシックサービス）についてすべての所得階層が無償で提供を受けることができるよう、全国一律の支援制度創設に向けた安定財源の確保に向けた実効性のある議論が重要である。

- ⑧ 2021年4月施行の「地域共生社会の実現のための社会福祉等の一部を改正す法律」の重層的支援体制整備事業への対応を着実に進めるため、道及び市町村は積極的に連携を図るよう国として働きかけるとともに、厚労省の「重層的支援体制整備事業」の支援体制を拡充する。【厚労省・道】

地域共生社会を実現するには、高齢者の介護や子育て支援、生活困窮者の自立支援など多様なニーズを包括的に支援するため、道内各自治体による健康増進事業や認知症施策、介護資格取得にかかる費用助成、介護医療院の新たな開設、高齢者への配食サービスなど、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む事例が挙がっている。他方、道内市町村実態調査では、地方交付税を含む地方一般財源総額の増額を求める道内自治体が全体の半数近くを占めている現状にあることから、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた支援を拡充すべき。厚労省の「重層的支援体制整備事業」の支援体制（補助負担など）を拡充すべきである。

- ⑨ 「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画」に基づき、中間年度である2026年度末の成果目標を分析し、必要な改善を図るよう、国として働きかける。【厚労省・内閣府・道】

各自治体では、制度改正や地域の状況の変化等を踏まえて、障害福祉計画の計画期間の途中であってもサービス見込量の見直しを行うこととしている。厚労省は引き続き、自治体において障害福祉計画の途中見直しも含め円滑に実施されるよう、道に働きかけるべきである。

- ※⑩ 障がい児等の家族が安心して働き暮らす社会を実現する。具体的には、1) 障がい児等の家族の仕事と育児・ケアの両立を支援するため、育児・介護休業法上の制度の適用期間の延長や休暇日数の増加など、弾力的な運用を可能とする法整備を行う。2) 障がい児等の家族の仕事と育児・ケアの両立を支援するため、障害福祉サービスの整備を行う。3) 保護者の付き添いなしで障がい児等が登下校できるよう通学支援体制の整備を図る。移動支援を地域生活支援事業から自立支援給付化し、通年かつ長期を必要とする通学支援にも利用可能とする。4) 児童発達支援や放課後等デイサービスにおける預かり時間の延長支援など、保護者の就労などによるニーズをふまえた対応を図る。【★厚労省・※★文科省・★内閣府こども家庭庁】

障がい児等の家族が安心して働き暮らし続けられるために、現状の制度やサービスの拡充が必要である。例えば、障がいのある子どもの場合、成長とともにケア負担が軽減されるとは限らない。身体の成長とともに、あるいは症状が悪化してケア負担が増すこともあり、育児・ケアの長期化が課題の一つ。定期的な通院や学校からの呼び出しへの対応などもあり、子どもの年齢で支援が区切られている育児・介護休業法の各種制度では支援が十分とは言えない。また、福祉サービスも親の就労ニーズに十分に対応できていないため、障がい児等の家族の負担は重く、働き続けるのが難しい状況。登下校に保護者の付き添いが必要な場合が少なくない。現場実態の一例として、「たん」を自力で吐き出すことができない児童は、スクールバスを利用することができない。理由は、①乗車中に「たん」がつまった場合、バスを緊急に停車できる場所が確保できないこと、②「たん」の吸引は医療行為とされており、家族以外が対応するには看護師が必要であるが、スクールバスには看護師が同乗していないこと、の二点があげられる。このため、医療的ケア児の登下校は基本的に保護者が対応となり、送迎が困難な場合は訪問教育が選択されている。毎日の付き添いは就労への壁となっており、また、保

護者が体調不良等で送迎できない時は休ませることになるなど、子どもにもしわ寄せが生じている。2021 年通常国会で成立した「医療的ケア児支援法」の目的には子どもの「健やかな成長」とともに、「家族の離職防止」が盛り込まれた。障がい児等を支える家族が働き続けられるよう、労働・福祉の両面から環境整備を図っていくべきである。

(3) 地域医療構想の実現と医療職場の環境改善

- ① 厚生労働省が整理した「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等」については、地域医療構想調整会議において民間も含むすべての医療機関も対象とした議論となるよう支援するとともに、地域の拠点病院となっている公立病院の安易な統廃合に繋がらないよう国として働きかける。【厚労省・道】

厚生労働省が整理した「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等」は、公立・公的医療機関等に求められている役割や疾病との関係性を踏まえ当該医療機関でなければならない機能に重点化が図られているかの分析結果がある。これを基に地域医療構想調整会議において、地域の実情に応じて民間医療機関の参加を得ながら議論しているところであるが、国からの再検証の情報提供が、安易なる統廃合につながらないよう（押し付けること）のないよう配慮すべきである。

- ※② 道内の病院では、新型コロナ関連の補助金が無くなり、さらに物価高、人件費の高騰などにより、公立・公的病院、民間病院を問わず、多くの病院経営は深刻化している中、厚労省による「病床数適正化支援事業」が財政支援されない状況となっている。このことで特に公立病院では経営悪化により、地域から病院が撤退されれば、地域崩壊に繋がりがかねない。誰もが地域で安心して受けられる地域医療の確保に向けて、さらなる財政支援策や 2 年を待たずに診療報酬の抜本的な改善を図る。【※★厚労省・★総務省・道】

新型コロナ関連の補助金が無くなり、北海道では、室蘭市にある日鋼記念病院が 10 億円の赤字、市立室蘭病院が 37 億円の赤字、砂川市立病院が 20 億円の赤字、滝川市立病院が 14 億円の赤字など、深川市や留萌市にある公立病院を含め、多くの病院経営は深刻化している。JAM 北海道の日鋼記念病院では 140 人の希望退職を募っており、また、市立室蘭病院は、正社員が 11%、会計年度任用職員が 5% の月例賃金の削減提案が出されている。このような状況の中、経営悪化により、地域から病院が撤退されれば、地域崩壊に繋がりがかねないことから、誰もが地域で安心して受けられる地域医療の確保に向けて、2 年を待たずに診療報酬の抜本的な改善を図るべきである。

6. 災害に強いまちづくり

(1) 総合的な防災・減災対策の推進

- ① 「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」(2021 ～ 2025 年) に基づき、防災・減災対策予算の拡充、最前線で対応する市町村への予算措置を行う。【内閣官房・国交省・道】

昨年 の 国 交 省 の 1 次 回 答 に よ れ ば 「『 防 災 ・ 減 災 、 国 土 強 靱 化 の た め の 5 か 年 加 速 化 対 策 』 に 基 づ き 、 流 域 治 水 の 推 進 や 道 路 ネットワークの機能強化、老朽化対策などを重点的かつ集中的に実施する」との回答であったが、引き続き、防災・減災、国土強靱化の加速化・深化や、経済活性化等に直結する社会資本整備を戦略的かつ計画的に推進し、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保に取り組むべきである。

- ② 自然災害等による停電の長期化に備えて、太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギーを活用した自立送電網の構築に向けて、コストや技術的課題を克服できるよう支援する。【経産省・道】

太陽光発電設備や蓄電池などを活用し、平時には発電した電力を住宅や店舗などで自家消費するとともに、停電時に指定避難所等へ電力を供給するシステムを構築したなどの取り組み事例に対する支援など、電力の安定供給や災害時のレジリエンスの向上に寄与するエネルギーシステムの構築を拡充すべきである。

- ③ 日本のような自然災害の多い国では、地震や津波、台風、洪水などの災害に備え、雇用確保に向けた施策、企業による地域への貢献、避難所の提供などに対する支援を含む企業の「事業継続計画（BCP）」策定の促進を図る。【内閣府防災・道】

日本のような自然災害の多い国では、地震や津波、台風、洪水などの災害に備えた BCP の策定が重要であるものの、中小企業では資金や人材が不足し、BCP 策定が進まない現状にある。また、地域ごとに災害リスクが異なり、全国一律の計画では対応しきれない。加えて、BCP があっても、従業員がその内容を理解していないことには実行できないことから、定期的な訓練が必要となる。加えて、災害後の長期的な事業継続には、資金やリソースの持続的確保が課題となる。BCP 策定の課題を踏まえた上で、国は企業の BCP 策定の促進を図るべきである。

- ④ 学校施設は、非常時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たしている施設も多いことから、プライバシーの確保や耐震化・大規模改修のための予算措置を拡充するとともに、総合防災訓練大綱および基本計画において、自治体の防災訓練に地域住民が参画を得よう明記しているものの、住民理解が得られなければ実際の訓練を通じた実効性を高めることが難しいため、訓練実施や防災資機材の確保の支援を拡充する。【文科省・国交省・内閣府（防災）・道】

各自治体が耐震性や大規模改修などを含めた、計画的な学校施設の整備ができるよう、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、国は各自治体と連携を図りつつ、学校を含む建築物の安全性の確保に努める。総合防災訓練大綱および基本計画において、自治体の防災訓練に地域住民が参画を得よう明記しているものの、住民理解が得られなければ実際の訓練を通じた実効性を高めることが難しいため、訓練実施や防災資機材の確保の支援を拡充すべきである。

- ⑤ 冬期間における道民の安心安全な暮らしを守るため、除排雪体制の強化や臨時的な排雪場の確保、ツルツル路面对策、大規模輸送手段の確保に向けて、国および道は市町村と一体となって対策を講じ、自治体への財政支援を行う。【国交省・道】

冬期間の道内における除排雪の問題のほか、気温の上昇とその後の急激な冷え込みにより、道路が広範囲で凍結して転倒による救急搬送が急増しており、2024 年 12 月時点で過去最多の昨シーズン同日比を上回る状況が発生している。札幌市消防局によれば、2024 年 12 月 11 日時点ですでに 195 人が転送で救急搬送されており、過去最多だった昨シーズンの同日比を上回る状況で発生した旨が発表された。国は、除雪・ツルツル路面对策として道・市町村への財政支援を講じるべきである。

- ※⑥ 大規模災害等で道路や鉄道が寸断される中、フェリー・旅客船は海上輸送の特性を活かした緊急支援物資輸送や地域住民の応急避難場所としての役割を果たしている。しかしながら、燃料費高騰や船員不足の影響などにより、船舶運航事業社は、厳しい経営を余儀なくされていることから大規模災害時の船舶活用に向けたフェリー・旅客船の維持・存続を図るため、平時からフェリー・旅客船の港湾使用料の減免措置や燃料油価格激変緩和対策事業の更なる延長を講じる。【★国交省・道】

フェリー・旅客船は、人員、機材等の大量輸送が可能であり、災害時には被災地への緊急物資や救援部隊の輸送等においても重要な役割を果たしている。一方、フェリー・旅客船事業は燃料費高騰等により、依然として厳しい経営環境にある中、フェリー・旅客船の維持・存続に向けては、国内外の観光客を呼び戻すなど、更なる利用促進を図ることが重要となる。また、災害時のフェリー・旅客船の活用には、国や自治体、事業者の事前計画や連携が不可欠である。大規模災害時のシミュレーションとして関係機関と連携して地域住民と防災訓練を行うなどが災害時の船舶の活用（民間利用と緊急輸送の優先ルールなど）を明確化する。他県（広島・山口・徳島など）では県独自で港湾使用料の減免措置を実施しているようであるが、国は大規模災害時の船舶活用の推進に向けて、フェリー・旅客船の維持・存続を図るため、平時からフェリー・旅客船の港湾使用料の減免措置や燃料油価格激変緩和対策事業の更なる延長を講じるべきである。

7. 自治体財政・地方自治の確立を目指して

- ① 2025 年度政府予算の地方財政見通し（地方財政対策）については、地方交付税が 19.0 兆円（前年比 0.3 兆円増）と 7 年連続のプラスが示されたうえ、臨時財政対策債の発行額が 2001 年の制度創設以来、初めてゼロとなった。交付税や地方税といった自治体が自由に使える一般財源の総額も増額を見込んでいるが、引き続き、地方自治体の安定的な財源確保に向けて働きかけを強化する。【総務省】

2025年度の地方交付税の総額は自治体に配る出口ベースで前年度比3,000億円増の19兆円とし、7年連続で交付税の増額となった。一方、臨時財政対策債は、2001年度の制度創設以降、初めて新規発行をゼロとした。市民生活の維持・向上の基盤の確立に向けて財政健全化に努めるべく、今後より一層の安定的な地方財政の確保が必要となる。歳出面では、地方公務員の常勤職員や会計年度任用職員の給与のプラス改定分（8,000億円）の確保、2025年度の地方公務員給与のプラス改定なども見込み「給与改善費」2,000億円を計上となった。他方、道内市町村実態調査では、回答した道内135市町村のうち、約半数の市町村が地方交付税を含む地方一般財源総額の増額を求めている現状にある。

- ② 子育て・教育支援に関する給付は、所得制限を設けず、子どもの成育環境を問わず、国主導で等しく支給する。

少子化対策の財源策を検討するにあたっては、給付と負担の全体像を示し、国民の合意形成を丁寧に図る。なお、2026年4月に創設予定の、医療保険料に上乗せして拠出する「子ども・子育て支援金」は給付と負担の関係が不明確であることから見直し、公費による財源確保を検討する。【内閣府子ども家庭庁・文科省・道】

2024年の出生数は過去最少の72万988人となり、予想を上回る速いペースで少子化が進行している。少子化の問題は、社会全体の課題であり、安心して子どもを産み育てられる環境整備を進めることは、経済や社会保障制度の持続可能性を高めることにもつながる。

少子化の要因は複数あるが、その一つに挙げられるのが経済的負担の重さである。この間、児童手当や高等学校等就学支援金制度（高校授業料）について所得制限の撤廃が進められてきた。地域によっては、給食費や医療費補助など支援する動きがあるが、包摂的な社会をめざすうえでは、どの地域に住んでいても子どもに関する公的給付は等しく支給することが求められる。

また、財源については、少子化対策の受益者はすべての世代であるとの観点から、全世代で支えることが必要である。政府は子ども・子育て加速化プランに必要な財源の一部を、2026年度から医療保険料に上乗せして拠出する「子ども・子育て支援金」で賄うとしている。しかし、支援金制度は徴収しやすいところから徴収するといった感を拭いきれない。給付と負担の関係が不明確であることや、「子ども・子育て支援」以外にも使途が拡がりかねないなど、さまざまな課題があり、見直すべきである。

- ③ 地方交付税の算定方法は、人口による算定が最も高い割合を示していることから、人口減少社会においても財政需要を広く捉える算定方法へ改善する。【★総務省・道】

各自治体が税でまかなうべき標準的経費の内容は、道府県分および市町村分の「基準財政需要額」で算定され、道路橋梁費、小中学校費、社会福祉費など28項目（2023年度算定）を積算して総額を導く。具体的な算定式は項目ごとの経費単価である「単位費用」、各自治体の人口や面積などの「測定単位」、自然条件や社会条件などによる経費差を補正する「補正係数」を掛け合わせる。このうち「測定単位」は当該項目の必要額を算定するのに妥当な指標が用いられ、道府県分、市町村分ともに人口（国調人口）による算定が最も高い割合を占めている。これは人口と行政経費に正の相関性が見いだされるからであり、1954年の制度発足以来この考え方に則ってきたと言える。北海道は全国を上回るペースで人口減少が進むなか、制度発足以来の人口に比例的な算定に留まらず、人口減少社会でも財政需要を広くとらえる算定へと発展するよう、地方交付税法第17条の4（地方公共団体の意見申出制度）に基づき財政需要を広く捉える算定方法へ改善すべきである。

- ④ 地方創生交付金は、施策事業が国からの財政支援要件に当てはまらず、市町村独自で地方創生を進めた結果、財政がひっ迫している自治体がある。事業の選択要件や運用の条件緩和等を図る。【★内閣府地方創生推進室・道】

多くの地方公共団体は、人口減少に歯止めをかけ出生数の改善を図ることにより、まちに活力を創出していくことを総合戦略の基本目標としているが、一地方公共団体の取り組みで当該基本目標を達成することは極めて困難な状況である。雇用環境の改善や新産業の創出、所得の向上、人口減少の課題については国が積極的に施策を展開すべきである。

さらに、「地方創生交付金」については、施策事業が国からの財政支援要件に当てはまらず、結果として市町村独自で地方創生を進めた結果、財政がひっ迫している自治体があることから、事業の採択要件や運用の条件緩和等を図るべきである。

- ⑤ 道内の地方公共サービスの回復・充実を進めるうえで、物流・交通インフラの充実や地域公共交通・買い物弱者支援、医療支援などの社会インフラの充実、過疎地の雇用確保など、一自治体の施策では限界があるため、道をはじめ、政府においても積極的に地方の人口減対策や社会インフラの充実に向けた施策への取り組みを進める。【内閣府・道】

道内市町村実態調査によると地方公共サービスの回復・充実を進めるうえで、日常生活に必要な物流・交通インフラの充実や地域公共交通・買い物支援、医療支援など社会インフラの充実をはじめ、過疎地では雇用を求めた社会減が生じている。一自治体の施策として雇用の場の創出には限界があることから、政府が積極的に地方の人口減対策や社会インフラの充実に向けた施策を展開すべきである。

- ⑥ 自治体に対する国の指示権を盛り込んだ「改正地方自治法」は、地方分権一括法（2000年4月施行）の趣旨から逸脱するどころか、地方自治法施行前の戦前に逆戻りするものである。憲法に緊急事態条項を盛り込む意図も懸念され、国が一方的に地方を縛ることがないように求める。【総務省・道】

地方自治法の改正法で創設された「国の補足的な指示」を含む特例関与は、2000年地方分権一括法により国と地方公共団体が「対等協力」の関係とされたことを大きく変容させるものであり、自治事務に対する国の不当な介入を誘発する恐れが高い。生命等の保護の措置に関する指示を行うにあたっては、事前に十分に地方公共団体と協議することや、他の方法で目的が達成できないときに限るという付帯決議は付されたものの、「対等協力」であるとした趣旨を尊重する観点での根本的な問題点は解決されていないことから、政府は十分な説明責任を果たすべきである。

8. 健全な消費社会の育成

（1）カスタマーハラスメント（悪質クレーム）対策の推進

消費者によるカスタマーハラスメントが後を絶たない実態にあることから、カスタマーハラスメントに対する啓発活動や消費者教育の実施、行政・事業者団体・企業・マスメディアと連携するなど官民一体となったカスタマーハラスメント防止に関する取り組みを拡充する。【厚労省・内閣府消費者庁・道】

労働者の安全の確保の観点から、1) カスハラ道条例・指針の実効性ある運用をはじめ、2) 厚労省の「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」の活用促進に向けた取り組み、3) 国としてのカスタマーハラスメント対策に向けた法制化について検討している。一方で、サービスを受ける側（＝消費者）の法律的知識や倫理観の乏しさにより、カスタマーハラスメントが後を絶たないのが実態である。そのことを踏まえると、消費者に対する倫理的行動を促す取り組みが必要であり、カスタマーハラスメントに対する啓発活動や消費者教育の実施、行政・事業者団体・企業・マスメディアが連携するなど官民一体となったカスタマーハラスメント防止に関する取り組みの実施を求める。

（2）窃盗（万引き）犯罪防止対策の推進

いわゆる「爆盗（主に外国人を中心とした組織的に行われる大規模な万引き行為）」については、全国的に被害が発生していることから、警察庁は、都道府県警察やドラッグストア業界、関係省庁、有識者との意見交換を重ねて、ドラッグストアにおける防犯対策指針を取りまとめるとともに、都道府県警察に対して、各ドラッグストア事業者と連携した防犯対策を講じることを求める事務連絡を発している（2025年2月）。これを契機に、警察庁が各種業界団体等と連携し、ドラッグストア業界に限らず、スーパーマーケットなどの小売業においても総合的な防犯対策を講じる。また、窃盗（万引き）対策については、事業者規模に関わらずあらゆる小売業において必要であり、対策にかかる費用負担の軽減（補助金等の支給）や対策指針の策定やその周知を行う。【★内閣府国家公安委員会・★法務省・道警】

国内小売業の万引被害総額は年間4.615億円（万引防止官民合同会議発表推定値2010）にも上る。近年、万引きの認知件数は他の犯罪同様に減少しているが、全刑法認知件数に占める万引き認知件数の割合は微増傾向にあり、2022年は13.9%となっている。また、レジ袋有料化によるエコバック使用の増加やセルフレジの急増など職場における万引き対応の負担は更に強まっている。

令和5年のドラッグストアにおける万引き認知件数は1万3,870件となり、統計を取り始めて以来過去最多となった。

また、万引き全体の認知件数に占める割合は約 15%と高い水準で推移しているほか、外国人グループ等による組織的な大量万引き事犯も発生している。来日外国人が関与した事件の被害額は 1 件あたり 8 万 8,531 円で、日本人関与の事件（1 万 774 円）の 8 倍となっている。（警察庁調べ）

ドラッグストアにおける防犯対策指針には、外国語での音声アナウンスによる注意喚起、高額商品は空き箱で陳列する、防犯カメラの増設や高度化などが挙げられているが、詳細については非公表（ドラッグストア事業者限り）となっている。

9. ジェンダー平等の推進

(1) ジェンダー平等の推進

2025 年「都道府県版ジェンダー・ギャップ指数」から、道内は行政・経済・教育の 3 分野で全国最下位を示したことを踏まえ、道内の正規雇用の促進や男女の賃金格差等の取り組みを強化する。【厚労省・道】

昨年の厚労省の 1 次回答では、「非正規雇用から正規雇用転換に向けた支援や男女間賃金差異について事業主にアドバイスするコンサルティング事業の実施、雇用分野における女性活躍推進の企業拡大を背策として検討してきた」と回答したものの、道内のジェンダー・ギャップ指数は昨年同様、行政・経済・教育の 3 分野で全国最下位と変わらない。道内の正規雇用の促進や男女間賃金格差等の取り組みを強化すべきである。

10. 教育環境の整備と将来を担う次世代教育の充実

(1) 教育機会の確保と教育予算の充実

① 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とする。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育国庫負担金の負担率を 1/2 に復元する。【文科省】

「義務教育費国庫負担制度」は当初、国が教職員給与の全額を負担していたものの、現在は、国が教職員給与費の 1/3 を負担し、残り 2/3 は都道府県が負担している。途中、2005 年の「三位一体改革」により、国の負担割合が従来の 1/2 負担から、現在の 1/3 負担に変更された経緯がある。本制度の本来の目的である「教育の機会均等と教育水準の維持向上」の実現に向けて、義務教育の地域差を最小限に抑え、どの地域においても一定水準の教育が受けられるよう、国が責任を持って教職員給与の負担を担う必要があることから、当面は 2005 年以前の負担率である 1/2 に復元すべきである。

※② 小学・中学・高校の「30 人以下学級」の早期実現に向けて、学級編制標準を順次改定する。また、すべての子どもたちの豊かな教育を保障するため、教員の持ち授業時間数に上限を設け、「義務標準法」「高校標準法」を改正し教職員定数を改善する。【★文科省・道】

2021 年に義務標準法が改正し、公立小学校の学級編成の標準を 40 人から 35 人に下げた。また、文科大臣と財務大臣が 2025 年度予算について大臣折衝で行い、2026 年度からは公立中学校も 35 人学級へ定数が引き下げられることで合意した。公立中学校の学級定員が 35 人に引き下げられることに伴い、教職員定数の係数が見直さなければ、教員 1 人あたりの授業時数や担当学級数がかえって増加するおそれがあることから、教員の持ち授業時間数に上限を設けるためには「義務標準法の見直し」が必要となる。

一方、職業教育や進学準備など高校教育の多様化が進むなか、道内の公立高校においては、とりわけ地方部で多くの公立高校が定員割れとなっており、都市部と地方部で生徒数や教育資源に差が生じている。定員割れがさらに加速すれば、教職員定数の削減や高校の募集停止といった事態に繋がる可能性が高い。「高校標準法」に基づく配置が実態に合わない状況があることから、地域の実情に即した教職員定数となるよう改善すべきである。

※③ カリキュラムオーバーロードや教職員の超勤・多忙化を解消するため、学習指導要領の内容を精査し、年間標準授業時数も含めた学習指導要領の具体的な在り方について見直す。【★文科省・道】

学校教育のカリキュラムに含まれる内容（プログラミング教育や英語教育の強化など）や標準授業時数が肥大しているカリキュラム・オーバーロードは、週コマ数の増加や 1 時間あたりの授業スピードが速まるなど子どもにとって大き

な負担となっており、不登校など学びからの逃避を招いている。これまで、自然災害や感染症対応だけでなく、学力向上のため、標準授業時数に加えて余剰時数を積み増すことが暗に推奨されてきたため、週5日間毎日6時間授業が「当たり前」となり、教職員の超勤・多忙化の大きな原因にもなっている。「働き方改革」のもと、過剰な余剰時数の削減や小学校高学年教科担任制が導入されたが、加配教員はすべての学校に配置されるわけではなく、特に小規模校（複式校）には配置されないことが多い。

カリキュラム・オーバーロードを解消するために、学習内容および標準授業時数の見直しや教員支援の強化を行い、教員の負担軽減に努める必要がある。

④ 学校等において、ワークルールの知識等、働く際に必要な力をつける労働教育及び民主的な社会の形成者を育むための主権者教育として、カリキュラム化を推進する。【文科省・道】

現在すすめられている「キャリア教育」は、「子どもの職業観や勤労観が未発達である」との課題意識から、社会や職業において自立して生きていくために必要な能力や態度を育成することを目的として導入され、「働くことの意義の理解」や「人間関係形成能力」の育成をめざして職場体験学習などが各学校で行われている。一方で、労働者の権利や働く上での保障について学ぶ時間がほとんどない。

社会に出る際に必要とされる労働者の権利と知識を学ぶ労働教育および民主的な社会の形成者を育むための主権者教育を、次期学習指導要領の中で社会科や家庭科、総合的な学習の時間などの中でカリキュラム化し、社会に出てからも若者を孤立させない体制を構築すべきである。

(2) 教育の保障

① 各学校・子どもの実態に応じた子どもを主人公とする卒・入学式等の学校行事に対し、式の会場設営や式次第など画一的な実施方法を強要しない。【文科省・道】

道教育委員会からは、会場設営（卒業生や入学生がステージを見て着席するなど）や式次第の内容について指示文書があるものの、各学校・子どもの実態に応じた子どもを主人公とする卒・入学式等の学校行事に対し、画一的な実施方法を強要すべきではない。

新型コロナウイルス感染拡大以降、教職員の働き方改革の流れも影響し、在校生の出席を制限したり、行事を簡素化したりする学校が増えている。一方で「内容があらかじめ押しつけられ、学校側に工夫の余地がない」「来賓など出席者の挨拶に多くの時間が割かれている」といった実態も報告されている。こうした中、卒業式や入学式などの学校行事については、子どもが主人公として旅立ちや新たなスタートを実感できる機会であるべきであり、そのあり方を各学校の実情に応じて工夫できるようにすべきである。

※② 「令和7年度以降の学校におけるICT環境の整備方針及び学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）について」（文科省通知）に基づき、地方財政措置を講じて、1人1台端末の整備を推進するとともに、ソフトウェア費、保守・機器更新費、予備機なども含めて予算化する。また、高校においては経済的困窮の理由で端末の準備ができない家庭に対し、端末購入費を補助する。さらに、学校の通信ネットワークの改善、情報通信技術支援員（ICT支援員）の配置などにより、端末の効率的な利活用を推進する。【★文科省・道】

北海道の公立高校におけるBYOD（Bring Your Own Device）端末の普及率は、2024年度当初の文部科学省調査において約94.9%に達しており、その費用の大部分が家庭負担となっている。なお、「設置者負担の原則」を堅持しているのは全国で23県にとどまっている。昨年度と比較すると、公費による負担率は約30%減少しており、端末更新の際に公費負担から私費負担へと移行する自治体が全国的に増加している現状がある。

こうした動きは、教育における保護者負担の拡大を招き、家庭の経済状況によって教育環境に格差が生じるおそれがあることから、公的責任による端末整備の必要性があらためて問われている。このため、国と道が長期的な視点で資金を投じ、児童生徒1人1台端末の整備に必要な経費を援助すべきである。

③ 家計への負担が大きくなっている大学授業料について、給付型奨学金の拡充に加えて、授業料の軽減に向けた取り組み、とりわけ、国公立大学の授業料抑制策を拡充する。また、奨学金制度については、給付

型のさらなる対象者拡大、貸与型は所得制限なしの無利子とし、学ぶ意欲のある人が安心して進学できる環境整備を図る。さらに貸与型奨学金の返済者に対する経済的負担を軽減するため、返済額を所得控除するなど税制上の支援や、有利子奨学金の利子免除を行う。【文科省・道】

大学の授業料や入学金は、各設置者において判断されるものの、大学での教育を希望する若者が経済的理由から進学を断念することのないよう、国公立大学の授業料抑制策を拡充すべきである。現在、大学生等の約半数が奨学金制度を利用している。返済不要の給付型奨学金については、2024年度から、多子世帯（子どもを3人以上扶養）や私立理工学系の学部生に対し、年収600万円程度の世帯まで授業料の減免措置が導入された。また、2025年度からは多子世帯の学生等の授業料が所得制限なしで無償化となった。しかし、依然として対象は限定的であり十分とは言えない。中間層を含めた支援制度の拡充が必要となる。あわせて、奨学金返済者に対しても支援の拡充が求められる。

他方、中教審では国立大学の授業料を3倍にする案が出るなど、世界の潮流に逆行する政策は改め、基本的には大学の無償化もしくは生活支援も含めた給付型奨学金を創設・拡充すべきである。

(3) 小規模校の教育の充実

小規模校における教育の質の維持・向上や、複式学級を解消するための教員配置など、加配定数の改善に向けた予算を拡充する。【文科省・道】

小規模校では児童生徒数が少ないため、学級数に基づいて機械的に算出される教職員定数の「基礎定数」が少なくなる傾向にある。過疎地域などの小規模校においても教育の質の維持・向上は重要であることから、教員の確保や教育環境の整備が課題となるため、政策目的などに応じて追加で配置される教員数（加配定数）が割り当てられるケースがみられる。ただし、加配定数は毎年度の国の予算編成の中で決定されることから、財務省との調整や国の財政状況によって増減する可能性がある。少子化が進むなかで、予算編成に左右されることなく、小規模校の存続と教職員配置のバランスを図るべきである。

(4) 私学に対する財政措置の強化・充実

私学に対する財源措置を強化・充実にし、私立高等学校等経常費助成費等補助（国）及び北海道単独措置額（道）を増額すると同時に、私立学校の耐震化率100%実現に向けて、財政措置等の必要な支援を継続して行う。【文科省・国交省・道】

私学助成予算の拡充はもとより、道内における私立学校の耐震化率は約8割であり、約2割の学校が未だ耐震化の必要な施設も残っていることから、100%の学校施設における耐震化の早期完了を後押しするとともに、各学校設置者が必要な施設の整備を行えるよう、予算の確保を図るべきである。

(5) 部活動の社会教育への移行

平日を含めた「部活動」の社会教育への移行を推進するため、指導を行う人員を確保するほか、地域移行した際の生徒の移動手段についても必要な予算を確保、拡充する。【文科省スポーツ庁・文科省文化庁・道】

部活動を担当している中学校教員の日常として、強い部活動の顧問ともなれば、朝練から19時過ぎまで休憩時間返上で部活動の指導にあたっているケースがみられる。部活動の地域移行については学校と切り離したうえで行うべきである。地域移行後の指導者不足の課題や生徒の移動手段などについても国や道が十分な予算を確保、拡充すべきである。

11. 軍縮と国際平和を目指す対外政策の推進

(1) 「北方領土隣接地域振興計画」の推進と返還交渉の強化

北方四島はわが国固有の領土であり、帰属すべき領土であることについて、国内外の世論の喚起高揚に向けた返還要求運動を推進すること。

特に次の世代にもこの問題を引き継げるよう、若者世代への継承対策を推進すること。

また、北方領土島民の高齢化に配慮し、北方墓参をはじめ北方四島交流事業（ビザなし交流事業）については、早期の再開を目指し外交交渉を推進すること。

さらに、2018年に改正された「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」を踏まえ、北方領土隣接地域の振興や住民生活の安定に資する施策を推進し、元島民等に対する援護対策の充実や、社会経済活動に多くの制約を受けている北方領土隣接地域の疲弊解消のための措置の充実を図ること。【内閣府（沖縄北方）・道】

(2) 軍縮と平和を守る取り組みの推進

防衛費については、専守防衛に徹しつつ必要なものについて整備すべきものであり、数字ありきの防衛費の増額、軍拡姿勢はアジアにおける軍備競争を加速させる恐れがあり認められず、国会において十分な審議を尽くす。【防衛省・外務省・道】

連合本部は2023年3月に「防衛力の強化とその財源確保策としての増税は、必要性和妥当性について国会での審議が深まるどころか、増税ありきでの政府答弁が繰り返され、国民の理解を得ようとする努力が見受けられなかった。また、増税の対象とされた税目には、被災地域の復興・再生が遅れる懸念や、関連産業で働く者への影響など、大きな課題がある。」とした事務局長談話を発出したが、いまだ防衛費の増額に対し論議が不十分であるとの認識であり、今後も国民理解を前提とした論議を求める。

(3) 地域住民の安心・安全の確保

① 日米地位協定の抜本的見直しをはかるとともに、在日米軍基地の整理縮小にむけた取り組みを推進する。また、基地の縮小、整理に際し、基地で働く労働者の雇用・生活に配慮する。【外務省・防衛省・道】

② 矢臼別における在沖縄海兵隊による移転実弾演習は、決して沖縄の負担軽減につながらず、むしろ基地の拡大・固定化であり、危険を分散させるなど、地域住民の生命や安らかな生活を脅かすものであることから中止するよう求める。【防衛省・道】

③ 米軍再編に伴う戦闘機の千歳基地移転訓練は、爆音・騒音被害、墜落事故に対する不安など、平和を求める多くの道民の願いを踏みにじるものであることから、訓練はただちにとりやめるよう求める。【防衛省・道】

④ 日米共同訓練については、北海道の平和と軍縮を進める立場及び北方領土問題の解決を強く願う立場からも規模縮小を求める。加えて騒音と墜落事故などの危険性が指摘されるオスプレイが参加しないよう求める。【防衛省・道】

連合北海道は、自衛隊と米軍の日米共同訓練が、内容・規模・回数ともに年々拡大することに対し強く反対するとともに、沖縄の負担軽減から行われている移転訓練についても、基地の拡大・固定化であることから反対の行動を行ってきた。

特に、北方領土に隣接する北海道・矢臼別での大規模な軍事演習・訓練は、領土問題解決という国民の悲願を大きく後退させるものである。

防衛局は、「沖縄の負担軽減、日米安保体制の目的、練度・即応体制の維持から必要なものであり理解を得ながら実施していきたい。」としているが、北海道は従来から「受け入れがたい」というスタンスであり、道と、近隣4町も反対の立場である。

演習は既に22回となっており、沖縄の「痛み」を分かち合うことを否定しないが、米軍基地の集中による沖縄県民に強いられている負担を解決する唯一の道は、日米地位協定の抜本的な見直しと、在日米軍基地の整理・縮小しかないと改めて要請する。

12. 人権を守る運動の推進と国民の権利保障

(1) アイヌの歴史・文化の継承、偏見・差別の解消

市町村のアイヌ施策推進地域計画にもとづく交付金事業については、事業の透明性が確保されるとともに、アイヌ民族当事者の意思や合意が尊重され、先住民族としての文化と権利の回復に資するよう支援する。また道外自治体でもアイヌ政策推進交付金事業が広く取り組まれるよう政府のアイヌ政策推進会議において積極的に推進する。【内閣府・内閣官房・道】

(2) 北朝鮮拉致被害者の救済

拉致の疑いのある方々の調査と事実確認の徹底など、拉致問題の早期解決に向けて一層取り組む。【内閣官房（拉致問題）・道】

(3) 改正組織犯罪処罰法の廃止

人権侵害の恐れ及び「えん罪」を生む可能性が否定できない「改正組織犯罪処罰法」は廃止する。【法務省】

(4) 人権の尊重と表現の自由

2016年に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」にもとづき、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）はいかなる場面においても許されないことを、繰り返し周知徹底する。【法務省・道】

【連合北海道・政策情報 No. 9 (2025 年 8 月 18 日)】

2026 年度「政府予算に対する要求と提言」 中央省庁への要請を実施

2025 年 8 月 7 日(木)9:00～12:30、連合北海道は衆議院第 2 議員会館 1F「多目的会議室」にて 6 省庁(農水省・国交省・経産省・文科省・こども家庭庁・厚労省)に対し要請書を手交し意見交換を実施した。なお、前日には道下大樹衆議院議員(連合北海道国会議員団会議・幹事長)の秘書とともに参議院別館にある 8 省庁(内閣官房・内閣府・デジタル庁・総務省・法務省・外務省・環境省・防衛省)の国会連絡調整室をまわり要請書の提出を行った上で、9 月 10 日までに回答するよう求めた。

連合北海道「2026 年度政府予算に対する『要求と提言』」は、①良質な雇用創出と定着、②地域産業の振興及び観光の推進、③地域公共交通の確保、④エネルギー・環境政策、⑤社会保障制度、⑥防災関連、⑦自治体財政、⑧消費社会、⑨ジェンダー平等、⑩教育、⑪平和、⑫人権など 12 の大項目、14 府省庁 140 要望項目総数で構成し、その内、重点要望項目数が 10 府省庁 63 項目、意見交換項目数が 6 省庁 39 項目とした。

中央省庁要請の前段(8:30～8:55)、連合北海道は同会議室において、連合北海道国会議員団(徳永エリ参議、道下大樹衆議、逢坂誠二衆議、松木謙公衆議、神谷裕衆議、石川香織衆議、山岡達丸衆議、池田真紀衆議、西川将人衆議、荒井優衆議、川原田英世衆議、篠田奈保子衆議、臼木秀剛衆議、勝部賢志参議、岸真紀子参議の 15 名の議員が参加)に対し、要請書を手交した後、連合北海道の永田重人総合政策局長が中央省庁要請の流れなどについて説明をした。



須間会長から徳永エリ・連合北海道国会議員団会議会長へ要請書手交

続いて、中央省庁への要請では冒頭、須間会長から各省庁に要請書を手交後、道下大樹衆議の進行のもと、事前送付のあった各省庁からの 1 次回答を踏まえて、永田総合政策局長や議員が再指摘をした後、各省庁の回答を求めた。

農水省に対しては、①スマート農業と農業・農村づくりの推進のほか、②食料の安定供給と新規就農促進及び担い手の育成について要請した。

また、国交省には、①道内空港への就航増便に伴う人材確保をはじめ、②国が進めるライドシェアの検討や利用者への安全・安心について、③地域公共交通への補助金の見直し、④黄色線区の「抜本的な改善方策」策定促進と J R から経営分離される函館・長万部間の維持促進、⑤「国際観光旅客税」を財源とした観光地の

駐車場整備や空港出入国手続きの効率化、⑥物流輸送の省力化・効率化・環境負荷軽減とモーダルシフトの周知徹底、⑦フェリー・旅客船の維持・存続に向けた支援について要請を行った。



省庁との要請書手交および意見交換の様子

さらに、経産省に対しては、①賃上げ促進税制の活用促進や、②温室効果ガスのカーボンクレジット化、③買い物や通院に伴う交通インフラの整備及び支援、④高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定、⑤再エネ立地における地域への説明・同意に向けた体制づくりについて議論した。

次に文科省では、①不登校の児童生徒対策及び学習指導要領改訂と ICT 環境整備、②学校や家庭以外の居場所や学びの場の充実と相談体制の充実、③学校給食費の全国一律支援制度の創出、④障がい児等の通学支援体制の整備、⑤小中高の「30 人以下学級」早期実現と法改正による教職員定数の改善、⑥カリキュラムオーバーロードや学習指導要領の見直し、⑦ICT 環境に関連する経費の予算化と ICT 支援員の配置による端末の利活

用推進について要請した。

内閣府こども家庭庁に対しては、①児童養護施設の児童指導員等の処遇改善とケアリーバー支援体制の確立、②保育士の配置基準の見直しと処遇改善手当分が繋がるルール等の構築、③「こども誰でも通園制度」の受け皿確保と保育現場の負担軽減について、④学校や家庭以外の居場所や学びの場・相談体制の充実について指摘した。

最後に、厚労省に対しては、①介護職員の処遇改善による人材確保や、②労務費の価格転嫁に係る指針の周知徹底と取引適正化の強化、③児童養護施設の児童指導員等の処遇改善とケアリーバー支援体制の確立、④介護休業の期間拡充・制度の周知の義務づけ及び常時要介護の判断基準の周知、⑤ジョブ型雇用の適正な運用について、⑥「中小企業退職金共済制度」の加入要件等の拡大・制度見直しと「総合型確定給付企業年金」の運営指導の強化、⑦オンライン診療の推進とジェネリック医薬品利用拡大による保険料負担軽減、⑧訪問介護の基本報酬見直しと介護報酬上の 2 人以上訪問加算への支援、⑨医療保険制度改革に伴う保険者機能の発揮に着目した改革推進と医療 DX の推進、⑩正規雇用でも子育てしながら働きやすい雇用環境創出の拡充、⑪介護職員・介護支援専門員の処遇改善と研修への支援・教育訓練給付制度の適用、⑫介護サービス基盤や介護現場の生産性向上を図

るための施策に向けた働きかけ、⑬身寄りのない高齢者の身元保証人の支援と「高齢者等終身サポートガイドライン」の見直し、⑭誰もが安心して受けられる地域医療の確保に向けた財政支援や診療報酬の改善について意見交換を実施した。

意見交換の場において、徳永エリ参議は「スマート農業機材は高額なうえ、アウトソーシングにも経費がかかる。特に北海道は広域のため農業機材の移動にも経費がかかる。このような観点から地域性に伴って農業支援サービスの受託経費に差異が生じないように支援策を講じるべき」とし、「高齢者等終身サポートガイドライン」については「契約違反など行う悪質事業者に歯止めがかかるガイドラインにすべき」と語気を強めた。また、逢坂誠二衆議は①農業支援サービスの予算総額に対する支出額をはじめ、②バス事業者が自社でかかる経費の試算額や、③教員と児童生徒に対する「余白」の持ち方や教員の人材確保、④訪問介護の事業者の総数減少、⑤児童養護施設の児童指導員等の賃金に係る妥当性の有無などについて指摘した。勝部賢志参議は「週あたりのコマ数というよりも『週数 35 週』という指定をなくすべき」などと発言した。岸真紀子参議は「2026 年度から『こども誰でも通園制度』が実施されることになっているものの、保育士の人手不足が悪化する懸念がある。加えて、在園児と同室の保育となる場合の保育環境のリスクを見定める必要性が生じる可能性もあり得る」と現場の不安な声を代弁するなど、活発な意見交換が行われた。

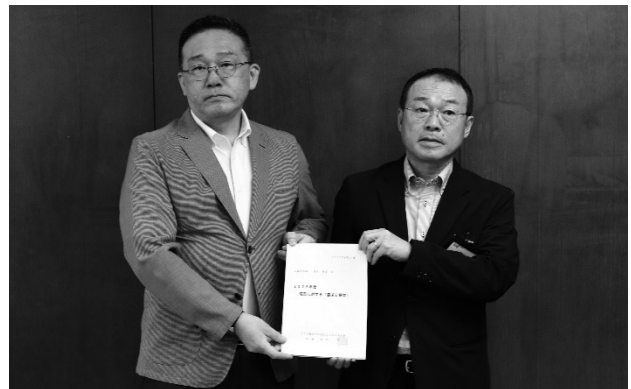
以 上

【連合北海道・政策情報 No. 10(2025 年 8 月 21 日)】

2026 年度「道政に対する要求と提言」 北海道への要請を実施

連合北海道は 2025 年 8 月 21 日(木)10:00～10:40、鈴木直道・北海道知事に対する要請を実施し、道庁副知事応接室にて、三橋副知事に対し「2026 年度 道政に対する要求と提言」と題した要請書を手交した。

「2026 年度 道政に対する要求と提言」に関する要請書については、①良質な雇用創出と定着、②地域産業の振興及び観光の推進、③地域公共交通の確保、④エネルギー・環境政策、⑤社会保障制度、⑥防災関連、⑦自治体財政、⑧消費社会、⑨ジェンダー平等、⑩教育、⑪平和、⑫人権など全 177 項目の要請項目数となっており、その内、新規が 17 項目、修正が 68 項目、道単独の要請項目が 56 項目の構成となっている。なお、すべての要請項目に対し、9 月 19 日(金)までに回答するよう要請した。



和田事務局長から三橋副知事へ要請書手交



和田事務局長の挨拶

冒頭、三橋副知事に要請書を手交した後、連合北海道・和田事務局長が「日頃より道民の生活や福祉の向上にご尽力いただいている北海道庁に対して、心から敬意と感謝を申し上げたい。北海道の経済については、先ごろより、道銀や総研など様々な機関から年の中間の経済状況が発出されており、道内の総生産は 0.5%プラス、持ち直し基調は『持続見通し』となっている。設備投資については、ラピダスなどを中

心に意欲的な状況であるが、個人消費については、消費者物価の上昇やインフレという問題も拭えず、消費者である働く者にその恩恵が届いていない状況にある。そうした中で先日、10 月 4 日に発効となる北海道の最低賃金が 1,075 円で決定したということで、中央最賃の目安を 2 円上回るという前向きな結果となった。しかしながら、1,075 円の時給で法定労働時間内働いたとしても年収 224 万くらいにしかない。製造業が少なく、1 次産業やサービス産業に頼っている道内産業においては、札幌市を除く地方が経済的にも追いついていない状況にある。経済政策はもとより、労働者政策について北海道知事のリーダーシップを求めていきたい。道内における将来的な人口減少や人材不足が課題として挙げられるが、中小企業を中心とした価格転嫁も喫緊の課題となることから、ぜひ北海道庁としてもご尽力いただきたい」と挨拶した。

次に、今回の要請趣旨を説明するにあたり、連合北海道・永田総合政策局長が「昨今の地球温暖化の影響による猛暑や豪雨などの災害の多発、アベノミクスの失敗によって円安が進んだこと、トランプ関税、コメをはじめとする食料品価格上昇による消費マインドの低迷、物価高による消費の腰折れや人手不足、人件費などのコスト増加に対する懸念など、多くの課題が山積している。道内においては急速な超少子化・人口減少に直面しており、2030年に生産年齢人口が約5割に減少する一方で、高齢化率は約4割と推計されている。また、道内の合計特殊出生率は、全国水準と比べて極めて低い値であり、出生率の向上にあたっては、経済的安定と仕事と子育ての両立などのライフステージに応じた切れ目のない支援が喫緊の課題となる。さらに、若者・女性・高齢者の道内就職率は、全国平均を下回っている。物価高に負けない賃上げを実現するためには、労務費の価格転嫁ができる環境整備などの取り組みが重要となることから道としての対策を要請したい。加えて、人手不足に対応した産業・雇用の創出、リスキリングなどによる能力向上支援や労働者の人材育成、多様な人材が活躍できる環境整備を図ることが、道に求められている」と強調した。

その上で、①「物価高緊急経済対策」の支援内容をはじめ、②道独自の介護職員の処遇改善施策、③リファラル採用とオンライン採用など看護師不足の解消策、④外国人労働者の受け入れ企業に対する労働法令の遵守、⑤非正規雇用労働者の正規化を促進し安定した人材確保、⑥公益通報の課題、⑦保育士の処遇改善加算の増額や保育士の配置基準の見直し、⑧学童保育の職員の処遇改善、⑨カスタマーハラスメント対策、⑩次世代半導体等関連産業の課題解決と振興、⑪道



要請趣旨を説明する永田総合政策局長

が導入する「宿泊税」についてオーバーツーリズム、自治体事務の繁雑化懸念への対策、⑫全道域でのバス運転手確保に向けた施策の具体化、⑬北海道新幹線の札幌開業時期及び「国鉄清算事業団債務等処理法」の2030年度末での期限切れの延長、⑭「交通弱者」「買物弱者」対策、⑮物流業界の多頻度小口輸送の進展、⑯寿都・神恵内の核のゴミの「概要調査」に反対する国への表明、⑰「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けや受け皿の確保や保育現場の負担軽減を含めた改善策、⑱不登校児童生徒を対象に学校外でも定期テスト等が受けられ成績に反映できる体制、⑲「病児・病後児保育体制」の整備、⑳地域医療の確保に向けた財政支援や診療報酬の改定、㉑「地方交付税の算定方法」の改善、㉒カリキュラム・オーバーロードや教職員の超勤・多忙化の解消、㉓ICT支援員の効果的な配置など、要請項目の概要を説明した。

次いで、連合北海道の要請趣旨を踏まえた上で、三橋副知事が「本日177項目ということで多岐にわたる要望をいただいた。1項目ずつ、しっかりと精査して検討させていただきたい。道内の経済・雇用情勢については、建設や介護といった業種をはじめ、様々な業種で人手不足が深刻化しており、人材確保が重要な課題となる。道民の生活という部分では物価高騰が長期化し、厳しさが増していると認識している。北海道庁としては、女性や高齢者の労働参加への支援、道外も含めた人材の誘

致、働き方改革の推進を柱として雇用対策を進めている。本年1月には北海道政労使会議を開催し、そこにおける共同宣言をもとに、最低賃金審議会の動向も踏まえながら、企業における生産性向上や取引の適正化といった観点にも取り組み、物価上昇を上回る賃上げに向けた取り組みを進めてまいりたい。加えて、北海道カスタマーハラスメント防止条例のもとで相談体制の整備、普及啓発など労働者が安心して働くことのできる環境づくりに取り組んでいきたい。産業政策面では、食と観光といった道内の基幹産業に加えて、GX・DXといった北海道のポテンシャルや特性を活かせる分野の振興にも取り組みを進め、北海道の産業競争力を高めて、道内で働きたいと思えるような産業振興を進めてまいりたい。また、『こどもまんなか社会』への実現の取り組みなどを通じて、道民ひとりひとりが豊かで安心して暮らすことのできる全道的な地域づくりを展開してまいりたい。今回、連合北海道から提言いただいた内容は、雇用問題だけでなく、地域交通やエネルギー、社会保障など道政全般の重要課題について要請いただいたと認識している。今後とも労働界をはじめ、関係の方々と連携を図り、道民の雇用安定に向けて取り組みを進めてまいりたい」と述べた。



連合北海道の要請趣旨に対し挨拶する三橋副知事

最後に、和田事務局長が「安倍政権時代、地方自治体が自由に使える地方交付税の財源を奪って、国の関与が可能となる地方創生事業がスタートしたと記憶している。いまは、かなり改善されているものの、地方交付税の確保は喫緊の課題である。本日説明させていただいた要請内容はすべて、自治体に関わる予算に付いてまわるものと認識している。地方交付税の獲得については、道内179市町村をはじめ、北海道庁においても北海道の予算を潤沢にすることが非常に重要となることから、北海道知事のリーダーシップを発揮していただきたい」と述べ、締めくくった。

以 上

病院職場への実態調査の実施概要

1. 調査の目的

2024 年問題に関わる医師の働き方改革等に伴い、病院に勤務する看護師や技師等への過重な労働となる可能性があります。そのため、「着替え時間」や勤務時間前の「前超勤」、「勤務時間管理の方法」等を把握し、離職防止の観点も含めて、病院職場の処遇・勤務環境の改善に向けて、国や道に要請する連合北海道の「要求と提言」への反映や、各種審議会等への意見反映を目的に実施します。

調査結果については、取りまとめたものをフィードバックし、他の病院の状況を参考に労働条件・環境の改善に繋げていただければと思います。

なお、自由記載などの回答内容につきましては、原文のまま掲載させていただいておりますことをご理解願います。

2. 調査の実施期間

- ・実施期間：2024 年 10 月 1 日～1 月 31 日
- ・集計作業：2025 年 2 月

3. 調査票の回収について

調査票は、連合北海道から構成組織及び地域協議会に送付し、連合北海道が回収・集計しました。なお、調査票の回答数は 18 病院(2025 年 2 月 19 日時点)。

	病院名	公立・民間
1	製鉄記念室蘭病院	民
2	NTT 東日本病院	民
3	亀田病院	民
4	高橋病院	民
5	市立旭川病院	公
6	道立江差病院	公
7	市立室蘭総合病院	公
8	小樽市立病院	公
9	市立稚内病院	公
10	市立函館病院	公
11	日鋼記念病院	民
12	天使病院	民
13	市立芦別病院	公
14	道立子ども総合医療・療育センター	公
15	木古内町国保病院	公
16	市立千歳市民病院	公
17	王子総合病院	民
18	札幌医科大学付属病院	公

13. 働き方などに中立的な社会保険制度に対する連合の考え方（案）に対する連合北海道の意見について

【全被用者への被用者保険の完全適用】

- (1) 連合は、企業規模要件と労働時間要件を撤廃することによって、中立的な社会制度をめざしたいとしている点については基本的に賛成である。また連合は、賃金要件 106 万円(月額 8.8 万円)の要件の撤廃と 130 万円の壁も就労を阻害するとして、第 3 号被保険者制度の廃止と被扶養者の見直しにより解消する考え方である。
- (2) ここで問題となるのは、健保組合、共済組合も同様のことが言えるが、「協会けんぽ」を例に言うと、現在 5 兆円ある準備金残高が 10 年後には枯渇するシュミレーションが示されている。こうした中で、全扶養者への被用者年金の完全適用を短期間で進めると、「協会けんぽ」の準備金残高は 10 年後ではなく、5～7 年後に枯渇するのではないかと危惧する。特に「協会けんぽ」は、国民の約3人に1人の約 4,000 万人が加入する日本最大の医療保険者であり、加入事業所の約8割が従業員9人以下の中小企業である。協会けんぽ(保険料率 10.00%、保険料 30,000 円)、健保組合(保険料率 9.22%、保険料 27,660 円)、共済組合(保険料率 9.05%、保険料 27,150 円)、加入者の収入が最も低い「協会けんぽ」が、最も高い保険料率 10%となっている。このため完全適用となった場合には、保険給付費(2023 年度見込みでも 7.1 兆円<対前年比+1.9 兆円>)がさらに膨らみ「協会けんぽ」の保険料率(現行、全国平均 10.0%)が大幅に引き上げなければ運営出来なくなることも想定される。
- (3) フリーランスを含む全被用者への被用者保険の完全適用は、めざすべき姿としては賛成であるが、全扶養者への被用者年金の完全適用を進めるのであれば、現行の国庫補助率(16.4%)を大幅に引き上げるなどの検討・議論と健保組合や共済組合も併せた「医療保険の仕組み」を見直すなどの検討も同時に進めるべきであると考ええる。

【第 3 号被保険者制度廃止】

- (1) 連合の基本的な考え方による「就労を阻害せず」「働き方などに中立的な制度」という観点から基本的には賛同できる面もあるが、以下の課題を解決すべきであり、慎重に進めるべきである。
この問題は、20 年以上前から議論している課題であり、解決できない難しい問題である。第 1 号被保険者の扶養者からみると、第 3 号被保険者の年金を厚生保険による負担で賄われ不公平感が生じるものの、5 年で改革するのは拙速ではないのか、と構成組織からの声がある。
- (2) また、106 万円以内で抑えて働いている第 3 号被保険者は多くいるが、本当に 106 万円以内でしか働けない第 3 号被保険者も存在していることへの対応策を考える必要があるのではないかと。また、専業主婦も保険負担増となることから、実質賃金は減り物価高騰下の中、対象となる家庭の生活はより苦しくなることを考えるべきではないのか。
- (3) さらに、労働力の向上が主であれば、106 万円の壁、130 万円の壁をもっとあげる。第 3 号被保険者の保険料をあげることなく、106 万円、130 万円の壁を越えてもいい仕組の構築をしてほしい、との声も構成組織から寄せられている。
- (4) 連合の考え方(案)は、働く者の意見としては理解するが、働きたくても働くことが出来ない者の声を踏まえた議論も必要であると考ええる。
つまり、連合が言う「多様な働き方・ライフスタイル」という観点から、配偶者の働き方のみに着目がされているが、実際、第 3 号被保険者の中には、病気で働くことが出来ない者がおり、また、子育てと家族の介護が同時に重なる「ダブルケア」に迫られている者は、全国に少なくとも 29 万 3,700 人(38 人に 1 人)おり、ダブルケアに悩まされている。このダブルケアの 9 割が 30～40 代の働く世代が占めており離職に迫られている実態にあ

る。子育て支援の拡充(待機児童は絶対解消)や、ダブルケアの解消、産み育てて職場復帰ができる環境整備が不可欠であり、第 3 号被保険者制度を廃止する考え方を堅持するのであれば、指摘した内容の改善が前提であるとする。

第2回連合経済・社会政策学習会の概要

1. 2024年12月11日(水) WEB 開催により、「日本の税制の現状と課題-2025-」と題して、慶應義塾大学経済学部教授の土居丈朗氏から講演を頂き、見聞を深めた。
- (1) 「103万円の壁」を178万円に引き上げたら！については、①所得税は現行、基礎控除48万円＋給与所得控除の最低保障額55万円＝103万円、②個人住民税は現行、基礎控除43万円＋給与所得控除の最低保障額55万円＝98万円(ただし、個人住民税均等割非課税限度額:100万円)となっている。これを現在、検討されている基礎控除をそれぞれ75万円引き上げ、所得税123万円、個人住民税118万円として、給与所得控除の最低保障額(55万円)を合計すると、所得税で178万円、個人住民税で173万円に引き上がる。それにより、所得税と個人住民税を合わせて7～8兆円の減収になるという、それは本当か？という所得階層に、どのような効果が及ぶのか？と投げかけた。
- (2) 土居教授は、「日本家計パネル調査(JHPS)」の2020年調査の個票データを用いたマイクロシミュレーションを基に、国勢調査等も活用、標本調査として、所得階級(10階級)毎に、「等価世帯可処分所得」、「世帯人数」、「課税前世帯収入」、「納税者数」、「納税額」、「社会保険料」を分析した結果を説明した。それによると、所得税と個人住民税の基礎控除を75万円拡大した際の減税額は、「所得階級 I (低所得者層)」は4,500円、「所得階級 X (高所得者層)」は124万円の減税額となる。そもそも税金を支払っていないと減税にならないため、高所得者ほど減税になると解説された。また、社会保険料についても、低所得者層ほど負担が重い実態にあると述べた。
- (3) 「103万円の壁」を178万円に引き上げた場合の減収見込み額(シミュレーション)は、所得税が3兆9,543億円、個人住民税が4兆3,131億円、合計で8兆2,674億円と試算。そのうち、所得階級の最上位10%である第X階級では、減収額が所得税と個人住民税あわせて約2兆円(減収見込み額の4分の1)となり、基礎控除が所得控除であるがゆえに起こる現象であること。なので、基礎控除の拡大による税負担軽減効果は、低所得者には小さく、高所得者で大きいこと。つまり、所得税制で、基礎控除を48万円から103万円に引き上げたとしても、課税最低限以下の人や既に48万円の控除を使い切り、仮に123万円の基礎控除となった場合、既に控除を使い残している人には、「手取り」は一切増えないことになると解説した。一方、所得税制で、基礎控除48万円はそのままにし、給与所得控除の最低保障額55万円を130万円に引き上げた場合、年収430万以下の層で減税効果が及ぶと述べた。
- (4) 「税制を税制だけで語れない時代」であるとして、「2024年6月の定額減税」に触れ、減税しきれない場合は給付としたが、恩恵を受けているとあまり実感が無かったのではないかと。税は税、給付は給付だと、極めて手間がかかる、と述べた。土居教授は、自公政権には発想が無い「給付付き税額控除」という発想が重要であり、社会保障給付と社会保険料、税を一体的に捉える発想が必要であると投げかけた。
- (5) 「所得税の課税ベースと諸控除(総合課税分)」について、現在、課税対象となる収入は約280兆円(給与収入:約240兆円、年金収入:約20兆円、事業・不動産収入「所得ベースで約10兆円」等)であるが、うち非課税所得として、①各種所得についての控除(ア.給与所得控除等:約63兆円、イ.公的年金等控除:約12兆円)、②所得控除(ア.基礎控除:約28兆円、イ.配偶者控除:約4兆円、ウ.一般扶養控除:約2兆円、エ.特定扶養控除:約2兆円、オ.老人扶養控除:約1兆円、カ.社会保険料控除:約34兆円、キ.生命保険料控除:約3兆円など)となっていることが紹介された。そして、課税所得:約120兆円、所得課税:約14.4兆円に対して、税額控除(住宅ローン、ふるさと納税)が5,000億円しかないこと。日本は累進課税が行われていることによって、所得控除が多いと、高所得者ほど有利になると述べた。
- (6) 「税負担軽減効果」について、2パターンの解説があった。一つ目が、「所得控除の税負担軽減効果」である。全員に10万円の所得控除を行った場合、①低所得者(税率10%):10万円×10%=1万円、②

中所得者(税率20%): $10\text{万円} \times 20\% = 2\text{万円}$ 、③高所得者(税率30%): $10\text{万円} \times 30\% = 3\text{万円}$ となる。「基礎控除は所得控除である」ことから、所得控除による税負担軽減効果は、高所得者ほど税負担軽減効果が大きく、所得格差が拡大することになる。二つ目が、「税額控除の税負担軽減効果」である。全員に1万円の税額控除を行った場合、税負担減免効果は所得の多寡を問わず同じになると解説した。

(7)「所得控除の税額控除化」について、①配偶者控除(所得控除)を廃止し、夫婦に対して新たに税額控除を創設した場合 ➡ 所得税率が5%の人で、配偶者控除がなくなると1.9万円($38\text{万円} \times 0.05$)の増税となる。そこで、1.9万円の「税額控除」を新設すると、増減税がゼロになること、➡ 所得税率が10%の人で、配偶者控除がなくなると3.8万円($38\text{万円} \times 0.1$)の増税となる。そこで、3.8万円の「税額控除」を新設すると、増減税がゼロになる、と述べた。これらの内容は、理にかなった方法であるが、税務当局が極めて消極的であり、この方法は盛り上がっていない。

(8)「給付付き税額控除」について、立憲民主党も主張しているが、所得税制で儲ける「社会保険料割引税額控除」である。130万円を超えて働く人に対しては、緩やかであれば可処分所得が増えるように、社会保険料負担を補填する形にする必要がある、という内容が説明された。その他、「自動車関係諸税」、「トリガー条項」、「利用量に応じた課税(走行距離課税)」などについても触れられた。

2. 課題提起として、富田珠代 連合総合政策推進局総局長から『『公平・連帯・納得』の税制改革実現に向けた2025年度税制改正の対応について』説明があった。

(1) 税制を取り巻く現状として、昨年度税制改正からの積み残しとして、①少子高齢化・人口減少、所得格差の拡大、貧困の固定化など、わが国が抱える構造課題、物価高騰による国民の負担感の高まりに対して、真に国民に寄り添う恒久的な支援策は打ち出されなかった。②金融所得課税の「1兆円の壁」問題の解消に向けた効果は極めて限定的、③子ども・子育て支援に関する税制について、「令和7年度税制改定において検討し、結論を得る」とされている、④自動車関連諸税について、令和6年度与党税制改正大綱に「課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」だが、具体的な制度の枠組み等は明らかになっていない、⑤安定的な物価上昇と継続した賃上げが必須。生活必需品の物価上昇、燃料価格の高騰、低所得層支援、恒久的な実効性ある対策として税制改正に取り組むべきである。

(2) そのうえで、「連合2025年度税制改正要望」9項目の説明がされた。①税による所得再分配機能の強化では、ア.金融所得課税の抜本的強化、将来的な所得税の総合課税化の検討(預貯金口座とマイナンバーのひも付け)、イ.低所得者の負担軽減・就労支援(「給付付き税額控除」の仕組み構築)として、飲食料品など最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を定額で給付する「消費税還付制度」(低所得者限定の給付)、「就労支援給付制度」により、低所得被雇用者の保険料負担の軽減を図り、いわゆる「年収の壁」問題の解消にも一定の効果が見込まれる、と提起した。次に、②燃料価格高騰への対策として、いわゆる「当分の間税率」の廃止(+25.1円)と、その際、税制全体の見直しによって、地方財政に影響を及ぼさせないための措置を講じる、ウ.物価上昇に伴う所得税の課税最低限の引上げ(1995年「100」の見直し以降、据え置きであり、現在「110」)、エ.退職所得課税の見直し(勤続1年あたりの控除額を一律「年60万円」とし、現行制度と比較して退職所得控除が「勤続60年」まで減額とらない水準)、オ.子ども・子育て支援に関する税制の見直し、カ.自動車関連諸税の軽減・簡素化、税制改革全般における地方の財源確保、キ.結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税化(制度の延長ではなく廃止すべき)、ク.多国籍企業による租税回避の防止、ケ.納税環境の整備など、2025年度税制改正要望項目の説明がされた。連合として、これらの課題の実現に向けて取り組む考え方が示された。

2025.3.31 重点政策討論集会発言内容**【3構想(社会保障・教育・税制)改訂版の素案関係】**

連合「社会保障構想(第3次)」(改訂版)素案のIV具体的な制度改革の基本方向(各論)1. 子ども・子育て支援の(2)改革に向けたアプローチ、g「社会的養護を必要とする子どもに関して、子どもの意思を尊重しつつ、安定的な養育環境の確保に向け、里親や養子縁組等の活用をすすめる。併せて、家庭的な環境と一定のプライバシーを保護するために児童養護施設等の設置・運営基準を改善する。」について発言。

児童養護施設や里親などの社会的養護の保護を離れた方を「ケアリーバー」という。2024年4月に施行された児童福祉法の改正により、児童養護施設の自立支援に関して、これまで原則18歳までの年齢要件を弾力化し、満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して、同じ施設に入居し続けることが可能となった。現在、施設から巣立った子どもたちの巣立ち支援が、全国的に十分な状況にあるのか疑問である。こども家庭庁は2024年3月、各都道府県知事と指定都市市町などに対して「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」という通知を发出し、「児童養護施設等への措置を解除された者が、解除された後も家庭による支援が見込みづらいことや、自立に当たって困難を抱える場合が多いことから、自立に向けた適切な支援を行うことも重要である」とし、「措置解除等の実情を把握し、その自立のための必要な援助を行うことを都道府県の業務として位置づけることで、ケアリーバーとして社会的孤立・孤独をさせないために支援していく」とされている。北海道でも家賃等の経済的支援や就職の相談に加え、社会的養護を経験した方だけでなく、虐待経験などがあるものの、これまで公的支援に繋がらなかった若者などが気軽に立ち寄り相互に交流できる場を開設し、情報の提供や個別相談などを行う取り組みを開始したところ。全国的には、兵庫県の取り組みは大変すばらしい。北海道でもケアリーバーに対して、様々な支援を実施しているが、SOSを出せない、出しにくい方もおり、實際上、そのような支援を知らずに困難を抱えた方もいるということも承知している。支援を必要とするケアリーバーを取りこぼすことがないように、サービスを届ける必要がある。連合として、考え方があれば伺いたい。また、何らかの形で「ケアリーバー」への対策を「社会保障構想(第3次)」(改訂版)に補強すべきであると考えるが、本部見解を伺う。

【本部答弁】

○社会的養護の保護を離れた方への支援は重要だと考えており、要求と提言で「施設を退所した児童等の自立支援のために、自立援助ホームに対する財政支援を強化し児童養護施設におけるアフターケア体制を充実する。」とし、期限を設けることなく支援の充実を求めている。

○生活困窮者自立支援の世界でも、支援から離れた後に孤独になったり、再び支援が必要になって戻ってきたりする事例について、現場支援者の方々から聞いている。ご指摘のケースについても、社会保障構想に何らかの補強を検討する。

【重点政策(素案)関係】

- ①「ハローワークにおけるマッチング機能強化」について復活されたことに感謝。そこで、連合北海道は、昨年7月18日、連合北海道国会議員団会議10名も参加し、厚生労働省への要請行動を行った。昨年の意見交換において、厚労省は、「ハローワークが企業に対して、求人に関する詳細情報を求めるとなると、企業がハローワークを利用しなくなるほか、企業側の手間であるというようなバランスもみる必要がある」と、詳細な求人掲載に対して消極的な回答でした。連合北海道は、ハローワークにおいて、ミスマッチ防止の是正指導はもとより、1) 直近5年間の年齢別離職率、2) 正規雇用等の登用率、3) 平均勤続年数・給与等について

は、求職者への離職防止に向けた有益な情報提供となることから、求人票への掲載については義務化すべきであると考え。本部段階でも、企業の見える化、企業と労働者のマッチングの一層強化を強めて、厚労省対策、審議会対策を強めて頂きたい。

【本部答弁】

○ハローワークの機能強化や職場提供情報の充実に加え、ワークルールを遵守できない企業をなくしていくことが重要であり、ワークルールの周知徹底を含めて、審議会などで求めている。なお、求人票への掲載義務化については、求人への影響なども踏まえ、慎重な検討が必要と認識。

- ② 「賃金請求権の消滅時効期間について」。そもそも未払いという重大な労基法違反を犯している使用者を3年で免責させることを正当化することは、労基法に基づき賃金を全額支払っている企業を守るという公正競争の観点からも受け入れがたい。5年間、労働者は我慢してきた。早急に「当分の間」の猶予措置を廃止すべき。連合北海道は、昨年7月18日の中央要請行動において厚労省からも、法施行から5年を目途に必要な検討を進める、との回答を得ている。今回、重点政策として補強されていない理由。また、今後、この課題に対して本部として取り組む考えがあるのか伺いたい。

【本部答弁】

○問題意識は同様。要求と提言では「5年」にすべきとしており、労政審でも見直しに関し発言している。重点政策は国会審議に係る内容を中心としているため重点政策には盛り込んでいないが、要求実現に向け審議会などで求めている。

- ③ 離婚後も父母双方が子の親権を持つ「共同親権」導入を柱とする改正民法等が2026年度までに施行される。裁判所に判断を委ねる余裕のない「急迫の事情」がある場合や、身の回りの「日常の行為」にあたる場合などは片方の親だけで意思決定ができるとなっているが、どんな状況が「急迫」「日常」にあたるのか、定義は曖昧である。両親の言い分が違ふなどで教育関係者らの混乱も起きかねないと危惧している。早急にガイドラインを作成し周知や研修を行うよう、国への働きかけを強めるべきである。「急迫」「日常」の定義、ガイドラインの作成、周知や研修について、今後、どのような取り組みを行おうとしているのか本部見解を伺いたい。

【本部答弁】

○昨年は法務省に「法の趣旨および国会審議の内容などの現場への十分な周知や啓発活動を行う」旨の要請を行い、ガイドライン、Q&Aを作成し周知するとの回答を得ている。本年も法務省に要請を行い、進捗を確認・報告する。

- ④ すべての世代が安心できる社会保障制度の確立だが、「児童養護施設などの体制強化」また、「職員の賃金・労働条件の改善」について、重点政策に入れて頂いたことに感謝。そのうえで、職員配置や労働条件は、子どもの命を守る職務の責任の重さからみても未だ不十分である。札幌市内の求人情報によると、契約社員は手当を含んで月額 168,776 円。時給換算すると 1,054 円であり、北海道最賃 1,010 円と 44 円しか変わらない低水準。本部段階においても、子どもの命を守るという職務の責任の重さを抱える労働者が、最賃近傍で働く労働者で良いのか、実態を十分受け止め、改善に向けて審議会対策を強めるよう求める。

【本部答弁】

○地方連合会政策担当者会議でご指摘いただいた児童養護施設の職員などの賃金について、国会対応の中で議員に対し現状を伝え改善を求めているところ。

○児童養護施設の職員をはじめ、子どもに関わる仕事に携わる人たちの賃金や労働条件については早急に改善する必要があると考えている。引き続き、仕事に見合った賃金になるよう省庁への要請や審議会での意見反映などに努める。

- ⑤ **同じく、すべての世代が安心できる社会保障制度の確立の「訪問介護について」。**重点政策(素案)に補強頂いたことに感謝申し上げます。一方で、介護事業者の倒産が、2024年、全国で172件、北海道は6件、休業業などは612件に達したと民間の調査機関(東京商工リサーチ)が発表し、過去最多となった。業種別では、訪問介護が7割余りを占め、昨年の介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が引き下げられた影響といわれている。倒産した事業者の8割が従業員10人未満で、零細企業者の苦悩も浮き彫りとなり、報酬減額に対する事業者の失望は深い。北海道内では、札幌をはじめ20を超す市町議会が再改定を求める意見書が可決されている。道外の議会にも同じ動きが広がっている。高収益が望めない過疎地などでは経営努力にも限界がある。基本報酬を全国一律とせず、地域事情に応じて柔軟に設定するなど根幹から見直すべき。

【本部答弁】

○ご指摘のとおり、2024年度の報酬改定では訪問系サービスだけ基本報酬が引き下げられ、それによる影響を懸念している。厚労省の調査では、人材不足を理由とする廃止・休止が増加した一方で、新規開設の事業所も多く、トータルでは訪問介護の事業所数は増加したと報告されている。しかし、その調査は一部の自治体の状況をみたものであり、報酬改定による影響がないのか、引き続き丁寧な実態把握を求めている。特に、サービス付き高齢者住宅のような同一建物の集合住宅を回る事業所なのかどうかでかなり状況が異なると考えている。今年5月に実施される予定の令和7年度介護事業経営概況調査(12月公表予定)では、そのあたりも分けて分析を行うように求めている。

○また、「高収益が望めない過疎地などでは経営努力にも限界がある」という状況も理解している。厚生労働省においても、2040年のサービス提供のあり方に関する検討が進められており、例えば、サービスの回数に寄らない報酬のあり方なども検討されているようである。2026年の法改正、さらには2027年度介護報酬改定に向けた議論に対応できるよう、連合として考え方をまとめていきたい。

介護サービスの利用者は2040年ごろピークを迎え、厚労省は介護職員が57万人不足すると試算しており、北海道は全国5番目の不足数と試算されている。処遇改善に加え、重点政策にあるとおり、情報通信技術の導入や、課題はあるが外国人材の育成など多角的な対策が急務であり、連合本部には是々非々で介護職員の課題に向き合うよう要請する。

【本部答弁】

○人手不足の影響も相まって、業務負担の軽減をはかることも重要。多くの介護職員が介護ロボットやICT機器等の導入を希望しているという調査結果もあり、積極活用すべきと考えている。しかし、人員配置の削減を同時に実施した事業所では「負担が増加した」「疲弊した」との声もあり、業務負担軽減とケアの質の向上の観点から、人員配置を削減することなく、ICTやAIなどの新技術の活用促進を支援することが重要である。

○外国人材の活用に関連して、この4月から、技能実習でも訪問介護を可能とする見直しが施行される。これに対し連合は、現場における日本人の負担増に対する懸念、外国人介護人材の日本語能力の課題などを踏まえれば、安易に認めるべきではないと考えており、まずは介護職員の賃金・労働条件の改善などを通じて人材を確保することが重要だと考えている。その中で、いただいたご意見は、まさに様々な人材確保対策が急務、というご意見と受け止め、今後の動きや検討課題について、丁寧に向き合っていきたい。

また、深刻な人手不足にあえぐ介護業界で、サービス利用者や家族による職員への暴言や暴力、ハラスメントが後を絶たない。北海道も4月1日から北海道カスタマーハラスメント防止条例がスタートする。利用者の意識改革に加え、事業者の相談体制の構築が急務だが、人的余裕に乏しい事業所では対策が遅れがち。問題が放置されれば、介護業界で職員の離職がさらに進み、介護サービスの維持が困難になりかねない。連合本部に要請だが、連合北海道は、昨年から利用者やその家族からの暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為などで2人以上による訪問行為・サービス提供が必要なケースで、利用者またはその家族の同意を得られずに、介護報酬上の2人訪問加算が算定できない場合でも、安全確保や離職防止のため、加算されない部分の費用を補助してほしいという要求を、厚労省と北海道に求めているが、北海道は消極的。補助のスタートは神戸市だが、兵庫県や福岡県、埼玉県や群馬県でも、県として補助金を出すなどの対策を講じている。令和4年1月に埼玉県ふじみ野市で、訪問診療医が利用者の家族に射殺された事件を受けて、自治体として対策に乗り出す事例が出ている。

特に、連合本部に要請したいことは、群馬県などでは、国の「地域医療介護総合確保基金」を活用し、「ホームヘルパー人材確保対策事業費補助金」が人材定着、ハラスメント被害防止、事業所支援の目的で750万円の予算が措置されている。介護報酬上の2人訪問加算が算定できない場合でも、安全確保や離職防止のため、加算されない部分の費用を、国の「地域医療介護総合確保基金」を活用して補助するよう、厚労省から各自治体に通知するよう、労働政策審議会の部会の中で求めて頂きたい。または、国に対する重点政策に反映して頂きたい。この2人訪問については、もともと人手が少ない事業所は複数人を訪問させたくないという考えだが、セーフティネットとして、どうしても必要な制度である。道外では対策を事業者任せにせず、自治体が率先して取り組んでいる。兵庫県や神戸市では、ハラスメントの事例を具体的に解説し、サービス中止の可能性があることを記したチラシを作成し、事業者を通じて利用者や家族に配布し、意識改革を促している。また、カメラ付きICレコーダーなどセキュリティシステム導入に必要な経費を補助するよう求めて頂きたい。本部見解を伺う。

【本部答弁】

○今国会にハラスメント対策を強化する法案が提出されている。新人ヘルパーに同行した場合の経費補助をカスハラ対策に応用することも考えられる。今後の国会審議に注目していただきたい。

○医療・介護現場における患者・利用者からのハラスメント対策は重要と認識している。いくつかの産別においても実態調査が行われ、まずはハラスメント対策のマニュアル整備が必要という提言を受けている。介護労働安定センターの労働者調査においても、「働き続けるうえで役立っている職場の取り組み」の最上位は「ハラスメントのない人間関係の良い職場づくりをしている」という回答であり、職場内だけでなく、患者・利用者・家族からのハラスメントへの対策が必要。一方で、厚生労働省の調査では、自治体による介護人材確保対策に関する支援として、ハラスメントに関わる対策・支援の実施率が低いことがわかっており、審議会の中でも国として自治体によるハラスメント対策への支援を求めたところ。産別とも協力しながら、引き続き取り組んでいきたい。

○訪問介護として二人で訪問することに関連して、訪問介護への就業希望者が少ない最大の理由は、「一人で利用者宅に訪問してケアを提供することに対する不安が大きい」という理由であることが、厚生労働省の調査でわかっている。そこで、2024年度の政府補正予算では、勤続年数が短いホームヘルパーに、経験豊富なホームヘルパーが同行することを促進するための補助金が盛り込まれた。ICT機器の導入経費への補助も補正予算に盛り込まれており、その使い勝手や活用状況を連合として注視していくとともに、ご意見いただい

た「医療介護総合確保基金」の活用も含め、連合の医療・福祉部門連絡会にも厚生労働省「要請項目」検討の際に相談したい。

⑥ 同じく(6)すべての世代が安心できる社会保障制度の確立ですが、病院経営について。

重点政策では、「切れ目のない効率的な医療供給体制の構築に向けて、外来・在宅医療を含めた医療機関の機能分化・連携を着実に進める。診療報酬改定などを通じてさらなる処遇改善施策を実行する」となっており、大変重要なこと。一方、新型コロナ関連の補助金が無くなり、北海道では、室蘭市にある日鋼記念病院が10億円の赤字、市立室蘭病院が37億円の赤字、砂川市立病院が20億円の赤字、滝川市立病院が14億円の赤字、深川市、留萌市をはじめ多くの公立・公的病院、民間病院を問わず、病院経営は深刻化している。JAM北海道の日鋼記念病院では140人の希望退職を募っており、また、市立室蘭病院は、正職員が11%、会計年度任用職員が5%の月例賃金の削減提案が出されている。立憲民主党はプロジェクトチームを作り早急に検討するとしている、経営悪化により、地域から病院が撤退されれば、地域崩壊に繋がりがかねない。誰もが地域で安心して受けられる地域医療の確保に向けて、2年を待たずに診療報酬の抜本的な改善を図るよう重点政策として求めるべきである。

【本部答弁】

○病院経営、医療現場での賃上げの状況については構成組織などからも意見を受けている。2024年度の補正予算において、医療従事者の賃上げに向けた職場環境改善・生産性向上の取り組み支援、医療機関の経営状況急変に対する緊急支援が盛り込まれ、「医療施設等経営強化緊急支援事業」がはじまったところである。こうした施策の状況なども踏まえながら引き続き状況を注視し、また連合の医療・福祉部門連絡会にも厚生労働省「要請項目」検討の際に相談したい。

【政策・制度全体討論】

① 「教育の質の向上」に関連して発言。

文科省による児童生徒の問題行動や不登校などの実態調査によると、2023年度に不登校と判断された小中学生は、全国で34万人に達し、道内の小中学生も1万4千人を超え、過去最多を更新した。不登校は小学生より中学生の方が多く、道内の公立中学校は、35人学級で3.2人のため、10.9人に1人と不登校の割合が高くなっている。こうした中、文科省は、2024年8月29日付けで、不登校の小中学校生を対象に、自宅など学校外での学習が成績に反映されるよう省令を改正し、欠席中の学習成果で成績を評価することができる」と明記し、全国の教育委員会に通知した。

しかし、連合北海道が昨年初めて実施した「道内市町村への実態調査」(179市町村中135市町村75.4%の回収率)の結果によると、不登校児童生徒を対象に学校外でも定期テストなどが受けられ成績に反映されるICT教育を進めている学校が2つの市町(伊達市、音更町)にとどまっている。不登校対策に向けた環境整備の拡充を行うことが急務であり、「誰一人取り残されない学びの場の保障」を補強すべきであり、1月の地方連合政策担当者会議において発言したところ、本部は「検討していかなければならない課題である」と回答された。せっかく文科省として全国の教育委員会に通知したにも関わらず、進んでいない実態にある。連合北海道として、北海道との交渉でも追及しているが、なかなか進んでいない現状にあることから、今年8月予定の文科省への要請行動の中でも再度、働きかけを強めるが、連合本部段階においても、文科省対策や中教審(分科会・部会)などでも発言し、不登校児童生徒も含めて「誰一人取り残されない学びの保証」に向けた対策を強めて頂きたい。

【本部答弁】

- 不登校について、要求と提言のなかで、「国・地方自治体は、子どもの権利を保障し成長を支援する「子ども（児童）の権利条約」および「こども基本法」で定めた基本理念の周知徹底をはかり、価値観の多様性を認め、いじめの根本的な解決につながる体制、子どもが相談しやすい体制をつくる。また、不登校や中途退学、虐待を受けた子どもの学ぶ権利を保障する。」と記載しております。
- 様々な機会を活用し、関係組織と意見交換を行いながら、引き続き、対応してまいります。

② 高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に向けた文献調査の結果を踏まえた対応について、現段階の状況を連合本部・地方連合会・構成組織の皆さんと共有するために、報告させていただく。

- 1) 2020年11月に開始された文献調査の報告書が、NUMO（原子力発電環境整備機構）により2024年11月22日、北海道知事、寿都町長、神恵内村長に提出され、この間、住民に公開する縦覧と並行して道内 25箇所で開催された説明会が行われ、延べ参加者 1,517 人、質問票 2,114 枚となったが、これまでの質疑は紙で提出された質問や意見に答えるのみで、参加者から批判の声が多く出されていた。このため、NUMOは、今月3月16日（日）に札幌市内で再度参加者から要望が多かった口頭での質問を受け付けるために説明会を開催した。延べ34人が質問し当初予定していた時間の倍の約5時間に及んだ。参加者からは「多くの活断層が存在する日本で地層処分することのリスクが高いことを理解しているのか」「安全性に疑いのある地域は候補地から除外すべきだが、文献調査ではそれが行われていない」と、地層処分事業の安全性や第2段階の概要調査候補区域を決めた選定基準に疑問視する声が相次いだ。これに対してNUMOは、従来の見解を繰り返すにとどまったことから、多くの参加者からの怒号の声が会場に鳴り響いた。また、概要調査への移行前に経産大臣が知事、両町村長に意見照会し、いずれかが反対した時の対応の質問に対してNUMOは、「反対すれば先には進まないし、両町村に開設したNUMO職員が常駐する事務所も撤退せざるを得ない」と回答した。さらに、参加者からは「質疑の場」の追加開催を求める声も多く寄せられ、NUMOの坂本理事は「今後も何らかの形で道民とコミュニケーションを図る場を検討したい」と述べている。
- 2) また、全国でも対話型全国説明会が行われてきたが、今年1月に東京で開催された対話型説明会で、最終処分場を北方四島に建設することを参加者に提案されたNUMO幹部らが「魅力的だ」と発言したことに対する批判もあり、国やNUMOの住民感情に対する配慮不足に厳しい視線が向けられていることも浮き彫りとなっている。地元、寿都町と神恵内村の住民は、今後、住民投票などで次の概要調査への移行の是非を判断することになる。
- 3) さらに、報告書の説明会・周知が終了すると、NUMOによる「概要調査」の計画申請が可能となる。経済産業省は、特定放射性廃棄物最終処分法に基づき、寿都町長と神恵内村長、道知事に意見を聴取し、「十分に尊重して」可否を判断する必要がある。ただ、同法は首長に意向を確認する時期や回答期限を定めていないため、先ほど申し上げたとおり、長期化する可能性もある。また、道知事は「特定放射性廃棄物の持ち込みは受け入れ難い」とした道条例の趣旨を踏まえ、「現時点で概要調査に反対する」との姿勢を変えていない。
- 4) 連合北海道は、「特定放射性廃棄物の持ち込みは受け入れ難い」とした道条例の尊重・遵守を求める方針を堅持するとともに、最終的に原子力に依存しないエネルギービジョンを展望しながら、国民全体の課題として高レベル放射性廃棄物の処理・処分に関する議論を求める立場である。当該の地元2町村に限らず、周辺自治体をはじめとした道民全体の意思決定に向けて、最終処分場の選定課題に限らずバックエンド課題も含め横断的に議論する場を設けるなどの社会的合意プロセスを整備するよう、引き続き、国と道に対して求めていくスタンスである。本日、集会に参加の皆さんにおかれましては、「北海道だけの問題だ！」ということではな

く、「核のゴミ」問題は、国民全体の課題として対応されるようお願いする。

【本部答弁】

- 使用済み燃料の最終処分に関して、現状のご報告と課題をご指摘いただきありがとうございます。
- 本年 2 月に第 7 次エネルギー基本計画が閣議決定されましたが、その検討の過程では、連合もヒアリングに対応し、国民の公開・情報提供を適切に行った上で、使用済み核燃料の対応、脱炭素電源を推進していくための人財の確保・育成といった諸課題への対応についての対応のあり方を決定する道筋を明確に示していただきたいと要望した所です。
- 使用済み燃料の問題は、現在候補地とされている自治体(北海道、佐賀県)だけの問題ではないという認識は連合本部としても同じですので、引き続き連携させていただきたいと存じます

(1)地方連合会政策担当者会議

概要／本部井上副事務局長の主催者あいさつの後、本部提起として、「2025年度 連合の重点政策」と第217回通常国会における法案対応について提案がなされた。その後、地方連合会との意見交換を行った。連合北海道からは以下の点について意見を申し上げた。

- ① 労働法制局課題の「ハローワークにおけるマッチング機能強化」について、本部たたき台は、コロナ禍の雇用・生活対策の一環として重点政策としていたが今回削除するとされたことから、連合北海道は、的確な労働条件の表示の徹底として、これだけ人手不足の状況下であることから、マッチングの強化が重要であり、離職防止の観点からも、より具体的な労働条件の明示を義務付けて、求人票の内容と実際の労働条件・職場環境の乖離を防止するため、直近5年間の年齢別離職率、正規雇用等の登用率、平均給与、勤続年数等の具体的な情報提供をハローワークの求人に義務付けてマッチングを強化すべきである、と発言したところ、本部からは、「重要な課題であると認識しており、持ち帰り検討するが、意に沿わない場合はご理解願いたい」旨の回答があった。
- ② 労働法制局課題に重点政策として記載されていない「賃金請求権の消滅時効期間について」、連合北海道は、2020年4月に施行された改正労基法により、賃金債権の消滅時効は当分の間、賃金支払い日から3年となった。民法は既に5年であり、民法より低い労基法は改正すべきであり、そもそも未払いが発生すること自体が問題である。法施行から5年を目途に必要な検討を進めると厚労省からも回答を得ているため、重点政策に補強すべきである、と発言したが、本部からは「全体の中でどうするのかも含めて、持ち帰り検討したい」と回答がなされた。
- ③ ジェンダー平等局・多様性推進局課題である離婚後も父母双方が子の親権を持つ「共同親権」導入を柱とする改正民法が2026年度までに施行される。連合北海道は、DV(ドメスティックバイオレンス)や虐待の被害者が共同親権を求める加害者から逃れられなくなる恐れがある。家庭裁判所がリスクをどこまで判断できるかなど制度設計が不十分である。裁判所に判断を委ねる余裕のない「急迫の事情」がある場合や、身の回りの「日常の行為」にあたる場合などは片方の親だけで意思決定ができる。どんな状況が「急迫」「日常」にあたるか、定義は曖昧である。両親の言い分が違うなどで教育関係者らの混乱も起きかねない。早急にガイドラインを作成し周知や研修を行うよう、国への働きかけを強めるべきである、と発言したところ、本部から、「持ち帰り検討したい」と回答がされた。
- ④ 生活福祉局課題の「児童養護施設などの体制強化等」について、連合北海道は、重点政策に入れて頂いたことに感謝したうえで、社会的擁護に従事する児童養護施設職員等の処遇改善を行う通知を政府は発出したが、職員配置や労働条件は、子どもの命を守る職務の責任の重さからみても未だ不十分である。札幌市内の求人情報によると、契約社員は月額 168,776 円(手当含む)であり、時給換算でいうと 1,054 円であり、北海道最賃(1,010 円)と変わらない低水準である。また、児童養護施設で暮らす子どもたちが抱える課題や格差、特に、急に社会に出される巣立ち対策が急務であり、重点政策に補強すべきである、と発言し、本部からは、「処遇改善については引き続き求めていく。巣立ちについては持ち帰り検討したい」旨の回答がされた。
- ⑤ 経済・社会政策局課題の「教育の質の向上」に関連し、連合北海道は、文科省による児童生徒の問題行動

や不登校などの実態調査による不登校児童生徒数が過去最多となっている。連合北海道が昨年実施した「道内市町村実態調査」の結果によると、不登校児童生徒を対象に学校外でも定期テスト等が受けられ成績に反映されるICT教育を進めているのが2市町にとどまっている。不登校対策に向けた環境整備の拡充を行うことが急務であり、「誰一人取り残されない学びの場の保障」を補強すべきである、と意見反映した。本部からは、「検討していかなければならない課題である」旨の回答がされた。

- ⑥ 経済・社会政策局課題に関連し、高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に向けた課題について、連合北海道は、寿都町、神恵内村における「文献調査」の報告書が示され、現在、住民に公開する縦覧と並行して道内20箇所で開催説明会が行われており、また、全国でも対話型全国説明会が行われている。まさに概要調査へ踏み切るのか大変重要な時期を迎えており、重点政策として、社会的合意プロセスとして全国の課題として提起すべきである、と発言したところ、本部からは、「承知しており、全国課題と思っている。要求と提言には、公正な判断をと記載されている」と回答された。
- ⑦ 第217通常国会に提出予定の法案に対する評価と対応(案)のうち、4つの最重点法案の中の「税制改正関連法案」の連合としての評価と取り組みについて、地方財政に配慮しつつ、ガソリン税の「当分の間税率」の廃止も含めて、早急に結論を得ること、評価している点に対して、連合北海道は、「地方財政に配慮しつつ」ではなく、地域医療、介護、物流・交通インフラ、教育をはじめ、地域公共サービスの拡充が、より一層求められていることから、ガソリン税の「当分の間税率」の廃止による1兆5千億円(国税1兆円、地方税5千億円)は大きな予算であり、「地方の行政サービスが低下することが無いよう」という評価にすべきである、と指摘した。
- ⑧ その他、1地方連合会から、避難所における性犯罪対策を本部としてどう考えているのか、と質問があり、本部からは、「災害対策基本法改正を踏まえて検討する」旨の答弁があった。

2025 年度 エネルギー・環境政策委員会の取り組みの基本方針

1. はじめに

2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵攻から 3 年を迎え、世界は深刻なエネルギー危機に直面している。日本においては、エネルギー源の多くを海外から輸入する化石燃料に依存しており、世界的な社会・経済状況の変化に影響を受けやすい脆弱な構造となっている。こうした中、北海道は太陽光をはじめ、風力、水力、地熱、バイオマスなど豊富なエネルギー資源を有しており、「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、電力の安定供給を大前提として、北海道における再生可能エネルギーの利用を拡大し、エネルギー供給の強靱性を高めるほか、道内への GX 投資の推進をはじめ、市場の拡大が期待される環境関連産業の振興を一体的に行うことで、経済の好循環に結び付けていくことが重要である。

また、本道においては、後志管内寿都町と神恵内村における NUMO（原子力発電環境整備機構）による高レベル放射性廃棄物最終処分場選定に係る「文献調査」の報告書が 2024 年 11 月 22 日、北海道知事および寿都町長・神恵内村長に提出された。「概要調査」への移行が焦点となるが、これは当該 2 町村に限らず、周辺自治体をはじめ北海道の経済・社会に大きな影響を与える政策課題である。本来、この課題は北海道にとどまらず、広く全国で議論されるべき国民的課題として位置づけられる必要があるが、北海道の独自課題と受け止められかねない状況が続いている。現在、NUMO による「文献調査」の報告書に対する説明会を開催している。

2025 年度エネルギー・環境政策委員会の取り組みは、国の政策動向を注視しながら、当面する北海道のエネルギー・環境政策に関する課題について理解を深めるため、2024 年度に引き続き、学習・調査活動に取り組み、「要求と提言」に反映していく。

2. エネルギー・環境政策をめぐる動向と課題

(1) GX 実現に向けた投資促進等について

- ① 昨年度の基本方針では、2023 年 2 月に閣議決定した「GX 実現に向けた基本方針」の中で、原子力発電所の新增設が示されたほか、原子力発電所の運転期間を「原則 40 年、最長 60 年」とする改正原子炉等規制法(2012 年成立)に対し、60 年超の運転を可能にすることを明記した。また、関連する法改正も行われ、改正原子力基本法には原子力の活用を「国の責務」と定めた。エネルギー政策、特に原子力政策の転換は、国民的議論を通じた合意形成を丁寧に図っていく必要があることから、今後の動向を注視していくとしていた。
- ② こうした中、経済産業省の総合資源エネルギー調査会分科会は、2024 年 12 月 25 日、「第 7 次エネルギー基本計画(原案)」を了承した。その内容は、2011 年の東京電力福島第一原子力発電所事故以降の第 4～6 次計画で明記されていた原子力発電依存度の低減記述は削除され、データセンターや半導体工場などの電力需要を理由に、二酸化炭素を出さない「脱炭素電源」として活用する方針に転換された。原案では、2040 年度の電源構成に占める原子力発電の比率を、現計画と同じ 2 割としたが、2023 年度の実績は 8.5%にとどまる。原案は既存の原子力発電の活用に加え、同じ電力会社であ

れば別の原子力発電敷地内での建て替えを容認した。一方、原案で2040年度に最大電源を4～5割程度とした再生可能エネルギーは、薄く折り曲げ可能な「ペロブスカイト太陽電池」の早期普及や、水深の深い沖合でも設置しやすい「浮体式洋上風力」の導入促進がポイントとなる。パブリックコメント(意見公募)を経て、2025年2月頃の閣議決定をめざすとしている。

- ③ 一方、北海道と札幌市は、2025年度から北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」指定に伴う地方税の税制優遇を開始する。洋上風力関連やデータセンターなどのGX(グリーントランスフォーメーション)事業の進出や創業、事業拡大をする場合に10年間にわたり税減免を見込んでおり、税率を1～5年目で最大全額、6年目以降は2分の1免除として進出や拡大を促すとしている。対象税目は、ア)道税が法人道民税、法人事業税、道固定資産税であり、イ)市税が法人市民税、事業所税、固定資産税、都市計画税、ウ)不動産取得税は取得時に全額免除するとしている。国のGX実現基本方針のロードマップが2032年度までのため、制度実施期間を2025～2032年度としている。

(2) 2050年カーボンニュートラル実現に向けた道内の取り組み

- ① 北海道は、国に先駆けて2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボン北海道」を表明している。北海道は、積雪寒冷・広域分散型という地域特性から、冬季の暖房用の灯油や移動に使用する自動車のガソリンなど、化石燃料の使用が多い。このため、全国に比べて、家庭部門や運輸部門における温室効果ガスの排出割合は高く、道民一人当たりの排出量も全国の約1.3倍(2020年度・道推計)となっている。このため、2050年までの「ゼロカーボン北海道」の実現に向けては、温室効果ガスの大きな削減効果につながる道民一人ひとりの意識変革や行動変容を促す取り組みを進めるとともに、徹底した省エネや、道内に豊富に賦存する再生可能エネルギーを最大限に活用するなど、計画の着実な推進が求められる。

- ② 環境省が所管する「脱炭素選考地域」の第1～3回選定(2022年)、第4回選定(2023年)、第5回選定(2024年)が行われた。道内では延べ21市町(道庁調べ)が応募し、石狩市、上士幌町、鹿追町、札幌市、奥尻町、苫小牧市、厚沢部町(第5回)の7市町が選定され、全国で82カ所の地域が選定されている。環境省は、2025年度までに少なくとも100カ所の脱炭素先行地域を創出するとしており、第6回選定の応募期間は、2025年2月3日～6日としている。

「脱炭素選考地域」とは、民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロの実現、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて取り組みを実施する地域とされており、豊富な再生可能エネルギー資源を有している北海道から更に選定される地域が現れることが望まれる。引き続き、道内の選定地域がモデル・模範となり、道内・全国に取り組みが広がることで「ゼロカーボン北海道」の達成、「2050年カーボンニュートラル」の実現に寄与することが期待される。

- ③ 道内の発電電力量のうち、太陽光や風力、水力など再エネの占める比率は2023年度に4割超(水力15.4%、太陽光10.3%、風力7.9%、バイオマス6.6%、地熱0.3%)に上り、政府の「第7次エネルギー基本計画」原案(2024年12月27日パブコメ開始)

にある、2040年度の再生可能エネルギーの比率目標の「4～5割程度」はすでに達成している状況にある。2025年4月にはラピダス株式会社の試作ラインが稼働、2027年に量産開始が予定されている。また、ソフトバンク株式会社は苫小牧市でのデータセンターの建設計画を2023年11月に公表し、道内の再生可能エネルギーを100%利用し2026年度開業する予定となっている。さらに、道内では、北海道と本州と結ぶ海底直流送電の開発など2030年度を目指して大型プロジェクトが動き出すこととなる。これらの動きを踏まえたうえで、電力需要の増加に向け、再エネ事業に対する地域との合意形成や地域との共生のあり方など新たな再エネビジネスモデルを確立すべきであり、道内各市町村の調整が不可欠となることから、道内の中長期的な開発計画を国や道が示すよう求めている。なければならない。

(3) 高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に向けた文献調査の結果を踏まえた対応

- ① 2020年11月に開始された寿都町及び神恵内村における「高レベル放射性廃棄物の最終処分場」選定に向けた「文献調査」の報告書は、NUMO（原子力発電環境整備機構）により2024年11月22日、北海道知事および寿都町長・神恵内村長に提出された。報告書は現在、住民に公開する「縦覧」（実施期間：経産省令改正により「1ヵ月以上」＝2月19日までに延長された）と並行して、昨年12月30日、寿都町を皮切りに全道20箇所で開催を2月19日まで順次開催しており、NUMOの担当者が「概要調査」の候補地域を選んだ理由などを説明し、質疑にも応じている。また、「対話型全国説明会」は大阪市を皮切りに、今年1月に名古屋市と東京都中央区、2月に広島市と島根県大田市、3月に岐阜県大垣市と松山市でも開催を予定している。
- ② 調査報告書では、概要調査へ進む場合にボーリングなどで実際に地質を調べる候補区域について、寿都町は全域、神恵内村は南端の一部のほか、両町村の沿岸海底下としている。寿都町の説明会でNUMOは、候補地から除外される第四紀火山の可能性が指摘されている町内の「磯谷溶岩」については、報告書に基づき「第2段階の概要調査で調べる」と改めて説明し、地元住民との議論や理解が深まったとは言い難い状況にある。また、第3の候補地である、佐賀県玄海町でも2024年6月10日から「文献調査」（国から2年間で最大約20億円の交付金が支給）が始まったが、科学的特性マップでは、全域の地下に鉱物資源である石炭が分布するとされ、全域が不適地の可能性があるとして調査実施の是非には厳しい目が向けられている。このことから、「北海道だけの課題」との受け止めが広がり、国民的な課題と受け止められていない状況が続いている。
- ③ 報告書の説明会・周知が終了すると、NUMOによる「概要調査」の計画申請が可能となる。経済産業省は、特定放射性廃棄物最終処分法に基づき、寿都町長と神恵内村長、道知事に意見を聴取し、「十分に尊重して」可否を判断する必要がある。ただ、同法は首長に意向を確認する時期や回答期限を定めていないため、長期化する可能性もある。また、道知事は「特定放射性廃棄物の持ち込みは受け入れ難い」とした道条例の趣旨を踏まえ、「現時点で概要調査に反対する」との姿勢を変えていない。これまで経済産業省は、両町村長と知事のどちらかが反対すれば概要調査への移行を認可しないと言及しており、このまま知事が反対すれば両町村での調査は止まることになるが、

調査自体が白紙撤回となるのか経済産業省は明言していない。

- ④ 連合北海道は、「特定放射性廃棄物の持ち込みは受け入れ難い」とした道条例の尊重・遵守を求める方針を堅持するとともに、最終的に原子力に依存しないエネルギービジョンを展望しながら、国民全体の課題として高レベル放射性廃棄物の処理・処分に関する議論を求める立場である。当該の地元2町村に限らず、周辺自治体をはじめとした道民全体の意思決定に向けて、最終処分場の選定課題に限らずバックエンド課題も含め横断的に議論する場を設けるなどの社会的合意プロセスを整備するよう、引き続き、国・道に対して求めていく。

(4) 北海道原子力防災訓練への対応

- ① 連合北海道は、関係地域住民の安全を確保する視点から、広報訓練や住民避難訓練等を中心に北海道原子力防災訓練の調査活動を行っており、国・道への政策提言に反映していく。
- ② 2024年度(10月30日実施)道主催の訓練が実施されたが、衆議院選挙の投開票日との関係から参加が実らず、連合北海道の調査活動に至らなかったことは反省すべき点となった。以下は、前年度の訓練結果を再掲する。

1) 2023年度(10月25日実施)道主催の訓練は、後志地方で台風による暴風雨が発生している状況下での原子力災害を想定して実施され、一般住民も参加した上で避難手順が確認された。連合北海道の調査活動については、新型コロナが感染拡大傾向にあったことから、産別・地協への参加要請を行わず、事務局(総合政策局)において、2022年度、課題の見られた訓練を中心に調査対象・規模を縮小して対応しており、直近の5年間、従来の調査活動を行うことができていない。

2) 今回の訓練では、泊発電所から30km圏内に居住している外国人の避難を想定して、蘭越町に設置した避難所と札幌市内の「災害時外国人支援センター」をオンラインで接続した上で通訳等の支援を行った。しかしながら、一般の避難住民と外国人住民が広い会場で一緒に避難時の説明を受ける形となっており、オンラインを通じての通訳が互いに聞き取り難く、都度、確認に時間を要したことから、一般住民も含めた全体の説明が全く進まなく、非効率な対応となっていたように見受けられた。

また、後志管内は外国人観光客も多く訪れることを考えると、外国人住民と外国人観光客の訓練を別々に実施する必然性もなく、通訳が必要か否かで避難住民を振り分けるなど、訓練内容の見直しも必要と考えられる。

併せて、観光立国を目指している北海道としては、外国人のみならず日本人も含めた観光客への対応をどのように考えていくのかも大きな課題である。観光客は土地勘もなく、原子力発電所事故に対する日頃からの周知なども受けていないので、実際に事故が発生すると相当な混乱が発生することも予測される。

- ③ 災害発生時に円滑な避難を行うためには、原子力災害に関する地域住民の理解が重要であり、原子力防災訓練の目的である「地域住民の防災意識の高揚、理解促進を図る」ため、より多くの住民が訓練に参加できるような環境整備や仕組みづくりを検討し、実践していく必要がある。
- ④ 新型コロナウイルス感染症流行以降、地域住民へのアンケート調査の取り組みや、

産別・地協への参加要請が行われずにいる。今年度は、訓練の目的である「地域住民の防災意識の高揚、理解促進」を図るよう、産別・地協の参加体制を確立し、原子力防災訓練がより実効性のあるものとなるよう、調査活動の再開をめざしつつ、具体的な調査活動の内容や実施方法等についても、臨機に対応できるよう見直しを行っている。

(5) 幌延深地層研究センターに関する取り組み

- ① 日本原子力研究開発機構（原子力機構）・幌延深地層研究センターについては、道と幌延町が三者協定に基づき開催している 2021 年度の「確認会議」において、センターの坑道施設を現行の深度 350m から更に 150m 掘り進める「稚内深層部（深度 500m）における研究の実施」が容認され、2023 年度から深度 500m までの掘削工事が開始された。昨年 9 月に東立坑の掘削工事が深度 500m に到達し、換気立坑も 2025 年 1 月 8 日現在、深度 493m まで進み、1 月中には 500m に到達する予定。また、西立坑は、現在、425m まで掘削工事が進んでおり、7～8 月頃には 500m に到達する予定となっている。一方、深度 500m での研究について、確認会議では、2028 年度までの研究延長を認めた「令和 2 年度以降の幌延深地層研究計画」の範囲を超えないこと、研究期間の更なる延長は想定していないことなどが確認されているが、研究の長期化につながる恐れもあり、2028 年度までとしている研究期間がなし崩し的に再延長される可能性は否定できない。
- ② 連合北海道は、原子力機構が策定した「第 4 期中長期計画」（2022 年度～2028 年度）に、2028 年度での研究終了と終了後の埋め戻し方法、作業手順及び期間等を定めた具体的工程を示すことを求め、その動向を注視してきた。しかしながら、2022 年 3 月に認可された中長期計画の「深地層の研究施設計画」を確認したところ、「研究課題については、目標期間を目途に取り組み、その上で、国内外の技術動向を踏まえて、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行うことを具体的工程として示す。」という従来どおりの記述に留まっており、2028 年度での研究終了が担保されているとは言い難い。
- ③ 連合北海道は、今後も「確認会議」における議論を注視していくとともに、道民の疑念や不安の解消に向けた丁寧な説明・協議に努めるよう、道と幌延町、原子力機構に対し引き続き求めていく。併せて、関係 5 団体による「幌延深地層研究センター事業計画説明会」、関係地協・地区連合で構成する「幌延深地層研究監視連絡会」等の監視活動を継続して行う。

(6) 泊原子力発電所の再稼働について

- ① 日本の原子力発電所は、2024 年 12 月 23 日現在、12 基が運転中、3 基が建設中、6 基が計画中であり、発電用の原子炉は最大 60 年まで運転可能となり、原子力発電事業者の予見しがたい事由による停止期間に限り、運転期間のカウントから除外するとされている。
- ② 北海道電力(株) 泊発電所 1 号機 57 万 9 千 kW (1989 年 6 月営業運転開始)、2 号機 57 万 9 千 kW (1991 年 4 月営業運転開始)、3 号機 91 万 2 千 kW (2009 年 12 月営業運転開始) があるが、2012 年 5 月に 3 機とも停止されている。北海道電力(株) は、停止した 3 号機の再稼働に

向けて、2013 年 7 月の新規規制基準施行と同時に審査を申請した。耐震設計の目安となる揺れの大きさ「基準地震動」を巡り、審査は長期化となった。当初申請時は、揺れの強さを表す加速度の単位である「ガル」が、550 ガルだったが、最終的に 693 ガルで決着するまで約 10 年を要した。また、想定される津波の最大値である「基準津波」は、申請当初は 7.3m だったが、15.68 m に引き上げ、2024 年 3 月 28 日より新たな防潮堤の設置工事が開始されている。2024 年 2 月の原子力規制委員会による新規基準適合性に係る審査会合において、防潮堤の設計方針・構造成立性評価結果について説明し基本構造が確定した。新たな防潮堤は、高さを海拔 19.0m とし、地中の強固な岩盤に直接支持させる安全性の高い「岩着支持構造」を採用した。

③ 2024 年 12 月 24 日、環境省の外部組織として 2012 年 9 月に新設された原子力規制委員会は、泊発電所 3 号機の再稼働に向けた審査会合において、北海道電力(株)の主張をおおむね了承し、2013 年 7 月から 11 年に及んだ新規規制基準の適合性審査を事実上、終了した。北海道電力(株)は、2025 年、申請内容の補正を行い、規制委員会はそれを受けて、2025 年中にも審査合格を示す審査書を決定するとみられている。

④ 全国では、審査に合格しながら地元同意が得られず、再稼働できない原子力発電所が日本原子力発電(株)東海第 2 発電所(茨城県)など 3 基ある。泊発電所 3 号機についても、地震や津波に対する不安や避難計画の実効性に対する課題もあり、地元同意が得られるのかは見通せていない。

⑤ 原子力規制委員会の審査が終了した後は、再稼働に事実上必要となる北海道などの地元自治体の同意に焦点が移る。北海道知事は、泊発電所 3 号機の再稼働について、北電が泊村内に新港を整備して核燃料を陸上輸送する計画の安全性が大前提との考え方を明らかにした。また、「道民への説明、理解がない中で進めることにはならない」と述べ、北海道が同意するかどうかの判断には新港や輸送ルート of 安全確認が不可欠との認識を示している。さらに、知事は、新港関連の安全確認を当面行わない原子力規制委員会に対し、北海道電力(株)が安全性について説明していくべきであると求めている。

⑥ 連合北海道は、電力の安定供給と脱炭素の両立、次世代半導体製造をめざすラピダスやデータセンターなど大量の電気を使用する顧客の進出で再稼働の必要性が増しているという考え方に理解を示しつつ、「要求と提言」でも述べているとおり、「停止中原子力発電所の運転再開を検討する条件は、福島第一原子力発電所の事故原因の検証結果を踏まえた、より高度な安全基準に基づく安全対策が実施されることを基本とする」とともに、周辺自治体を含めた地元住民と国民の理解を得る」という認識である。なお、2024 年 12 月 17 日の経産省の有識者会議で示された「第 7 次エネルギー基本計画」(原案)では、「可能な限り依存度を低減する」との文言が削除された。当面、本原案に対する今後の議論経過(国民議論を尽くしたのかなど)及び泊発電所 3 号機の再稼働の審議動向などを注視していく。

3. 2025 年度の取り組み

(1) 取り組みの基本

① 2024 年度の取り組みに引き続き、「2050 年カーボンニュートラル」に向けたエネルギー・環境政策の動向を把握すると共に、再エネ・省エネや原子力発電を取り巻く諸課題について、理解を深める学習や視察・調査活動に取り組む。

② エネルギー・環境政策に関する国・道への「要求と提言」に反映する。

(2) 具体的取り組み

①学習活動／「エネルギー・環境講座」の開催

【講演テーマ（案）】

○2050年カーボンニュートラルに向けたエネルギー・環境政策の動向

○北海道における再生可能エネルギーの導入を取り巻く現状と課題

○高レベル放射性廃棄物最終処分場選定ルールと技術的課題

②視察・調査(隔年開催のため、2025年度は実施しないが、北海道原子力防災訓練調査活動は実施する予定)

○北海道電力発電施設（候補：泊発電所、苫東厚真、石狩湾新港ほか）

○再エネ施設（候補：上士幌町バイオガス、鹿追町バイオガス、洞爺湖町地熱ほか）

○幌延深地層研究センター（幌延深地層研究監視連絡会の同時開催）

○北海道原子力防災訓練調査活動

③政策・制度

○幌延深地層研究センター事業計画説明会の開催

○2026年度 政府予算及び道政への「要求と提言」への反映

(3) 2025年度連合北海道幌延深地層研究監視連絡会 構成メンバーの登録について

2024年度連絡会役員構成(参考)

2024. 8. 25 段階

役職名	氏 名	役 職 名	備 考
代 表	和田 英浩	連合北海道 事務局長	新任
副 代 表	荒木 敏安	連合北海道 副事務局長	再任
〃	中内 孝	留萌地協 会長	新任
〃	溝口 信之	上川地協 会長	新任
〃	河原 史敏	宗谷地協 会長	新任
事務局長	永田 重人	連合北海道 総合政策局長	新任
事務局次長	宮森 貴大	宗谷地協 事務局長	再任
委 員	野呂 照幸	留萌地協 事務局長	再任
〃	井上 和広	上川地協 事務局長	再任
〃	大平 智	留萌地協・天塩地区連合 会長	再任
〃	山上 諒	留萌地協・天塩地区連合 事務局長	再任
〃	橋本 朋樹	上川地協・中川地区連合 副事務局長	再任
〃	高崎 敏弥	宗谷地協・豊富地区連合 事務局長	再任
〃	橘 泰雅	宗谷地協・幌延地区連合 会長	新任
〃	藤田 聡	宗谷地協・猿払地区連合 事務局長	再任
〃	中村 朋也	宗谷地協・浜頓別地区連合 事務局長	再任
〃	—	宗谷地協・中頓別地区連合	
事 務 局	林 貴子	連合北海道 総合政策局次長	新任
〃	河原 希之	連合北海道 総合政策局担当	新任

(※ 2025年度の連絡会 構成メンバーの登録については **2月28日(金)までに**

総合政策局へ報告願います)

(4) 当面の主な日程

- | | |
|--------------------------|--|
| ①2025 年 1 月 28 日(火)16:30 | 第 1 回エネルギー・環境政策委員会
※2025 年度の取り組み 提起 |
| ②2025 年 7 月 | 幌延深地層研究センター事業計画説明会 |
| ③2025 年 8 月 | 第 1 回エネルギー・環境講座 |
| ④2025 年 9 月 28 日(日)9:30 | 幌延深地層研究監視連絡会及び地下施設視察 |

※ 発電施設等の視察(2026 年 6 月)、再エネ施設等の視察(2026 年 9 月)は、年次大会方針のとおり、隔年開催とするため、2025 年度は実施しない。

以 上

【連合北海道・政策情報 No. 13 (2025 年 9 月 30 日)】

2025 年度連合北海道「幌延深地層研究監視連絡会」 開催報告

連合北海道は 2025 年 9 月 28 日(日)、「2025 年度 幌延深地層研究監視連絡会」(以下、監視連絡会)を開催し、監視連絡会の構成メンバー内の地協・地区連合会など 12 名が参加した。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構・幌延深地層研究センターは 2001 年 4 月、高レベル放射性廃棄物の地層処分にに関する調査研究を目的として幌延町に開設した。同センターは、1998 年に策定した「深地層研究所計画(仮称)」に基づき研究目的・内容が規定され、研究期間を 20 年程度として設置された。

開設にあたっては、北海道・幌延町・核燃料サイクル開発機構(現・原子力研究開発機構(以下、原子力機構))の三者が、放射性廃棄物の持込使用を行わないことや、研究終了後は地上の研究施設を閉鎖し地下施設を埋め戻すこと等を約束した「幌延町における深地層の研究に関する協定書」を 2000 年 11 月に締結した。併せて、北海道は 2000 年 10 月、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を制定し「特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する」と定め、放射性廃棄物の道内への持ち込みを拒否する意思を明らかにしている。

原子力機構は 2020 年 1 月、「令和 2 年度以降の幌延深地層研究計画」を策定した。その計画期間は、「20 年程度」としていた研究期間を延長するものであり、2020 年度以降、第 3 期・第 4 期中長期目標期間の 9 年間(2028 年まで)、研究に取り組むこととしている。

このような流れをもとに、連合北海道は 2001 年から監視連絡会を開始し、視察等を通じた監視活動をはじめ、国や道政に対する政策要求や、北海道と幌延町が三者協定第 14 条に基づき設置している「幌延深地層研究 確認会議」(以下、確認会議)の確認等の活動を行ってきた。

本年の監視連絡会では、原子力機構(JAEA)より、①同研究センターの設立の経緯・沿革をはじめ、②核燃料サイクルと再処理で発生した高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)の貯蔵保管状況、③人工バリアと天然バリアによる高レベル放射性廃棄物の地層処分、④原子力発電環境整備機構(NUMO)が実施する処分事業、⑤地層処分技術の研究開発・調査研究の具体例及び研究成果の公表・普及など、幌延深地層研究計画に係る概要説明があった。その後、幌延深地層研究センターで行っている高レベル放射性廃棄物の地層処分技術に関する研究内容を紹介する施設「ゆめ地創館 地上施設および西立坑(地下 350m 調査坑道)」を 2 班に分かれて視察した。

350mの調査坑道への視察にあたり、監視連絡会の参加者全員が作業着に着替え、長靴やヘルメット、軍手、ペンライト、落下防止の携帯ケースなどを身につけ、人キブル(工事用エレベーター)に乗って地下 350m調査坑道まで移動し、坑道内のポイントごとに研究センター側から説明を受けた。坑道内では、メタンガス測定器や地上で坑道内を監視するための設置カメラ、坑道内の温度計、掘削・ズリ出し・打設の様子を示したパネル展示を確認したほか、人口バリア性能確認試験の概要や幌延地域の珪藻質泥岩等による地層に触れることができる「幌延の窓」などの紹介もあった。参加者は、地上より湿度・温度も高く、トイレもないという過酷な労働環境でもある地下施設の現場を肌で感じる事ができた。



地下 350m調査坑道 視察の様子
(上：原子力機構から説明を受ける監視連絡会の参加
下：幌延地域の泥岩地層が露出した「幌延の窓」)



地上施設「ゆめ地創館」での視察の様子



地上施設見学先の「ゆめ地創館」では、原子力機構の星野課長より、世界の地下研究施設や地層処分事業における諸外国の状況について説明を受けた。また、実物大の人工バリア(ガラス固化体の代わりにヒーターを内蔵した模擬オーバーパックと緩衝材)を見学したほか、放射性物質を吸着し、その移動を遅らせる性質も持ち人工バリアとして用いることで地下水や放射性物質の移動を抑制することができる性質を持つ、ベントナイト(天然に産出される粘土)に触れ、実際にベントナイトの吸水力を体験するなど、学びを深めることができた。

視察後は、「ゆめ地創館」内の会議室において、2025 年度連合北海道「幌延深地層研究監視連絡会」を開催した。

開会に先立ち、本連絡会の代表である和田事務局長が「1998 年に策定した深地層研究所計画では、研究期間を『20 年程度』として設置していたものの、2020 年度以降、第 3 期・第 4 期中長期目標期間のもと 2028 年まで延長して研究に取り組むこととなった。特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いこととする『北海道における特定放射性廃棄物に関する条例』や、放射性廃棄物の持込使用を行わないこと・研究終了後は地上の研究施設を閉鎖し地下施設を埋め戻すこと等を約束した『幌延町における深地層の研究に関する協定書』（北海道・幌延町・原子力機構の三者協定）をきちんと遵守していただきたい。また、研究を踏まえて、寿都・神恵内では概要調査に向けた動きも進んでいるといった状況にある。本日は、監視連絡会構成メンバーとの意見交換を踏まえて、連合北海道として今後の幌延深地層研究計画に関する取り組みを進めていきたい」と挨拶した。



監視連絡会の主催者挨拶に立つ和田事務局長



監視連絡会 全体の様子

続いて、永田総合政策局長から 2024 年度活動経過報告と 2025 年度の取り組みについて報告があった。2025 年度の取り組み状況については、すでに 2025 年 4 月に決定した本連絡会の役員体制を確認した上で、国や道に対する「要求と提言」のなかで幌延深地層センターに関わる要求事項及び中央省庁との意見交換内容について説明したほか、今年 4 月 23 日・5 月 23 日・8 月 26 日に開催した「幌延深地層研究の確認会議」（事務局：北海道経済部

資源エネルギー課）において、道庁や幌延町をはじめ、有識者、幌延深地層研究センターがやりとりした議事内容についても説明した。

最後に、連合北海道は「幌延町における深地層の研究に関する協定書」と「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」の遵守を基本に、2028 年度の確実な研究終了に向けた要請行動や監視連絡会などの監視活動を強化することを確認し、本連絡会を終了した。

以 上

【連合北海道・政策情報 No. 8(2025 年 8 月 4 日)】

2025 年度 幌延深地層研究センター 事業計画説明会開催報告

連合北海道は 7 月 31 日、ホテルポールスター札幌にて「2025 年度幌延深地層研究センター事業計画説明会」を開催した。説明会には立憲民主党北海道総支部連合会、国民民主党北海道総支部連合会、北海道平和運動フォーラムのほか、3 産別 1 地域協議会など 19 名が参加した。

開会に先立ち、連合北海道の和田英浩事務局長は、「2001 年に幌延深地層研究センターを開所して以降、約 25 年ものあいだ、おそらく初期の頃から自分の生涯をかけて研究に携わっている方も多くいらっしゃる」と敬意を表したい。2028 年までの研究計画期間ということで、期間満了までそれぞれ役割や立場も踏まえながら、様々な議論や学びを深めていきたい。泊原子力発電所 3 号機が昨日、原子力規制委員会の安全審査に正式合格したことをはじめ、日米両



連合北海道・和田事務局長の挨拶

政府が『有事の際には米軍が核兵器を使用する』というシナリオを議論していた、などとの報道が流れてきた。幌延深地層研究センターの研究に関して直接的な影響が生じるとまでは言えないものの、今後、原子力の活用に係る情勢が動いてきたこととなる。連合北海道としても毎年、幌延深地層研究監視連絡会を開催させていただいているところであるが、本日の説明会においても、本研究センターの事業計画の内容について理解を深める場としていきたい」と挨拶した。



幌延深地層研究センター・佐藤所長の挨拶

次いで、幌延深地層研究センターの佐藤稔紀所長は「2005 年に前身の旧日本原子力研究所と旧核燃料サイクル開発機構が統合し、日本原子力研究開発機構が設立して今年 10 月で 20 周年を迎える。一昨年からは深度 500m に向けて坑道の掘削作業を行っており、今年 3 本の立坑がすべて 500m に達し、研究の場となる深度 500m の水平坑道も残り 20m ほどとなっている。年内には整備工事が終了予定であり、今後、深度 500m の研究が本格化することとなる。本日は昨年度の成果と今年度の計画について少し

触れさせていただきたい。現段階においては、工事のない日曜日のみ、一般の方に坑道見学を受け入れているが、遅くとも今年 11 月からは平日の見学会も行っていきたい

と考えている。なるべく多くの方々に見学していただき、これまでの地層処分の研究
成果や事業内容についてご理解いただきたい」と述べた。

続いて、星野雅人 総務・共生課長が、
人工バリア性能確認試験や物質移行試
験、地殻変動が地層の透水性に与える
影響の把握など令和 6 年度調査研究成
果報告を行ったうえで今後の展開など
について説明した。

質疑・意見交換の場においては、①北
海道平和運動フォーラムからは「2028
年の調査研究期間内に行う研究内容」、
「地元を含めた今後の説明会の実施予
定」、「フィンランドや韓国など諸外国
の地層処分をめぐる動き」、②国民民主
党北海道からは「研究に対する評価に
ついて」、「単年度ではなく長期スパンでの研究内容による国民理解の促進」、③立憲民主
党北海道からは「掘削工事を終了後の人員配置」、④石狩地協からは「地下水や湧水量に
ついて詳しく知りたい」などの意見や質問が出され、幌延深地層研究センター佐藤所長
は、具体的に詳細にわたって回答した。

最後に司会の永田総合政策局長より、幌延深地層研究センターに対する感謝の意を述
べ、閉会した。



会場全体の様子

(1) 連合「介護保険制度の見直しに向けた勉強会」の開催概要(2025年7月29日)

- ① 「介護保険制度の見直しに向けて」(副題: 2027年法改正を考える)の勉強会が、淑徳大学総合福祉学部教授の結城 康博さんを講師に開催された。結城教授は、「2035年に団塊の世代がすべて85歳になる。ア. 介護保険は『契約』であるため、介護人材が深刻化すれば、制度が持続してもサービスは受けられない。需給バランスが崩れていく、イ. 親の介護のために『介護離職』が増え、経済活動に支障が生じる。『制度あってサービスなし??』とショッキングな話で口火を切った。
- ② 結城教授は、「2025年は介護崩壊の始まり?」として、「需要と供給のアンバランスが鮮明になり始める年である! 85~89歳が47.2%を占めていること、また、認知症高齢者の将来推計について、2022年に443.2万人(12.3%)が、2040年には584.2万人(14.9%)に増えること」を紹介した。
- ③ 次に、「2027年の法改正は政局次第!」について触れ、「7月20日の参議院選挙の結果を受けて、27年法改正のゆくえは、政局次第だろう! この先どのような政治体制になるのかで、まったく異なっていくのではないだろうか? 場合によっては、27年法改正および報酬改定の議論プロセス中において、衆議院解散が実施されてしまうと、まったく読めない27年改正および報酬改定になる!」と述べた。
- ④ 6月13日に閣議決定した「25年骨太の方針」について、『医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める』『医療・介護・障害福祉の処遇改善について、過去の報酬改定等における取組の効果を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する』と明記された。26年臨時改定が実施される? 26年4月に介護報酬臨時改定引上げが実施されたとしても、それらは介護職員を対象としたものであって、ケアマネは対象外。24年の報酬改定は、厚労省の完全な失敗である」、と投げ捨てた。
- ⑤ 2025年4月23日の財務省財政審資料によると、「訪問介護事業者については、倒産件数が増加しているという指摘があるが、施設事業に比べ新規参入も容易であり、事業所数は増加。報酬改定後の令和6年6~8月の期間においても、事業所数は31件の増となっており、休廃止の主な要因は『人員の不足』。『訪問介護事業所が1つもない自治体』(107町村)について指摘があるが、広域でのサービス提供が行われている自治体や、システムに表れない小規模事業所・基準該当サービス等が存在することに留意が必要」としている。
- ⑥ 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会とりまとめ(案)(概要)<2025年7月24日>による方向性について、「中山間・人口減少地域における『配置基準等の弾力化』は、人手不足を加速化する恐れがあり、シフトを組むことによる人材不足が生じる」と懸念を訴えられた。一方、「訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化」については、「送迎途中で買い物ができるなど、地方にとっては有利となる」、と評価された。また、「生産性向上」については、「ICTの活用により、2040年の人手不足の解消には繋がらない、厚労省は人手不足の中、10人の仕事を9.5人とするために、介護ロボットを推奨するがロボットでは仕事は減らなく、逆に人を減らしていいのではと錯覚する経営者がでてくるのではないか」、と懸念を示した。さらに、「地域包括ケアシステム」については、「深化で進めるとメルヘン(空想的なおとぎ話のよう)になる、1,700市町村中8割が人口減少しており、終身雇用制の公務員にしていくべきである。中山間地域は、民間では難しい。加えて、介護は、大規模化(効率性)は馴染まない、大規模・中規模・小規模事業所が共存できるようにすべきである」、と持論を述べた。
- ⑦ 『中山間地域の対応が急務』であり、『配置基準の弾力化』は危ない、本来は、中山間地域の『加算』ではなく、地域係数を高く設定すべきではないか? サービス毎の加算ではまったく意味がない」、と投げかけた。また、「1級地の考え方を地方に重視した係数に変えていくべきだ」、と厚労省の姿勢を批判した。
- ⑧ 提言として、『公務員としての人材確保』が必要であると述べた。「手はじめに、訪問介護部門の一部を、自治体(市町村)が直接引き受け、公務員ヘルパー(高卒)としての雇用形態を再構築してはどうか。そのた

め、市町村立の訪問介護事業所のための国庫補助金制度の創設も考えられる」、と訴えた。「過疎地で公務員として働く訪問介護員が増えれば、若者が当該地域に定住することとなり、人口減少対策の1つの方策ともなり、地方創生の考え方にも合致する」、と提言した。

- ⑨ 「27年介護保険改正等のポイント」について説明された。9つの課題があり、**1つ目**が、『2割自己負担層の拡大(前回の継続審議)』について、単身世帯280万円以上⇒200万円以上が対象となる。高額介護サービス費や高額療養費制度が存在するとはいえ、医療も介護も窓口自己負担2割となる層が増え、介護生活は厳しくなるはずだ。定期的に上がる介護や医療の保険料が天引きとなり、可処分所得が目減りしていく。ヘルパー、デイサービス、福祉用具など、少し無理をしても「利用控え」をせざるを得ない要介護者も生じるだろう。いくら年収200万円以上とはいえ、75歳以上であれば一定の範囲内で医療・介護保険が2割負担となり家計は相当苦しくなるに違いない。介護事業所にとって2割負担層拡充により『利用控え』となれば、事業収入にも影響を及ぼし経営的にも苦しくなる」、と述べた。**2つ目**が、「ケアマネ利用料1割の利用者自己負担導入」、**3つ目**が、「要介護1・2の総合事業化(主に生活援助)」について、「独居高齢者、老夫婦高齢者は、在宅介護が難しくなるのでは？総合事業はうまくいっておらず、移行するのは問題である。多くの地域で従前相当のサービスで代替され、住民主体のサービス体系が確立されているのは一部である。そのため、結果として、給付から総合事業への移行は、在宅介護の危機を助長させることになる」、と主張した。**4つ目**が「2040年あり方検討会の諸施策」、**5つ目**が、「生産性の向上(人員配置基準など)」について、「介護業界では ICT 等の開発(介護ロボット含む)」に期待する声も多く寄せられるが、これらが成功したとしても、新たに多くの日本人介護職員が必要とされることには変わらない。当然、期待できる側面もある。介護ロボット・ICT 化にも期待したいが、介護職員の負担軽減には効果があるものの、職員の代替とはなりえない。例えば、国は『見守り機器等のテクノロジーの複数活用および職員間の適切な役割分担の取組等により(省略)……人員配置基準を特例的に柔軟化する。』としている。しかし、介護職員の人員が減ればシフトを組むのが大変になり、休みが取りづらくなる！負担を軽減させる『生産性の向上』は大いに促進すべきだが、人員配置基準の緩和は逆効果で『離職』が増すであろう！」と主張した。**6つ目**が「保険外サービスの活用(混合サービス)」について、「お金のある人しか活用できず、介護保険の公平性の観点からどうなのか」、**7つ目**が、「介護職員の人材確保・定着」について、「経営者および管理職次第で生き残れる！福祉・介護事業者にとって最大の課題は、人材の確保・定着。その成果につながるマネジメントができれば、事業運営は遅かれ早かれ行き詰まる。福祉・介護経営者は、人事マネジメントを最優先に取り組むことが生き残れる道である、早急に大半の介護事業者が『加算Ⅰ』を簡単に取得できるよう、現行の仕組みを緩和させるべきだ。例えば、『経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)』の規程を大幅に緩和すべきだろう、と持論を述べた。**8つ目**が、「国家試験の実質不要の介護福祉士(主に外国人)の経過措置」について、「日本で介護職員不足が深刻化している現状で、外国人介護職員は重要な人材である！特に、地方の人口減少社会では、外国人頼みといった経営者も多い。しかし、2035年、団塊の世代がすべて85歳を超える時期を見据えて、外国人が現在のように日本で就労してくれるであろうか？外国人介護職員への期待もしつつ、2035年、先の日本経済の動向も考えないと、10年後の介護経営は厳しい状況となる！」と予想した。**9つ目**が「ケアマネのあり方」について、「2005年に1.15倍のケアマネージャー(介護支援専門員)における有効求人倍率であったが、2023年12月では、4.38倍にもなっており、ケアマネ不足が深刻化しつつある。ケアマネの法定研修は、現在、5年毎に更新がある。この更新制度は廃止すべきである、他の資格、例えば、社会福祉士、介護福祉士、医師、看護師、保健師などは『更新制度』は存在しない。継続的な『研修』受講へのインセンティブは、居宅介護支援費(介護報酬)の『加算』方式で対応可能ではないだろうか」、と述べた。

- ⑩ その後、参加者からの質問を受け、結城教授からそれぞれ丁寧に考え方が述べられるなど、実りある刺激のある学習会を終了した。

**令和7年度第1回ケアラー支援推進センター運営委員会
(兼研修・地域アドバイザーワーキングチーム合同会議)の概要**

1. 報告事項の令和6年度事業実施結果について報告があった。
 - (1)運営委員会及びワーキングチームの開催については、①運営委員会(2回)、②研修ワーキングチーム(2回)、③地域アドバイザーワーキングチーム(1回)
 - (2)ネットワークの構築として、ケアラー支援関係機関ネットワーク会議(オンライン開催49人)
 - (3)北海道ケアラー支援推進月間の事業連携は、11月30日に、ケアラー支援推進月間イベント「みんなまんなか～未来を創るプロジェクトC～」の開催(約200人)
2. 研修事業の実施については、①地域アドバイザー養成研修(106人)、②地域アドバイザースキルアップ研修(3回、計68人)、③ケアラー支援関係機関職員等研修(基礎研修/修了者816人<前年740人>、応用研修/修了者457人<前年540人>)
3. ケアラー支援に係る地域アドバイザーの派遣について、①市町村等における支援体制構築に向けた会議等への参加・助言(15件)、②関係機関のネットワーク構築・連携強化に向けた研修会(5件、148人)、③地域づくりに向けた住民・事業者等向け講演会(45件、1,884人)、④その他(4件)、地域アドバイザーの配置状況について、北海道ケアラー支援推進計画では、令和7年度末までに、21圏域に各1人以上の地域アドバイザーを配置することを目標としている。現在、アドバイザー数は、全道で141人、北渡島松山と北空知にアドバイザーがいないため、最優先で配置をめざすとしている。

経過報告に対する質疑では、連合北海道から、ケアラー支援関係機関職員等研修の市町村職員の参加への理解促進について、市町村自治体は欠員が多く人員が不足している現状を踏まえた対応を行うよう配慮すべきであると意見反映したところ、何ができるか検討する旨の回答が示された。
4. 協議事項では、令和7年度事業の実施に向けて及び令和7年度研修のプログラムが提起された。
 - (1)ワーキンググループの進め方については、①研修ワーキングチーム/ケアラー支援関係機関職員等研修を中心に研修プログラムを検討する、年3回程度、令和7年度はプログラムの大幅な変更は予定していない、②地域アドバイザーワーキングチーム/構成員の確認、年3回程度、12月に「ケアラーアセスメント研修」を実施する、(2)【自主事業】ケアラー支援関係機関・団体等ネットワーク会議(6/27 現在90団体)、(3)【委託事業】地域アドバイザー養成研修(7/17 空白地域の解消)、(4)【委託事業】地域アドバイザースキルアップ研修(年3回、9月、11月、3月)、(5)【委託研修】ケアラー支援関係機関職員等研修(基礎研修、応用研修)、(6)【委託事業】ケアラー支援に係る「地域アドバイザー」派遣事業/交流拠点未整備の自治体が39箇所(21.8%)。未整備の自治体を中心に働きかけを行っていく、(7)【自主事業】北海道ケアラー支援推進月間の事業連携/11月の「北海道ケアラー支援推進月間」に合わせて、学生や企業等の協力を得て、一般市民を対象とした普及啓発イベントを開催予定などが提起され、確認された。
5. 令和7年度研修のプログラムについては、ケアラー支援関係機関職員等研修についての考え方が提起された。前年度一定程度の変更を行ったため、従前のプログラムをベースに、前年度の実施状況や参加者・講師からの意見を踏まえた調整を行うこと、①基礎研修の修正内容としては、「ケアラー・ヤングケアラーの社会的背景」及び「補講 ケアが必要な人の理解」、②応用研修の修正内容は、事前課題において、「自分の地域の社会資源について調べる」を課題として追加した。

令和7年度第1回北海道医療勤務環境改善支援センター運営協議会の概要

1. 報告事項の北海道医療勤務環境改善支援センター活動実績について、(1)医療機関への勤務環境改善支援(①個別支援業務、②相談支援業務、③利用勧奨業務)、(2)北海道の医療機関における働き方改革に向けた基礎調査(病院533機関、有床診療所314機関、急病センター16機関、合計863機関)、(3)医師の宿日直許可申請(①医師の宿日直許可に関する支援状況38件、②勤改センターが把握した北海道内における病院の宿日直許可取得状況533件)、(4)特定労務管理対象機関の指定を受ける医療機関に対する支援(7病院)、(5)特定労務管理対象機関に指定された医療機関に対する支援(21病院)、(6)適切な労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた総合支援(対象147機関)、(7)研修会・セミナーの開催状況(北海道労働局・北海道・北海道医師会と連携した研修会の開催)について、それぞれ報告があった。
2. 協議事項の北海道医療勤務環境改善支援センターの事業計画について、(1)自主的・自立的に勤務環境改善に取り組む医療機関への支援(①関係機関間における実務者連絡会議の開催、②医療機関への個別相談や各種調査<5月に実施、827カ所、1)特例水準の指定の意向、2)タスクシフト・シェアや医療DXの推進状況、3)医療人材の確保状況に財政支援に関する活用意向、4)診療報酬における加算や補助金、助成金の活用状況ほか、③モデル医療機関の選定・支援、④医療機関における勤務環境改善の取組の情報収集と先進事例の紹介、⑤関係団体との連携、(2)医師の時間外労働の上限規制に対応した支援(①特定労務管理対象機関における医師の労働時間の短縮に向けた支援、②時間外労働上限規制適用後の医療機関における様々な課題に対応した支援、③医療法に基づく立入検査で指摘を受けた医療機関における改善の取組への支援)、(3)医療機関の課題に対応した支援(①医療機関の課題の把握と解決に向けた支援、②地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度に係る業務)などについて提起された。
3. その他の情報提供として、令和7年度における特定労務管理対象機関の指定状況及び令和7年度の指定スケジュールについて説明を受けた。「連携 B 水準」1,860 時間(各院では960時間)3医療機関、「B 水準…救急医療」1,860 時間、22医療機関、「C-1水準…臨床研修医・専攻医」1,860 時間、5医療機関、「C-2水準…技能育成」1,860 時間、なし、などとなっている。
4. 質疑応答では、連合北海道から、5月30日に開催した「連合北海道 第8回医療(看護師)職場の意見交換会に、勤改センターから、藤田アドバイザーを講師として送って頂き感謝を申し上げたうえで、「令和時代の医療機関が生き延びていくために」をテーマに意見交換を行ったことを報告した。意見交換では、人材不足は避けられない、それでも選ばれる職場になるためには、未経験者や異業種からの転職者を受け入れる、リファラル採用(スタッフからの紹介)を活用することや、オンライン採用で地域を超えて人材を確保するなど、新しい採用の形を取り入れることで選ばれる職場になることを学んだことを報告した。また、タスクシフト・タスクシェアを始める前に、タスクキルの視点を持って、ムダな業務を整理することが重要であること。しかし、医師の意見には、タスクシフトに伴って責任も移行しない限り、移行できる業務は限られる、などの意見があり、医師会及び看護協会としてどのように考えているのかを伺い、両者から回答を頂いた。さらに、病院経営について、新型コロナウイルス関連の補助金が無くなり、さらに物価高、人件費の高騰などにより、公立・公的病院、民間を問わず、多くの病院経営は深刻化している中、厚労省による「病床数適正化支援事業」が財政支援されない状況となっていること。特に公立病院では経営悪化により、地域から病院が撤退されれば、地域崩壊に繋がりがかねない、さらなる財政支援策や2年を待たずに診療報酬の抜本的な改善を図るよう、道内選出国會議員と連携をとって対策を強めている旨の報告を行った。

(2) 令和7年度第1回北海道医療費適正化計画検討協議会（書面開催）

協議事項: 第4期北海道医療費適正化計画の一部改定について

- 1 別添【資料1】「第4期北海道医療費適正化計画の一部改定について」における一部改定の概要(方向性)について

可	否
○	

- 2 別添【資料2】「第4期北海道医療費適正化計画一部改定イメージ(新旧対照表)」の改定内容について

意見なし	意見あり
○	

- 3 上記1にて「否」又は2にて「意見あり」を選択された場合、御意見等を御記載願います ※ 「可」又は「意見なし」の場合でも、御意見等がある場合は御記載をお願いします。

【意見】

[資料1]第4期北海道医療費適正化計画の一部改定について

- 一部改定の概要(方向性)について、後発医薬品の使用割合(金額ベース)65%以上に同意します。なお、本道のR3年度の数量ベース78.3%、金額ベース55.5%に対して、R5年度の数量ベース84.1%、金額ベース56.8%と、それぞれ改善されており、数量ベースでは、既に国の目標数値をクリアしており、大変良いことと思います。
- 一方、金額ベースは、単純な計算でいうと、目標数値をクリアする流れですが、「少量多品目」による業者対策という課題をクリアできるかがカギとなります。提案されているように、医薬品の安定的な供給がなされないと金額ベースの目標数値をクリアできないこととなるため、厚労省でも検討会が立ち上がっているとのことですが、安心・安全な後発医薬品ということを道民により一層PRしていくべきであると考えます。現在あるポスターでは、インパクトがないため、もっと、後発医薬品は、「安心・安全である」ということをPRするポスターに変更すべきであり、薬剤師会と検討してほしいと考えます。
- 道内の人口一人当たりの国民医療費は、43万2,600円と全国より約6万円高く、道内の高齢化率(33.1%)も全国平均(29.4%)を上回っています。高齢者に先発医薬品から後発医薬品の「安心・安全である」ということを発信できる方法(TVのCM)を考えなければならないと考えます。
- 私は、協会けんぽ北海道支部評議会において、労働者代表として評議員をしています。現在の協会けんぽ北海道支部の保険料は、全国8番目に高い保険料となっています。特に、後期高齢者(75歳以上)に係る保険料は膨大となっており、今後、協会けんぽ全体の経営を圧迫するという試算も出ています。このため、医薬品は後発医薬品の推奨が「第4期北海道医療費適正化計画」を推進していくうえで、極めて重要な役割を果たすと考えていますので、今回の一部改正を契機に、より一層対策を推進していく必要があると考えます。

第4期北海道医療費適正化計画の一部改定について

北海道保健福祉部健康安全局国保医療課

一部改定の趣旨

- 道は、国が定めた「第4期医療費適正化基本方針」（令和5年7月策定）に即して、令和6年3月に「第4期北海道医療費適正化計画」（令和6年度～令和11年度）を策定。
- ・ 後発医薬品の使用促進に関する数値目標については、国基本方針においては、『国は、今後、骨太方針2021の「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする」という政府目標を、金額ベース等の観点を見直す』とされたことから、道計画では、『数量ベースの使用割合を80%以上とし、令和11年度まで維持することを目標とした上で、新たな国の目標の設定の考え方を踏まえ、必要に応じ、目標を再設定することを検討』と記載。
- 令和6年11月の国基本方針の改正や令和7年3月の「第4期全国医療費適正化計画」の策定により、後発医薬品の新たな目標が示されたことを踏まえ、「第4期北海道医療費適正化計画」の一部改定（目標値の追加等）を検討。

※高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項において、都道府県は、国が定める医療費適正化基本方針に即して、6年ごとに、6年を1期として、都道府県医療費適正化計画を定めることとされている。

〈国の目標〉

後発医薬品の使用割合（数量ベース）	80%以上	〔76.0%（R3・全国）〕
後発医薬品の使用割合（金額ベース）	65%以上	【追加】〔52.7%（＃）〕

一部改定の概要（方向性）

- 国の新たな目標を踏まえ、医薬品の安定的な供給がなされることを前提として、令和11年度に向けて、後発医薬品の使用促進に関する数値目標について、次のとおり設定することを検討。

第3章 基本理念と目標

・第2節 医療費適正化に向けた目標（2 医療の効率的な提供の推進に関する達成目標）

（4）後発医薬品等の使用促進

✓ 後発医薬品の使用割合（数量ベース）	80%以上	【継続】〔78.3%（R3・本道）〕
✓ 後発医薬品の使用割合（金額ベース）	65%以上	【追加】〔55.5%（＃）〕

・第3節 計画期間における医療費の見直し

- ✓ 国基本方針の標準的な推計方法に基づき、本道における後発医薬品の使用促進による推計効果額を更新
数量ベース（29.7億円）＜ 金額ベース（82.9億円） ⇨ 効果額の大さき金額ベースを採用
- ✓ 医療費適正化の取組全体の効果額は151億円から204億円に増加し、本道医療費の見込み（R11年度）は2兆5,225億円（現行より53億円減少）

スケジュール

令和7年6月…	第1回北海道医療費適正化計画検討協議会〔書面開催〕、第1回北海道保険者協議会医療費適正化部会道議会2定前日委員会（計画一部改定の考え方報告）
8月…	第2回北海道医療費適正化計画検討協議会〔書面開催〕、第2回北海道保険者協議会医療費適正化部会道議会3定前日委員会（計画一部改定（素案）報告）、パブリックコメント・市町村意見照会
9月…	第3回北海道医療費適正化計画検討協議会〔書面開催〕、第3回北海道保険者協議会医療費適正化部会道議会4定前日委員会（計画一部改定（案）報告）
10月…	
11月…	
12月…	計画一部改定

○ 「協議事項（資料 2－1 及び資料 2－2 関係）に関する意見等」について

項目等	主 旨	意見等の内容
資料 2－1 P1 認証評価制度実施事業	意見 要望 その他	この事業は、働きやすい環境の整備、新規参入の促進、離職防止・定着促進を強力に推進し、介護業界全体のレベルアップとボトムアップを図るという大変重要な事業である。しかし、R5 年度 36.0%、R6 年度 36.7%と目標達成率が半数にも到達していない。R6 年度の計画の進捗状況にも触れられているが、認証制度自体の PR が不足しているのであれば、どのようなことを取り組むべきなのかを議論すべきであり、単に基金のメニューを並べるだけでは R7 年度の結果も、これまでと同様の結果に終わるため、各事業所に対する PR 活動を強化すべきである。
資料 2－1 P2 老人クラブ活動推進費	意見 要望 その他	R5 年度 38.3%、R6 年度 100.0%と目標達成率が大幅に伸びたことに敬意を表する。9 月 5 日開催の第 2 回検討協議会で道は、「今後もたくさんの方が参加できるよう補助事業者と引き続き協議してまいります」と答弁していたが、今年度をもって事業終了すると判断した理由がいま一つ理解できない。携帯電話会社によるスマホ教室や老人クラブ活動の中で、これまでと同様の活動が推進されると理解してよいのか、明らかにして下さい。
資料 2－1 P2 介護未経験者に対する研修支援事業	意見 要望 その他	この事業も極めて重要な事業と考えている。障がい者の研修希望者が少なかった理由は、地方に障がい者の施設が少ないからなのかも含めて分析を強め、仮に施設数が原因であれば、初任者研修の枠を増やして、介護職場への人材を確保すべきである。
資料 2－1 P3 福祉人材センター運営事業費	意見 要望 その他	R6 年度の計画の進捗状況の今後の方向性において、キャリア支援専門員の継続的な教育によるマッチング力の向上等により介護人材の確保に寄与していることから、R6 年度 122.3%(274 人)の枠をもっと増やしていくべきであると考え。
資料 2－1 P4 福祉系高校修学資金等貸付事業・介護分野就職支援金貸付事業	意見 要望 その他	福祉系高校の修学支援および他業種から介護分野への転職者に対する就労支援としての貸付事業は重要であると考え。一方、厚労省が昨年 7 月に公表した推計によると、介護職員は 2026 年度に全国で約 25 万人不足する。高齢者数がほぼピークとなる 2040 年度には、不足数が約 57 万人に拡大する見通しとしている。何とんでも介護分野の賃金を引き上げていかないと介護人材は集まらないと考える。毎月勤労統計調査によると、2024 年 10 月の全産業平均の現金給与総額は 29 万 2,430 円、それに対して、老人福祉・介護事業は 21 万 4,536 円で、約 8 万円の差があ

		ると言われており、連合でも対策を強めているが、道としても、貸付事業の工夫、例えば、介護事業所に5年勤務したら貸与型にするなどの検討をすべきであると考える。
資料2-1 P4 キャリアパス支援研修事業	意見 要望 その他	9月5日開催の第2回検討協議会でも述べたとおり、新加算を算定するために、キャリアパス要件5つのうち、研修の実施については、「令和6年度中は年度内に研修機会を確保します」と宣言することで「要件が満たされる」ので、今後の方向性に付記し、より多くの研修機会の参加を事業所に呼び掛けるよう、PRして頂きたい、と意見を述べたところ、道は「事業の重要性を理解しているので、今後事業を実施していくにあたっての参考にしたい」と回答した。しかし、R6年度の進捗状況をみると、目標達成率69.7%、年間見込み人数▲3,634人となっている。今回、道は「市町村等からの申請も見込んでいたが活用に至らず目標参加者数を下回ったもの」としているが、その理由は何なのか？前回も述べたが、PR不足ではないのか。または、研修に参加できる環境がない(人材不足で忙しく研修に参加できない)など、参加できない要因は何なのか？分析と対策が急務である。
資料2-1 P6 実務者研修等支援事業	意見 要望 その他	P4「キャリアパス支援研修事業」の年間見込み人数が▲3,634人となっており、こうした研修代替要員の確保支援としての「実務者研修等支援事業」の目標値を増やすべきである。予算執行見込額が余っており、枠を増やしても良いのではないかと考える。
資料2-1 P8 食・口腔機能改善専門職等養成事業	意見 要望 その他	令和元年日本歯科医学会の調査では、要介護高齢者(平均年齢86.9歳)の歯科医療や口腔健康管理が必要である高齢者は64.3%であったが、そのうち過去1年以内に歯科を受診していたのは2.4%であった。また、在宅要支援・要介護者の栄養状態は、「低栄養の恐れあり」および「低栄養」の状態である者の割合は、要支援者は50%以上、要介護者は70%以上であり、要介護度があがるにつれて、「低栄養状態」となっている。リハビリテーション・口腔・栄養の連携は施設内でも極めて重要であり、多職種によるミールラウンドや日常的なコミュニケーション(軒下会議等)など、医療・介護の複合ニーズを有する高齢者や要介護度の高い人のケアを行っている好事例があり、その意味でも、この事業は大変重要であることから、予算枠があることは承知のうえだが、今後、より一層重要な事業となる事から、研修受講者数の拡大を検討すべきである。

※ 「項目等」は、資料番号、ページ、事業名等を記載してください。

※ 「主旨」は該当の事項を選択してください。

○ 「令和7年度第1回北海道高齢者保健福祉施策検討協議会資料に関する意見等」

項目等	主 旨	意見等の内容
労働環境・処遇の改善	意見要望その他	深刻な人手不足にあえぐ介護業界で、サービス利用者や家族による職員への暴言や暴力、ハラスメントが後を絶たない。北海道も4月1日から北海道カスタマーハラスメント防止条例がスタートした。利用者の意識改革に加え、事業者の相談体制の構築が急務だが、人的余裕に乏しい事業所では対策が遅れがち。問題が放置されれば、介護業界で職員の離職がさらに進み、介護サービスの維持が困難になりかねない。協議会に要請だが、連合北海道は、昨年から利用者やその家族からの暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為などで2人以上による訪問行為・サービス提供が必要なケースで、利用者またはその家族の同意を得られずに、介護報酬上の2人訪問加算が算定できない場合でも、安全確保や離職防止のため、加算されない部分の費用を補助してほしいという要求を、厚労省と北海道に求めているが、北海道は消極的。補助のスタートは神戸市だが、兵庫県や福岡県、埼玉県や群馬県でも、県として補助金を出すなどの対策を講じている。令和4年1月に埼玉県ふじみ野市で、訪問診療医が利用者の家族に射殺された事件を受けて、自治体として対策に乗り出す事例が出ている。 特に、連合本部にも要請していることだが、群馬県などでは、国の「地域医療介護総合確保基金」を活用し、「ホームヘルパー人材確保対策事業費補助金」が人材定着、ハラスメント被害防止、事業所支援の目的で750万円の予算が措置されている。介護報酬上の2人訪問加算が算定できない場合でも、安全確保や離職防止のため、加算されない部分の費用を、国の「地域医療介護総合確保基金」を活用して補助するよう、厚労省から各自治体に通知するよう、労働政策審議会の部会の中で求めて頂きたいと、要請している。協議会としても、令和7年度「北海道地域医療介護総合確保基金(介護分)」を活用した事業を展開すべきである。 この2人訪問は、もともと人手が少ない事業所は複数人を訪問させたくないという考えもあるが、セーフティネットとして、どうしても必要な制度である。道外では対策を事業者任せにせず、自治体が率先して取り組んでいる。兵庫県や神戸市では、ハラスメントの事例を具体的に解説し、サービス中止の可能性があることを記したチラシを作成し、事業者を通じて利用者や家族に配布し、意識改革を促している。また、カメラ付きICレコーダーなどセキュリティシステム導入に必要な経費を補助するよう求めている。

(1)令和6年度全国健康保険協会北海道支部評議会(第2回)の概要

- ① 第2回協会けんぽ道支部評議会が10月21日に開催され、評議員9人中7人の参加により、1)令和7年度保険料率、2)令和7年度北海道支部事業計画および保険者機能強化予算策定に向けた検討について、事務局より提起され意見交換を行った。

最初に、保険料率の決定プロセスが説明され、12月23日の運営委員会(本部)で平均保険料率が決定され、都道府県単位の保険料率は来年1月に決定する旨のスケジュールが示された。次に、平均保険料率(現行10%)と2023(令和5)年度決算を足元とした収支見通し(2024(令和6)年9月試算)について、幅広に議論するために、賃金と保険料率のそれぞれの伸びの財政シミュレーションが示された。

- ② まず、2026年度以降の賃金上昇率については、実績に基づき3通り(①ケースⅠ→1.6%、②ケースⅡ→0.8%、③ケースⅢ→0.0%)をおいた。②ケースⅡは、平均標準報酬月額増減率の10年平均(2014～2023年)とし、①ケースⅠは、②ケースⅡ0.8%が中間となるように1.6%と設定。
- ③ 医療給付費の伸び率については、今後10年にわたる試算の前提として適切な伸び率とする観点から、過去2回分の診療報酬改定の影響を含む直近2020～2023年度までの4年間の一人当たりの医療費の伸び率の平均(実績)を使用。なお、75歳以上の一人当たり医療費の伸び率の平均(実績)は、後期高齢者支援金の試算を使用。(2019年度に対する2023年度の伸び、1年あたり平均)

【賃金上昇率・一人当たり医療給付費の伸び率の前提①】(2026年度以降)

	賃金上昇率	一人当たり医療給付費の伸び率	
		75歳未満	75歳以上
ケースⅠ	1.6%	3.2%	0.3%
ケースⅡ	0.8%	3.2%	0.3%
ケースⅢ	0.0%	3.2%	0.3%

- ④ 一方、直近3年の高い賃金上昇を踏まえて、実績伸び率の10年平均の2倍を前提とした①ケースⅠよりも高い賃金上昇率が継続する場合として、直近10年の伸び率実績平均(0.8%)と直近3年の実績平均(1.3%)の差の+0.5%を「構造変化相当分」として①ケースⅠの伸び率に加えた2.1%を設定。

【賃金上昇率・一人当たり医療給付費の伸び率の前提②】(2026年度以降)

	賃金上昇率	一人当たり医療給付費の伸び率(75歳未満)
ケースA	2.1%	3.2% (－)
ケースB	2.1%	3.7%(1.6%)
ケースC	2.1%	4.5%(2.4%)
ケースD	2.1%	5.3%(3.2%)

()は、賃金上昇率との差

医療給付費の伸び率については、「賃金の伸び率が高くなれば医療費の伸び率も上振れする可能性が高い」という所得弾力性の考え方を踏まえ、医療費の幅を勘案し複数の伸び率を設定した。

- ⑤ 以上の内容が説明され、試算の結果、前提①として試算した現行の保険料率(10%)を据え置いた場合、ケースⅠの場合は、2029年度までの5年においても収支差がプラス(準備金残高、現行5兆6,700億円→6兆6,500億円)となる一方で、ケースⅡの場合は、2028年度▲600億円、2029年度▲2,300億円とマイナスとなり(準備金残高は5兆8,900億円)、ケースⅢの場合も、2027年度▲1,000億円、2028年度▲2,900億円、2029年度▲5,500億円(準備金残高は5兆1,000億円)と試算されている。これに対して、現行の保険料率を2025年度以降、9.9%に引き下げた場合は、ケースⅠの場合は、2029年度に▲400億円(準備金残高

は6兆1,000億円)、ケースⅡの場合は、2027年度に▲600億円(準備金残高は5兆8,600億円)、2028年度に▲1,700億円(準備金残高は5兆6,900億円)、2029年度に▲3,400億円(準備金残高は5兆3,500億円)、ケースⅢの場合も、2027年度に▲2,000億円(準備金残高は5兆6,300億円)、2028年度に▲4,000億円(準備金残高は5兆2,300億円)、2029年度に▲6,600億円(準備金残高は4兆5,700億円)の試算が示された。

- ⑥ 次に、前提②として試算した現行の保険料率(10%)を据え置いた場合、ケースAの場合は、2029年度までの5年間ににおいても収支差がプラス(準備金残高、現行5兆6,700億円→7兆1,200億円)、また、ケースBの場合でも、2029年度までの5年間ににおいても収支差がプラス(準備金残高6兆8,200億円)と試算された。

これに対して、ケースCの場合は、2029年度に▲600億円とマイナスとなり(準備金残高は6兆3,400億円)、ケースDの場合も、2028年度▲800億円、2029年度▲2,700億円(準備金残高は5兆8,400億円)と試算されている。これに対して、現行の保険料率を2025年度以降、9.9%に引き下げた場合は、ケースAの場合は、2029年度までの5年間ににおいても収支差がプラス(準備金残高、現行5兆6,700億円→6兆5,700億円)、ケースBの場合でも、2029年度までの5年間ににおいても収支差がプラス(準備金残高6兆2,700億円)と試算された。

これに対して、ケースCの場合は、2028年度に▲500億円(準備金残高は5兆9,600億円)、2029年度に▲1,700億円(準備金残高は5兆7,900億円)、ケースDの場合も、2027年度に▲600億円(準備金残高は5兆8,700億円)、2028年度に▲1,900億円(準備金残高は5兆6,800億円)、2029年度に▲3,800億円(準備金残高は5兆2,900億円)となる試算が示された。

- ⑦ そのうえで、2025(令和7)年度の平均保険料率に関する論点として、協会けんぽの今後の財政を見通すにあたっては、協会けんぽ設立以来、①医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていること、②保険給付費の増加が見込まれること(2025～2029年度までの2024年度比増加額の累計の見込み：約2.2兆円、2025～2033年度までの2024年度比増加額の累計の見込み：約7.3兆円)、③団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれること(2025～2029年度までの2024年度比増加額の累計の見込み：約1.3兆円、2025～2033年度までの2024年度比増加額の累計の見込み：約2.5兆円)、④短時間労働者等への被用者保険適用拡大により財政負担が生じる恐れがあること(週20～30時間労働者数：現対象外310万人：年間数億円の負担増、週20時間未満労働者数：560万人、本業がフリーランス：209万人)、⑤保険料収入の将来の推移が予測し難いこと、⑥赤字の健保組合の解散が協会けんぽ財政に与える影響が不透明であること(健保組合の令和5年度決算見込では、全体の5割を超える726組合が赤字<前年度決算に比べ168組合増加>となっている。以上のことから、財政状況の悪化した組合が解散を選択し、被用者保険の最後の受け皿である協会けんぽに移る事態が予想される。※協会けんぽの平均保険料率10%以上の健康保険組合<令和6年3月末>1,380組合のうち314組合<22.75%>)から、現在の平均保険料率10%を超えないよう、できる限り長く中長期的で考えていくことを基本スタンスとしたい旨の提案がなされた。

- ⑧ これらの提案に対して連合北海道を含む評議員からは、準備金残高が5兆6,700億円もある中、平均保険料率10%を一度引き下げるべきであるとの意見が出され、また、連合北海道からは、北海道の令和6年度の保険料率10.21%は全国平均より高いことに注視し、今後も当面は積み上がる準備金残高の規模はやはり大きい。今後も中長期的視点で考えることは重要だが、準備金残高が5兆円、6兆円という状況をそのままにすることは課題である。例えば、雇用保険の弾力条項のような仕組みを参考に、準備金残高が一定の金額あるいは法定準備金に対する一定の比率を超える場合には、中長期の平均保険料率はそのままに、平均保険料率を引き下げようとする仕組み、あるいは、支部間の格差解消に向けた料率算定ルールの見直しも検討できるのではないかと、本部に意見反映するよう指摘し、北海道支部からは、本部に伝える旨の回答があ

った。なお、次回1月の評議会で北海道の料率を決定するが、ここ3年で▲0.24ポイントとなっていたが、現在の試算では0.09ポイント程度の上昇が見込まれる旨の考え方が示されたため、改めて支部間格差の解消を行うよう求めた。

- ⑨ 次に、令和7年度北海道支部事業計画および保険者機能強化予算策定に向けた検討が提案された。

保険事業の一層の推進として、協会けんぽとしてのサービスを充実できないものかを検討してきた結果、被保険者に対する①人間ドックに対する定額補助の実施(35歳以上:毎年受診可<25,000円補助～令和8年度から>)、②若年層を対象とした健診の実施(生活習慣病予防健診:新たに20歳、25歳、30歳も対象<令和8年度から>)、③生活習慣病予防健診の項目等の見直し(40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗しょう症検診の実施、生活習慣病予防健診の内容や費用について別途検証・見直しを行う:令和8年度から)、また、被扶養者に対する健診の充実として、令和9年度から、被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に充実し、現行の特定健診の枠組みは維持する、という内容である。

- ⑩ その他、①北海道支部加入者の健康度について、②保険者機能強化に向けた中核的な取組の進捗状況等について、③令和6年度北海道支部事業計画の上期実施状況について、それぞれ提案された。

連合北海道からは、北海道は他県と違い広域化しており、札幌や都市を除き、診療所数が少ない。身近に病院が無く病状が悪化し重症化しないと病院にかからないため、医療費が全国平均よりかなり高い現状である。今年度から10年間の新たな「北海道医療計画」がスタートしたが、遠隔診療やDX診療などのより普及が必要となっている。同時に、診療しやすい環境整備を事業者がつくる必要があるが、「かかりつけ医」「かかりつけ薬局」を作ることが重要である。医療費の適正化に向けた広報活動をより一層強化すべきである旨を意見として述べた。

「全国健康保険協会(協会けんぽ)支部評議員および 地方連合会担当者会議(第18回)」開催(9月12日)

(1)最初に「協会けんぽの現状と今後の課題について」協会けんぽ企画部長から、講演を頂いた。

大きく4つのテーマで説明があり、1つ目が、「協会けんぽの概要」であった。国民の約3人に1人の約4,000万人が加入する日本最大の医療保険者であり、加入事業所の約8割が従業員9人以下の中小企業である。協会けんぽ(保険料率10.00%、保険料30,000円)、健保組合(保険料率9.22%、保険料27,660円)、共済組合(保険料率9.05%、保険料27,150円)と加入者の収入が最も低い協会けんぽが、最も高い保険料率10%となっている。

(2)2つ目のテーマである「2024年度決算とこれまでの財政の推移等」の説明があったが、今回単年度収支は、前年度から1,923億円増加し、+6,586億円。準備金残高も5兆8,662億円(本来1.0ヵ月分のところ、6.8ヵ月まで膨れ上がっている)であるものの、今後5年間、中長期的視点による10年間の収支見通しの試算によると医療費と賃金の伸び率を複数のケースで設定したところ、10年後には法定準備金の確保すら難しくなると、昨年同様の考え方が示された。このため、できる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないようにしていきたいと考えており、協会けんぽの財政については、中長期的で考えていくことを基本的スタンスとして取り組んでいきたいとの認識を示した。また、「健康保険鑑定準備金の長期運用について」として、安心かつ効率的な運用を基本として実施することとし、当面は概ね1,000億円を対象に「信託業務を営む金融機関への金銭信託」(満期保有を原則とする国債による運用を指定)を行う、と説明があった。

(3)3つ目のテーマが「令和8年度平均保険料率に関する論点」として、①大半の年度において、医療費の伸びが賃金の伸びを上回ってきたことに加え、加入者の平均年齢上限や、医療高度化による保険給付費の増加、賃上げや物価上昇が報酬改定等に与える影響を念頭に置く必要があること、②協会けんぽでは、中長期的に安定した財政運営を目指し、医療費適正化の取り組みや加入者が健康で長く働き続けることができるよう、現役世代への健康保持増進のための取り組み等を拡充していくことが説明された。

(4)4つ目のテーマとして、「協会けんぽの今後の収支見通しと機械的試算」として、①これまでの実績を踏まえた試算のほか、昨年度同様に賃金上昇率や医療給付費の伸びに幅を持たせた試算、現状より労働参加が進む場合の試算を行っていること、②賃金の伸びについては、直近の春季賃上げが3~5%台で推移している一方で、協会けんぽ全被保険者平均で見た場合は1.8%ほどとなっていることに留意する必要がある、と説明。

(5)参加した評議員からは、現在、準備金残高が5兆円に膨らんでおり、一度は料率を引き下げるべきであるとの意見や、連合北海道からは、協会けんぽの試算によると、保険料収入を低く見た前提条件であっても、今後5年間は、準備金残高がさらに積み上がり、8~9兆円となるが、いくらまで積み上げようとしているのか、と質したが、まだ試算しておらず、これからの議論になるとの認

識にとどまった。

(6)2026 年度の平均保険料率などに関する連合の対応について(たたき台)、全国の評議員から様々な発言が出された。主には、1)地域間格差の解消を図るべきである、2)法定準備金が 10 年で枯渇する現状の制度で良いのか、3)後期高齢者への支援制度は、協会けんぽを含む健保組合等で支援するのではなく、国としての支援をすべきではないのか、4)準備金残高が多くなると、国庫補助率(2010 年から 13.0% ➡16.4%)が引き下げとまらないのか、など懸念の声が寄せられた。

(7)連合北海道からは、都道府県単位の保険料率の算定方法を見直す、あるいは料率設定のあり方そのものについて議論していく必要がある。北海道支部の 2024 年度の収支差(暫定版)は、+254 億 1,800 万円であるが、全国平均よりも低いことから、このままでいくと、2026 年度の料率が 0.03%引き上がるという今の算定方法自体が問題である、と指摘し、連合本部が作成する対応方針の中で検討したい旨の回答が示された。

(8)その後、連合本部として、10 月 1 日の中央執行委員会において、2026 年度の平均保険料率の設定に向けた考え方を提起する予定。北海道支部は、10 月 20 日に第 2 回評議会を開催し、2026 年度の保険料率について意見交換を行う予定。

【連合北海道・政策情報 No. 4 (2025 年 5 月 16 日)】

2025 年度 連合北海道・航空連合北海道 「北海道に対する航空課題に係る要請及び意見交換会」を実施

2025 年 5 月 9 日(金)、連合北海道と航空連合北海道は、「北海道に対する航空課題に係る要請及び意見交換会」を実施し、北海道に対し要請を行った。

航空関連産業を取り巻く状況や道内空港における課題については、本要請内容を踏まえ、連合北海道の政策・制度実現に向けた取り組みの一環として道及び中央省庁要請においても意見反映していく。



連合北海道 要請書手交の様子

(右：藤嶋航空港湾局長、左：荒木副事務局長)



航空連合北海道 要請書手交の様子

(右から丹野航空課長、航空連合北海道松本会長、航空連合北海道滝谷事務局長、航空連合北海道松村副会長、航空連合赤池副事務局長)

冒頭、連合北海道の荒木副事務局長が藤嶋航空港湾局長に「2025 年度 北海道に対する航空課題に係る要請書」を手渡した後、航空連合北海道の松本会長が丹野航空課長に同要請書を手交した。

続いて、荒木副事務局長が「日本は円安などの影響を受け、エネルギー原材料の価格が高騰し急激な物価高となっている。市民生活はもとより、航空関連産業においても厳しい状況にある。また、人手不足が深刻化している。このような中、コロナ禍の行動制限がなくなり、円安もインバウンドを取り込む追い風となって、2024 年度の新千歳

空港の旅客数は過去最多の 2,482 万人という報道もあった。需要が回復しているものの、航空機の誘導や手荷物預かりを担うグランドハンドリングの人材確保は喫緊の課題である。道としても第 3 期北海道創生総合戦略において、航空ネットワークの充実・強化を掲げ、国内・国際線ともに大幅な利用者数増を目標に掲げている。さらに、北海道エアポートは今後 5 年間で新千歳など運営する 7 空港に総額 1,200 億円を投資するといった中期事業計画をまとめた。このような情勢を踏まえ、航空産業を支える従業員にとって働きやすい職場を整備していくとともに人材の確保・育成、定着を図るため、人への投資が極めて重要である。道としても HAP をはじめ、関係機関への働きかけをお願いしたい」などと挨拶した。

次いで、藤嶋航空港湾局長が「昨今の航空を取り巻く状況については、航空需要が国内・国際線ともにコロナ禍前とほぼ同水準に推移している。一方で、リモート

ワークの普及によりビジネス需要が減少している。加えて、グランドハンドリングや保安検査場の人材不足の課題は続いている現状にある。空港の受入体制強化に向けた施策についても引き続き展開していく必要がある。道では昨年度、市町村が航空会社と連携して実施する空港の利用促進や、地域振興に関する事業支援、空港業務に関する認知度の向上を図るために若年層を対象とした航空教室などの取り組み支援、道内空港におけるネットワークの拡充といった取り組みを実施してきた。今年度においても需要創出の取り組みについては、2次交通や貨物の実証実験などを含む様々な取り組み支援を継続していくほか、受入体制強化の取り組みについても将来の空港を支える人材を安定的に確保するため、小中高生や保護者、教員などを対象とした取り組みへの支援を継続していきたい。この度の要請については、今後の道の施策を検討するうえで有益なものと考えている」と述べた。

具体的な要請内容については、次の15項目となる。

1. 雇用の確保・獲得に向けた施策
 - (1) 雇用の確保に向けて
 - ① 航空各社に対して「学生に対する航空関連業務の認知度向上」に向けた継続的な支援
 - ② 航空整備士およびグランドハンドリングスタッフを志す学生に対する無利子貸与型奨学金の新設
 - (2) 航空人材を守るための取り組み
 - ① カスタマーハラスメント(以下、カスハラ)に関して、実際にお客様とのやり取りが発生する現場におけるカスハラ未然防止ポスターのわかりやすい位置への掲示
 - ② 託児所の新設および継続的なニーズ調査
 - ③ 新千歳空港近隣に空港従事者向けの賃貸を新設、または経済的な支援
2. 需要と連動した空港および空港アクセス環境の整備
 - (1) 空港内旅客エリアおよびランプエリア内の機能強化
 - ① 「国内線ターミナル新設」の検討とそれに対する経済的支援
 - ② 空港の乗り入れバス乗降エリアの環境整備および改善に向けた空港への補助
 - ③ 新千歳空港におけるスマートレーン導入に向けた継続的な監視を要請
 - ④ 北海道エアポート社との現地視察および改修や最新車両の導入に向けた支援
 - (2) 空港アクセス・利便性向上
 - ① 平時における新千歳空港～札幌駅間の交通アクセスの充実化
 - ② 新千歳空港ターミナルへの駐車場の増加に向けた支援
 - (3) 降雪に伴う各種対応の強化
 - ① JR 運航不能時における充実した代替輸送手段の拡充に向けて、引き続き各所への働きかけ
 - ② JR 車両内やバス車内の電光掲示板やアナウンス、JR 千歳線の各駅で効果的な場所にサイネージを設置
3. さらなる需要の掘り起こしと需要拡大と連動した取り組み強化
 - (1) 空港を起点とした需要喚起
空港内における観光案内のより効果的な活用の検討

(2) インバウンド需要拡大に伴う対応

空港内における注意喚起の取り組みの一環として、案内表示の多言語対応化(デジタルサイネージの活用等)ならびにインバウンドのお客様へのアンケートの実施

次に、要請項目に沿って順次、道からの回答後、意見交換を行った。



意見交換会全体の様子

雇用の確保・獲得に向けた施策について、道からは「学生に対する航空関連業務の認知度向上に向けた継続的な支援については、若年層向けの航空業務の認知度向上や職業観の早期形成に向けた取り組みへの支援事業として令和7年度も事業を継続予定となっている。また、エアラインや自治体を対象に各地で航空教室や職場見学、遊覧飛行、搭乗体験などといった事業も含めて空港に関

心を持ってもらうよう取り組みを行っている」(丹野航空課長)、「グランドハンドリングの人材数については、新千歳空港に新たなグラハン会社が2社進出しており、コロナ禍前よりも相当上回っている実態にある。人材不足が変わっていないところは地方空港である。新千歳空港は国際線がほぼ開設することに併せて就航を断ることのないよう、HAPやエアラインも含めて体制強化を協力し合っている。新千歳と他の地方空港との人材確保のバランスが難しいことから、今年はHAPと地元自治体が協力しながら函館・旭川空港に人材の拠点をつくり、帯広・釧路空港などにも派遣できる仕組みを、HAPと地元自治体と道の三位一体で今年度から取り組む」(丹野航空課長)などと回答した。加えて、「航空整備士およびグランドハンドリングスタッフを志す学生に対する無利子貸与型奨学金については、航空業界に特化した奨学金は難しい。道が直接、奨学金の支援を行うケースでいえば、地域医療確保の観点から地域の医療機関に勤務することを条件とした奨学金制度を唯一実施しているが、特定の業界だけを支援することは道として手を付けにくい。日本航空大学校を対象としている奨学金などを活用していただきたい」(丹野航空課長)と答弁した。これに対して、航空連合北海道の滝谷事務局長が「道内の航空関連産業に勤務し続けたい方のほとんどが勤務地を新千歳に希望しており、他の地方空港で勤務するグランドハンドリングスタッフなどは、希望した新千歳で採用されずやむなく他の地方空港に勤務している方も少なくない。函館・旭川空港をハブにした人材派遣については道の関わり方をはじめ、今後どのような取り組みが予定されているのか」と投げかけた。丹野航空課長は「実行委員会を立ち上げて、それぞれがお金を出し合って支えるといった仕組みとなる。今後も立ち上がった実行委員会に参画し実績をみていくことになる」と答えた。続けて、連合北海道の永田総合政策局長は「今年4月から第3期北海道創生総合戦略で令和11年までに国際線利用者数を410万人以上、国内線を2,671万人以上としたKPIとなっているが、HAPの中期事業計画では令和11年までに国際線が693万人、国内線が2,730万人となっており、目標

に掲げる利用者数が 342 万人もの相違がある。これについて、道としての受け止めに伺いたい。また、HAP の目標数も照らして考えた場合、グラハンを含めた人材確保の体制をより強化すべきではないか」との質問に対し、丹野航空課長は「道の施策でグラハンに直結することでは、移住者向けに空港業務を紹介するセミナーの開催や地方空港への体制構築など、様々な取り組みを行っている。KPI については、HAP が目標を立てた時期と全く異なることから一概に比較できず、乖離はやむを得ないと思う。道の KPI は、2018 年に作成した『北海道航空ネットワークビジョン』において、13 空港の国内線・国際線の利用者が 2030 年でどこまでいくかの数値目標を立てたものである。今年 3 月末に HAP が発表した数値は、HAP がコミットする 7 空港における数値目標であると理解している。道が立てた数値目標は 2025 年にすでに達成している状況にあるが、2030 年までにこの数値が下回らないよう、道としても引き続き取り組みを継続していくとともに、HAP が立てた目標についても、道として寄り添って協力するなど連携を図っていききたい」と述べた。

カスハラ未然防止ポスター掲示については、「道として『北海道カスタマーハラスメント防止条例』に基づく取り組みを推進するとともに、『新千歳空港出入国体制強化 WG』（事務局は HAP）に参画し、カスハラ防止の効果的な取り組みが進められるよう、HAP や国、グラハン等関係事業者と連携していく」（竹内空港戦略担当課長）と答えた。これに対し、永田総合政策局長は「新千歳空港をはじめ、道内各地の空港に（カスハラ防止に向けた注意喚起の）啓発ポスターの作成・配布の要請しているところであり、ポスターの掲示は必ず実行してほしい」と再要請した。道からは、「ポスターはどこに掲示するイメージですか。空港内での掲示を道にお願いするということですか」（丹野航空課長）との質問があった。滝谷事務局長は「各航空会社が空港カウンターなどに掲示するなどの対応を図っているものの、カスハラが発生してしまう状況にある。道としても、例えば、検査場や到着ロビー周辺などにポスターを掲示するなど、より一層『見える化』していけば、今後、カスハラ防止の法制化にも繋がっていくのではないかと期待している」と述べるなど、活発な意見交換が行われた。

最後に、航空連合本部の赤池副事務局長が「航空関連産業は、安全を第一に担保するという部分では専門性の高い人材の集まりである。こういった人材の雇用を守ることによって、この産業で働きたい・働きたいと思う方を継続的に確保し、育成していくことが重要となる。丹野航空課長からは、コロナ禍前に比べると人材が増加しているという話もあったが、現場の感覚からすると、就航便の増加や利用者増加に伴う人材不足感は否めない。加えて、若年層の早期離職をはじめ、あらゆる資格が必要となる航空整備士やグランドハンドリングスタッフは長期勤続が求められるものの、ライフイベントなどで早期離職する方が多く見受けられる。したがって、中堅層以上の負担感も高まっており、まだまだ人材不足を実感している状況にある。この業界において早期離職を減らし、長期に渡って働き続けていけるのかという問題は、各航空会社が取り組むべき重要な課題となる。道庁としても引き続き、HAP と連携し、航空関連産業の認知度向上への施策や、航空教室の開催などについて前向きに検討いただきたい。本産業は、北海道の地方経済にも影響をもたらしていると強く認識している。今回の要請内容は、航空業界で働く仲間の声を集めたものであるということを受け止めていただき、今後の施策に生かしていただきたい」と締めくくり、閉会した。

以 上

【連合北海道・政策情報 No. 3 (2025 年 2 月 20 日)】

2025 年第 1 回定例道議会に向けた

連合北海道と民主・道民連合議員会との連携会議を開催

連合北海道は 2025 年 2 月 19 日(水)朝、ホテルポールスター札幌にて民主・道民連合議員会との連携会議を実施し、本日開催される第 1 回定例道議会に向けて、連合北海道の 2025 春季生活闘争をはじめ、政策・制度実現に向けた取り組みやエネルギー・環境政策の基本方針などについて意見交換を行った。

冒頭、連合北海道の須間会長は「北海道労働局主催の北海道政労使会議が今年も開催され、『物価上昇に負けない賃上げに向けた環境整備の取組強化』の共同宣言が採択された。公共工事の労務費の適正な価格転嫁については道に対し意見反映していただきたい。今月 5 日には、北海道が開催した北海道創生協議会においては①人口減少対策や社会インフラの充実、②女性活躍の推進、③会計年度任用職員の処遇改善と正規化について発言してきた」と挨拶した。



連合北海道・須間会長の挨拶



民主・道民連合議員会・梶谷会長の挨拶

続いて、梶谷大志・民主・道民連合議員会会長は「物価高騰に賃金上げが追いついておらず、道として鈴木知事のリーダーシップが見えてこない。政治姿勢による議会軽視、道民軽視がないよう、道民や弱い立場の声が行き届くように知事としての姿勢や決意を引き出したい。また、北海道カスハラ条例制定が実効性のあるものとなるよう道内事業所との連携も深めていきたい」と挨拶した。



連携会議全体の様子

次に、連合北海道の山田組織労働局長が 2025 春闘の取り組みについて、①2025 春闘では賃上げ分を 3%以上、定昇相当分を含め 5%以上の賃上げを目安とすることや、②中小企業等の賃上げは、企業規模間格差是正の観点から、賃上げ水準を 18,000 円または 6%以上の引き上げを図ること、③企業規模間格差の是正に向け価格転嫁及び取引の適正化を企業に働きかけ、サプライチェーン全体で

生み出した付加価値の適正分配ができるように周知することなどについて説明した。続けて、連合北海道の永田総合政策局長が「政策・制度実現に向けた取り組みの基本方針」「エネルギー・環境政策委員会の取り組みの基本方針」などについて提起した。

最後に、瀧上綾子政審筆頭副会長が第 1 回定例道議会における質問項目について説明した後、川澄宗之介道議からは「持続可能な学校の実現をめざす意見書(案)」が文教委員会のなかで採択されるよう取り組んでいきたい旨の決意が表明された。

以 上

【連合北海道・政策情報 No. 2 (2025 年 2 月 7 日)】

2025 年第 1 回定例道議会に向けた民主・道民連合政策審議会との 政策協議及び北海道結志会への要請・意見交換を実施

2025 年 2 月 4 日（火）、連合北海道は民主・道民連合政策審議会との政策協議及び北海道結志会との要請・意見交換を実施し、第 1 回定例道議会に向けて連合北海道の政策・制度実現に向けた取り組みの基本方針並びにエネルギー・環境政策委員会の取り組みの基本方針などについて意見交換等を行った。

冒頭、連合北海道の荒木副事務局長から「中小企業の賃上げ率は大手に比べ低いので、今春闘において価格転嫁の取り組みを強化していきたい。また現在、社会的キャンペーンで道内各地を訪問しているが、人口減少・人手不足・物価高の声が多いことから、今後の『政策・提言』に反映していきたい。参議院選挙については立憲 6 名、国民 4 名が比例区候補となっているが、2 月の政治センターの会議で基本方針を確定していきたい。本日は提起する内容も含め、第 1 回定例道議会に向けた意見交換をさせていただきたい」との挨拶があった。



連合北海道・荒木副事務局長の挨拶

続いて、中川浩利民主・道民連合議員会政策審議会長から「今抱える課題と対応について、人口減少のほか、物価高騰から道民生活をどう守っていくのか、賃上げが物価高騰に追いつくだけのものであるのか、それを確かなものにするための価格転嫁が成し得ているのか等の観点から様々な取り組みを行っていきたい。今回は予算議会であり、これらについての裏付けを含め、本日の意見交換をしたものも質問事項に反映していきたい」と挨拶した。



民主・道民連合政策審議会との協議の様子

次に、連合北海道の永田総合政策局長より、これまで取り組んできた政策に関する経過報告や春闘の方針、「政策・制度実現に向けた取り組みの基本方針」、「エネルギー・環境政策委員会の取り組みの基本方針」、第 1 回定例道議会における意見書採択などについて説明をした。意見書採択については、淵上綾子政策審議会筆頭副会長から「鋭意対応を進めている」との報告があった。

北海道結志会との意見交換では、新沼透議員は「第3期北海道創生総合戦略について、道は人口減少を抑制しようとする考えがない。連合北海道から人口減少対策や地域活性化をさせるための提言をいただいたのでそれらを参考にしっかりとした計画にしなければならないと思っている」、赤根広介幹事長も「人口が減少したらGDPをあげるよう舵を切るのなら北海道として



北海道結志会との意見交換の様子

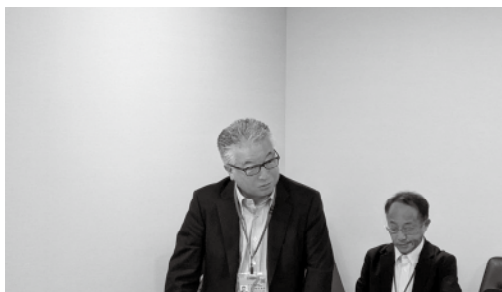
の意味もみえてくるが、諦めているようなのでその点を厳しく追求する」と述べた。続いて白川祥二政審会長は「医療・介護の報酬が低い。医療の組合から意見書を出してほしい旨の陳情があり、自民党からも出さなければならないとの前向きな回答を得ている。また、米について価格が1.6倍に高騰したとも言われているが、それは流通の段階で課題がある。農水省では今、備蓄米をすぐ消費者に出せるよう動き出している」とし、米の状況などについて意見交換が行われた。

最後に赤根広介幹事長は「第1回定例道議会に向けて、今日いただいた課題について議論を深め、より良い政策実現に向けて取り組んでいきたい」と挨拶し終了した。

【連合北海道・政策情報 No. 6 (2025 年 6 月 9 日)】

2025 年第 2 回定例道議会に向けた民主・道民連合政策審議会との 政策協議及び北海道結志会への要請・意見交換を実施

2025 年 6 月 3 日（火）、連合北海道は民主・道民連合政策審議会との政策協議及び北海道結志会との要請・意見交換を実施し、第 2 回定例道議会に向けて連合北海道の政策に関する経過報告をはじめ、連合北海道「2025 春季生活闘争・中間まとめ（素案）、2026 年度政府予算に対する「要求と提言」（案）及び道政に対する「要求と提言」たたき台などについて意見交換等を行った。



連合北海道・荒木副事務局長の挨拶

冒頭、連合北海道の荒木副事務局長から「物価高対策は、中長期的な対応が必要であり、将来的な不安を払拭しなければ持続的な経済発展につながっていかない。夏の参議院選挙について、連合北海道は、立憲民主党「勝部けんじ」、国民民主党「鈴木まさき」の推薦を決定しており、政策審議会の皆さんにもご支援ご協

力をお願いしたい。また、春闘については、5 回目の集計で平均的には 5% を超えているが、この先は、ますます厳しい妥結状況となると思われる。物価高に賃金の上昇が追いついていないという課題もあるので、道議会でも物価高対策などの対応を含め、意見交換をさせていただきたい」と挨拶があった。

続いて、畠山みのり民主・道民連合議員会政策審議会議長から「新体制となり、政策審議会も本日が第 2 回定例道議会に向けた初めての打ち合わせとなる。基本的に連合の考え方に沿って道議会に対応していきたいと考えているので、これからも様々な意見をいただきたいと思います。私共からも申し上げることがあればお伝えしていきたい。これからは連合北海道と良い関係を築いていきたい」と挨拶した。



民主・道民連合政策審議会との協議の様子

次に連合北海道の永田総合政策局長より、①これまで取り組んできた政策に関する経過報告や、②連合北海道「2025 春季生活闘争・中間まとめ」（素案）、③2026 年度政府予算に対する「要求と提言」（案）、④2026 年度道政に対する「要求と提言」たたき台、④意見書採択の要請などについてポイントを説明した。

意見交換では、山根まさひろ議員から「不登校に関するフリースクールにつ

いて連合北海道の考え方の確認」のほか、「カスタマーハラスメントのポスターが6月に完成、英語版が8月に完成予定、今年度1,000万円程の予算があるがどこまでやっていくのか、来年度どれくらいの予算で何をやっていくのかを確認しなければならない」などの情報提供があった。

北海道結志会との意見交換では、冒頭、池本柳次議員が「連合北海道からの情報提供をもとに、第2回定例道議会に向けた意見交換をしていきたい」と挨拶した。

続いて、荒木副事務局長の挨拶の後、永田総合政策局長から、民主・道民連合政策審議会と同様に資料に基づく説明を行った。



北海道結志会との意見交換の様子

池本柳次議員は「春闘でまだ妥結していないところは状況が厳しい」、白川祥二議員は「米の運送費の値上げ分が人件費に上乗せされていないという話を聞く」、水口典一議員は「道は、国際線を増やしたいが、グランドハンドリングの人手不足によって対応できていない」、「地方財政や公立病院が危機に陥っている。中央省庁においては、全国における画一的ルールをつくるのではなく、広域な北海道と他都府県とは地域事情が違うのでメリハリつけるべき」などの意見を述べた。最後に池本柳次議員は、「今回、意見交換したものの中から定例道議会に盛り込めるものについては、対応していきたい」とし、意見交換を終了した。

以 上

【連合北海道・政策情報 No. 12 (2025 年 9 月 9 日)】

2025 年第 3 回定例道議会に向けた 連合北海道と民主・道民連合議員会との連携会議を開催

連合北海道は 2025 年 9 月 9 日(火)朝、ホテルポールスター札幌にて民主・道民連合議員会との連携会議を実施し、本日から 10 月 3 日(金)まで開催予定の第 3 回定例道議会に向けて、連合北海道の政策制度に関する取り組みをはじめ、地方創生 2.0 基本構想案の骨子(案)に対する北海道庁への要望内容、2025 年度北海道地域最低賃金の改定状況、第 3 回定例道議会の代表質問の項目などについて意見交換を行った。

冒頭、連合北海道の須間会長は「北海道地域最低賃金については、65 円引き上がり、1075 円の金額改正となった。中小企業からは人件費の負担が大きいということで、調整が必要になるのかと考える。政労使会議においても、物価上昇を上回る賃上げに向けた環境整備の取組強化の共同宣言に基づき、発注者となる北海道庁や市町村においては労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉を徹底的に図っていただくよう、道議会のなかでも強く申し入れいただきたい。また、北海道全体を通して地方創生をどのように行っていくのかということも大きな課題になっている。地方の振興局が中心となって、地域の現状を評価把握しながら、北海道庁が対応していくべきである」と挨拶した。



連合北海道・須間会長の挨拶



民主・道民連合議員会・沖田会長の挨拶

続いて、沖田清志 民主・道民連合議員会会長が挨拶に立ち、「本日から第 3 回定例道議会がスタートする。鈴木知事の姿勢は常に国の顔色を窺い、国の動向を注視し要望するということに踏み留まり、道独自の取り組みというものが欠けている。とりわけ物価高騰対策の緊急要請については、道独自できちんと取り組まなければならないことから、本定例会で求めてまいりたい。

さらに、私たちは毎回、統一地方選挙の前に知事の道政検証を行っている。その検証結果を踏まえた上で、党や連合北海道と連携しながら次期選挙に向けた取り組みを進めていきたい」と述べた。



連携会議全体の様子

における地域への説明・論議に向けた体制づくり、⑨保育士の配置基準の見直しと処遇改善、⑩こども誰でも通園制度、⑪地域医療の確保に向けた財政支援、⑫道内医療機関における看護師不足に応じたりファール採用とオンライン採用などについて提起した。

続けて、連合北海道の山田組織労働局長が 2025 年度北海道地方最低賃金に関する取り組みについて、「中央目安より 2 円高い、65 円増の 1,075 円となったことや、早期発効に向けた審議が行われたことについては評価したい」と述べた。その上で、「全国的にみれば、最賃改定の発効日を遅らせ、年を跨いで設定したという県が 6 県もあったことについては、今年の特徴であったといえる。なかでも、秋田県の今年度地域別最低賃金が 80 円増という最大の引き上げ額となったものの、発効日は 2026 年 3 月 31 日としており、2025 年度のなかで最も遅い発効ということになる。80 円引き上げが約半年間も据え置かれるということは、2025 年度は実質 50 数円の引き上げと同じことである。ただ、来年になればベースの金額が上がっていることから、2 年、3 年と経てばこの引き上げ額は効果が出てくるともいえる」と説明した。加えて、「賃上げは労使の交渉で行うものと切り分けるのではなく、北海道庁としても賃上げや最低賃金というものに積極的に関与していただけるよう道議会のなかでも追求してほしい」と強調した。

最後に、畠山みのり政審会長より、第 3 回定例道議会における質問項目について説明を受けた後、木場淳道議からは「介護職員の公務員化」の考え方について質問があった。これに対し、永田総合政策局長は、淑徳大学の結城康博教授の提言である公務員ヘルパーの概要を説明したうえで「介護保険は『契約』であるため、介護人材が深刻化すれば制度が持続してもサービスは受けられず受給バランスが崩れていくことから、連合北海道としても、公務員ヘルパーとしての雇用形態を再構築し、公務員としての介護人材確保が必要ではないかと提起していきたい」と答弁し、閉会した。

次に、連合北海道の永田総合政策局長が、①訪問介護職員に対するカスハラ問題、②北海道医療費適正化計画に伴う後発医薬品の使用促進、③子育てしながら正規雇用として働きやすい雇用環境創出の拡充、④非正規雇用から正規雇用への重要性、⑤道内の介護人材の不足充足率、⑥介護職員の公務員化、⑦道内のアクセス困難人口に対応した道内自治体独自のデマンド交通、⑧再エネ立地に

【連合北海道・政策情報 No. 11 (2025 年 9 月 4 日)】

2025 年第 3 回定例道議会に向けた民主・道民連合政策審議会との 政策協議及び北海道結志会との意見交換を実施

2025 年 9 月 2 日(火)、連合北海道は民主・道民連合政策審議会との政策協議及び北海道結志会との意見交換を実施した。民主・道民連合からは、畠山みのり政審会長をはじめ、田中勝一議員、湊上綾子議員、山根まさひろ議員、清水敬弘議員、宮崎アカネ議員、鈴木仁志議員、岡田遼議員、小泉真志議員、小林千代美議員、鈴木一磨議員、川澄宗之介議員の 12 名が参加した。



連合北海道・荒木副事務局長の挨拶

冒頭、連合北海道の荒木副事務局長は、「7 月の参院選では、民主・道民連合の皆さんにそれぞれの地域でご支援いただいた。結果については、立憲の勝部さんは再選、国民民主の鈴木さんは 32 万票を超えたものの残念な結果となった。全国比例区については連合推薦 10 名のうち私鉄総連の候補者が落選となり、痛恨の極みである。連合北海道の選挙総括については、9 月 26 日に開催予定で地方委員会で総括案を提起する予定である。今後、自民党の総裁選によっては解散ということも想定されることから、選挙体制の構築に向けて対応していきたい。また、春

闘の第 7 回集計(最終集計)によれば、北海道の平均賃上げ率は 4.91%増となり、現在の集計方法を導入した 2016 年以降、最高水準を維持した。地域最賃については、すでに結審しており、中央目安より 2 円高い、65 円増の 1,075 円となった。北海道は 10 月 4 日が発効日ということで決定したものの、全国的にみると発効日にバラつきがみられた。今年度においては発効日が来年 3 月末で結審したという県もあることから、それぞれの地域事情があったにせよ、その影響についても注視していく必要がある。さらに、人事院勧告では、国家公務員の月例給・賞与ともに大幅増となった。民間の春闘の結果がこのような醸成を作り出したことから、2026 春闘に向けては、労務費の価格転嫁等の課題も踏まえたうえで進めていきたい」と挨拶した。

続いて、畠山みのり民主・道民連合議員会政策審議会議長は「私ども会派である民主・道民連合は、ほぼ立憲民主党に所属する議員である。参院選の総括については党本部の総括が出たことから、現在、各総支部や道連においても取りまとめているところである。そのなかで、反省点や今後のやり方など、様々な意見を踏まえて、私ども道議会の会派としても活動していきたい。第 3 回定例道議会の代表質問では、①IR 関連、②宿泊税の使途や公平性、③泊原子力発電所の 3 号機の再稼働に向けて安全性などについて追及してまいりたい」と挨拶した。



民主・道民連合との意見交換の様子

次に連合北海道の永田総合政策局長より、①これまで取り組んできた政策に関する経

過報告や、②2026 年度政府予算に対する「要求と提言」中央要請行動、③2026 年度道政に対する「要求と提言」の要請書、④2026 年度北海道地域最低賃金などについてポイントを説明した。

意見交換の場においては、鈴木一磨議員からは「北海道最低賃金の意見書採択について、他の会派との協議を行うなかで、物価やエネルギー価格、資材費などの高騰により、道内の中小零細企業の体力が持たないという懸念がある、との意見が出されている。賃金上昇よりも先に、まずは企業支援があったうえでの賃金反映という内容のほうが良いのではないかと」などの情報提供があった。

北海道結志会との意見交換では、佐藤伸弥会長をはじめ、赤根広介幹事長、新沼透議員、石川さわ子議員、水口典一議員、白川祥二議員、池本柳次議員の 7 名が参加した。

冒頭、佐藤伸弥会長が「先日の参院選では連合北海道推薦 2 名のうち、立憲の勝部さんは当選したものの、国民民主の鈴木さんが落選、全国比例区では、私の出身産別である私鉄総連の組織内議員の森屋隆さんが落選するという残念な結果となった。今後においては、連合推薦全員の必勝に向けて組織割などの整理を図っていただきたい。来週から始まる第 3 回定例道議会の代表質問の内容については、政審の皆さんと整理させていただいたところであるが、本日の意見交換を通じて、連合北海道の労働・雇用政策などの意見も取り入れていきたい」と挨拶した。



北海道結志会との意見交換の様子

続いて、荒木副事務局長の挨拶の後、永田総合政策局長から、民主・道民連合政策審議会と同様に、資料に基づく説明を行った。

意見交換の場においては、佐藤伸弥会長からは「デマンド交通は、石狩市や当別町などいくつかの道内自治体ではすでに実施しているが、国交省が推奨する『どこでもバス』という取り組みの評価が高いことから、国交省が予算を付けて、網走市をはじめ小清水町、大空町などを巻き込んでモデル事業として行っている。しかしながら、デマンド交通については国の補助金がないことから、自治体独自で補助して運行している。デマンド交通の助成については、連合北海道としても国や道に要請していただきたい。加えて、地方創生交付金は、国の推奨メニューが決まっていることから、地方を創生するための交付金にもかかわらず各自治体がやりたいようにできにくい交付金となっていることも課題である」との意見があった。赤根広介幹事長からは、北海道交通政策総合指針重点戦略(2026-20230)骨子(案)や道主催の地域交通小委員会に関する報告があり、関連の資料提供もあった。

最後に池本柳次議員が「今回、意見交換した内容から定例道議会に盛り込めるものについては、対応していきたい」と述べ、意見交換を終了した。

以 上

【連合北海道・政策情報 No. 16 (2024 年 11 月 26 日)】

道議会本会議にて「北海道カスタマーハラスメント防止条例案」が 全会一致で可決

2024 年 11 月 26 日(火)、道議会本会議にて「北海道カスタマーハラスメント防止条例案」の採決が行われ、全会一致で原案のとおり可決した。

議会傍聴には、UA ゼンセン、自治労、JR 総連、勤労者安全センター、連合北海道から計 15 名が参加した。

本条例案は、超党派でつくる「北海道カスタマーハラスメント防止条例検討会議」の議員が 11 月 18 日、道議会の富原亮議長に条例案を提出し、本日、道議会本会議の場において、検討会の座長を務めた清水拓也道議(自民)が条例案の概要説明を行った。そのなかで清水道議は「カスタマーハラスメントの防止に関し基本理念を定め、北海道、事業者等及び顧客等の役割を明らかにし、カスタマーハラスメント対策を総合的に推進して事業者等が顧客等との良好な関係のもと安定的に事業を継続し、社会経済の健全な発展に資することを目的とする」などと述べた。また、道の責務として「道は基本理念に則り、カスタマーハラスメント対策に関し、市町村や関係機関との連携を図りつつ、業種や業態の性質等を考慮した施策を策定し、及び実施する責務を有し、市町村が行うその地域の特性に応じた施策の実施に対し必要な支援を行う」とした上で、基本的施策として「道は、指針の作成や情報収集及び情報提供、相談支援体制の整備、啓発・教育活動などに必要な施策を講ずるものとする」と説明した。



道議会本会議の様子

本条例は、来年(2025 年)4 月 1 日から施行し、知事は 3 年を目途として国内の法制度の動向等を踏まえて必要な措置を講じることとなる。同趣旨の条例は、10 月に全国で初めて東京都が制定(来年 4 月施行)し、北海道は東京都に次いで都道府県で 2 番目となり、議員提案による防止条例としては全国初となる。

この条例において「カスタマーハラスメント」とは、従業員等に対する顧客等からの要求、言動等のうち、その態様や程度が社会通念上不相当なものであって、当該要求、言動等により、従業員等の就業環境が害される行為を指す。なお、条例違反の罰則規定は設けていない。

連合北海道としても、本条例の成立を踏まえて、カスタマーハラスメント対策の強化に向けて、より一層の啓発活動や相談体制の強化に努めるとともに、国に対して法制度化を求めていることとする。

意見案第 1 号

【経・政策資料 1】

地方財政の充実・強化に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 7 月 3 日

北海道議会議長 伊 藤 条 一 様

提出者	北海道議会議員	清 水 拓 也
	同	畠 山 みのり
	同	白 川 祥 二
	同	寺 島 信 寿
	同	丸 山 はるみ
	同	山 崎 真由美

意見案第1号

地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高対策に加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への対応など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。

よって、国においては、2026年度政府予算と地方財政の検討に当たって、地方財政基盤の確立が図られるよう「骨太方針2024」に基づき、地方一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとともに、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方財政計画の策定に当たっては、社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要はもとより、民間給与の継続的な上昇に伴う会計年度任用職員を含む公務員給与への対応など、必要な歳出を計上し、十分な地方財源の確保・充実に努めること。
 - 2 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、社会保障経費がその他の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含め、社会保障経費をはじめとする一般行政経費の十分な拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた地方公共団体の取組を十分に支える財政措置を講ずること。
 - 3 地方公共団体の行う事業において、物価高や労務費の上昇に合わせ、適切に価格転嫁されるよう、必要な財政支援を行うこと。
 - 4 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の税源偏在の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
 - 5 政府として減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用して地方の意見を反映するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
 - 6 特別交付税の配分に当たり、寒冷地手当、期末・勤勉手当等の支給水準が国の基準を超えている地方公共団体に対して減額措置を行わないこと。
 - 7 地方公共団体情報システムの標準化・共通化に向けては、その移行経費や移行の影響を受けるシステムの改修経費、大幅な増額が見込まれるシステム運用経費も含め、必要な財源確保を図ること。また、戸籍等への記載事項の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
 - 8 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	
デジタル大臣	
内閣府特命担当大臣(こども政策)	

北海道議会議長 伊藤 条 一

意見案第 5 号

義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 7 月 3 日

北海道議会議長 伊 藤 条 一 様

文教委員長 太 田 憲 之

意見案第5号

義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書

義務教育の機会均等・水準確保及び無償制度は、全ての国民に対し、義務教育を保障するための憲法の要請に基づく国の重要な責務であり、我が国の教育制度の根幹となっている。

中でも、義務教育費国庫負担制度は、全ての子どもたちに一定水準の教育機会をひとしく保障するものであり、次代を担う人材を育成するという社会の基盤づくりに必要不可欠なものである。

しかしながら、義務教育費国庫負担法の改正により、平成18年度から義務教育費の国庫負担率が3分の1に引き下げられたことに伴い、地方公共団体においては、地方交付税等への依存度が高まり、教育財政が圧迫されている状況にある。

とりわけ、広大な地域に小規模校が数多く存在し、また、離島など多くの僻地を有する本道においては、教育財政の逼迫等により、教育水準の全国との格差や市町村間での差が生じるなど、本道の教育水準のさらなる低下が憂慮されるほか、学力・体力の向上をはじめ、いじめや不登校など多様化・複雑化する生徒指導上の課題への対応や近年増加傾向にある教育上特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな指導の充実等に支障を来すことが懸念される。

変動性や不確実性、複雑性の高い時代の中でも、未来を担う子どもたちが、自分や他者を価値のある存在として尊重し、相互に多様性を認め合い、自信を持って自らの夢や目標に進んでいけるよう、多様な子どもたちを誰一人取り残さない教育を進めるとともに、子どもたちを支える教職員の処遇改善や働き方改革を進めることなどにより、教員の成り手を確保し、子どもたちにとって、よりよい教育環境を整備していく必要がある。

よって、国においては、公教育に経済・地域間格差を生じさせないため、次に掲げる事項について、地方交付税等を含む義務教育費予算の確保・拡充を図られるよう強く要望する。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度の堅持
 - 2 小学校における教科担任制のさらなる強化のほか、地域の教育課題への対応や令和の日本型学校教育の実現に向けた教職員定数の改善充実
 - 3 教員の処遇改善と学校の働き方改革の加速化等の一体的な推進
 - 4 教科書の無償給与の堅持並びに就学援助費及び教材費等の充実
 - 5 児童生徒等の安全・安心な教育環境を実現するための学校施設設備整備予算の充実
 - 6 個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた外部人材の配置やICT環境の整備などに関する財政措置の充実
 - 7 学校における教育活動保障のための財政措置の充実
 - 8 部活動の地域移行に対する財政措置の充実
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	

北海道議会議長 伊藤 条 一

意見案第 4 号

【経・政策資料1】

持続可能な学校の実現に必要な教育指導体制の充実を求める意見書

少子化の進行に伴い、広域分散型の本道においては、小学校の複式学級の割合が、全国の3倍以上となるなど、学校数や学級数が減少し、教職員数も志望者の減少に加え、早期退職などにより減少傾向となっている。本道の子どもたちの学力・体力は、改善傾向にあるものの、全国平均を下回る状況であり、少人数学級、少人数指導、教職員定数の一層の改善など、きめ細かな指導を徹底し、各学級の教育指導体制を充実することにより、質の高い教育を継続的に提供することが求められている。

また、いじめや不登校など、子どもたちが抱える困難が多様化・複雑化しており、教職員が対応する業務は多岐にわたり、業務分担や業務支援などの職場環境整備は必須で、教員が教科指導に関わる授業準備や教材研究など、本来業務に専念できるようにすることは喫緊の課題となっている。

道内でも学校における働き方改革の取組により、改善傾向にはあるものの、いまだ多くの教職員が長時間勤務の実態となっており、管理職による学校としての必要なマネジメントが十分に機能しないことが懸念されている。

よって、国においては、現在、教職調整額の率を引き上げる法案を通常国会に提出しているところであるが、教職員の勤務実態を十分踏まえた上で、各学校の教育指導体制の充実を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 教職員の加配等の定数改善、人材確保
 - 2 教員業務支援員の配置充実及び校務支援システムの普及による教員の負担軽減
 - 3 教職員の勤務実態を踏まえた、学校における働き方改革のさらなる加速化、処遇改善
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 7 年 3 月 18 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	

第21回北海道創生協議会(書面開催)への意見反映内容 連合北海道

箇所	意見	意見の理由
Ⅲ-1① (P12)	■子育て世帯の経済的な負担の軽減 素案では、幼児教育・保育の無償化とあるが、最終的には、国による大学教育終了までの無償化を実現することにより、経済的な負担の軽減を図るべきである。当面して、子どもの医療費負担については、独自で医療助成を行う自治体の増加やそれに伴う自治体間の医療費負担の地域格差、自治体における負担増などが課題となっていることから、「所得制限」のない、すべての子どもが同じ支援(子ども医療費や学校給食費等)を受けることが出来る全国一律の支援制度創設を講じるべきであると考ええる。	連合北海道が今年5月に実施した「道内自治体への実態調査」は、75%を超える自治体から調査結果が回収された。子ども医療費助成(外来)では、高校生までは81.5%である一方、6歳まで2.2%、小学生まで1.5%、中学生まで13.3%、大学生までは1自治体と、自治体間によって大きな格差がある。また、学校給食費の無償化についても、39.4%の自治体は無償化しているが、6割以上の自治体は財政事情から有償化である。市町村自治体からの要望では、子ども医療費、学校給食費は国において統一した制度を確立すべきである、との声が大きく、給食費も国による財政措置により実施すべきであるとの声があることから、次期戦略で強く訴えていくべきである。
Ⅲ-1① (P12)	■待機児童の解消をはじめ仕事と育児の両立ができる環境整備の3項目について 素案では、延長保育、病児・病後時保育や預かり保育、地域型保育など多様な子育て支援サービスの提供体制の整備を支援する、としているが不十分である。 病児保育事業は、各市町村に看護師が常駐する医療機関併設型施設の設置や拡充が必要であると考ええる。 また、医療機関併設型施設等におけるICT化推進事業の整備にあたって、道として必要な経費を市町村に支援すべきである。	病児・病後児保育は、保育園に通っている子どもが病気になる際、仕事を休めない親に代わって病気の子どもを一時的に預かってくれる施設です。就業継続の観点から病児・病後児保育に対する職場組合員のニーズは高く、「常に満員でなかなか預けることができない」、「受け入れ不可の日があるなど、常に受け入れ可能な状態とはなっていない」など空きがないという声が多く、また、「施設までの距離が遠いため利用しようとするとき業時間に間に合わない」など地域においては、近郊に無い等の声もあり、さらに、予約やキャンセル待ち、問い合わせに対し「連絡が当日の始業時間ギリギリである」という声も多くある。これらを解決するには、予約、空き状況などのシステム化により誰でも確認が取れるようシステムの導入が重要である。北海道においても、ICT化の実態把握とともに、さらなるICT化を推進し、利便性の向上を図ることも求められるため。 地域に根差した地域福祉の連携と充実については、ひきこもりやひとり親家庭、生活困窮世帯など複合的な課題として対応するほか、不登校児童生徒等の支援については、文科省が令和5年3月にとりまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」の推進策として早期支援を強化すべく、公的な教育支援センターのICT環境の整備をはじめ、フリースクールなど学校や家庭以外の居場所や学びの場、とりわけ「教室以
Ⅲ-1① (P13)	■子育てなどを地域で支え合う仕組みづくりの5つ目について 素案の記載では不十分ではないか。不登校やひきこもり、ひとりの親家庭、ヤングケアラーなど生活困窮者世帯の複合的な課題に対応するため、学校や家庭以外の居場所	

	所や学びの場を充実させるとともに、地域や家庭の事情に見合った支援体制を強化する、ことを補強すべきである。	外の学習等の成果の適切な評価の実施」を充実させるべきである。どんな事情があっても、道内の児童生徒等が不登校等により学力が追いつかず進学等の夢が絶たれるなど子の将来の選択肢の芽をつぶさないよう、道が主導となって学びの場の支援を行うべきである。 ●胆振管内のある自治体では、不登校児童対策のため市内の施設に「不登校サポートハウス 子どもの国フェニックス」の名称で、退職教員などがスタッフとなって実施している。定期試験を含む学習や、児童生徒の実態に合わせた活動を実施している。 ●十勝管内のある自治体では、不登校傾向の児童生徒が学校生活への復帰を含め、将来に向けて社会的に自立していく力を養うことを目的として、町内に「ふれあい教室」と「ふれあい柳町教室」[ほっと]の2箇所の教育支援センターを設置している。2箇所ともWi-Fi を設置し、学校とのリモート授業ができる環境を整えているとともに、うち「ふれあい教室」においては、定期試験の受検を可能としている。 連合北海道の調査では、これらの自治体以外は定期試験を受けることが出来ていない現状にあり、「誰一人置いてきぼりにしない」学校教育を実現するためにも、その見直しを道が率先して取り組むべきである。
Ⅲ-1① (P13)	■子どもの安全・安心の確保の2つ目について 不登校により学びや支援にアクセスできない子どもたちをゼロにすることは良いことと考える。一方、オンラインを活用した学習支援の中に、定期試験の受検を可能とすることを推奨することも補強すべきである。意見の理由にも記載しているが、今年5月に実施した連合北海道の道内自治体実態調査の結果によれば、ICT を活用したオンライン学習が進んでいるものの、不登校生徒が内申点に影響が出ないよう定期試験が受けられる体制が未整備であることが判明したため、補強すべきである。	●胆振管内のある自治体では、不登校児童対策のため市内の施設に「不登校サポートハウス 子どもの国フェニックス」の名称で、退職教員などがスタッフとなって実施している。定期試験を含む学習や、児童生徒の実態に合わせた活動を実施している。 ●十勝管内のある自治体では、不登校傾向の児童生徒が学校生活への復帰を含め、将来に向けて社会的に自立していく力を養うことを目的として、町内に「ふれあい教室」と「ふれあい柳町教室」[ほっと]の2箇所の教育支援センターを設置している。2箇所ともWi-Fi を設置し、学校とのリモート授業ができる環境を整えているとともに、うち「ふれあい教室」においては、定期試験の受検を可能としている。 連合北海道の調査では、これらの自治体以外は定期試験を受けることが出来ていない現状にあり、「誰一人置いてきぼりにしない」学校教育を実現するためにも、その見直しを道が率先して取り組むべきである。
Ⅲ-1① (P14)	■子どもの安全・安心の確保の4つ目について 子どもの最善の利益を実現するため、～自立支援までとあるが、それでは不十分である。社会的養育を推進するためにも、道内 23 箇所にある児童養護施設(地域小規模児童養護施設 35 箇所)で働く児童指導員等の職員配置や労働条件改善を積極的に進めることを補強すべきである。また、同施設に働く保育士等についても処遇・配置改善を図ることも補強すべき。	現在、児童養護施設に入所している子どものうち約 7 割は虐待受けていることが 2023 年 2 月、「児童養護施設入所児童等調査」結果で明らかとなっている。こうした実態の中、児童養護施設の職員配置の主な職種として掲げられている児童指導員や保育士の労働条件については極めて低位にあることから、その見直しを図る必要がある。札幌市内の公益財団法人児童養護施設の児童指導員及び保育士の求人情報の内容をみると、中途採用枠での正職員の初任給は短大・専門学校卒が 200,064 円(処遇改善金や特別加算金等の全手当込)、4 年制大卒が 220,552 円(処遇改善金や特別加算金等の手当含む)、加えて、児童指導員・保育士・幼稚園教諭 1 種免許状の職種による契約職員においては、月額 168,776 円(手当含む)からと明示されている。24 時間体制で、保護者の適切な養育を受けられない子どもの生命を守らなければならない労働者の労働条件としてふさわしいものとは到底言えない。社会全体で子どもを育む社会的養護という重大な理念のもと、社会的養護に携わる労働者(児童指導員、保育士等)の処遇・人員配置改善については喫緊の課題として対策を図る必要があり、素案に補強すべきである。

Ⅲ-1② (P17)	■学校における働き方改革等の推進の2・3項目について 平日を含めた「部活動」の社会教育への移行を推進するため、指導を行う人員を確保し、必要な予算を確保・拡充することを補強すべきである。	道教委の「アクション・プラン」(第3期)では部活動の地域移行にかかわり、2025年度までに取り組みを重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すとしている。月80時間以上の超過勤務の全体に占める割合は公立小学校教員(集約人数3,457人)で17.4%、公立中学校教員(集約人数1,572人)で33.9%と、中学校全体で22.6%が超過している現状にある。特に中学校では、1日の持ち授業時間は平均すると4時間程度(1単位時間50分)であることから放課後までに小学校より授業の持ち時間が100分程度少ないものの、その分、放課後は生活指導や部活動指導、進路指導、生徒会指導などに多くの時間が割かれ、そのほとんどが所定の勤務時間外に行われていくことから、平均して小学校よりも超勤が多くなっている。それに加え、中学校ではさらに部活動があるため、この状況では仕事のやり方を工夫する余地などない。最も負担となっているのは、中学校の部活動であり、平日を含めた地域への移行が必要であるものの、移行にあたっては学校の教育活動から完全に移行しなければ、学校に責任が残りと、結局大会運営や引率など教職員の負担は解消されない。完全移行に向けては、地域内で指導を行う人員を確保しなければ始まらないことから、地域内における指導者育成・確保をはじめ、移行先のスポーツクラブ等にかかる費用や送迎等の関係上、子どもの運動の機会が減少することのないよう、社会移行に関連する必要な費用の予算措置を講じるべき。士別市では、来年度から小中学生を放課後、自宅や児童館からスポーツ少年団などの活動場所に送り届ける「習い毎応援タクシー」事業の本格運用を検討中である。このような習い事に特化した移動支援を参考として、道としても、部活動の社会移行に際する移動支援を検討すべきであることから、素案に盛り込むべきである。
Ⅲ-1③ (P17)	③若者、女性、高齢者、障がい者など多様な人材の活躍、■企業・大学等と連携した地域を創る人材の育成、および■若者の道内就職の促進や正規雇用化などの雇用の質の向上の項目に関して、以下の点について補強すべき。 ●素案にある地域の課題解決に取り組む人材育成するためには、まず、進学時における“流出減”の対策が重要であり、道内の進学先の選択肢を増やす取り組みが	●以上の観点からも、首都圏をはじめとした道外大学とのUJIターン就職促進に関する連携協定をより一層拡大すべきである。また、道が主体となって、道内大学・高専に学ぶ高度人材が、地元企業に正規雇用として就職するよう、道内市町村自治体に対して、「奨学金返還支援制度」の創設を働きかけるべきである。さらに、道が「まとめ役」となって全体マネジメントしている「北海道若者活躍プロジェクト推進協議会」などの事業を推進し、道内就職優遇制度の改善に結び付けるよう取り組みを強化する必要がある。

	必要である。ナンバー1 教育、オンリー1 教育などを掲げ、道外に行かなくても日本一の教育が受けられ、若者が憧れるような職業の学びの場を提供し、道内に若者をとどめる必要がある。特に、道内大学の魅力を高める取り組みが必要である。大学の進学先を選ぶ基準は、「希望の学部・学科」が最も多い傾向にあることから、道内の大学が学部や学科の充実を図り、知名度やブランド力を高め、機能強化や魅力向上に努めることが重要である。 ●就職時における“流入増”の対策として、既存のアンテナショップを活用し、情報発信を強化するなど、U ターン就職を増やす必要がある。道内にどのような企業があるのか、学生に対して自社の魅力をPR できる場をより一層増やしていくべきである。	
Ⅲ-1③ (P18)	■若者の道内就職の促進や正規雇用などの雇用の質の向上 4項目の取り組みが示されているが、若者の道内就職の促進は示されているものの、正規雇用化、雇用の質の向上は何ら取り組みが触れられていない。タイトルと本身がアンマッチとなっており、正規雇用化に向けた取り組みを具体的に示すべきである。	同左
Ⅲ-1③ (P19)	■働き手の状況に応じた就業支援や職場環境の整備について 女性の働く職場環境の整備、従業員の正規化などによる、とりわけ中小企業の活性化に向けた支援強化が必要である。2023 年度北海道の女性の就業率は 49.2％で、全国の 53.6％に対してマイナス 4.4 ポイントとなっている。とりわけ正規雇用労働者が少ないという状況である。また、北海道労働局が取りまとめた「新規求職者の	第 20 回(令和6年度第1回)北海道創生協議会(2024 年)5月 22 日における連合北海道須間会長の発言から引用

	年齢別状況」でも 30 歳から 54 歳の女性で就労を希望する求職者が多数となっている。女性の就業率が低いのは、どのような課題があるのか、原因分析を行いながら、女性が働く環境を踏まえた対策を進めるべき。連合はジェンダー平等を推進している。あらゆる分野で女性の参画が進むことにより、社会構造の変革に繋がると考えており、企業における女性参画を意識した取り組みを進める必要がある。とりわけ中小企業に対する非正規雇用から正規雇用への転換に対する支援を行うとともに、正規雇用の促進が、会社の将来への有用性となるということを伝える取り組みを行うべきである。	
Ⅲ-2⑤ (P24)	⑤スポーツによる地域の振興 ■スポーツを通じた健康で豊かな生活の形成と魅力ある人づくり・地域づくり 健康増進法に基づき道民の健康増進の観点から、スポーツ人口の裾野を広げるため、子ども(地域クラブ活動への子ども参加を含む)から高齢者までを対象として地域におけるスポーツ環境整備に要する費用の一部を補助するなど支援を行うことを補強すべきである。また、スポーツ環境整備支援策の立案に向けては、スポーツ関係企業をはじめとした地元企業等と連携し、地域におけるスポーツ産業の活性化を目指すことも補強すべきである。	介護保険制度の安定性・持続可能性を確保し、すべての世代にとって安心できる制度の構築に向け、認知症や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、誰もが住み慣れた地域で質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく受けられるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る必要がある。そのためにも、各自治体が決定的「第 9 期介護保険事業(支援)計画」の実行にあたり、次期の介護保険料に伴う地方財政への負担軽減となるよう、高齢者の健康増進の取り組みを強化する必要があることから、健康増進という単語を補強し、スポーツの地域振興を進めるべきである。
Ⅲ-2⑥ (P24)	⑥航空ネットワークや北海道新幹線等を活用した新たな人の流れの創出 ■航空ネットワークの充実・強化について 素案では道内航空路線の維持・拡充のため、航空機利用促進などとなっているが、グランドハンドリングや保	新千歳空港に 2024 年夏季(3 月 31 日～10 月 26 日)に就航する国際定期便が新型コロナ禍前の 2019 年夏季と比べ約 4 割少ない 1 週間当たり 135 便にとどまることが国交省の集計で判明した。中国本土便が大幅に落ち込んだまま回復していないことに加え、グランドハンドリング(航空機誘導、手荷物預かり等の地上支援業務)の人手不足も影響したといわれている。円安もインバウンドを取り込む追い風となっているが、新千歳空港は全

	安検査をはじめとする地上業務従事者が不足している中で、充実・強化は不可能であることから、航空業務は地域雇用を支える地場産業であるという観点から、道内市町村と業界団体との連携による人材確保のマッチング支援等を実施することを補強すべきである。	国平均と比べても回復が遅れている。ハワイ、オーストラリア便も再開しておらず、今年1月、新千歳空港と上海を結ぶ路線の就航を目指したが、グランドハンドリングの人手不足で、新千歳以外の空港発着に繰り替えた。新千歳空港では、手荷物の預かり、航空機の給油、保安検査、清掃など幅広い分野で人手の確保が追いつかず、1～2割ほど人員が足りていないとも言われているため、まずは、人員の確保を最優先に取り組むことを補強すべき。
Ⅲ-3② (P28)	②穏やかに暮らせる医療・福祉の充実についての7つ 目 地域枠医師のキャリア形成に配慮した取り組みを推進する、とあるが、大学の地域枠の拡充を推進することを補強すべきである。	地域における総合診療医を増やすためには、総合診療医を育成するキャリア形成支援が重要であり、複数の医師がローテーションで都市部と地方の巡回勤務を行える体制を構築する必要がある。そのためにも、3医科大学における、さらなる地域枠の拡充を推進すべきである。北海道大学では、地域の基幹病院に指導医を派遣し、地域と大学病院とを循環する体制の構築を目指しており、質の高い医療を提供している地域基幹病院、臨床研修指定病院が数多くあり、これらの病院に北大から若手医師や中堅医師、指導医を派遣し、地域医療を重層的な診療体制、教育体制を支えていることも理解しているが、医療体制が切迫している中、北大にも地域枠を設けることを補強すべきである。
Ⅲ-4③ (P41)	③観光立国北海道の実現 ■量×質の追求 観光客の滞在日数やリピーターの増加のため～観光地づくり等を進める、に以下の内容を補強すべきである。 道が観光予算の追加分とした欧米向け観光プロモーションや体験型観光「アドベンチャートラベル」の高付加価値化について具体的な検証を進めるとともに、JRをはじめとする道内公共交通機関のインバウンド等の利便性向上に向け環境整備を拡充する。また、日本を含む世界77か国にあるJETRO事務所との連携を強化することも補強すべきである。	連合北海道「2025年度道政に対する要求と提言」においても求めている。
Ⅲ-4③ (P41)	③観光立国北海道の実現 ■量×質の追求 観光客のみならず、地域住民・事業者等にも配慮した持	JTBや日本旅行などと連携し、新千歳空港へ到着後に道内旅行のコーディネートを行い、魅力ある北海道を発信すべきである。現在の新千歳空港の到着ロビーは寂しいばかりであるが、その理由は、空港カウンター料金が高い状態にあるからである。この高い料

	続可能な観光地づくりを推進する、に以下の内容を補強すべきである。 観光事業者と連携し、着地型観光など地方空港を活用した観光メニューの開発に取り組むことを補強すべきである。	金を見直し、空いている状態を無くし、“ワクワク”して賑わいのある着地型観光をめざすべきである。
Ⅲ-5(3) (P51)	5 多様な連携により地域の活力をつくる (3)主な施策 ③人口減少対策に関する札幌市との連携強化 とあるが、人口減少対策は道内市町村全体との連携強化が必要であり、特に道や国が主体となつて積極的に取り組んでほしい、という各自自治体の声があることから、④人口減少対策に関する道内自治体との連携強化を総合戦略に追加すべきである。	連合北海道が今年5月に実施した「道内自治体への実態調査」によると、市町村が抱えている課題について、43.8%の自治体が財政支援を要望する回答があり、具体的な内容としては、補助金の補助率の引き上げや補助対象の拡充、地方交付税を含む一般財源総額の増額であった。特徴的事例を記載するが、●空知管内の自治体からは、人口減少に関わる問題は各市町村で解決できる部分が少なく、国や道が積極的に対策を講じていくことを要望する、●オホーツク管内の自治体からは、地方への若者の移住など、定着させる政策が見えず、地方自治体任せになっている。今や人口減少対策は国の重要課題である、●同じくオホーツク管内の自治体からは、人口減少や少子高齢化、東京一極集中などに関しては、抜本的対策を講じる必要があることから、国や道が主体となつて積極的に取り組みを進めてほしい、●十勝管内の自治体からは、市町村に求められる行政対応は増え続けることで一人当たりの負担は大きく現場職員は疲弊している。国・道においては、もっと市町村職員の生の声を聴き、現状を把握して頂き、市町村が本来に必要としている財源や人的リソースの支援など協議検討して頂きたい、●空知管内の自治体からは、雇用を求めて「社会減」が生じているが、地方公共団体の支援策で雇用の場を創出するには限界がある。また、雇用の場の維持・確保として、地元企業の支援を実施したとしても、新たな雇用を生み出すには至っていない。移住定住を促進して実績をあげたとしても、それは「居住人口の移動」でしかない。どこかで移住定住者が増加したということは、どこかで人口が減少したということである。移住定住促進事業に取り組んでいるが、これを「人口減少対策」と位置付けることに疑問を感じている。全国で居住人口を取り合っているだけという側面がある。結婚新生活支援事業に取り組み、一定の実績をあげているが、出生数の改善にはつながっていない。将来的に出産につながる可能性の高い新婚世帯を支援することは、人口減少対策として極めて重要であると考え、 「子を生み、育てる」ことへの不安感や負担感を根本的に解消する取り組みが必要である。若

		い世代が「雇用が安定している、収入が増加する、貯蓄もできる、生活が安定する」という将来ビジョンを描けない限り、婚姻数や出生数は増えていかないのではないかと。人口減の抑制や出生数の改善のためには、国の施策が重要なものであり、地方公共団体の事業で対応できるものではない。 当市をはじめ多くの地方公共団体は、人口減少に歯止めをかけ、出生数の改善を図ることにより、まちに活力を創出していくことを総合戦略の基本目標としているが、一地方公共団体の取り組みで当該基本目標を達成することは極めて困難である。雇用環境の改善や新産業の創出、所得の向上、人口減少といった課題については、国が積極的に施策を展開すべきである。
その他	別添のとおり参考資料として、2024 年 11 月 29 日（金）9:30～11:30 で開催された「第1回新しい地方経済・生活環境創生会議」（議長：伊東地方創生相）の連合が提出した資料を参考に送付する。「これまでの地方創生の成果と反省について」意見交換が行われたが、北海道の2自治体の現状が政府に対する意見の申出に反映されている。あらためて、北海道だけでは実現できない事案を解決するためにも、1項目を立てて、国に対する要請を「北海道創生総合戦略」に反映すべきである。	

(1) 第 22 回(令和6年度第 3 回)北海道創生協議会及び地方創生に関する講演会

概要／①前段、「株式会社 陽と人」代表小林味愛氏による「若者・女性にも選ばれる地方の生活環境・経済の創生について」と題した講演では、福島県に移住してから、人口増加時代の産業構造を人口減少時代に合わせることで、どの地域でもビジネスチャンスが生まれるということに気づいたと語られ、また、セオリーオブチェンジ（自分たちが取り組んでいる課題がどのような仕組みの中で生まれ、それにどのように働きかけて変化を起こすことができるか）ということを考え描き、自らが農業課題解決に取り組んできたことが紹介された。また、若者・女性に選ばれるために今すぐできることとして、「働きやすさ」「働きがい」「アンコンシャスバイアス（気づかずに持っている偏見や思い込み）に気づき押し付けない」の 3 つの論点を重点的に対応していくことが必要であり、そのことによって女性や若者が地方に帰ってくると主張され、最後にこれからの日本は地方こそが可能性に溢れているとまとめられた。

②地方創生 2.0 の情報提供では、これまでの成果として 2020 年の総人口が 2015 年より増加している市町村が 317 団体あること、NPO 法人ふるさと回帰支援センターへの移住相談件数が過去最多の 59,276 件となったこと、課題としては、東京圏への転入超過が相変わらず多く、特に女性の方が多いことなどが報告された。次に、地方創生 2.0 については、国民の持つ価値観が多様化する中で地域・コミュニティの存在こそが国民の多様な幸せを実現する。そのためには「楽しい」と思える地方を、民の力を活かして、官民が連携して作り出していく必要がある。都市に住む人も、地方に住む人も、相互につながり、高め合うことで、すべての人に安心と安全を保障し、希望と幸せを実感する社会を実現するため、1) 一極集中を進めるような政策の見直し、2) 地域・経済社会、これらを支える人材の力を最大限引き出す政策の強化、3) 若者・女性にも選ばれる職場や暮らしを実現する政策の強化、4) 都市と地方の新たな結びつき・人の往来を円滑化する政策の強化、という取り組みを含めた地方創生 2.0 の「基本的な考え方」の説明があった。最後に新しい地方経済・生活環境創生交付金の概要とその施策事例が紹介された。

③第 22 回北海道創生協議会では、座長である鈴木知事は、「昨年 5 月に現行の北海道創生総合戦略の課題を共有させてもらい、その後も様々な形で示唆いただいた中、11 月に次期素案を取りまとめてパブリックコメントを実施した。本日の協議会では、地方創生が目指す東京一極集中の是正は、市町村や都道府県だけではなく、国は列島改造を進めると言っていることから、これから出てくる地方創生の考え方を注視しながら、北海道としても市町村、国との 3 者でこの「地方創生 2.0」を強力に進めていく必要がある。この 10 年間、市町村も都道府県も懸命に頑張ってきていることから、今こそ国も本気を出して施策を進める必要があると考えているので、構成員の皆様からも積極的に忌憚のない意見をいただいて原案をしっかりと練り上げたい」と挨拶した。

④次に共同座長である北海道経済連合会藤井会長から、「本日議論いただく『北海道人口ピ

ジョン』『第3期北海道創生総合戦略』の人口減少への緩和策、適応策は、北海道創生を推進していく道標となるものである。次期戦略の推進期間となる2030年に向けての5年間は次世代半導体やGXに関する新たな動きを推進し、北海道を飛躍させるための重要な時期である。構成員の皆様には、専門的見地から積極的に発言いただきたい」と挨拶した。

⑤次に事務局から北海道人口ビジョン案及び第3期北海道創生総合戦略案について説明した後、欠席構成員からの意見・提言が紹介され、続いて参加した8名の構成員により意見交換が行われた。連合北海道の須間会長からは、1) 地方公共サービスの回復・充実を進める上で、日常生活に必要な物流・交通インフラの充実や地域公共交通・買い物支援、医療支援など社会インフラの充実をはじめ、過疎地では雇用を求めた社会減が生じ深刻な事態を招いており、一自治体の施策として雇用の場の創出には限界がある。とりわけ地方の人口減少に歯止めをかけることは、北海道全体の人口減少対策にもつながることから、道が先頭に立ち、地方の人口減少対策や社会インフラの充実に向けた施策を展開すべきであると考えている、2) 北海道の15歳以上の人口は男性214万で無業者は72万、率にして33.5%、女性の人口は245万と男性より31万人多いが、無業者は125万であり、50.9%、約51%と半数を超えており、全国平均の46.8%と4.1ポイントの差があり、ここ数年4%のままである。また、女性の雇用形態別の構成では、雇用者108万人のうち正規職員・従業員は47万人で43.3%、全国平均の46.8%より3.5ポイント低く、全国47都道府県中41位である。職場内に女性が活躍しづらく、働き続けづらい環境があるのではないかと、更に道庁や市町村、そして大企業での女性管理職比率は低い状況となっていないか検証が必要である。地方創生のためにも道が先頭となり、女性活躍の推進に取り組むべきである、3) 道民にとって住みやすく、魅力のある地方にしていくためには、地方公務員がその地域のために全力で働ける職場環境をつくっていくことが重要と考える。そのため、会計年度任用職員(非正規で働く職員)は、処遇改善に加え、正規化をはじめとする雇用の安定こそが必要であり、地域を支えるという働きに見合った処遇の改善が重要であるので、道として市町村への働きかけを行うべきと発言した。

(1) 令和7年度第1回北海道創生協議会の概要(6月2日)

- 1) 冒頭、本協議会の座長である鈴木直道知事が挨拶に立ち、「いま、デジタル化や脱炭素化といった世界的な潮流のなかで、本道においては、次世代半導体パイロットラインの稼働や、再生可能エネルギーで運用するアジア最大級の AI データセンターの着工など具体的な動きが進んでいる。北海道には、大きな役割が期待されている状況にある。その一方で、4月に国が公表した人口推計によれば、本道の人口は外国人の増加により3年連続で社会増という状況になったものの、日本人の人口では67年ぶりに500万人を下回るという、依然として厳しい状況にある。こうした中で北海道創生総合戦略においては、人口減少の緩和と人口減少社会への適応の2つの観点を踏まえながら、再生可能エネルギー・食・観光など本道が有する多様なポテンシャルを最大限生かして北海道の創生に取り組んでいくとしている。国においては、『地方創生 2.0』ということで『令和の日本列島改造』と掲げて、石破政権の最重要政策と位置付けている。今月中には、今後10年間の地方創生の方向性が示される基本構想の策定が予定されている。本日の報道にもあったとおり、基本構想では、関係人口の創出・拡大に向けて『ふるさと住民登録制度』を創設し、関係人口の目標値を設定する方向である。本道としても、国の新たな施策検討の動きを捉えて積極的に取り組んでいく必要があると考えている。北海道は人口減少と少子高齢化によって地域活力の低下、担い手不足など様々な課題を抱えている。産官学金労言からなる本協議会の構成員や、国と連携し、北海道の優位性や各地域の強みを生かしオール北海道で本道の地方創生に向けて取り組んでいきたい。本日は構成員の方々から、忌憚のないご意見・提言をお願いしたい」と述べた。
- 2) 続いて、共同座長の北海道経済連合会の藤井裕会長は「国が『地方創生 2.0』の基本構想の骨子が示した。以前の『地方創生 1.0』の反省点も踏まえ、10年後に目指す姿として、若者や女性にも選ばれる地方、地域資源を活用した自立的な地方経済をつくる、地方と都市が交流し人材を大切にする社会をつくる、などが示された。北海道創生総合戦略においても、若者や女性をはじめとした多様な人材の活用・活躍を目標のひとつとして、地域の魅力を高め、地域への人の流れをつくることを基本戦略のひとつとしていることは、『地域創成 2.0』にも共通するところである。このように国と北海道の課題や視点は共通するものである。また、北海道創生における人口減少の緩和と適応と、国の地方イノベーション創生構想における地方のポテンシャルを生かした『新結合』は密接に関係しており、一体的に取り組むことが必要である。今回、国から基本構想の骨子案が示され『地方創生 2.0』が本格稼働する。そのなかで、国の総合的戦略の改正等も見込まれる。北海道創生総合戦略においても見直しも含めて柔軟に対応することが必要と考えている。当会では、地方創生、地域課題解決、地域 DX チーム準備会を開催し、自治体職員の人手不足の観点からも民間の知恵やサポートを活用しながら地方移住、自治体間の広域的な連携など地域課題の解決に向けて進めているところである。また、北海道と取り組んでいる豊富な再生可能エネルギーの開発や、それを基盤としたGX、次世代半導体、宇宙など新たな産業の集積・発展は、『地方創生 2.0』が目指す『強く豊かで楽しい日本の実現』に大きく貢献できるものと考えている。本日は構成員の方々から専門的な見地から、積極的な発言をお願いしたい」と挨拶した。
- 3) 次に事務局から議事内容について説明した後、参加した構成員の発言を中心に意見交換が行われた。連合北海道の須間等会長からは、①「潜在労働力の掘り起こし」として、北海道の女性の就業率は全国に比べ低く推移しており、女性の働く環境改善が必要であること(例

えば「トイレが男女共用、さらに清潔でないことにより女性や若者から敬遠される」との分析があるが、更衣室や休憩室なども同様であり、中小企業などへの支援が必要と考えるなど、男性経営者・管理者に対する意識改革の取り組みも重要であること)、②昨年の北海道の外国人労働者は約4万4千人で今後も増加すると推計されているが、「外国人材の受入拡大と共生」は重要であり、外国人労働者の受入れ後の労働環境や就業規則などが適正にされているか検証が必要であると同時に、地域の中で日本人との共生した地域社会づくりに向け、外国人労働者への支援が必要なこと、③人口減少社会への適応に向けては、10年後には石狩振興局の人口が全道の50%を占めることとなり、道央圏と地方の格差が拡大するとともに、生産年齢人口が50%を下回る振興局も出てくるなかで、「医療や交通」をはじめ、地方で安心して暮らせるまちづくりは急務であること、などについて発言した。

(2) 第20回(令和6年度第3回)北海道創生協議会幹事会の概要

① 9月4日の書面による第2回幹事会での意見集約を踏まえて、10月28日に第3回幹事会が開催された。

まず、「北海道人口ビジョン(2024 年度改訂版)」及び「第3期北海道創生総合戦略」素案について提案がされた。この計画は2050年を見通した計画であるが、「北海道人口ビジョン(2024 年度改訂版)素案(事務局案)」では、①北海道の人口動向(総人口、自然増減、社会増減、札幌市への人口集中、外国人の人口動向)、②将来人口の推移と人口減少による影響分析(将来人口の推計、人口減少が地域の将来に与える影響の分析・考察)、③人口の将来の見通し(試算1<402.2 万人>/道民希望出生率が実現した場合、試算2<382 万人>/現状の傾向で推移した場合<社人研「地域将来推計人口(2023 年)推計」準拠>)、試算3<368.9 万人>/現状より低い出生率で推移した場合<社人研の低位推計相当>)をもとに、年齢3区分別(年少人口<0～14 歳>割合の将来見通し、生産年齢人口<15～64 歳>割合の将来見通し、高齢者人口<65 歳以上>)の人口構造では、「試算2」や「試算3」の社人研推計に対し、「試算1」の道民希望出生率が実現した場合は、合計特殊出生率の上昇とともに年少人口の割合は増加し、生産年齢人口の割合が増加する2050 年頃を境に高齢化抑制効果が現れ始め、その後、高齢者の人口は減少すると分析している。

② これらをもとに、「第3期北海道創生総合戦略」素案の概要が説明され、①めざす姿/「一人ひとりが豊かで安心して住み続けられる地域を創る」(7月策定の「新たな北海道総合計画」との整合性を図った)、②戦略の2つの観点/人口減少のスピードを「緩和」する観点、人口減少社会に「適応」する観点、③取組の基本方向/④戦略推進の考え方/7項目(うち、デジタル技術の活用は、人口減少に対応する生産性の向上として新たに追加した)、⑤総合戦略の枠組み/1)基本戦略→ア.一人ひとりの希望をかなえる社会をつくる、イ.地域の魅力を高め、地域への人の流れをつくる、ウ.安心して暮らせる豊かな地域をつくる、エ.潜在力を活かした産業・雇用をつくる、オ.多様な連携により地域の活力をつくる、2)重点戦略プロジェクト(4つの重点プロジェクト/ア.「(仮称)住み続けたいくなる、戻りたくなる北海道プロジェクト」、イ.「(仮称)ひとを育み、受け入れ、未来につなぐ北海道」プロジェクト、ウ.「(仮称)可能性を高め、成長する北海道プロジェクト」、エ.「(仮称)未来技術を育て、活かし、広める北海道」プロジェクト、3)地域戦略/振興局が中心となって推進する施策や、振興局の区域を越えた広域連携による施策について、総合計画が示す政策の基本的方向に沿って策定する地域計画である「連携地域別政策展開方針」として提示し、地域戦略として位置付ける(次回の協議会で書面提出する)、⑥市町村戦略支援/1)財政的支援、2)情報支援、3)人的支援などが示された。

③ これらの提案に対して、①参加の幹事からは、自然に関わるアドベンチャートラベルなどについて、もっとマーケティングしたら良いのではないのか、②連合北海道からは、9月4日の幹事会(書面開催)における意見がどの程度反映、補強・修正されたのか、特に、人口流出対策は待ったなしの状況であり、北海道労働局の「Labor Letter」によると、女性の新規求職者数が 30～44 歳、45～54 歳、29 歳以下の順で、すべて女性が他の年齢層を抑え、就労を希望する人が多くいるとのデータが公表されており、道外への人口流出を防ぐためにも、働く者の雇用の質を高めることが重要であり、非正規雇用から正規化への移行を進めるための具体的な取り組みを強化していく必要がある。どこに意見反映されているのか。また、「産学官労金」が連携を図り、今年開催した北海道版政労使会議等のような会議体を立ち上げ、人口の社会減を抑制するための具体的な取り組みを推進していくことが重要であり、次期計画に反映させていく必要がある。従業員の正規化、女性の働く職場環境の整備など、中小企業の活性化に向けた事業支援の強化などを具体的に明記すべき。また、道内の大学の選択肢が乏しく、北大のような国公立・私大が道内に存在しないことから、道外へ進学した場合は、ほとんどが I ターンで就職する傾向が多い。千歳の科学技術大学は、公立化になったことにより、近隣の地域から道外の大学に行くのではなく、科学技術大へ入学し、偏差値も引き上

っている。大学進学を機に道外ではなく、道内の大学へ引き留めるためにも、公立化とすることも考えるべきであると意見反映した。

④ これに対して、道は、❶第3期北海道創生総合戦略(素案)事務局案の中で、観光立国北海道の実現の項目に、1)「クリーン×セーフティ北海道」があり、本道の自然公園が持つ優れた自然環境を保全しながら、アウトドア活動を推進するとしており、また、2)「量×質の追求」においても、本道が優位性を持つ自然と豊かな食の魅力を活かし、アドベンチャートラベルの富裕層に対するマーケティング調査・分析を行い、戦略的な市場開拓及び観光地づくりを推進するとしている、と回答があった。また、❷連合北海道からの意見に対しては、主な施策の中で、若者、女性、高齢者、障がい者など多様な人材の活躍として、1)若者の道内就職の促進や正規雇用化などの雇用の質の向上、2)女性の能力を発揮しやすい環境の整備、3)働き手の状況に応じた就業支援や職場環境の整備、4)雇用の受け皿づくり、5)誰もが働きやすい環境づくりと仕事と家庭が両立できる職場環境の整備の項目の中で、意見を踏まえて補強したとの回答があった。なお、大学の公立化については、素案に盛り込んではいない。これは、地方創生という幅広い分野で進学の確保などを謳っており、個別の課題を論ずる状況にはないため、また、我々の所管ではないため難しいとの答弁にとどまったため、連合北海道として、国に対して粘り強く要求していく旨を告げた。

⑤ 次に、「第2期北海道創生総合戦略」の推進状況について、令和2～6年度までの「数値目標」8本と「KPI」225本が報告された。数値目標については、合計特殊出生率の基準値1.27(H30)に対して、実績値が1.06と進捗が88.3%にとどまっていること(全国1.20)、この要因分析による合計特殊出生率の低下には、経済的な不安定さや、仕事と子育ての両立の難しさなど、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていると考えられるとしている。

一方、基本戦略・KPI(225本)の進捗状況では、161本が80%以上90%未満となっている旨の報告。

KPI進捗率	①	②	③	④	⑤	評 価
	【100%以上】	【90%以上 100%未満】	【80%以上 90%未満】	【80%未満】	【現時点で算定不可】	
1 一人ひとりの希望がかない、誰もが活躍できる社会	14 (21.9%)	24 (37.5%)	11 (17.2%)	13 (20.3%)	2 (3.1%)	全体としては「現時点で目標を達成している」、「現時点で進捗率 90%以上 100%未満」の割合がほぼ半数となっている一方で、「現時点で80%未満」が約3割となっており、引き続き目標達成に向けて取り組む必要のある大項目も見られるところ。
2 人口減少下においても、幸せに暮らし続けることのできる社会	18 (39.1%)	11 (23.9%)	7 (15.2%)	9 (19.6%)	1 (2.2%)	
3 北海道の優位性・独自性を活かして経済・産業が活性化し、いきいきと働ける社会	23 (28.8%)	16 (20.0%)	13 (16.3%)	26 (32.5%)	2 (2.5%)	
4 北海道に住みたくなる、戻りたくなくなる魅力にあふれた社会	11 (39.3%)	2 (7.1%)	7 (25.0%)	8 (28.6%)	—	
5 地域創生を支える多様な連携	3 (42.9%)	1 (14.3%)	—	3 (42.9%)	—	
計	69 (30.7%)	54 (24.0%)	38 (16.9%)	59 (26.2%)	5 (2.2%)	※R6 年度までの戦略推進期間における現時点の進捗状況

⑥ これらの提案に対して、参加の幹事からは、各施策とセットでKPIを立てているが、「新たな北海道総合計画」との整合性が観光部門のKPIで図られていないが、どういうことなのか、と質問があった。これに対して、道からは、KPIは「特定分野別計画」に基づいて設けられており、個別の目標設定について、所管する経済部に伝える旨の回答があった。

⑦ 次に令和6年度(2024年度)デジタル田園都市国家構想交付金事業に係る重要業績評価指標(KPI)進捗状況について説明があり、連合北海道からは、より一層の取り組み推進を道に要請した。

最後に、年内にパブリックコメントを実施し、関係市町村・団体からの意見聴取を受けて、令和7年2月上旬に北海道創生協議会を開催し、原案作成の議論を行う予定。その後、2月中旬に原案策定、3月下旬に決定・成案の予定と、今後のスケジュールが示された。



1. 趣 旨

- 国は、令和7年6月に今後10年間を見据えた「地方創生2.0基本構想」を策定し、「地方創生2.0」の取組の方向性を具体化
- 本道では、「地方創生タスクフォース会議」が立ち上げられ、国と地域が一体となった北海道創生の推進体制を構築
- こうした動きを踏まえた新たな視点や施策等を適切に反映し、より一層効果的に取組を推進するため、本年3月に策定した道の総合戦略を見直すこととする

2. 見直しの考え方

- 国の基本構想の「目指す姿」「基本姿勢」などと運動しつつ、本道の実情を踏まえた人口減少対策を推進
 - ・若者や女性にも選ばれる地域づくり
 - ・「新結合」による高付加価値型の地方経済
 - ・AI・デジタルなどの新技術の徹底活用
 - ・都市と地方の間での人材の好循環の創出
- 新たな地方創生モデルの実現に向け、国と地域の2層構造により取組を推進し、地方創生2.0が掲げる「令和の日本列島改造」に貢献
- 人口動態のほか、社会経済情勢が急速に変化している中、最新のデータや情報を的確に分析して、関連施策を見直し

3. 推進期間

変更しない (R7～R11までの5年間)

4. 主なスケジュール

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	見直し 方針		素案	パブコメ		原案	改訂



項 目	主なキーワード	意見交換用補足資料
①地方創生2.0実現に向けた課題・意識など [「望ましい姿」と「現状」とのギャップなどを起点に]	➢ 「稼ぐ力」の向上 ➢ 後継者・人手不足 ➢ DX化(省人/力化)、処遇改善 ➢ 地域交通の確保 ➢ 最低賃金・物価上昇	I 特定地域づくり事業協同組合 :「後継者・人手不足」、「地域交通の確保」、「第3者継承」、「自治体・官民連携」等に関連 <参考記事：2025.9.2北海道新聞(8面)> 疑問？ここが知りたい Q. 商工会長自ら、商店街の廃業しそうな店を継ぐ理由は 下川町商工会長 三津橋 英実氏
②①の課題等解決の方策・方向性 [これまでの10年とは異なる方策・方向性のアイデア]	➢ 多様な人材活用、DX等業務改善 ➢ 経営刷新、機械化(省人/力化) ➢ 第3者継承 ➢ 自治体・官民連携の更なる推進	II 最低賃金の引上げに係る支援策 :「DX化(省人/力化)、処遇改善」、「最低賃金・物価上昇」、「経営刷新、機械化(省人/力化)」等に関連 ※2025年6月13日 国が省力化投資促進プラン(12業種)を公表 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashi_i_sihonsyugi/index.html#2025_head
③②の方策を進める上で想定される問題点 [これまでの10年を振り返り、取組を進める上での問題点]	➢ 継続性、地域間格差の拡大 ➢ ノウハウ・人材不足、業務負担 ➢ 地域課題・ニーズの深掘り ➢ 中間支援組織の活動を活性化・高付加価値化させるための工夫	
④他のワーキングメンバーとの連携の可能性 [連携できる/したい主体、連携の内容]	➢ 雇用人材や外国人材について他産業と連携した取組 ➢ 一次産業団体・経済団体 ➢ 道内各団体・企業、金融機関、自治体	
⑤その他ご意見等	➢ 北海道経済連合会の取組 :次世代半導体産業の集積・形成、特区制度等を活用したGX投資促進、北海道MaaSを通じた地域公共交通の確保 ➢ 国策での支援・投資	

【調査票】 ※詳細は別途配付資料を参照

団体名/記載者	連合北海道/永田 重人（総合政策局長）
①地方創生2.0実現に向けた課題・意識など	【若者や女性にも選ばれる地方をつくる】 ＜連合＞東京圏への転入を加味した「東京圏から地方への転出超過率」や「地方の転入超過率」などを検討する必要がある。 ＜連合北海道要請：1)正規雇用でも子育てしながら働きやすい雇用環境創出の拡充＞ 少子高齢化の進展について、的確に対応するとともに、出生率の向上については、経済的安定はもとより、テレワークの推進や医療児保育など子育て支援の拡充といった仕事と子育ての両立に向け、ライフステージに応じた切れ目のない支援が喫緊の課題。また、若年・女性・高齢者の道内就職率は、全国平均を下回っていることから、就業促進に向けた支援の継続が必要。
②①の課題等解決の方策・方向性	少子化は婚姻減の影響も大きいことを踏まえれば、（「次元の異なる少子化対策」が）出生減の歯止めになるものとは到底言えない。若い世代の所得向上と非正規から正規雇用への転換の更なる推進(道庁は「非正規雇用労働者処遇改善支援事業」について、令和5年度60社で正規化数は32人と回答)が必要。厚労省は、令和5年度のキャリアアップ助成金の活用について、全国で6万5千人と回答しているが、北海道労働局とのより一層の連携による正規雇用化を強力に推し進める必要がある。また、卒入学式以外の学校行事も含む「子の看護休暇等」の拡充、短時間勤務制度の代替措置としたテレワークの義務化および対象年齢を引き下げるなど、<u>正規雇用でも子育てしながら働きやすい雇用環境の創出を拡充</u>すべき。
③②の方策を進める上で想定される問題点	②の方策・方向性のうち、「子の看護休暇」について、厚労省は「4月に施行したばかりであり、利用用途を拡大することは、慎重な検討を要する」(8/7の要請行動)との回答にとどまっております。連合北海道は、多くの現場・地域の声として、卒入学式以外の学校行事、参観日、個人面談などを「取得事由」に追加するよう、<u>まずは実態調査を行うよう再要望</u>を出している。また、「テレワーク」について、厚労省は「業務の性質・内容等から、一律に義務付けることは困難と考えます。今般、3歳未満の子を養育する労働者にテレワークの措置を努力義務に加えた。その着実な施行に努める」との回答にとどまっている。連合北海道は、一律にテレワークを義務付けるのではなく、テレワークできる部署で、対象年齢を2歳までではなく、せめて小学校就学前までに拡大してほしい、という現場・地域の声があり、本来、テレワークができるのならば、「介護離職」「育児離職」せずに済んだという人は大勢いることを受け止め、実態調査を実施するよう再要望を求めている。
④他のワーキングメンバーとの連携の可能性	「テレワーク」について、<u>経済団体や市町村会などと連携し、自社から積極的に推進することを模索できないか</u>と考える。人材は「財産」。正規雇用でも子育てしながら働きやすい雇用環境創出の拡充が、今後の道内の雇用労働者の減少に歯止めとなる大変重要な課題であり、重要課題として取り組むべきであると考ええる。
⑤その他ご意見等	—

【調査票】 ※詳細は別途配付資料を参照

団体名/記載者	連合北海道/永田 重人（総合政策局長）
①地方創生2.0実現に向けた課題・意識など	【安心して暮らせる地方をつくる①】 ＜連合＞医療・介護サービスの将来にわたる担い手の確保について、より明確な目標値と更なる人材確保に向けた取組が必要 ＜連合北海道要請＞2)介護職員の処遇改善による人材確保など> 公定価格である介護報酬の改定は2027年度となることから、次年度も継続的な賃上げが実現することを想定すれば、<u>他産業との格差が一段と広がり、介護現場の人手不足が加速</u>することは明らか。2026年に臨時改定が実施されるのかは定かではないが、仮に介護報酬の臨時改定引上げが実施されたとしても、ケアマネは対象外となるため、何らかの対策を検討するよう、厚労省に要請(8/7)。介護離職者数も毎年11万人に達し、仕事と介護の両立困難による2030年の経済損失額が9兆1,792億円と推計されている。「介護離職」「介護難民」という事態が生じないよう、特に<u>介護職員の処遇改善</u>に全力で取り組むよう要請。 ●本来は、<u>中山間地域</u>の「加算」ではなく、<u>地域係数を高く設定すべき</u>。1級地(20%上乘せ)の考え方を地方に重視した係数に変えていくべきであると専門家も指摘している。また、<u>中山間地域における介護職員の公務員化</u>についても検討すべき。過疎地で公務員として働く訪問介護員が増えれば、若者が当該地域に定住することとなり、人口減少対策の一つの方策ともなる。 ●連合北海道は、昨年から「<u>地域医療介護総合確保基金</u>」を活用して、<u>介護報酬上の2人訪問加算が算定できない場合</u>においても、この<u>基金を活用して加算相当額の補助を行う</u>よう、北海道庁に対して求めている(道は、現時点で補助するかどうかについて、検討することは「難しい」と断言)。深刻な人手不足にあえぐ介護業界で、サービス利用者や家族による職員への暴言や暴力、ハラスメントが後を絶たない。群馬県などでは、基金を活用し、「ホームヘルパー人材確保対策事業費補助金」が人材定着、ハラスメント被害防止、事業所支援の目的で750万円の予算を措置している。この2人訪問は、セーフティネットとして、どうしても必要な制度。また、カメラ付きICレコーダーなど<u>セキュリティシステム導入に必要な経費を補助</u>すべき。 1級地(20%上乘せ)の考え方を、地方に重視した係数に変えていくべきであることや、中山間地域における介護職員の公務員化の課題については、<u>全国の課題であることから、国への要請に止まざるを得ない</u>こと。一方、介護報酬上の2人訪問加算が算定できない場合においても、この<u>基金を活用して加算相当額の補助を行う</u>ことについては、北海道としてのやる気の問題。
③②の方策を進める上で想定される問題点	北海道カスタマーマーハラスメント対策推進協議会(座長:三橋副知事、<u>連合北海道も構成員として参画</u>)などの場において、<u>議論すべき</u>。すでに2025年6月4日の第1回協議会において連合北海道から、介護労働者の2人訪問に対する加算措置の課題について保健福祉部の不誠実な対応を含めて発言し、副知事から「意見を踏まえて検討させていただきたい」旨の回答は得ている。
④他のワーキングメンバーとの連携の可能性	
⑤その他ご意見等	—

【調査票】 ※詳細は別途配付資料を参照

団体名/記載者	連合北海道/永田 重人 (総合政策局長)
①地方創生2.0実現に向けた課題・意識など	【安心して暮らせる地方をつくる②】 ＜連合北海道要請：7)誰もが安心して受けられる地域医療の確保に向けた財政支援や診療報酬の改善＞ 新型コロナウイルス関連の予算が無くなり、北海道では多くの病院経営は深刻化している。月例賃金の削減提案が出され、世の中における賃上げの流れに逆行する事態が病院職場で起こっており、断じて容認できない。誰もが地域で安心して受けて受けられる地域医療の確保に向けて、<u>2年を待たずに診療報酬の抜本的な改善</u>を図るよう8/7、厚労省に強く要請。
②①の課題等解決の方策・方向性	さらなる財政支援策や2年を待たずに診療報酬の抜本的な改善を図るべき。また、<u>厚労省による「病床数適正化支援事業」</u>が財政支援されない状況となっている。連合北海道は、「病床数適正化支援事業」について5万床の要求に対して、1万1千床にとどまっております。多くの不満の声が寄せられていることを再指摘し、第三次の予算配分があるのかを質したところ「引き続き検討したい」と回答があった。連合北海道は、財政健全化の視点で地域医療の議論が推し進められることのないように、財政支援するよう申し入れた。
③②の方策を進める上で想定される問題点	「病床数適正化支援事業」のさらなる予算配分と並行して、前年度の賃金改善の取組状況を評価するため、「賃金改善実績報告書」を7月までに地方厚生局に報告するとなっていた。診療報酬改定でベースアップ評価料を新たに設けたが、多くの医療機関では財源が厳しく、<u>医療機関で働く職員に還元できていない</u>との報道もあった。なお、8/7の厚労省との意見交換において、連合北海道は、「総務省は、今年4月から『病院事業債(経営改善推進事業)』が可能となりました。民間病院は厚労省、大学病院は文科省と別れていることから、厚労省として、しっかりと全体を支援することが重要です。速やかな財政支援を行うべきであると考え
④他のワーキングメンバーとの連携の可能性	地域医療が崩壊しないよう、道がしっかりとリーダーシップを図り、<u>振興局単位で、市町村自治体、医師会看護協会などと連携し、各病院の実情を国に働き掛けていく</u>べき。
⑤その他ご意見等	—

【調査票】 ※詳細は別途配付資料を参照

団体名/記載者	連合北海道/永田 重人（総合政策局長）
① 地方創生2.0実現に向けた課題・意識など	【安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生①】 ＜連合＞「公共・日本版ライドシェア等の普及」ではなく、タクシー事業の営業区域の見直しや、安全確保を大前提とした自動運転技術など先進技術の活用も含め、あらゆる手段を検討すべき。また、地域公共交通会議や法定協議会等で<u>地域の実情を踏まえた検討を活性化</u>するとともに、複数市町村にまたがる広域的交通については合同会議等を活用し、<u>クロスセクター効果も踏まえた検討を進めるべき</u>。 ＜連合北海道要請：3) 買い物や通院に伴う交通インフラの整備及び支援＞ 道は全国で2番目に「アクセス困難人口」の割合が高く、暮らしを支える生活サービス提供機能のうち、特に買い物や公共交通の利便性が重視されるものの、近年、バスやタクシー運転手の人手不足が深刻化し、今後、人口減少が進むなかで、<u>地域公共交通の維持がさらに困難となる</u>ことが想定される。 国や道が店舗(スーパーやコンビニ)や移動販売サービスの開設・運営への<u>支援や公共交通事業者に対する支援の拡充、自治体が運営し委託するデマンド型交通(予約型小型バス)・コミュニティバスの助成など</u>を行うことが肝要。 農水省がとりまとめた「<u>食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ</u>」の政策が、北海道単位もしくは市町村単位(民間企業の活用を含む)で活用できるものとなるよう、農水省に求めていく必要がある。 国交省の「交通空白」解消に向けた取組方針2025で示された「何らかの対策が必要とされる『<u>交通空白</u>』地区」や「未然防止に向けた対応が求められる『<u>要モニタリング地区</u>』」の道内市町村分について、取組実施中・準備中・検討中も含めて<u>把握し、地方創生2.0の課題として対策していくべき</u>。同取組方針では「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくりとして、都道府県の体制づくりが重要であることが伺える。それに関連して、地域交通の維持や活性化に向けて、都道府県が市町村をけん引・補完する<u>体制構築に向けた「都道府県目標」</u>が設定され、国交省による認定が行われることで、都道府県単位(市町村単位)へ予算措置を含めた<u>後押しを国として行うべき</u>。「買い物難民」対策として、地方創生事業としての措置を盛り込む必要がある。
② ①の課題等解決の方策・方向性	この課題について、道庁内では、農政部や建設部だけの取組とならないよう、地方創生の観点で、総合政策部が横断的にどのような関わっていくのかが課題
③ ②の方策を進める上で想定される問題点	農水省、国交省、経産省の北海道事務所との連携、振興局と市町村との連携は不可欠
④ 他のワーキングメンバーとの連携の可能性	—
⑤ その他ご意見等	—

【調査票】 ※詳細は別途配付資料を参照

団体名/記載者	連合北海道/永田 重人（総合政策局長）
①地方創生2.0実現に向けた課題・意識など	【安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生②】 ＜連合北海道要請：5）保育士の配置基準の見直しと保育士に処遇改善手当につながるルール等の構築＞ 休日保育を含めた保育環境の整備や保育の質の一層の向上を図るためには、何よりも保育人材の確保・定着が重要。そのためには、 <u>保育士の処遇改善等加算の対象事業範囲の見直しと保育士の配置基準の見直しが必要</u> 。配置基準については、2024年4月から一部年齢で見直しが図られたが、 <u>0歳児から2歳児</u> については、保育士不足の観点から <u>見直しの対象に含まれなかった</u> 。 一部の自治体では、よりきめ細かな保育を実施するため、国の基準を超える独自の配置基準を定めているが、保育サービスの地域間格差の解消及び保育の質の向上に向けて、 <u>残る0歳児から2歳児に対する国の保育士の配置基準の見直し</u> は急務。また、近年、何らかのアレルギーや発達障害を抱える園児、外国籍の園児が増加傾向にあることから、保育の現場に求められる対応は多岐にわたる。質の高い保育を維持し、継続していくためには、 <u>国の配置基準を上回る保育士の配置や手当の増額などの処遇改善</u> が何よりも必要であり、そのための助成等を国や道において検討すべき。
②①の課題等解決の方策・方向性	厚労省の賃金構造基本統計調査(2024年)によると、北海道の保育士の月給は26万5,800円で <u>全国の全職種平均と比べると6万円以上の格差が生じている</u> 。こうした <u>待遇の低さが保育士不足の大きな要因</u> となっており、こども家庭庁が言う、「多職種と遜色ない処遇の実現」を目標として掲げているという回答には、疑念を抱かざるを得ない。地方創生の政策パッケージに明確に明記して、保育士不足の解消をめざしていく必要がある。また、認可外保育園であっても保育士の処遇改善加算の対象事業所となるようにして、保育士の処遇を改善させなければ、認可外保育園には保育士が集まらないこととなる。さらに、確実に保育士の処遇改善につながる仕組み・ルールづくりについて、こども家庭庁は、8/7の連合北海道との意見交換において、「今年度から施行された『保育士等の経営情報見える化』によって、保育所等の給与情報等を明らかにするなど、透明化の向上を図ってまいります」と回答した。つまり、今年度から、確実に保育士等の処遇改善につながる仕組みやルール等が確立されるということであり、道が市町村に対して、きちんと「仕組みやルール」が確立されるかを点検すべき。なお、こども家庭庁は、「虚偽が働きづらい状況になっていきます」というものの、仮に <u>事業者が虚偽の報告をした場合、罰則規定もないため、騙される</u> ことがないよう監視も行うべき。
④他のワーキングメンバーとの連携の可能性	次の課題の「こども誰でも通園制度」の取組と連動し、振興局単位で、市町村と連携を図り対策を進めていくべき

【調査票】 ※詳細は別途配付資料を参照

団体名/記載者	連合北海道/永田 重人（総合政策局長）
①地方創生2.0実現に向けた課題・意識など	【安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生③】 ＜連合北海道要請：6）「こども誰でも通園制度」の受け皿確保と保育現場の負担軽減＞ 「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的とした「こども誰でも通園制度」は、2025年度の制度化、2026年度からの本格実施に向け、試行的事業の状況等も踏まえて制度の検討が進められている。しかし、<u>近隣の保育所等での受け皿</u>が少なければ、予約待ち、キャンセル待ちが増え利用しにくい制度となり得ることが懸念される。加えて、<u>在園児と同室の保育となる場合の保育環境のリスク</u>を見定める必要性が生じる可能性があることから、<u>現場の実情を踏まえたうえでの制度設計</u>を行うべき。
②①の課題等解決の方策・方向性	「こども誰でも通園制度」の2026年度からの本格実施に向けた制度の検討を進めるうえで、<u>受け皿の確保や保育現場の負担軽減を含めた改善</u>を図るべき。
③②の方策を進める上で想定される問題点	上記の課題同様、<u>保育士の確保</u>の課題が一番の問題点。よって、上記課題の解決により、「こども誰でも通園制度」が受けられる自治体と受けられない自治体が生じないよう、道としての対策は急務。道の創生戦略に補強を要望しているのは、「こどもは未来の宝」であり、我が国の未来を背負う子ども達に<u>地域間格差</u>が生じないよう、「各主体が果たす役割」の地方公共団体の役割⇒市町村の役割、都道府県の役割の流れに沿って、道として市町村に対する助言を含めて対策を進めるべき。
④他のワーキングメンバーとの連携の可能性	道、振興局、市町村などの連携により、地域間格差が生じないよう取り組みべき

【調査票】 ※詳細は別途配付資料を参照

団体名/記載者	連合北海道/永田 重人（総合政策局長）
①地方創生2.0実現に向けた課題・意識など	【再生可能エネルギーの導入による地域脱炭素の推進】 ＜連合北海道要請：4)再エネ立地における地域への説明・同意に向けた体制づくりへの道の関与＞ ○風力をはじめとした再エネ拡大に伴い、安全面、防災面、計画や環境への影響に関する懸念など、<u>地域との共生上の課題が顕著化</u>してきている。国(経産省)が責任をもって、地域住民への丁寧な説明・同意に向けた体制づくりに関与すべき。なお、風力発電事業については、環境破壊や騒音・低周波音、野鳥衝突などの対策を講じる必要があると考える。 ○FITにおいては、道内で86%を占める発電出力50kW未満の<u>小規模な太陽光発電施設</u>(注：大規模施設に比べ、売電価格が割高で規制が緩い)を同じく、近い番号に設置する「<u>分割</u>」と<u>呼ばれる事例</u>が少なくとも312か所あると判明した。経産省は、「2017年以降、一帯の箇所を厳格に行っている」と回答したが、道においても注視していくべき。 ○風力発電を考える市民の会代表からのヒアリングによると、説明会での内容を反故にして進めている実態があることを伺った。生物多様性保護と漁業者への影響の抑制、地域住民との合意形成は、いずれも欠かすことができないプロジェクトの進행을優先するのではなく、<u>地域住民や関係者との十分な対話を進めることが不可欠</u>。 ○また、FITについても、発電出力50kW未満の小規模な太陽光発電施設の設置について、道は<u>経産省と連携を図り対策を進めていく必要がある</u>。
②①の課題等解決の方策・方向性	○説明会の開催について経産省は、「説明会は少なくとも、極めて多く半数以上に不備があった」旨の認識を示していることから、<u>説明会の不備を解消するよう道が市町村と連携を図り、経産省に課題の解決を図るよう求めていか</u>なければならない。 ○FITは2012年に開始し、経産省は、2014年、2017年、2019年、2022年と計4回、<u>規制を強化したが、いまだに類似事業は続いており、「いたちごっこ」となっている</u>。
③②の方策を進める上で想定される問題点	
④他のワーキングメンバーとの連携の可能性	経産省北海道事務所、地域の市民団体からの意見聴取などが必要であると考え

(5) 令和7年度第1回北海道総合開発委員会の概要(6月6日)

- 1) 冒頭、鈴木直道知事が「北海道のポテンシャルは、我が国における産業の再配置など通じて『地域での雇用の受け皿をつくる』、『若者をはじめとする人材の定着・誘致』などの経済の活性化と暮らしの向上に生かしていく必要があると考えている。構成委員のみなさまにご議論いただいた北海道総合計画では、こうした考えをもとに『北海道の力が日本そして世界を変えていく』、『一人ひとりが豊かで安心して住み続けられる地域を創る』との2点を、目指す姿として掲げたところである。北海道の将来を見据え、計画の目指す姿を道民や市町村民、企業の方々と共有して北海道の力を結集して取り組みを進めていきたい。本日は総合計画の進捗について初めてご審議いただく第1回目となる会議となる。総合計画の推進を通じて北海道、そして道内各地域の発展に繋がられるよう、構成委員の方々には忌憚のない意見をいただきたい」と挨拶した。
- 2) 続いて、實金清博委員長(北海道大学総長)の座長により、委員会が進行され、議題について事務局から説明を受けた後、参加した委員及び参与から、北海道総合計画の進捗状況の内容を中心に意見交換が行われた。
- 3) 連合北海道の須間会長からは、①北海道総合計画指標の進捗状況にある非正規の課題については、『不安定な就労状態にある非正規労働者の正社員化を進める必要がある』と示されているとおり、不安定雇用ではなく正規雇用を増やすということが、少子化対策やフリーランス・外国人労働の就労環境対策にもつながる重要な取り組みとなる。道による非正規労働者の正社員化に向けた支援については、今後の取り組み内容について注視していきたい、②『魅力ある働き方・職場の創出』のなかに、『地方公務員全体の2割を占める会計年度任用職員の常勤化に向けた普及促進』との記載があったが、やはり、地方公務員の方々が地域のために全力で働いていける職場環境の創出が重要である。そういった観点からも、会計年度任用職員の処遇改善はもとより、正規化が必要であることから、道としての対応、さらには市町村への働きかけをお願いしたい、③道内の女性の就業率は全国と比べると低い状況にあることから、要因分析を行ったうえで対策を講じていただきたい、などと発言した。

令和7年度第2回北海道公衆浴場問題協議会の概要

- (1) 公衆浴場法第1条に基づく、北海道内の普通公衆浴場は 200 施設(前年から▲12)あるが、今回、報告事項で令和7年度(2025 年度)公衆浴場経営実態調査結果について説明があった。

連合北海道から利用者代表として、「調査協力施設数が昨年より少ないが見解を聞きたい」と発言した。これに対して、道および公衆浴場業組合からは「当初は昨年と同様の施設数の協力を得られる予定だったが、調査直前に体調不良や都合がつかないとして施設数が減ってしまった。業界としても今後の一つの課題として取り組んでいく」と回答があった。このため、連合北海道から「3年連続で料金引き上げが実施されてきたが、極力さらなる引き上げを避けてほしいというのが利用者の立場。その上で、調査結果総括表の収支差を見ると昨年より厳しい状況になっているため、4年連続の引き上げも想定せざるを得ないと思っており、慎重な対応をいただきたい。」と発言した。これに対して、公衆浴場業組合からは「大人換算入浴客数が 90.8 ということで、昨年の 10 円の値上げが家計に及ぼす部分も出てきたと感じており、それが結果として入浴料金収入で、▲33,000 円と出てきた。今回も▲21,000 円が出ているから即値上げということではなく、ご意見を頂戴しながら業界として今後どうしていくかをご協議、ご意見いただきたい」と回答された。

- (2) 協議事項として、公衆浴場入浴料金の取扱いについて提案がなされ、その際、事務局から「先日、大型の公衆浴場 6 社で組織されている大型公衆浴場協議会から燃料費、光熱費、仕入れ資材、人件費等の高騰を受けて現行の大人料金では厳しいと、今の 500 円から 600 円に値上げしてほしいと道に要望があった」との報告がされた。また、公衆浴場業組合からは「①大阪が 520 円から 80 円上がり 600 円となった理由について、大阪や東京は燃料の主体が、ガスに重点を置いており、ガスの値段の動きが入浴料金に影響したこと、②北海道の主体は、重油と廃油であること、③今回、実態調査で収支差がマイナスと出ているが、3年も連続で値上げという形で消費者負担をいただいていたため、簡単に値上げということをお口にできない数字になってきている。入浴料金を抑えることで地方自治体からの助成措置、固定資産の減免や上下水道の減免等いただいているため、その辺を十分に加味しながら、マイナスが出たから即値上げとはならないと考えている」と発言があった。

- (3) 連合北海道からは、①昨年の公衆浴場入浴料金統制額の答申書を振り返って、公衆浴場業界及び道として、この1年間どのような努力、取り組みを行ってきたのか、②3年続けて値上げしてきたため、4年連続とならないよう営業努力で組合はやっていきたいという決意があったと理解していいか、③事務局から 10 円値上げで 23,000 円プラスとの話もあったが、利用者側代表としては、できれば据え置きで対応していただきたい。ただ、値上げをしないことによって各公衆浴場が経営危機に陥って倒れていくのであれば、検討していかなければならない、④やはり業界側が苦しい状況にならないように道としてもより一層努力をしてほしい、業界側を手助けしてほしいという思いが利用者側にある。経営努力にも限界があるため、道としても公衆浴場が減少していかないように対策いただきたい。」と発言した。

また、他の構成員からは、「電気料金の部分について、LED 照明にどんどん変わっているが、公衆浴場でも手が回らないところは LED の照明に変わっていないところもたくさんあると思う。新しい設備に交換することで少しコストを抑えることも考えられる。ただ、それを各公衆浴場が負担するのは大変なため、その辺りを他から補助を受けるような仕組みがあれば、電気料金も抑えることで赤字部分を少しでも圧縮できるのではないかと」発言し、事務局からは「何ができるか考える」と回答された。

- (4) これらの議論を受けて、公衆浴場入浴料金の改定について、協議会の意見としては料金改定は見送り、審議会への移行は行わない、という結論で終了した。

令和7年度第1回北海道カスタマーハラスメント対策推進協議会の概要

(1)冒頭、協議会会長の三橋副知事から挨拶を受け、その後、カスハラ専門家である NPO 法人北海道勤労者安全衛生センター特別講師の齊藤勉氏から、「カスタマーハラスメントの知識と道内の状況について」の特別講演を受けた。齊藤講師は、カスハラは、勘違い！思い込み！錯覚！から生じる、と切り出した。①15歳～44歳までの死因、第1位が「自殺」、自殺者の約10人に1人は「仕事が原因」であることが紹介された。②各種ハラスメントの根拠法と定義概要に触れ、日本はILO190号条約を結んでいないため、措置義務にとどまっている、と述べた。③「クレームとカスハラの違い」について、「クレームは宝の山」である一方、「やってもらって当たり前」が生む負のスパイラルとしてのカスハラの一因は、行き過ぎた「お客様第一主義」による過剰接待であること、消費者は「これくらい当たり前」などと期待しすぎである、と主張した。④カスハラと判断基準について、顧客等の言動で、要求の妥当性が理解できる⇒妥当な要望は、「正当なクレーム」となる一方、要求の妥当性が理解できない⇒暴言・暴行、人権侵害は、「カスハラ」となること、カスハラと抵触する法律として、傷害罪、暴行罪、脅迫罪、恐喝罪、未遂罪、強要罪、名誉棄損罪、侮辱罪、不退去罪、信用毀損及び業務妨害・威力業務妨害罪ほか、多くの罪に問われることが紹介された。⑤離職者と経営への支障について、ハラスメントによる離職は年間約87万人(2021年)おり、うち約57万人が社会に伝えず、その結果、人手不足や採用困難、退職者増につながっていると主張された。職場でハラスメントを受けたことがある人に、誰かに相談したのか調査したところ、56%が「相談した」一方、44%の人は「誰にも相談しなかった」と回答し、その理由として、相談しても改善しないと思った、という結果を紹介した。⑥安全衛生センターが実施したカスハラ調査結果(2022年2023年)に触れ、特に2024年調査では、カスハラ道条例を知らない人が半数以上いることが紹介され、また、カスハラ被害を受けた割合が約6割、印象に残るカスハラは、暴言が41%、同じ内容を繰り返す16%、説教15%、威嚇・脅迫13%、長時間拘束8%となっていること。次に、迷惑行為をしていた人の性別・推定年齢について、行為者は男性76%・中高年90%(50代31%、60代27%、40代18%、70代14%)ということ。次に、カスハラのきっかけとなった理由として、不満のはけ口・嫌がらせ32%をはじめ、約6割が行為者に原因があることが紹介された。また、カスハラを体験した後の心身の状態変化については、約9割の人が心身に悪変化ありと回答したこと。さらに、自由記載欄では、組織内でも責任のなすりあい、会社が社員を守る仕組みが必要だ、上司が面倒なことに関わりたくないとして助けてくれない、との記述を紹介したうえで、カスハラを無くすために、今後どのような対策が必要かとの問いに対して、1)新たな法制定など、法律による規制の強化30.8%、2)社内マニュアルの整備(クレーム対応マニュアル)24.5%、3)業界全体で対応できるガイドラインの整備21.8%、4)行政や業界団体による啓発活動16.7%などが紹介され、カスハラは個々人の問題ではなく、会社全体の問題であると主張された。⑦北海道カスタマーハラスメント防止条例の内容、⑧全国の条例制定状況(東京都、北海道、群馬県など)、⑨カスハラに関する具体的な取り組み、⑩消費者の権利とカスハラの実態(カスハラと消費者教育、カスハラロープレ、気を付ける6つの態度)、⑪まとめとして、「被害者にも加害者にもならない」「サービスをする側も受ける側も共に尊重される社会」をめざそう、と締めくくった。

(2)北海道カスハラ防止条例に係る指針及び具体的な取り組みについて、北海道から提案され、その後、参加した構成団体の取組等について意見交換を行った。①有識者から、北海道大学大学院の教授、弁護士会、社会保険労務士会、②関係団体から、北海道経済連合会、北海道商工会議所連合会、北海道中小企業団体中央会、連合北海道、NPO 法人安全衛生センター、③行政から、札幌市、鹿部町、④オブザーバーとして、北海道労働局、北海道町村会から、それぞれ発言があった。連合北海道からは、航空労働者へのハラスメント対策、カスハラ対策となる介護労働者2人訪問に対する加算措置の課題など、北海道としての条例・指針策定を踏まえて、総合政策部空港課、保健福祉部高齢者保健福祉課への指導・助言を強めてほしい、と要請したところ、三橋副知事から、意見を踏まえて検討させて頂きたい旨の表明がなされた。

